

映されてゐたと云へるであらう。
更に政府當局の農村政策に目を轉じてみやう。ここでは未
穀自治管理法を始め産商處理統制法案、肥料業統制法案等
の農村關係重要法案は議會で葬り去られてしまつた。こゝに
現在の政治的勢力における資本家的農村救済政策の困難と限
度とが示されてゐるが如くであるが、それが資本家的農村對
策である以上、たとへ議會を通過したとしても農民特に貧農
大衆はこれらの救済策から何程のものを期待し得るであらう
か。たゞ本年漸く僅か三ヶ月の飯米差押禁止を内容とする民
事訴訟法中改正法案が實現され、また二千萬圓程度の申譯的
な地方財政調整交付金制度も既に成案化されたと傳へられる
が、いづれにしても農村の窮乏とそれに立つ要望とに比して
これら諸法案の規模は餘りにも貧弱であると云はざるを得な
いのである。昭和七年來の農村經濟更生施設についても亦同
様のことが云へるであらう。かくて小作法の如き勞働保護立
法は農村においては未だ遠き將來に屬するものと見られ、「非
常時」下における農村の政治的不平はいよゝ大きいやうで
ある。

せられる共済團體の数は昭和九年末現在四、一七九、この
うち共済を主とする組合は二、一五八を占む。組合數、組合員
數ともに前年より増加してゐる。

	昭和九年末	昭和八年末	昭和七年末
友愛組合數	四、一七九	三、五八八	三、三〇〇
共済を主とするもの	二、一五八	一、九六六	一、七九八
修養を主とするもの	四三三	三六三	三六六
その他	一、五九〇	一、二五九	一、一五五
組合員總數	六六五、一六四	五六九、八三〇	五五九、八三四

〔備考〕一第五十四回帝國統計年鑑による。

二 扶助給與

工場における扶助給與 工場における扶助給與については
まだ昭和十年の狀況が發表せられてゐない。昭和九年中民間
工場における業務上の死傷病者に對し扶助したる件數は一
九、五〇五件にして、その扶助金額は一、〇六二、二二三圓
である。これをその前年分に比較するに、件數について三、
六二四件、金額において二四二、一八一圓、夫々増加を示し
て居り、一件平均額も増大してゐる。いま最近四ヶ年の趨勢
を見るに次の如くである。

昭和	件數	金額	一件平均
六年	八、〇七七	八七一、二二二	一〇八、〇〇四
七年	九、五〇九	七二六、六二六	七六、四三三

第三部第一編 雇主の施設及び對策

第一篇 雇主の施設及び對策

第一章 工・鑛・交通業資本家の施設及び對策

第一節 慰撫的對策

資本金雇主の労働者に對する施設及び對策を、慰撫的對策
協同的對策、及び對抗的對策の三節に分つて述べる。

一 共済組合

共済組合は、健康保險法の實施以來職工の多くは同保險法
による給付を受くる結果、強いて共済組合を組織する必要
なきため既に設定せられたものと雖も成立當初の目的の大半
を失ひ解散するもの多く、或は爾後組合會費の徴集を廢止し
現有資金のみをもつて職工の慰安教化其他の福利施設に支出
しつゝあるものもある。昭和九年工場監督年報には神奈川、
静岡、長野、山口の四縣における狀況の詳細が報告せられて
ゐる。

帝國統計年鑑に據るに、友愛組合なる名稱のもとに包括

同	八年	九年
同	一五、八六一	一九、〇五五
同	八三〇、〇三三	一、〇八三、二二三
同	五、六六六	八三、二四三

〔備考〕一工場法又は鑛業法による扶助給與は昭和元年末限りその
大部分は健康保險給付に代つた。

鑛山における扶助給與 鑛山における扶助は昭和二年以來
扶助人員、扶助金額共に減少の傾向にあつたが、八年に入つ
て逆に増加を示し、九年中には扶助人員が減少して扶助金額
の増加を見たが、本年は再び増加となつてゐる。即ち本年中
鑛夫勞務扶助規則によつて、扶助を受けた總人員は一二、八
二七人扶助料總額は一、九五四、五四五圓、之を前年に比較
すれば、人員において八二六人（六・九％）、金額において
三五七、九九八圓（二二・四％）の増加である。右扶助人員
及び金額を扶助種別に内譯して前年との比較において示せば
左の如くである。

扶助種別人員	昭和九年		昭和十年	
	人員	金額	人員	金額
死亡者	八四五	八、五八八	一、〇七〇	一、〇六三
障害扶助料を受 けたもの	七二	四、六三三	五、五七九	一、〇四
打切扶助料を受 けたもの	一三	一三	二二	一
三十日以上休 業扶助料を受け たるもの	一九八	一九八	一六〇	一六〇
其他のもの	六、二五九	四〇、六三九	五、八八四	二七、五九二
計	八、一〇七	一、〇六二、二二三	一二、八二七	一、九五四、五四五

計 昭和九年 11,799 昭和十年 13,621 (増2,822)

扶助種別金額	昭和九年		昭和十年	
	負	計	負	計
療養費	1,604	493	1,306	748
休業扶助料	1,462	506	1,387	1,575
障害扶助料	78,481	38,996	90,749	99,992
遺族扶助料	3,493	3,105	3,582	3,698
葬祭料	3,708	0	3,733	4,811
打切扶助料	1,260	1,260	1,700	1,700
計	1,150,996	351,159	1,910,131	394,955

(増2,822)

三 歸郷旅費の支給

工場施行令第二十七條により歸郷旅費の支給を受けたる職工数は昭和九年においては一萬八百七人(前年一二、〇六八人)にして、その金額は二萬八千八百二十二圓(前年三〇、七二六圓)である。これらを前年の分と比較するに、人員において一千二百六十一人(一割二分弱)、支給金額については一千八百九十四圓(二割一分強)のいづれも減少を示してゐる。

次にこれが支給状況を業務別に見るに、依然染織工場首位を占め 職工数においては九割五分、支給金額については八割八分に當つてゐる。なかんづく製絲、紡績及織物等の各業務に於ては殆んど女子のみである。尙ほ最近五ヶ年間の状況は左の如くである。

業務上の傷病者	女子		未成年者		計	歸郷旅費額
	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年		
女子	2,556	2,600	1,264	1,313	3,860	3,698
未成年者	680	1,264	1,313	1,575	3,832	4,811
計	3,236	3,864	2,577	2,888	6,693	8,509

四 福利慰安施設

労働者に對する福利慰安施設は漸次ながらも進められつゝ、あると見られてゐる。昭和九年の工場監督年報の報告するところを見るに、「労働者の福利増進に關する施設は、時勢の進運と工場法施行官憲及各地工業主福利團體との協力指導とに依り益々當業者の理解を深め、漸次之が普及を見ると共に既設施設の改善を示せるは累年本年報の報する處なり。凡そ福利施設の普及改善は産業能率の増進と不可分の關係にあるものなるが故に、工業主も能ふ限り之が改善發達に努力をなし

監督官憲も獎勵し居る所にして昨年來の財界回復の状態は工業主をして福利施設に力を注ぐの餘裕を見出せしめたる處なるも、本年に入り産業界の躍進に伴ひ福利施設も益々改善の傾向に在り」といふ。

しかし福利慰安施設が事實上どの程度に労働者の福祉に貢獻しつゝあるかを知ることは困難な問題である。この種の施設は行はざるに優ることは勿論であるが、それが低賃銀の補償たる意味をもつとすれば種々なる問題を含むと思はれる。元來、工場、鑛山等における福利慰安施設なるものは、本來的に云へば、かゝる集團的共同作業に必然に伴ふ諸種の弊害、苦痛、不便を排除し、作業場生活そのものを積極的に明朗化するべき性質のものであつて、従つてこの種の施設費は、事業主が労働者に給付する賃銀部分とは初めから無關係のものであるべき筈である。それは個々の利潤からの一の控除分であつて、賃銀の低位を補償しうる性質のものではないのである。昭和八年から九年にかけてソシアル・ダンピング問題が擡頭したとき、之を辯護した資本家筋の議論にはこの點に關する混同がなかつたとは云へない。だが、いま假りに百歩譲つてこの點を認めるとしても、既に日本工業俱樂部の調査、(昭和九年度本年鑑参照)が自ら明らかにしてゐるやうに、謂ゆる福利施設費なるものは微々たるものに過ぎず、わが低賃銀を補償するには遠く足りないものと見られるのである。ソ

シアル・ダンピング問題において特殊日本の福利施設が諸外國に多くその比を見ざるほど高度なものであることを強調して、わが低賃銀はその外觀よりも大いに割引して考慮すべきだと主張した資本家筋の議論はむしろ實質的には何等の根據なきものゝ如くである。

だが福利施設における特殊日本の姿は本年においても退職積立法案に對する反對論の形において現はれた。即ち福利施設としての退職手當の慣行の法制化であり、福利施設から労働立法への轉化を意味する同法案に對し、醇風美俗の法制化、感謝の授受に對する強制といふかたちで反對論が提起されたのである。わが國における家族主義的殘存は、事の性質上、福利施設の含むところの問題において最も端的に現はれるものゝ如くである。

福利施設に關する総合的官廳調査として社會局の發表にかゝるものがあるが、(工場鑛山の福利施設調査)、これは既に本年鑑において紹介されてゐるので、こゝでは「産業福利」第十一卷第五號所載、「我國紡績工場に於ける福利施設の事例」のうち株式会社服部商店熱田工場の福利施設を紹介することとする。なほ同工場は綿絲及綿布の製織を業務とし、職工数は男三三〇名、女二、三〇〇名、計二、五〇〇である。右施設の要領次の如し。(なほ紡績工場こそは我國福利施設の牙城であることに注意すべきである。)

紡績工場に於ける福利施設の事例（株式会社服部商店熱田工場）
 一、福利施設を設けたる動機及其の開始年月 本工場に於て従業員一般に福利施設を設けたる動機と云ふのは、一般社會情勢と労働事情とを考察し、従業員の幸福増進を図るは取りも直さず勞資相互の關係益々親密を加へ一層融和の實績を擧ぐるに至るべきを信じ、即ち「愛の觀念の發現」として福利施設を爲すに至つたものであつて、大正六年四月から範圍狭少ながら施設を爲したるも、其の後年を重ねると共に改善又改善範圍の擴大を圖り尙新規施設を加へて今日に至つたものである。

二、教育修養施設

(1) 學科教育 今の處男子のみに對し常識の發達と技能の進歩を圖ると共に商工會議所の工業事務檢定試験に應ずるを目的として青年學校の教室を利用して教授してゐる。科目は紡織科、機械科の二科目で授業時間は終業後二時間位であるが、講師の都合や其の他の都合で一定してゐないし授業日數も一週に一回若は二回であつて、其の上修業年限の規定もなく高等小學校卒業程度の入職工が大抵一年位で一通りの修業は出来ることになつてゐる。換言すれば商工會議所の檢定試験に合格するまでと云へるし、檢定試験に應ずるための準備教育とも見られるのである。教科書其の他の學用品は工場で全部支給するので本人としては少しも費用はかゝらないのである。そして男子従業員の中八十名から百名位は相當の熱を以て授業を受けてゐる。以上の如く學科教育は殆んど男子のみで女子は退社後一家の主婦としての心掛けとして、

珠算、書道をホンの希望者に教へてゐるに過ぎない。

(2) 技藝教育 (イ) 裁縫 裁縫は女子従業員の一五%即ち三百人が授業を受けてゐる。教材は皆各自家庭から取り寄せるのであつて、教師は技藝學校出の相當の年配者であるから教へ方も丁寧である。授業時間は月四回の休日を除き二交代始業前終業後三時間位であつて、之を授業日數に割つて見れば和裁縫が二十日洋裁縫が二日手藝が二日と云ふことになる。(ロ) 生花 生花も裁縫同様交代時間の前後に於て午前九時三十分から午後一時まで、午後三時三十分から六時までを授業時間とし授業日數は月三回で人員は三百五十人女子従業員の一七%に當つてゐる。(ハ) 點茶 點茶の授業時間も授業日數も生花と同様であつて其の人員は一四〇名で女子従業員の七%に當つてゐる。然して之等は皆一様に授業を受けるのではなく、裁縫の時間には生花點茶はなく生花點茶の時間には裁縫は休む事になつてゐる。次に若き従業員に於ては家庭の人とならねばならない身の上であつて見れば、どうしても裁縫は女子として習得せねばならない道でありながら、授業日數か云へば裁縫時間が多いが人員から云ふ時は生花を練習するものが斷然多いのは注目すべきことであらう。

(3) 修養 修養施設としては別段修養園と稱して園規を設けるなどの大規模のものではない。一方は餘暇利用の方途とし又情操教育の便法として月三回名僧知識を招聘して修養講話を聞くのみである。

三、體育慰安娛樂 體育の獎勵は昭和六年から實施してゐるが

主として體操及び民謡の二種であつて、参加者は従業員の全部で時刻は就業前一時間位其他庭球、野球であるが、體育實施の効果は工場側から見れば餘暇があれば室内に無意味にゴロ／＼してゐるか外出するか何れにしてもよい結果は齎らさないが體操なり民謡なり實行すればそれらの觀念もなく大變よい。また従業員にして見た處皆んなが元氣で助らかに運動をやるから自分もと云ふ風に参加者が多いから、自然就業に際しても澁滞たる元氣を見せて仕事に取り掛かるから、能率の増進となり又災害豫防にも効果がある。殊に疾病率は體育實施前後と比較して餘程減少してゐることが判る。娛樂方面はピンポン、將棋位であつて慰安施設としては春秋二季の觀劇又は遠足若は運動會其他祝祭日に於ける催し等である。娛樂室の設けはあるが俱樂部兼用で其の他の集會にも併用するもので、一名社宅の公會堂とも云つて大體が社宅の者の爲めに建築されたものである。然して之等體育獎勵の方法として費用の全部は工場持ちで其の補給額は月額金百圓程度である。

四、醫療施設 本項は廣く保健施設の項目のもとに記述すべきであらうが、體育に於ては一項を設けて述べしあり、保健部の活動は安全委員會規則第二十三條に、衛生部に於ては同二十四條に掲げを見、而も診療施設に至つては健康保險法規と事業主の社會義務と相俟つて合理的對策を講じられてゐる今日、本工場に於ても充分なる施設あれば一々其の例を擧ぐるは耳を捉へて象を評するの餘あれば觀點を縮少して醫局の内容と診療の範圍を述べるに止

第三節 第一編 雇主の施設及び對策

める本工場に於ては本工場だけの獨立した病院があり醫局には專屬の醫師二名齒科醫一名藥劑師一名看護婦六名助手一名を常置して工場内外に於ける従業員の傷病の治療並防疫に當つてゐる。殊に本工場に於ては従業員ばかりでなく従業員の家族にも無料にて診療投薬をなし、また病院への診療を受けに來られない重病人には病院の醫師が往診に出かける。

五、社宅 社宅に居住してゐるものは今の處九十七戸であるが間敷は一戸當り六疊二間玄間は土間共四疊半勝手が三疊電燈料は工場持ちで家賃は月參圓で給料から差引かれる。

六、轉動手當及兵事關係手當 轉動手當と兵事關係とを同一項目とするのは聊さか奇異の感あるも、工場の内規が従業員有給休日規定として轉動手當と兵事關係が一所になつてゐるので本題を設けた次第である。さてこの轉動手當と云ふのは服部商店の各工場何れへ轉動するにも妻帯者は日給の二十日分獨身者は七日分支給され、猶豫期間は妻帯者五日間獨身者三日間である。兵事關係手當は充員召集及び演習召集が妻帯者日給の二分の一、獨身者三分の一簡閱呼夫々一日分であり、徵兵検査の場合は市内一日其の他は必要に應じ往復日數と當日最長五日の休日がある。

七、退職手當 退職手當規定として左に掲げたものは平職工を基準として作つたものであるが、組長となると左に掲げたものより一年に對する三日位の増加となり、部長となると五日位の増加となるが、これは無論本人平素の勤怠や家庭の事情をも參照して手心を加へることになる。

六ヶ月未満—二十日分 一ヶ年未満—三十日分
 三ヶ年未満—五十日分 四ヶ年未満—六十日分
 五ヶ年未満—七十五日分

八、勤続手当 勤続手当は男子のみに支給されるもので女子には支給されないが、其の男子にしても家族あるものと单身者とは支給額が違つて来る。大抵单身者は家族ある者の半額支給とも見られるので家族ある者は家族手当をも含まれることになる。其の適用範囲を示せば役付の配偶者あるものが勤続二年半以上で月額金四圓程度、夫れより五年以上のも月額金八圓と云ふ風に順次年数の加はるに従つて金額の増加を見るが、本工場の支給方法が月額いくらと云ふのは以前月給制の時分取極めた規定を其のまま用ひてゐるからである。次に組長普通職工の配偶者ある者の支給方法であるが、勤続十八ヶ月以上に於て月額金六圓から初まつて二十四ヶ月以上が日額の金八圓と云ふ風に之れも前同様次は三十六ヶ月の幾何と順次月数の重なるに従つて支給率の加重をみる。

九、賞與

(1) 期末賞與 賞與は上下を通じて最低が五圓であるが入職三ヶ月以上にならなければ有資格者とならない。女子は役付工のみが支給されるのであるが先づ賞與を一替すると勤功と勤缺とを各百點として計算される。つまり勤が五十點功が五十點と云ふ點數で一月一日から六月の三十日までが無缺勤で百點と云ふことになつてゐるので、一月一日から六月の三十日までの此の操業日數

を日點として無缺勤なら取りも直さず滿點であるが若し缺勤があつた場合は右の操業日數中十日の缺勤があつたと假定すると其の七%を引くことになる。

(2) 出来高賞與 本制度は定期的に支給するのではなくて比較的市況の良好なる時實施するものである。換言すれば儲かる時の中間利益分配とも云ふべきものであつて、定期賞與の支給制にあつても市況の如何に依つて多少の増減變化は免れないものである。左に本賞與制を例示して見やう。此處に綿布一ヶ月の出来高平均十萬反とすれば

十萬以下の場合	賞與	金五百圓
十萬反以上の場合	同	金一千圓
十萬三千反以上の場合	同	金二千二百圓
十萬六千反以上の場合	同	金千五百圓
十一萬反以上の場合	同	金二千圓

と定め、紡績部は精紡の絲の出来高、織布部は機械の製反數を標準として現實に計算の上製織し得べき數字を普通五階級に分け、締切後に従業員其の期間に於ける賞與を受くべき者の總工賃との比率を出し、賞與金が工賃の二割に當るとすれば工賃十五圓のものは一圓五十錢を二十圓のきのは二圓の配分を受くこととなる。前文に於て等級を五階級に分けると云つたのは受持臺數に依るので一臺受持では一等工、一〇臺の二等、八臺の三等と云ふことになる。然しこの賞與にあづかる者は男女従業員全部であつて、從來實施した賞與金の割合は各自日給の二割二分から最低

六分強に當つてゐる。

十、災害豫防

物的方面に就ては夫々安全装置が施してあり且つ法規上の取締もあるので一々茲に例示する必要を認めないと思ふので、たゞ精神的方面に於てのみ本調査の取材としやう。本工場が安全教育に就て全力を傾倒しゐるのは災害の跡を調べて見ると全く想像の及ばぬものがあり、萬に一つと云ふ測り知れない災害があるのに鑑み、先づ養成工に對しては各部に各職員を以て安全作業の傳習を爲さしめ、各職場毎に一層有効適切なる安全研究並安全教育の普及を圖つてゐる。殊に工場安全委員會の制度があり安全心得を制定して完璧を期してゐる。近來安全委員會は安全運動に勞資協調に重要な役割を演ずるものゝ一つとなつた。たゞ要は其の運用の如何にあるもので委員會の活動の盛衰は工場當局者の應援の如何に係はるものである。されば工場當局者の充分なる應援あれば委員會は集團意思の決定と表示機關として管理機能を圓滿に果し得る。本工場に於ける安全委員會の編制は會長一名委員九名係員五十九名の九部から成つてゐる。會長には工場長之に當り委員は職員から係員又は従業員から成る單式委員會制度である。(安全委員會規則及安全心得は之を省略する)

十一、扶助 業務上に基因する扶助は他工場と比較して大差なく且つ扶助は法規上定められたものであるから業務外の扶助に就て少しく述べたい。本規定も業務に基因すると同様の扶助を必要とする場合、即ち療養の爲め業務に服することが出来ないで賃金を受けることの出来ない時は、第四日目から男子は一圓十五錢女

第三部第一篇 雇主の施設及び対策

子は一圓十三錢の休業扶助料を、又死亡した時は三十日分の葬祭料を支給される。また分娩にあつては雇入れから百八十日以上の子に分娩費として二十圓、出産手当として分娩前は四週間分娩後六週間を限り一日に付賃金の百分の六十を支給する。

第二節 協調的對策

資本案雇主の労働者對策は大勢として對抗的態度に赴く。社會情勢の鋭化が協調的對策をして益々無効ならしむるがためである。從來、協調的對策としては工場委員會若しくは労働委員會と呼ばれる制度がとられて來たが、この制度も勞資抗争の激化する現狀では、事實上はこれをとる資本案の對抗策に轉化してゐる。従つて本質的には之を純粹な協調的制度和して見ることは出来ないであらう。(労働委員會の現況については昨年度本年鑑参照)なほ最近において特に注目せられるのは、右翼的改良主義的組合の方策として、資本案と團體協約を取結ばんとする運動が顯著になつて來た事である。即ち労働組合運動における産業協力主義的傾向の擡頭であるが、これが容認を労働者との協調的對策とみるならば、團體協約を運動方針に取り入れてゐる組合が主として右翼組合であることを併せ考へるとき、資本案雇主の新しき協調的對策として意義深いものであると云ふことができるであらう。

第三節 對抗的對策

資本家雇主の労働者に對する對抗的對策としては、一方においては、各個の雇主が直接に労働者乃至労働組合に對抗してとる諸對策があり、それは工場職場内において不斷に講ぜられつゝある種類のものである。他方によりて、資本家の對抗策としては、各個獨立ではなく、資本家團體の結合をもつて廣く労働者の運動に抗せんとするものがある。

工場職場内における資本家雇主の労働者に對する態度については既に前年度版に述べたところであるが、この種の對策は全く多種多様で、概して労働者の傾向に應じて雇主の態度も自ら異つてゐる。しかし、一般的に云ふと、組合切崩しや組合回避の態度が最も目立つてゐる。その手段としては、高壓的には暴力團の使用、懐柔的には修養團、スポーツ獎勵等をもつて組合員の關心を他方に誘ひ、或ひは御用組合の活動により、或ひは組合員外の従業員を好遇することなどによつて、労働者の組合加入を阻止せんとする方策がとられて來た。そして昭和八年以降特に注目されたのは、非常時的情勢の昂揚を利用して、工場労働者を一個の愛國的團體(青年團、工場防護團の如き)として組織せんとする運動の登場し來つたことで、この傾向は本年に入つてから益々急速度に展開されんとする勢を示した。

かゝる資本家雇主の工場職場内における組織活動に加ふるに、最近の對抗策としては、前に述べたやうな資本家團體の結合をもつてするものがこの數年來顯著に赴きつゝあることである。その最も代表的なものは「全國産業團體聯合會」の活動であらう。かゝる資本家の團體的結合運動そのものは大體昭和六年頃までに一巡し終り、それが正に積極的な活動に入らんとする矢先、他方に五・一五事件以來のフアツシズム的諸運動が財閥否定の空氣を一舉に醸成したため、一應その出鼻をくじかれた觀があつたが、昭和八年以來これらの團體は再び活動を開始し、昭和十年において退職積立金制度の法制化の問題がわが産業および労働界の日程にのぼせられるや全産聯を先頭に資本家側は活潑なる運動を進めたのである。次に昭和十年における全産聯の活動の一端を記述することとする。

全國産業團體聯合會の活動 資本家團體として最も活動せるものは昭和六年労働組合法案の反對を契機として成立した謂ゆる全産聯(全國産業團體聯合會)であるが、現在では關東關西、中部、西部、北部の各地方別産聯を有し、勞資關係の一切の問題は一應こゝに集中せられる形をとつてゐる。本年もまた可成りの活動を示したが、その主なるものは次の如くである。

退職手當積立金法案に對する反對運動 本年六月社會局が失業

對策委員會を通じて發表した退職手當積立金法案は先年の労働組合法案にも劣らぬ大きな波紋を我國産業及び労働界に投じ社會各方面の論議の中心となつたが、資本側は全産聯を代表として強硬なる反對を表明した。即ち七月十二日關係當局に稟書を提出すると共に、各方面に對しこれが議會提出阻止の猛運動を開始したが、更に十一月二日には全産聯常務理事勝掛之助氏と社大黨中央執行委員片山哲氏との間に公開討論さへ開かれたのである。社會局に於てはかくの如き全産聯の強硬なる反對運動に直面して原案に「後退的修正」を加へるを餘儀なくされるに至つた。同修正案は十二月二十日失業對策委員會の特別委員會を経て二十四日の第四回總會に附議せられ、審議の上大多數を以て可決されたが、同上席において同委員藤原銀次郎氏は全産聯を代表して原案の撤回を主張して譲らなかつた。かくの如く全産聯は強硬なる態度に終始したのであるが、その最も大なる反對理由として述べられてゐるところは「我が國醇風美俗を法制化することの危険」にある。だが、その實質的論點は結局において「一律一體の制度の強制」の一點に歸するものゝ如く、要するに福利施設から労働立法への轉化に對する反對に外ならない。いま、同總會における藤原銀次郎氏の反對意見の大略をみれば次の如くである。

〔退職積立金法案要綱に對する意見〕(抄)

私は本案には遺憾乍ら賛成致しかねるのでありまして、此の反對は私個人のみではなく、全國産業團體聯合會一致の意見であります。之に就いて先づ明かにして置きたいと思ひます事は、私

第三節第一篇 雇主の施設及び對策

や私共の關係してゐる全國の事業家團體は、退職手當制度其のものを嫌つてゐる譯では毛頭なく敢てから其の普及發達の必要を唱道してゐるのであります。問題は普及發達の方法如何と言ふ事に關係があるので、此の點で原案とは根本的に意見の相違があるのであります。反對の理由に種々ありまして、細目まで論じますと却々數時間で之を悉することは出来ないのであります。此處では主要なる數個の點に觸れて意見を申し上げ皆様の御明鑑を煩はしたいと思ひます。第一に私共は退職手當制度については法規を以て濫りに一律一體の制度を強制すべき筋合のものではないと強く信じてゐるのであります。元來退職手當の性質が如何なるものであるかに付ては、種々の議論があらうと思ひます。私は法律家でありませぬから、六ヶ敷い議論は存じませぬが、學者や裁判所がどう言ふ解釋を加へやうとも、其の發達の沿革が如何様であらうとも、事業主も之れを受ける従業員も退職手當金は永年勤続に對する慰勞感謝の現れであると思へるのが常識觀念になつて居ると申上げて間違ひないと思ひます。……尙他の一面から申しますれば退職手當は業務上の災害に對する扶助の様に當然事業主の責任とか損害賠償とか言ふやうな觀念から出發してゐるものでもありません。此の制度が失業や老年、死亡、病氣等の場合に労働者救済のお役に立つて、外國では國家の費用や労働者の掛金でやつて居りますのを、我國の事業家が一切の費用を自分持ちで代つてやつてゐる結果になつてゐる事は事實ですが、さればとて此の制度は單純に労働者救済の見地からばかりで樹てられて居るものでな

く事業に對する熱心と獎勵する勞務管理上の目的が多分に織り込まれ、ある事は當然でありまして、今更事業の經濟如何に頼着なく、法律を以て定められた一定率に應じて繰でも應でも權利義務として支給せよ、若し之に従はなければ刑罰を科するぞ」と言ふやうな強制を受ける理由が何處に有るか、私共には全然納得がゆかないのであります。……我國では歐米に類のない程各種の福利施設が發達して居りますことは、勞働時間や、賃銀や、權利義務だけで勞資關係が解離出来ない事を示して居る證據でありまして、従つて退職手當や其の他の福利施設は法律の埒外に在つてこそ甫めて勞資間の換の役目を果し得るものだと思ひます。……假に十歩百歩を譲つて、退職手當の支給が事業主の義務であると云ふ理由が立つにしても、退職手當は工場と資力の大小、勞働者の種類、地方の事情、他の福利施設との振合等に依つて自ら差別の出来るのは理の當然であります、原案が之等にお構ひなしに全國の工場嶺山に同一の率を強制しようとする事にも甚だ無理があらうと思ひます。……第二に私は本案が立案の主旨に合致して居らぬと言ふ點を指摘したいと思ひます。……本案を検討いたしますと、名前にこそ退職手當と稱せられてゐますが、其の内容は似ても似つかぬ新規の立案であると申す外はありませぬ。現在の退職手當の特徴は勤続年数の長くなるに従つて支給率が選増されること、退職の事由に依つて支給率に厚薄ある事、特に事業功績のあつたもの、或は特に同情すべき事由のある者等に對しては特別の増額をなし、自己の勝手都合で辭職する場合には一定の長期間勤続の

者でない限り、支給をしなかつたり、減額いたしますが、之は退職手當の本質から来る當然の取扱ひであります。尙又手當金も事業の利益の有無に關係なく何年勤めれば日給の何日分と言ふ様に略定的に豫想し得るのが特徴であり、偶然のことで一時的の収入の大小に依り不公平の起ることがない様に日給額についても本番賃金とか定額日給とか言ふ様に本人の勤続年数、地位、技術等に應じて定められる公平な標準を本として居るのが通例であります、本案は之等の點をも全然無視して居ります。成程要項第三の三項及八項但書には多少幹酌の餘地を設けてゐる様に見えますが、以上擧げた根本的の缺陷は依然として残つて居ります。新案に全然調劑の案を擧げてをれて之を従來の慣行なりとして強ひられます事は私共の甚だ迷惑とする所でありませぬ。……第三に私は中小工業の立場から本案に反對を致したのであります。我國の中小工業の現状から見て、本案が過重な負擔となり、中小工業の發達を阻害すると言ふことにつきましましては、特別委員會に於きましては、私見を申述べたのであります。今回の修正案を拜見しますと三十人以下の工場嶺山は除外せられて居りまして、當局に於かれても小工場に適用の無理である事をお認めになられたものと思ひます。……只此の修正案が何故に三十人と云ふ所を分界としたかと言ふことに就いてはいろいろ御説明を承りましたが、成程と思ふやうな御説明も承れなかつた事を、更に一層廣い範圍に於て十分に利害得失を調査研究する必要のあることだけを申し添へて置きます。第四に反對の理由として本案は従來慣行の退職手當

制度に比べて、従業者の受ける利益が却て減殺される結果を伴ふと言ふことに付いて申し上げます。従來の慣行は先列申し上げました通り、本番賃金即ち本人の地位、技術、勤続年数等を標準として公平に定められる一種の標準日給を基礎として計算されますから、何人も苦情のない手當額が定まるのであります、本案に依りますと實收賃金を標準とし、實收賃金は残業とか業務の繁閑とか言ふことに依つて絶へず異同があり、或る場合には作業の關係上工場で一番主要な作業に従事する熟練職工よりも、補助的な作業に従事する職工や一時的の修繕作業等に従事する職工が、却て實收賃金の割合が多くなる様な場合もあるので、自然手當額に不公平の出来る場合が多いと思ひます。又現在の制度であれば業務の繁閑會社の利益の多少に關係なく、勤続何年に就いて賃金の何分と言ふ風に計算をされるのであります、本案は賃金の百分の二迄は確定的であるが、其以上の手當は利益の多少に依つて定まるのでありますから、不確定であるばかりでなく數年前の様な事業不況の際に會社が無配當又は之に近い場合には極度に手當が削減される不利益を齎します。……尙又多數事業家の中には従來の制度と本案支給額と比較して有利と見た場合には、従來の制度を廢めて新制度の適用を受けようとするやうな向も多く出でてあります。……尙の上に斯う言ふ法律が出来ると解雇に對する事業主の道徳的責任感を稀薄ならしめる惧があります。……第五に本案は費用の負擔問題を別としても、事業主に無用の煩瑣な手数を殖へさせる結果となります。本案には従來退職手當の制度

第三節 第一節 雇主の施設及び対策

をもつてゐる工場嶺山が、此の制度に乗り移る場合の經過的の取扱ひ、例へば従來の勤続經過の年数をどう處理するかと言ふ様な重要問題に付て何にも觸れて居りませぬ。當局に質問致しますと、規定をすることが困難だと言ふことでもあります。當局ですら困難だとせられる仕事、本法施行の曉には、其の儘工場嶺山の重荷として轉嫁されるのであります。……

第二章 官公業當局の施設及び対策

官公業當局の雇主としての勞働者に對する對策も、前記資本家雇主のそれと大同小異である。従來その唯一の従業員慰撫策たりし「従業員待遇改善」の金看板も、依然たる不況と政府の財政窮乏の重壓下において今や愈々影が薄い。

次に官公業當局が對抗策としてとるところは概ね高等政策的であり、それによる勞働組合乃至は勞働大衆の操縦が主たる眼目であるから、局面的には捕捉し難い状態にあるが、最近における國家主義的思潮の瀾漫は、一般には官公業當局の勞働政策をして大いに安易ならしめたと思はれる。例へば本年度における逓信従業員聯盟の分裂による逓信従業員會同盟の結成の如き、非常時國策自體が同時にその勞働政策をも遂行しつゝあることの見易き事例であり、官業のみに見られた

本年度の特徴であつた。地方において、前年版にも指摘した如く、東京市電の如き年々経営難を加重しつゝある公營事業が、労働者の抗争を押し切つて常に高歴的に誠首賃下を強要し得るのも、この種事業の私營と異なる重大な一特徴で、必要の場合に官公業が示し得る強大な強制力の一面を露出したものであり、注目さるべき點であらう。

第一節 慰撫的対策

一 共済組合

官營事業従業者（労働者以外の従業員もある）は概ね共済組合加入者である。昭和八年度においては、印刷局、警察、土木事業従事員、専賣局、造幣局、陸軍、海軍、林野現業員選信部内職員、國有鐵道の各組合員總数は五六三、八〇〇人にして前年に比し九二三人の減少となつてゐる。これを組合の收支状態と共に表示すれば左の如くである。

組合員數	収入金額	支出金額
昭和七年度	五、四七三	四、九六六、八九六
同 八年度	五、三八〇	四、七三三、六三五
計	一一、〇五三	九、七〇〇、〇三二

二 扶助給與

昭和九年の官營工場における扶助件數は三、〇三四件、そ

件數	金額
昭和五年	三、三三三
同 六年	一、五三二
同 七年	一、三七一
同 八年	一、八六一
同 九年	三、〇三四
計	一〇、〇三三

次に扶助料を内譯すれば左の如くである。

	昭和九年	昭和八年
療養費	一四、三三三	一五、七三三
休業扶助料	三三、五八九	三〇、七〇一
障害扶助料	四九、四五一	八三、六七九
遺族扶助料	二九、三九六	三〇、七二四
葬祭料	五七四	二、七六九
計	一二八、九六八	一六三、六二四

第二節 協調的対策

官公業當局の協調的対策も、大體資本家業主のそれと同様のことが該当する。だが外觀においては官營事業の方が民營のそれよりも協調的なるかに見えるものが多い。労働委員会制度の如きは、民營工場に於けるよりはむしろ官營工場に於て發達をみてゐるものゝ如くである。併しその本質については、官營事業が複雑なる機構の中にあるだけに却つて捕捉し難いものがある。なほ本年中においては官公業當局の協調的対策につき、特に擧ぐべきほどの變化は見られなかつた。（第一章第二節工場委員會の項参照）

第三章 農業地主の対策

農業恐慌の深化は地主、小作人間の對立の激化をもたらし

第三節 第一篇 雇主の施設及び対策

の扶助金額は一一八、九六八圓、これを前年の分に比較すれば、件數において一〇、三六七件、金額において二四三、六四六圓のいづれも減少を示してゐる。これは本年八幡製鐵所が民營となつた爲めである。

官營工場においては工場法規による扶助以外に年金制扶助を行ふが、その状況を見るに、この扶助を受けつゝあるのは一六八件にして、このうち本年において新規に年金扶助の支給を受くるに至れるもの十一件、前年に比し三十三件の減少を示し、前年より繼續して年金扶助を受けつゝあるものは百七十五件である。尙ほ本年中における年金扶助總額は四萬二百四十四圓にして、前年より四萬六千八百圓の減少となつてゐる。

いま官營工場における扶助件數及び金額の累年趨勢を見るに左の如くである。

た。最近の小作爭議において小作地引上其他小作權關係による爭議が著しく増加して來たことが之を證明する。而かもこの種爭議の激増は云ふまでもなく地主の攻勢を示すもの以外ならず、従つて對小作人の對策においても以前の慰撫協調的な對策は殆ど姿を消し、對抗的な對策が廣く前面に押し出されて來た。地主組合運動の尖鋭化が之である。すなはち地主組合は小作爭議に當つて訴訟手段、立禁、動産差押、土地會社の設立、請負小作制度の採用等の對抗手段をとることにより小作人に對して積極的に自己の利益を主張するに至つたのである。

かくの如く農業地主の對策としては一般的に慰撫協調的なそれから對抗的な對策へと推移して來たとは云へ、勿論慰撫的、溫情的或ひは協調的な對策が皆無となつたといふのではない。否、地主、小作人間の對立の激化は益々この種對策の必要を痛感せしめるに至つたとも云へやう。協調組合の地理的分布、すなはち爭議の最も多い地方と共に、新潟、山梨、秋田等々の爭議地に多數の協調組合の存在をみるといふ事實は之を物語るものであらう。

第一節 慰撫的協調的対策

農業恐慌の深化の必要的歸結として地主、小作人の對立の尖鋭化が今日の如く切迫してゐる時に際してこの種對策として

記録さるべきものは殆どない。勿論この對立の激化につれて慰撫的な温情的な或ひは協動的な對策への思慕は却つて益々つのであるらう。而してこれが實現せられるものも皆無ではないであらう。例へば農事品評會の獎勵、農事協會の設立、篤農家、優良農事組合の表彰等々。だがこれ等は極めて狭い範圍のもので全國的なものではない。この種對策は深く農業機構にその根底をもつ地主、小作人間の尖鋭化せる對立を到底緩和すべき手段たりうるものではない。例へば協調組合の減少は之を證明するものであらう。

茲にはこの種對策の一種として右協調組合の活動を農林省調により摘録することとする。

協調組合の活動に就いて注目すべきものは協調組合内部にある小作委員會制度と産業組合的事業とである。

茲に小作委員會制度と云ふのは地主側小作人側又は之に加ふるに自作人其の他の者の中から一定比率を以て選出した代表者を以て組織した一種の委員會であつて、一定区域内の小作條件の維持改善に關する事項、其他農村社會生活に關する事項を公平に且合理的に協議決議して、地主小作人の利害の調和、感情の融和を圖ることを目的としたものを謂ふのである。本委員會の中にはそれぞれ自體が獨立した機關として組織され、其の機能を發揮する場合もあるが寧ろ例外に屬し、多くは協調組合を母體として其の内部の一機關として設立されるのが一般である。更に此の内容に就いて

觀るに、右委員會の組織に付ては其の母體である協調組合が地主と小作人とのみから構成されて居る場合には、其の委員會は地主側委員及小作人側委員のみから成るのを普通とし、稀に地方の徳望家或は自作農を加へることがある。之に反して母體である組合が一區内の地主、小作人其の他の農業者全部を以て組織されて居る場合は其の委員會は小作人側委員、地主側委員及其の他の者の中から選出された委員から成るのを普通として居る。其の人数は少いのは八名、多い場合は四十八名に達するものもあるが、二十名前後のものを普通として居る。委員會の決議又は執行する事項に付ては、委員會自體の性質に依つて自ら異なるけれども、之を概言すれば、(一)小作に關する事項、(二)農業經濟、農村生活の改善に關する事項、(三)農業の技術的改善に關する事項、(四)其他に關する事項であつて之を詳述すれば次の如くである。

(一) 小作に關する事項。地主小作人間の紛議の調停、小作料の改定、凶作の場合に於ける檢見及小作料の減免率の決定、小作契約事項の決定、小作料の納付方法の改善、獎勵米補給米の決定等。

(二) 農業經濟、農村生活の改善に關する事項。低利資金、土地購入資金の融通方法、農具の共同利用方法の決定、農産物の共同販賣、肥料及生活必需品の共同購入、不慮の災害其の他の相互扶助、備荒貯蓄、組合員の懇談會の開催等。

(三) 農業の技術的改善に關する事項。共同苗代の設置、講習談話會の開催、農事視察、病虫害の共同驅除豫防、採種圃の設

置、農具灌漑排水設備の改善、品評會共進會の開催等。

(四) 其他に關する事項。經費の負擔、豫算の決定等。

小作委員會の設立の動機に就いては大正七、八年以前概して小作爭議の未だ問題とされなかつた時代に於ては、農業の不振及農業の衰微を動機として地主小作人間の融和親善を圖り農業の發達繁榮を目的としたものが多かつたけれども、其の後に設立されたものは直接間接に小作爭議を設立の動機として居り、小作爭議の既に發生した地方に於ては議争の結果小作條件に關して協定した事項を兩當事者間で遵守し、將來再び爭議を起さしめない様に、又爭議の未だ發生しない地方では地主小作人兩者の互譲に依つて不合理な小作關係を改善し爭議の發生を未然に防止する爲に本小作委員會を設立する様になつた。而して昭和三年末には八百八十九あつたが年々増加し昭和九年末には千七百七十四に達した。尤も昭和十年末には九百三十九に減少した。而して之が分布區域は一道二府三十五縣であつて、其の特に多い地方は群馬縣で、之に次ぐは兵庫、徳島、新潟、岐阜、鳥取等の諸縣である。小作委員會の成績に付ては未だ地主小作人の自覺充分でない地方に於て、外部の獎勵に依つて他動的に且急激に設立されたものに付ては成績の良好でないものもあるけれども、爭議の結果其の受くる所の損失を地主小作人共に充分に理解し熟慮の結果自發的に設立されたものに付ては其の成績の相當見るべきものがある。

尙協調組合を中心となつて産業組合的事業を行ふものが相當多數に上つてゐるが、其の内には産業組合法に依れるものと任

第三節第一節 雇主の施設及び對策

意申合組合であるものがあつて、一府十六縣に分布し、其の特に多き地方は兵庫、福島、三重、京都、群馬、愛媛の諸府縣である。(農林省、農務時報、第九十二號所載、「地主小作人組合の概要」に據る)

第二節 對抗的對策

地主組合の活動は近代的な小作爭議の未だ發生しない以前即ち明治の末期大正の初期に於ては、穀物檢査の施行に關聯して地主組合多數設立され、此等組合の多くは自ら進んで小作人の保護、農業發達の助成等温情的施設を行つて居たが、小作人が小作條件の維持改善を主張し、小作爭議が全國的に發生するに及んでからは此種の活動は殆んど行はれず、且此等組合の大部分は有名無實となつたが、之に代つて新に設立された組合及殘存組合は主として小作人に對抗して、自己の利益を擁護せんとする運動を行ふに至つた。而して其の運動の範圍は小作爭議の深刻化と共に擴大せられたが、其の主なるものは經濟運動及政治運動である。

地主組合の行ふ經濟運動の主なるものは小作條件の維持改善殊に小作爭議に關する活動であつて、小作人組合が指導者統制の下に一致結束して小作料の不納同盟、共同保管、共同賣却、共同耕作等各種の手段を採るに對し地主組合も亦連絡提携して其の對抗手段を採るに至つた。其の手段に就いては既に小作爭議の手段に於て述べたるが如く、地主組合に依り地主が相團結し、小作人が小作料を滞納し、支拂催告に應じない場合には小作料請求、土地

返還の訴訟を提起し土地立入禁止處分或は債權確保の目的を以て立毛其の他動産差押等の手段に訴ふるものが相尋する。又爭議の對象として公租公課の滞納の申合せを爲し又小作料の取立債權を辯護士其の他の者に譲渡し第三者をして之に取立てさせ或は官廳への陳情を行ふものもある。

尙既述の對抗的地主組合たる性質を有する土地會社の設立にあつては、本會社は一定の地域内の地主を以て組織せられ其の出資者たる地主は永小作權の設定、賃貸、所有權の移轉等の形式に依り其の小作地の管理を會社に委ね、會社は地主に代つて從來の小作人に其の土地を小作せしめ、小作料の取立、小作地の管理其の他を行ひ、其の代償として地主より手数料を徴收し、會社を経営せんとするものである。尤も會社の目的に付會社側にては地主が一團となり地主小作人間の融和親善を圖り、以て兩者永遠の福利を増進せんとするにあると謂つて居るものであるが、會社設立の動機、行動等より推測すれば必ずしもさうではなく、最近小作爭議益々紛糾するに至り、地主が年々繰返される小作料減額交渉等に付個別的交渉を爲すことの不利益と煩瑣とを除去し、小作人組合等に對抗して積極的に地主の利益を擁護せんとするにあるもの様である。

又土地會社其の他の地主が小作地を返還せしめ、從來の小作制度を改め請負小作としての從來の小作人其の他の者に耕作其の他の作業を請負はしむる請負小作制度を採用するもののあることは既に述べた通りであるが、其の面積は最近多少減少したが尙相當

の範圍に及んで居る。現在其の多い地方は佐賀、大阪、奈良、島根、鳥取、愛知、岐阜等である。

地主組合の行ふ政治運動は大日本農政協會（舊大日本地主協會）を中心として行はれ、農林省農務局が大正十五年十月「小作法制定を規定すべき事項に關する要綱」を、昭和二年一月に「舊永代小作整理要綱及小作法中永小作關係に關し規定すべき事項要綱」を、更に昭和二年三月「小作法案」を發表するや、農政協會は之が審議研究を爲し、其の修正案を作成して公表し、當局に陳情し全國地主大會を開催して其の修正案貫徹運動に努め、又前述の如く昭和五年十一月には大日本農政協會が中心となり關東六縣農村振興會、東北十縣農政團體及月曜會を以て農政團體聯合會を組織し、爾來屢幹部代表者の協議會を開催し、小作法案に對しては修正意見を發表し、小作調停法に對しては其の改正を叫び、自作農創設維持に對しては其の徹底を主張し之が意見の發表、當局への陳情等の方法に依つて其の趣旨の貫徹に努めた。尙昭和七年には關係官廳に對し、農産物の價格維持、農業保險及米穀專賣の實施、農村負擔の軽減、税制整理、町村合併、農村金融の圓滑舊債整理等の陳情を爲す等種々運動する所があつたがその中心勢力を爲す大日本農政協會は昭和八年末を以て解散するに至つた。尙地主組合に於ては小作問題に關して官廳に對する陳情其の他の政治的活動を爲すは素よりである。（農林省、農務時報、第九十二號所載「地主小作人組合の概要」に據る）

第二篇 社會政策的施設

前篇においては雇傭者としての資本家並びに官公業當局の労働施設及び對策を記述したのであるが、本篇はこれら労働者及び雇主に對して第三者の地位にあると云はれる官公廳並に公共團體の労働者及び農民に對する施設即ち謂ゆる社會政策的施設を述べんとするものである。

（但し所謂社會事業行政乃至施設については「第四部社會事業」参照）

第一章 一般労働者に對する施設

第一節 一般的施設及び方針

昭和十年度において無産者階級を對象とする社會政策的施設としては依然として新味あるものを見ない。一二の部分の修正法案を除いて獨立した社會立法と稱し得べきものは一つも實現を見てゐないのである。これは本年だけではなく世が所謂非常時に入つてからの注目すべき事實であつた。だが本年に入つて軍需インフレの昂進が漸くゆるみ、その労働者に及ばされる餘惠が早くも停止されやうとするに及んで、昨年度までは未だ表面化するに至らなかつた臨時工の問題が漸く

據頭して來た。それは直接には臨時工の待遇改善に關する地方當局の努力として表はれたが、他方において内務省社會局はこの問題の含む現在の景氣の破綻の必然性の認識の上に立ち失業對策の一助として退職積立法案を立案した。即ち問題は正に臨時工問題對策として提出されたのである。退職積立法案は現在の退職手當制度の慣行の法制化にすぎない消極的なものであるが、それさへ全産聯を中心とする強硬なる反對に直面し、成案當時に比して幾多の「後退的修正」を餘儀なくされた。今後議會の審議を経て眞に法制化されるまでは如何なる換骨奪胎を見るやも測り難い有様である。

次に最近ソシアルダンプンダ問題が日程に上つて以來、わが中小工業、家内工業の劣悪なる労働條件に對する關心は漸く高まるに至り、昨年来警察部長會議、工場課長會議等において中小工業の労働統制がその主要問題として協議されて來たが、社會局では本年中小工業の「労働條件に關する協定の強化」の具體的成案を得るに至つたのは注目に値するであらう。だがこれと遂に議會提出の運びには至らず、更に前述の退職積立法案におけるその適用範圍が既に従業員十人以上を使用する工場鑛山より三十人以上のそれに引上げられたことを思ひ併せれば、中小工業に於ける労働者保護問題の前途はなほ甚だ暗澹たるものがあると云はざるを得ない。

なほ政府の社會政策立法の成案化として注目すべきものに

「國民健康保險制度」の立案がある。これは社會保險の擴張で既に昨年夏一應の原案が制定されたが、更に本年その修正原案が可決され具體化が進められつゝある。

一 社會政策的施設に對する 政府の施設方針

政府の社會政策方針の大略は次の地方長官會議或は警察部長會議等における内相の訓示等に見出されるであらう。なほ、こゝで政府の社會政策方針の具體的内容の一として退職積立法案要綱を述べれば次の如くである。これは本年十二月二十日の失業對策委員會の特別委員會に於て決定の同年十二月二十四日の第四回總會に附議せられ、審議の上大多數を以て可決され、左記決議と共に會長から内務大臣に建議されたものである。従つてこれは同法案の立案當初に比すれば多くの點において護歩骨抜きにされた修正案であることは改めて斷るまでもない。

【内相訓示要旨】（於昭和十年五月四日地方長官會議）

「…我邦の經濟界は漸く一部好轉を見るに至れりと雖も多數國民の生活は尙未だ安定を缺く事實なきにあらず。殊に農山漁村及中小工業界は比年創獲を受くること極めて深く今日尙疲弊困難の實情に在るを免れず。政府に於ては昭和七年度以降三箇年に亘る時局巨激事業に引續き更に昨年来各地方に於ける災害甚

後の措置として諸般の對策を講じたるが幸に各位の協力に依りて概ね良好の成果を收めつゝあるは寔に本懐の至なり。然れども此等の多くは固より一時の施設に止まり國民生活の安定を期すべく恒久施設に至りては尙未だ十分ならざるを感ず。依て政府に於ても右に關し更に各種の機關に依りて今後一層調査攻究を重ね以て成案を得るに勉むる所あらんとす。然れども國民生活の安定を圖るは國民各自の自覺に因る更生の精神と實行とを以て其の基軸とすべし。國民にして勉めて依頼の心を去り自から起つて困憊を濟ひ弛廢を興すの精神を旺にするにあらざれば眞に振興の氣運に向ひ安定の境地に到ることを期すべからず。是れ從來各位の力を致しつゝある所なるべきも現下の國情に鑑み民心作興を基調とし經濟更生の計畫と實行とを促進するの要殊に緊切なるものあるを以て此の際各位は部下諸僚と共に勉めて市町村の實地に就て適切懇到なる指導援助を與へ國民の間に自奮更生の意氣を新にし其の實績を擧げしむるに意を致されんことを望む。以上述べたる外政府は國民保健の向上が國運の消長に至大の關係あるに顧み衛生狀態の改善と醫療救護の普及とに關し適切なる施設を講ずる爲夫れ夫れ攻究を重ねつゝあり。又道路、港灣、河川等の土木事業が地方の公益を増進し各種施設の基礎的設備なるを思ひ之が起興に關し種々考察を竭くす所あらんとす。更に又内外の社會情勢の進展に伴ひ勞資相互の理解と信頼とに基く協力親和の風を醸成し勤勞者の福利を増進し産業平和の確立を期すると共に救貧防貧に關する各般の社會施設を擴充し國民生活の安定に資するの極めて緊要

るを認め此等に關しても種々畫策を進めつゝあり。各位亦現下の社會情勢に精へ都市と農村とを問はず民力の更振と生活安定に關する施設の整備に就き一段の策勵を加へられんことを望む。…」

【退職積立法案要綱】

今や我國工業界の好況に伴ひ工場労働者等の失業狀況は相當緩和せらるる將來或は此の反動の來ること保し難きを以て事業界の比較的安定を得一部には相當策を見つゝある今日に於て將來に備へて相當の積立を爲し退職解雇等の場合に之を給與せしむる等の方法に依り失業の苦痛を緩和するの措置を講ずること肝要なり。我國に於ては労働者に對する福利施設として從來解雇手当又は退職手当等の慣行あり、失業の場合の生活扶助に寄與する所尠しとせず此の慣行を法制化し之が普及を圖り且つ平時より之が爲積立を爲さしめ其の支拂を確保することは我國産業の實情に適し労働者の福利を増進すると共に又將來に備ふる失業對策の一助たる所以なり、之が爲別紙要綱の如き退職積立法案を法制化することは現下の狀況に鑑み緊要なる施設なりと認む。

【退職積立法案要綱】

第一適用範圍 一、本法は常時三十人以上の労働者を使用する工場、礦山及勅令を以て指定する事業に之を適用すること、前項の規模以下の工場、礦山及勅令を以て指定する事業の事業主行政官廳の許可を受け本法に依る積立を爲す時本法の一部（免稅差押禁止等）を適用すること本法に代るべき適當なる退職手当制度を有する事業の事業主は行政官廳の許可を受け本法の全部及は一部の適

第三部第二篇 社會政策的施設

用を免るゝことを得ること、行政官廳必要ありと認むる時は第二項の許可を取消すことを得ること、二、本法は六ヶ月（季節的事業に依りては一ヶ年）以内の期間を定めて履修せらるゝ労働者に之を適用せざること（引續き使用せらるゝに至りたる時は其の後は本法の適用を受くること）三、主務大臣は業務の種類規模又は地域を指定し本法の全部又は一部の適用を除外する事を得ること、第二退職積立金。一、事業主は労働者の賃金（給料を含み實物給與を含まざること以下之に倣ふ）より支拂日毎に其の百分の〇に相當する金額を控除し積立つべきこと、二、事業主は災害其の他已むを得ざる事由ある時は行政官廳の許可を受け前號の積立を爲さず又は減額して積立つることを得ること、三、退職積立金は労働者の名義に於て郵便貯金又は貯蓄銀行預金とし通帳は事業主又は其の代行機關に於て之を保管すること（或は通帳を本人に保管せしめ拂戻には事業主の承認を必要とする可なること）四、事業主自ら労働者の退職積立金を管理せんとするときは豫め確實なる方法を定め行政官廳の認可を受けたる上各労働者の同意を得ることを要すること、行政官廳必要ありと認むるときは前項の認可を取消すことを得ること、五、退職積立金は労働者退職（解雇及死亡を含むこと、以下之に倣ふ）したる場合に之を交付すべきこと（貯金の場合には貯金帳の儘交付すべきこと）六、前號以外の場合と雖も労働者に於て疾病災害其の他已むを得ざる事由あるときは拂戻を受くることを得ること。

第三退職手当積立金。一、事業主は労働者の賃金の百分の二に相

當する金額を退職手當積立金として積立つべき事、但し災害其の他已むを得ざる事由あるときは行政官廳の許可を受け積立を爲さず又は減額して積立つることを得ること、前項の積立金は事業年度毎に(事業年度なきときは少くとも年一回)計算し積立つべきこと、二、事業主は前號第一項の積立金の外法人なるときは毎事業年度に於て利益配當率(普通株と優先株とあるときは普通株に依る)が年百分の五を超える場合に於ては利益配當金中百分の五を相當する金額を控除したるもの(六割より五千圓を控除したる殘餘の金額の十分の一の限度に於て當該計算期末現在の労働者に對し其の期間中の賃金の百分の三に相當する金額を退職手當積立金として積立つべきこと、前項の利益金は事業主の計算に依ること但し稅務署の査定が著しく大なる時は行政官廳は之に依るべきことを命ずることを得ること、三、退職手當積立金は労働者の賃金に比例して労働者別に計算すべきこと但し前號の退職手當積立金に付ては豫め事業主行政官廳の許可を受け勤務年限、勤務狀態、其の他に依り異なる率を以て各労働者の計算に繰入ること、を得ること、四、退職手當積立金は事業主他の資金と分離し郵便貯金、銀行預金若は信託預金として又は國債、地方債若は特別の法令に依り設立したる會社の社債を買入れ管理すべきこと、五、事業主確實なる方法を定め行政官廳の認可を受けたる時は退職手當積立金を自ら運用することを得ること、行政官廳前項の認可を爲すに當り必要と認むる額の國債を供託すべきことを命ずることを得ること、六、退職手當積立金の利子は少くとも年一回各労働者

の計算に繰入るべきこと、七、退職手當金は差押へることを得ず課稅の客體と爲すことを得ること、八、労働者退職したる場合に於て事業主は退職手當積立金中當該労働者の計算に屬する金額に最後の積立金計算後退職に至る迄の支拂賃金の百分の二を加算し退職手當として支給すべきこと但し命令の定むる場合に於ては其の全部又は一部を支給することを要せざること
 第四解、履手當準備金。一、事業主は第三號但書に依り交付せざる退職手當積立金を解雇手當準備金に繰入るべきこと、二、第三號第四號第五號及第七號は解雇手當準備金に之を準用すること、三、事業主事業の都合に依り労働者に對し履傭契約を解除する場合に解雇手當準備金の存する限に於て賃金(健康保險の標準報酬日額)三十五日分の解雇手當を支給すべきこと但し勤続一ヶ年に満たざる者を除くこと、四、同時に二人以上解雇する場合に解雇手當準備金が前號の解雇手當に足らざる時は其の受く可き解雇手當に按分して之を支給すべきこと、五、事業主解雇手當準備金の限度に付き行政官廳の認可を受けたるときは其の限度を超える部分は次期の退職手當積立金に充當することを得ること。
 第五退、職積立金審査會。一、地方退職積立金審査會を各府縣廳に置き中央退職積立金審査會を社會局に置くこと、二、退職積立金審査會は關係官吏の外事業主の利益を代表する者及労働者の利益を代表する者を以て組織すること、三、退職積立金退職手當積立金又は解雇手當の拂戻交付又は支給に關し事業主の措置に不服ある者は地方退職積立金審査會の審査を請求し其の決定に不服ある

者は中央退職積立金審査會の審査を請求し其の決定に不服ある者は通常裁判所に訴を提起することを得ること

二 労働關係法規

本年中公布された労働關係法規は附録(社會問題關係法規)に載録したるを以て重複を省き、に掲げない。
 第六十七議會に提出されて否決乃至審議未了に終つた主要なる法案は左の如くである。

- ▲米穀自治管理法(政府提出) ▲米穀統制法中改正法律案、(同上) ▲糧食共同貯蔵助成法案(同上) ▲産前處理統制法案(同上) ▲蠶絲業組合法中改正法律案(同上) ▲蠶絲業法中改正法律案(同上) ▲治安維持法改正法律案(同上) ▲不法團結等處罰に關する法律案(同上) ▲肥料業統制法案(同上) ▲借地借家調停法中改正法律案(衆議院提出) ▲小作調停法中改正法律案(同上) ▲民事訴訟法中改正法律案(同上) ▲農家食糧差押禁止法案(同上) ▲小作法案(同上) ▲地方財政調整法案(同上) 臨時地方版取補正法案(同上) ▲國民保健施設充實に關する法律案(同上) ▲娼妓取締法案(同上) ▲國共同組合法案(同上)

三 各省事業及び官制

1 労働補施設に對する各省歳出豫算額

第三節第二篇 社會政策的施設

各省歳出豫算中労働施設に關係あるものを掲ぐれば次の如くである。(尤も右の諸項目中には労働施設に對しては單に間接の關係をもつに止まるものをも含む。只參考の便宜上併せ掲ぐるに止まる)

行政及び一般的施設に關するもの	昭和十年度	昭和九年度
社會局(内・經)	1,170,000	1,170,000
鑛山監督局(商・經)	1,170,000	1,170,000
國際労働機關帝國事務所(内・經)	1,170,000	1,170,000
▲失業に關するもの		
職業紹介事務局(内・經)	1,170,000	1,170,000
船員職業紹介事業補助(遞・臨)	1,170,000	1,170,000
職業紹介所費補助(内・經)	1,170,000	1,170,000
失業防止委員會(内・臨)	1,170,000	1,170,000
都市失業應急事業費補助(内・臨)	1,170,000	1,170,000
船員授職事業補助(遞・臨)	1,170,000	1,170,000
失業船員救済事業補助(遞・臨)	1,170,000	1,170,000
▲勞力衛生に關するもの		
工場災害豫防並工場及職業衛生調査獎勵費(内・臨)	1,170,000	1,170,000
健康保險國庫負擔金(内・經)	1,170,000	1,170,000
地方改善費(内・臨)	1,170,000	1,170,000
醫療救護費(内・臨)	1,170,000	1,170,000

地方改善施設費(内・臨)	60,000	1,000,000
▲移民に關するもの		
移民保護獎勵費(外・臨)	430,000	430,000
移民保護獎勵費(拓・臨)	3,916,000	4,632,000
北海道植民費(内・臨)	2,377,000	2,377,000
海外拓植事業指導獎勵費(拓・臨)	64,000	47,000
滿洲移殖民費(拓・臨)	485,000	516,000
▲教育教化に關するもの		
普通教育費(文・經)	90,497,000	90,639,000
實業教育費(文・經)	686,000	686,000
社會教育獎勵費(文・經)	57,000	56,000
成人教育施設費(文・經)	77,000	77,000
在外教育費補助(外・經)	531,000	471,000
勞務者教育施設費(文・經)	50,000	50,000
實業教育補助(文・經)	188,000	188,000
思想指導施設費(文・經)	279,000	279,000
國民更生運動獎勵費(内・臨)	50,000	50,000
▲商工業關係のもの		
産業獎勵費(商・臨)	1,101,000	1,171,000
▲農村關係のもの		
産業獎勵費(農・臨)	19,601,000	19,743,000
農村振興費(農・臨)	3,124,000	3,124,000
農村經濟更生施設費(農・臨)	2,356,000	1,896,000

農業土木費(農・臨)

1,000,000

〔備考〕一九年度は現計、十年度は豫算である。尙ほ括弧内の内は内務省、大は大蔵省、他もこれに準ず。また額は經常費臨は臨時費である。

2 社會局課事務分掌一覽

▲庶務課 分掌事項左の如し。

一、機密に關する事項。二、人事に關する事項。三、長官の官印及局印の管守に關する事項。四、文書の接受及發送に關する事項。五、文書の編纂及保管に關する事項。六、經費及諸收入の豫算決算及合計に關する事項。七、管轄に關する事項。八、他の部課に屬せざる事項。

▲勞務課 各課の分掌事項左の如し。

勞政課 一、團體勞働法に關する事項。二、勞働爭議調停に關する事項。三、勞働運動の調査に關する事項。四、他課の主管に屬せざる勞働に關する事項。

勞務課 一、國際勞働に關する事項。二、勞働者の扶助に關する事項。三、勞働者災害扶助責任保險に關する事項。

監督課 一、工場法の施行に關する事項。但し職工の扶助に關する事項を除く。二、工場勞働者最低年齢法の施行に關する事項。三、鑛夫に關する事項。但し鑛夫の扶助に關する事項を除く。四、その他勞働者保護に關する事項。

▲保險部 各課の分掌事項左の如し。
 ▲保險課 一、社會保險の調査に關する事項。但し失業保險に關する事項を除く。二、保險統計に關する事項。三、健康保險の業務改善に關する事項。四、健康保險審査會に關する事項。五、他課の主管に屬せざる社會保險に關する事項。

一資料として工場監督主任官事務打合會議並に鑛山監督局長會議の狀況を左に摘録する。

工場監督主任官事務打合會議

四月九日より三日間内務省第一會議室に於て開催、全國各廳府縣の工場監督主任官其の他の監督官吏並に關係各官廳職員が參加し社會局からは長官勞働部長以下各係官が出席した。社會局長官訓示並に指示事項は左の如くである。

〔社會局長官訓示〕(要旨)「最近我國に於ける各種の産業の進歩發達は實に顯著なるものがあります。各國經濟界が尙不況の域を脱せず世界の貿易は萎縮しつゝあるの時期に於て我國のみが生産及貿易の著しき増加を見つゝあることは我帝國の國力の伸展の象徴として誠に御慶に堪へない所であります。併し乍ら事業主の中には事業の繁忙なるに當り目前の利益を追ふの餘り保護職工の就業時間に關する規定に違反し或は臨時工に關して工場法規を免れんとするものがあるが如きは甚だ遺憾とする所であります。産業の繁榮と勞働者の福利増進とが一致平行することは社會政策上極めて必要なることでありまして、此の意義に於て諸君は法規の履行を計ると共に事業主の指導誘掖に努められんことを希望する次第であります。

我國産業中重要な意義を有する中小工業及家内工業等に於ける勞働狀態を改善し之が勞働條件の適正化を圖ることは極めて必要であります。之等の多くは工場法の適用なき工場であるにも拘らず先年來各位の非常なる御苦心と御熱心とに依りまして當業者

る事項を除く。二、保險統計に關する事項。三、健康保險の業務改善に關する事項。四、健康保險審査會に關する事項。五、他課の主管に屬せざる社會保險に關する事項。

監督課 一、保險官署の事業監督に關する事項。二、健康保險組合に關する事項。

經理課 一、健康保險特別會計に關する事項。二、保險官署の經理監督に關する事項。

醫療課 一、醫療に關する事項。二、醫療事務の監督に關する事項。三、保健施設に關する事項。

▲社會部 各課の分掌事項左の如し。

保護課 一、罹災救助窮民救助その他賑恤救済に關する事項。二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事項。六、罹災救護職務に關する事項。

福利課 一、住宅供給改善に關する事項。二、公設の浴場質屋及び簡易食堂宿泊所その他福利増進に關する事項。三、社會教化事業に關する事項。

職業課 一、職業紹介その他失業の救済及び防止に關する事項。二、失業保險の調査に關する事項。

第二節 工場鑛山監督方針

工場並に鑛山に對する當局の監督方針を見ることによつてその對工鑛業勞働者政策の一面を窺ひ得るであらう。今その

第三節第二篇 社會政策的施設

の自覚を促し企業者の負擔を過重せずして就業時間の短縮其の他の労働条件の改善を實現したる事例に接したることは深く其の勞を多とする次第であります。

汽罐取締に關する全国的な統一法規の制定は關係各方面より多要望せられた所でありましたが今度省令を公布せられ来る五月一日より實施せらるゝことと相成つたのであります。取締の内容は大體従来多くの府縣に於て實施して居られた所でありましたが、今度手数料を徴收し規格を統一し其の他各般の事項に亘つて整備統一致しましたので今後一層法令の主旨を體し汽罐の安全を計ると共に計ると共に當業者の便宜を計るに努められ度いのであります。

労働者災害扶助法は各位の御努力に依りまして既に三年の齡を経て圓滑に實施せられて居りますが、今回施行後の實績に鑑みまして労働者災害扶助の完璧を期すると共に規定の整備を圖る爲に一部の改正が行はれましたことは既に御承知のことと存じます。今回の労働者災害扶助法の改正は扶助法適用範圍及扶助責任者の範圍を擴張し且つ扶助請求權と損害賠償請求權との關係、扶助請求權の短期時效及扶助請求權の讓渡、差押の禁止等に付新に規定を設けたものであります。工場法、鑛業法に於きましても扶助法と歩調を合せ扶助請求權と損害賠償請求權との關係其の他に付同様の改正が行はれたのであります。之等改正法律は本年七月頃より施行せらるゝ見込でありますから各位は豫め法律改正の趣旨の徹底を圖り其の圓滑適正なる施行の爲萬遺憾なきを御努力せられ

んことを切望致します。

次に労働者災害扶助責任保險も各位の御努力に依り所期の成果を收めつゝありますが保險工事の注文者が工事用物を支給する場合に於ける従來の保險料算定方法が保險經濟に影響を及ぼすこと尠からざる事實に鑑み今回其の不合理を是正する爲に労働者災害扶助責任保險法施行金並に同施行規則中に於て一部の改正が加へられたのであります。各位は之が實施に當りましても其の改正の趣旨を周知せしめ其の圓滑なる運用の爲格別の御努力を切望する次第であります。

労働者保護に關する法規は其の内容、適用範圍等に於て時勢の適運に伴ひ充實擴張せられ其の事務は頗る複雑多岐に亘り指導取締の第一線に在る各位の御苦心御努力に對しては深く其の勞を御察して居る次第であります。

尙各課關係の指示事項、協議事項等を掲ぐれば左の如くである。

【指示事項】

- 〔監督課關係〕 一、就業時間の取締勵行に關する件。二、工場管理貯金の認可並取消制限に關する件。三、中小工業に於ける労働條件の適正化促進に關する件。四、汽罐取締令實施に關する件。五、土木建築工事場に於ける危険豫防並衛生に關する件。六、公害防止に關する件。七、工場結核豫防に關する件。
- 〔勞政課並勞務課關係〕 一、労働爭議の未然防止に關する件。二、労働者災害扶助法中改正に關する件。三、工場法中改正に關する件。

する件。四、労働者災害扶助責任保險法施行令及同施行規則改正實施に關する件。五、保險契約申込に關する件。六、打切扶助料の支給承認に關する件。七、障害扶助料の等級認定に關する件。八、保險金請求書の提出促進に關する件。八、労働者災害扶助責任保險法適用工事の標準賃金に關する件。

【協議事項】

〔監督課關係〕 一、臨時職工の取扱に關する件。二、供給労働者の賃銀支拂に關する件。三、工場法適用範圍擴張の件。四、労働者の健康診断に關する件。五、其の他労働者保護に關する一般事項。

〔勞務課關係〕 一、労働者災害扶助法規適用事業範圍擴張に關する件。二、労働者災害扶助責任保險法適用事業に於ける傷病労働者の扶助内容調査に關する件。三、其の他労働者の扶助並責任保險事務に關する件。

鑛山監督局長會議 五月十三日より一週間商工省に開催せられられたが、社會局主管事項に付ては同月十五日社會局參與室に於て打合會を開催した。社會局長官より別項の如き挨拶があり次で左記事項に付協議を遂げた。

【協議事項】

- 一、最近に於ける鑛夫保護施設に關する件。最近鑛業界の好況に伴ふ鑛夫の待遇改善の状況及斤先堀の下に於ける鑛夫の待遇状況。
- 二、鑛夫勞役扶助規則の施行に關する件。保護鑛夫の深夜業廢止及坑内就業禁止に關する最近の状況。
- 三、其の他鑛夫の保護に關する件。

する件。労働組合に對する發展、鑛夫の爭奪及一般鑛夫の待遇状況。

社會局官挨拶 「……今般工場法及労働者災害扶助法の改正と共に鑛業法の改正が行はれまして扶助責任と民法上の損害賠償責任との關係を明かにし事業主をして同一原因に付二重の負擔を負ふことにならしめ又扶助請求權の性質に鑑みて特に二年の短期時效を設け更に此の權利の讓渡差押を禁ずることとしたのであります。本改正法律は近く施行を見る筈でありますから各位は豫め之が趣旨の徹底を圖られ其の圓滑適正なる運用に付き格別の御配慮を切望する次第であります。

鑛夫勞役扶助規則中女子及年少者の入坑禁止及深夜業禁止の事項は各位の多大なる御努力の結果一昨年九月より施行せられて居りますが入坑禁止に付きましても深夜業禁止に付きましても現時尙夫々例外を認めて居るのであります。之等例外は各位の御指導に依りまして漸次に減少し結局全廢の域に達し得る日の近からむことを望む次第であります。

女子及年少者の坑内就業状況は一昨年の施行當時に於ては炭坑數百三十九女子鑛夫の數六千三百餘人でありましたが昨年六月末に於て百三十三炭坑五千六百餘人と著しく減少致しましたことは誠に喜ばしきことと考へるのであります。之等炭坑に於て女子及年少者の坑内労働を全廢するが爲には坑内設備の改善、經營の合理化等を必要とするのであります。各位の現地に於ける御指導に俟つ所極めて大であると老へます。御承知の如く本年の第十九回

国際労働總會に於きましては昨年に引續き女子の入坑禁止問題が議題となつて居ります。

我國商品の異常なる世界進出に對しまして各國に於て我國の労働條件に付兎角の論が喧しい折柄でもありますので我國に於てのみ女子の坑内就業を許す事由等に付きまして可成りの論議を受けることゝ考へらるゝのであります。我國の労働條件の改善に關しましては我國の實情に則したる對策を講ずべきは勿論であります。が、國內問題と致しましては多數男子の失業問題を控へたる今日尙身體の抵抗力に於て男子に劣る女子を坑内に使用せしむるが如きは一日も早く是正するの必要ありと考へますので、此の點に付きましては特に各位の配慮を煩はしと思ふのであります。本年中に許可期間の満了するものに付きましては篤と其の事情を調査し更新の要なしと認めらるゝものに就ては例外を認めざるの處置を採られんことを望むものであります。

次に女子及年少者の選炭の深業禁止に付きましては兼に其の状況及例外の廢止に對する對策等に關しまして御報告を得たのであります。が一部炭坑に於ては男子を選炭作業に使用して良好なる成績を挙げつゝあるものであります。炭坑に依り之を做ふことの困難なる事情も存することゝ存じますが、之等の點に付きましても各位の御指導に俟つこと極めて大であると思ふのであります。

最近礦業界は多年の不況より復舊し極めて好況を呈しつゝあるのであります。鐵夫保護施設の普及徹底を圖るに最も適當なる機會であると思ひますが、又一方嶺山熱に煽られて發生致しまし

た資本の薄弱なる嶺山に於て賃金未拂等の事件を惹起するものがあるのは遺憾とする所であります。各位は常に嶺山の經營狀態に留意し法規の勵行、監督の徹底を期すると共に鐵夫保護施設の普及發達を圖る爲一層の御努力あらんことを望む次第であります。尙一部嶺山に於ては今尙暴力を以て鐵夫に臨むもの絶えざることは極めて遺憾とするのであります。此の點に付きましては警察當局と連絡を保ち嚴に取締られんことを望むものであります。次に健康保險の施行に付ては各位の御協力を得て居りますので此の機會に感謝の意を表すると共に今回同法も擴張せられましたから今後一層の御盡力を御願ひする次第であります。

第三節 對労働災害及び労働衛生施設

一 政 府

昭和十年中この種對策で特に取立て、みるほどの新規なものはない。主要なる法規の改正及び法規施行状況について述べれば左の如くである。

労働者災害扶助法・工場法・鑛業法の改正 以上三法律については本年の第六十七議會の協賛を経て、扶助請求權に關し三法律に共通せる改正が行はれた。その要點は(一)扶助義務者(事業主、工場主、鑛業権者)又は扶助義務者の出捐する共済組合が扶助(又は給付)を行つた場合は、その扶助の

價額の限度において民法に依る損害賠償の責任を免れること(二)扶助請求權に二年の短期時効を設けたこと(三)扶助を受ける權利の讓渡又は差押を禁じたことである。

なほ労働者災害扶助法についてはこの外に法の適用範圍及び扶助責任者の範圍について改正が行はれ、いづれもその範圍が擴張されることゝなつた。即ち、從來鐵道等の運輸、水道瓦斯電氣事業者の爲す土木工事については事業主の直營工事のみが本法の對象とされてゐたが、今回之を擴張して此等の事業に於ける使用中の工作物(作業の運行に直接關係なきものを除く)に關する注文に依る工事にも適用されることゝなつた。扶助責任者の範圍の擴張については、注文に依る作業又は工事で船舶貨物の積卸事業、鐵道等の運輸事業、水道瓦斯電氣の保存工事につき、注文者も扶助の責任を負ふことゝなつた。(改正法律の全文については附録「社會問題關係法規」を参照されたい。)

労働者災害扶助法施行規則改正(内務省令第四十八號七月三十一日公布) 労働者災害扶助法施行規則第五條に依る死傷報告様式第一號乙には從來療養擔當者の住所氏名の記載が無かつた爲に保險金給付の原因である扶助の内容を調査するに困難を生じたる實情に鑑みて療養擔當者の住所氏名欄を設けて療養擔當者の住所氏名を保險金請求書の提出前に知ることに依つて扶助の濫給を防ぐことゝし、又第六條に依る扶

助報告様式第二號甲に付ては健康保險法の改正に依つて、労働者災害扶助法の適用事業にして健康保險の強制加入となつたものがある。健康保險の被保險者に對する扶助と被保險者に非ざる者に對する扶助とを各別に記載することゝし、様式第一號乙及び様式第二號甲を改正したものである。(右改正規則全文については同じく附録「社會問題關係法規」参照のこと。)

工場災害預防及衛生規則施行狀況 昭和九年「工場監督年報」の記するところを見るに「近年本規則の徹底と安全思想の普及とに依り職工死傷數の發生を漸次遞減傾向に導き來りたるに拘らず昭和八年來急激なる逆行を示したるは軍需品製造工場の非常なる發展に伴ひ工場の新設、増設、變更等相亞ぎたる結果、一部工業主は動もすれば目前の利慾に汲々として至則違反を敢行するもの多きを加へたるに基因するものと謂ふべし。斯くの如き現狀に鑑み監督官吏は常に當業者に對して法規の周知徹底を計ると共に各種の安全施設及び衛生設備の完備を督促し、一方従業員に對しても不斷の安全精神訓練に努力を傾注して法規の圓滿なる運用を期したり。而して監督官吏に依る法規の勵行と並行して勞資相互の福利増進を目的とする工業主の自發的改善運動を指導誘掖することとは之が成績の消長に至大の影響を及ぼすものなるを以て、毎年七月施行の全國安全週間其の他の好機を捉えて産業福利協會を始め各府縣に於ける工場福利團體と聯絡協同して、危害豫防講習會、映畫會、講演會、展覽會等の開催、或は各種印刷物の配布等

に依り規則の周知徹底と安全運動に対する理解と協力が生産能率及び職工の健康の増進に與つて力あるべきことを宣傳に努めたる結果、相當の効果を収むるを得たり。

工場附屬寮舎規則施行状況 昭和九年「工場監督年報」は次の如く述べてゐる。「本年に於ける工場法適用工場数八七、一九五工場法適用職工数二、二二四、三五九人に對し寄宿舎の設ある工場数は一八、一五三を數へ、寄宿職工数は五九一、〇七七人にして總数の二割七分に達し中女工は四七三、五六六人を占めて居れり。而して多年經濟界の深刻なる不況に禍せられ寄宿舎の改善には手を染め得ざる傾向にありて職工の保健衛生に誠意遺憾の點多かりしが、最近一部工業界の好轉に伴ひ之が増築を願出するものあるを以て此の機會を捉へ眞に従業員の安息所としての設備改善の氣運を醸成するに努めたり。昭和九年中の本則違反は戒告件數五二〇件、處罰は二件にして前年より戒告、處罰共に著しき減少を見たるは喜ばしき現象なり。而して之を事項別に見るときは「寢室の收容定員を超え又は收容者の氏名定員を掲げざるもの」一〇八件を最多とし、「寢具を専用とせず寢具の襟部を白布を以て被包せず又は敷布を備へざるもの」九六件、「便所又は洗面装置の設備なきもの又は不充分なるもの」九一件之に亞げり。」

二府 縣

各府縣におけるこの種の施設の主なるものは例年の如くい

に概要左の如くである。(詳細については財團法人協同會産業福利部「第八回全國安全週間報告」(社會局調査)を参照、尙右は工場法適用工場における状況である。)

(一) 安全週間中における災害率

使用職工五十人以上の工場(製絲工場を除く)に於ける安全週間中の災害率は安全週間前の災害率に比して二割八分の減少をしてゐる。之を昨年の第七回安全週間に於ける五分の減少率に比較すれば二割三分増の減少となつて此の週間前の災害率と週間中の災害率との差二割八分は何を物語つて居るかについて特に注意しなければならぬ。即ち之は吾人の注意力と安全施行の如何が世にも悲惨なる災害事故を支配してゐることを赤裡々に物語つてゐるものである。之が故に主催者及後援者は年來事業主及従業員並に其の家族に對しては言ふに及ばず一般社會人にも安全運動の絕對的必要なる事を絶叫してゐる次第である。次に本年度に於ける調査延人員を見るに、週間中七百六十九萬三千八百二十七人、週間前七百九十七萬四千九百八十八人である。官營工場に於ける週間の人員(八〇五、五六三人)が前年度に於ける週間中の人員三四九、〇一九人より増加したるは、前年度に於て海軍省關係工場が都合に依り中止せる等の原因に基くものと考へられる。左に全國各府縣における民間工場及び官立工場の總括的災害率を掲げる。

災害率(萬分率)——民間及び官營の總計 (△印ハ増)

第三部第二篇 社會政策的施設

はゆる工場福利團の活動による「安全週間」の催しであらう。工場福利團體 これについては昭和九年工場監督年報が最近の状況を次の如く述べてゐる。

「近時監督官吏指導の下に災害の防止、工場衛生の改善、就業時間賃銀其の他の労働條件の更上福利施設の増進及工場法規の調査研究を目的とする工業主團體の益々増加し來りたるは産業の健全なる發達の爲誠に喜ぶべき傾向なり。全國各地に創立せられたる工場協會、工業會、工場懇話會、職工聯合會等の工場主團體は監督官廳と協力提携して工場法規の圓滿なる施行に寄與し災害防止及衛生施設其の他の改善に關し大いに成績の見るべきものあり。即ち工場法規、工場體育、營養食、危害豫防等に關する講演會、講習會の開催、會報の發行、其の他パンフレット等の印刷物配布、或は映畫會、運動會等を開催して労働者の智識の涵養、體育の増進を計り、又工場展覽會を開き産業安全思想の普及並福利増進に努力する等相當効果を收めたり。」

第八回全國安全週間 安全週間は昭和三年より催し來つて居り、昭和十年は第八回に當る。中央においては財團法人産業福利協會、社団法人日本鑛山協會及日本土木建築請負業聯合會主催、内務省社會局及商工省鑛山局後援の下に、地方においては主として廳府縣中心となり、工場協會又は工場懇話會等の事業主團體と協力して、七月一日より同七日迄、一週間は亘つて舉行せられた。いまその成績を工場について見る

調査延人員	安全週間中		安全週間前		比較	前年度安全週間トノ比較
	死	傷	死	傷		
七、六九三、八七二	〇・〇〇〇	一・一四七	〇・〇〇〇	一・一四七	△〇・〇〇〇	△〇・〇〇〇
七、九七四、九〇八	〇・〇〇〇	一・〇〇〇	〇・〇〇〇	一・〇〇〇	△〇・〇〇〇	△〇・〇〇〇
一、三三六	〇・〇〇〇	一・〇〇〇	〇・〇〇〇	一・〇〇〇	△〇・〇〇〇	△〇・〇〇〇

(二) 工場における施設事項

工場に於ける産業災害の豫防上「工場災害豫防並衛生規則」(内務省令第二十四號)に準據して、各種の施設又は修理改善を行ふことは、法律上の義務より言ふも又道徳上の責任より観るも事業主側に於て當然爲さるべからざる事柄である。本年度安全週間を機會に實施せられたる、各種施設事項を昨年度のそれと比べると著しき増加である。即ち「危害豫防施設」に於ては二割七分を増加し「火災及び爆發等の豫防施設」に於ては四割一分を増加し「服裝及び護具の施設」に於ては九割九分を増加し其の他に於ても夫々増加してゐる。

(三) 安全週間中における生産能率

安全週間と生産能率との關係は未だ廣く各方面に研究題目として取上げらるゝに至らないが、第五回安全週間に際して石川縣に於て使用職工百人以上の工場に於ける生産能率の調査を行ひたるを嚆矢として、昨九年は石川縣の外に山梨、福井縣に於ても之が調査を爲し大いに得るところがあつた。本年度安全週間に際しては、

長野縣及福井縣に於て生産率を調査研究した。勿論此の研究調査は問題の性質上頗る困難なるものがある事は想像に難くないが、安全週間の如き機會に廳府縣當局は工場側と相提携して周到なる研究方法に基いて之を行つたならば、必ずや好き經濟研究の資料となるべく又生産事業に對する一大指針となり得るのであらう。

第四節 保險施設

一般労働者並に庶民階級に對する保險制度としては、現在健康保險、簡易保險、郵便年金があり、また小兒保險も昭和六年十月一日より實施さるゝに至つた。また労働者に對しては間接的作用をもつにすぎぬが、労働者災害扶助責任保險法も昭和七年一月一日より實施されてゐる。國民健康保險も既に九年夏その要綱が發表されたが、更に審議を重ね本年十二月十日の社會保險調査會第二回總會において修正案が可決され、着々實現へと進められつゝある。

一 簡易生命保險

事業成績 昭和十年度中における成績を前年度並に前々年度のそれと比較すれば左の如くである。

昭和十年度	年度末現在	
	新契約件数	保險金額
二、九三九、九二二	件 數	三、三三三、三三三
同 九年度	件 數	三、三三三、三三三

同 九年度 三、三〇六、八八一
同 八年度 二、六〇三、〇七二
昨年度においては新契約件数の増加を見たが、本年度は稍や減少を示してをり、年度末現在については件數金額ともに増加を示してゐる。
小兒保險の成績 昭和六年十月一日實施せられて以來の成績を見るに大要左の如くである。

昭和九年度	年度末現在	
	新契約件数	保險金額
六八九、三九四	件 數	三、〇九四、六〇〇
同 八年度	件 數	一、七〇〇、〇〇九
同 七年度	件 數	一、三三九、七二五
同 六年度	件 數	一、〇三三、三三三

二 郵便年金

事業成績 昭和十年度中における成績を前年度並に前々年度のそれと比較すれば大要左の如くである。

昭和十年度	年度末現在	
	新契約件数	一件平均金額
元、六九九	件 數	二七、四三三、一九八
同 九年度	件 數	三〇、六〇一

同 八年度 三、三三三、三三三

同 九年度 三、三三三、三三三

七八八

(尙ほ郵便年金の各月状況については第三部統計第十表参照)

三 健康保險

健康保險法は昭和十年末をもつて實施八ヶ年に達する。數年來の不況の影響を受けてその經營は必ずしも順調とは云へなかつた。内務省社會局では既に早く本保險法の改正擴張案を立案してゐるが、昨九年の第六十五議會を通過し、昭和十年度より實現されるに至つた。

以下、昭和十年度における施設並に實施成績の一般を述べるが、本年の報告を缺ぐ部分については前年度までの趨勢を述ぶることとする。

1 實施概要

本年中における施設及び對策において特に取上げるほどの新味あるものは見當らない。たゞ本年度から改正法が實施された結果、新たに強制被保險者となる労働者數が増加したことが注目される。

健康保險組合 昭和十年十二月末における健康保險組合は合計三七〇組合で、前年末に比して二二組合の増加である。これを業態別に示せば左の如くである。

業 態	昭和十年十二月末	昭和九年同上
一 三	一 三	一 三

第三部第二篇 社會政策的施設

種 別	件 數	保險金額	一件平均金額
機械器具工業	六九	六、〇〇〇	八七
化學工業	六六	六、〇〇〇	九〇
飲食物工業	三三	三、〇〇〇	九〇
雜工業	一一	一、〇〇〇	九〇
特別工業	一一	一、〇〇〇	九〇
金屬鑄造業	一一	一、〇〇〇	九〇
石炭鑛業	一一	一、〇〇〇	九〇
其他非金屬鑛業	一一	一、〇〇〇	九〇
金屬精鍊工業	一一	一、〇〇〇	九〇
仲仕業	一一	一、〇〇〇	九〇
其他の事業	一一	一、〇〇〇	九〇
計	三三〇	三、〇〇〇	九〇

保健施設 保險施設に對する中央並に地方當局の對策は年を追ふて進められてゐるやうである。その施設は大體、衛生展覽會、體育講習會、被保險者陸上及び水上競技會、角力大會、衛生講演會等で、その具體的状況については、各月の「健康保險時報」に報導せられてゐる。左に昭和九年度内に政府において實施したる保健施設状況を掲げて置く。

種 別	回 數	参加被保險者數
保健施設に關する講演會及活動寫眞映寫	二、三二七	六〇五、六五五
衛生展覽會	一一	八、八二七
運動競技會	九六	五〇、三三二

健康調査

十二、肺腸虫再感染調査

検査人員	四、三三
内虫卵保有者数	一、〇五三
	九三

健康相談

太陽燈照射	七、八三三
レントゲン検査	一八、六九二
糞尿、血液、血脈、 痰、其他の検査	一、七二七
健康相談所の 成績十四ヶ所	三、八六九

健康相談所の成績十四ヶ所

健康相談に関する指導又は代行

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

健康者表彰

たいと存じますからであります。

改正法律施行準備に付きましては、既に各位の御配慮を得ておることと存じますが、施行期日も切迫して参りましたので、此際特に部下を奮勵し萬遺漏なきを期せられたのであります。殊に今回の改正の結果は小事業主の激増を来すのでありますから、種々の點より見て今後の保険経済は樂觀を許さないものがあるかと思ふのであります。各位に於かれましては、敢て此等の點を考慮に置いて、實施上遺憾なきを期せられたのであります。

次に健康保険事務の複雑なることは、本事業の性質上或程度止むを得ないと思ひますが、今回の改正に依つて新規に適用を受くる事業は従来適用ある事業とは各般の事情を異に致しますので、改正法の圓滿なる施行に付きましては本事務の可及的簡捷改善を圖ることが必要なことであると存じます。過般公布せられた健康保険法施行規則の改正も、一は法律改正に伴ふものであります。他は事務の簡捷改善の趣旨に出でたるものも亦尠くないのであります。併し乍ら事務取扱の簡捷を期せんが爲には、獨り施行規則を改正するのみならず、同時に、地方廳に於ける廳府聯合其他諸規則通牒の類をも改廢整理し、且つ日常事務取扱の態度に付き、工夫改善を加ふることが肝要であります。直接保険事務を執掌せらるる各位は、克く此の趣旨を體して、事務簡捷改善の目的を達する爲努力せられんことを希望して止みません。次に健康保険組合の監督に當りましては、器正公平を旨とし、苟も非違を看過するが如きことなき様留意ありたきは勿論であります。組合自治の精神に鑑み、常に指導的態度を以て

健康保険課長會議 昭和十年二月十二、十三の二日間、互り内務省第二會議室に於て開催。社會局長官の訓示、指示事項、注意事項、及び協議事項等を摘記すれば左の如し。

【社會局長官訓示】「……今回特に各位の御參集を願ひました所以のものは、業に公布になりました健康保険法中改正法律の實施も間近に迫つて参り且つ關係法規中にも大分改正せられた點がありますので、又従来内務大臣の權限に屬して居りました健康保険組合に對する監督權の一部が本年四月から地方長官に委任せらるることになりましたので、此等の點に關し十分なる打合せを遂げ

之に臨み組合特殊の事情慣例等も、本事業遂行上支障なき限り、なるべく之を容認し、徒に形式を強いるが如き事のない様に、特に御注意願ひたいのであります。

最後に療養の給付は保険給付の根幹を爲すものであります。従つて當局は其の内容の改善を期するが爲めに、折角攻究を怠らざる所でありまして、御承知の通り昨春來日本醫師會との間に、本件に關する協議を行ひまして、諸般の案件に就き、鋭意研究討議を重ねて來たのであります。諸般の事情の爲、未だ成果を得るに至りませぬことは洵に遺憾と致す所でありまして、併し乍ら、醫療内容の改善は極めて緊要なことでありまして、當局としては十分に之が研究を爲し其の具體化に努め度いと思ひます。而して本件に關しては各位の御努力に俟たねばならぬことが多々あることと存じますので、其の御心組を以て格段の御盡瘁を願ひ度いのであります。

【指示事項】一、健康保険組合監督權の一部委任に關する件。一、健康保険組合の監督方針に關する件。一、健康保険組合の財務の監督に關する件。一、健康保険組合の保險給付の監督に關する件。一、健康保険組合の實地指導監督に關する件。一、健康保険組合に對する代執行に關する件。一、組合より提出すべき各種報告、届出及認可申請書の處理に關する件。一、俸給等經理に關する件。一、被保險者に對する藥劑支給手續に關する件。一、昭和十年度に於て實施すべき保健施設に關する件。一、労働者災害扶助責任保險事務に關する件。一、職業性露寒症に關する件。

第三部第二篇 社會政策的施設

【注意事項】一、改正法施行に關する件。一、新事業主に對する保険料徴収に關する件。【協議事項】一、改正健康保険法の施行に關する件。一、醫療内容の改善に關する件。

2 實 施 成 績

被保險者總數 昭和十年十二月末現在における被保險者數は前年に比し可成り増加してゐる。これを政府管掌と組合管掌とに分つて見るに、そのいづれにおいても増加を示してゐる。

強制被保險者總數	政府管掌組	合管掌合	計
工場法適用	二、〇〇七、〇五六	—	—
鐵業法適用	一、四六三、六八一	—	—
其他の事業に使用せらるるもの	九八、二六五	—	—
任意包括被保險者數	四四五、一一〇	—	—
任意繼續被保險者數	三、三八九	—	—
昭和十年末合計	二、〇一〇、五〇〇	九三、六四三	二、〇九三、一四三
昭和九年末合計	一、四三二、三三一	七五、九九七	一、五〇八、三二八
昭和十年末における數は左の如くで前年に比し増加を見てゐる。	昭和 年末	昭和九年末	昭和八年末
強制被保險者總數	一、〇、七、九一	一、〇、三、五〇	一、〇、〇、八五

日本労働年鑑

工場法適用	一五九、八四一	一六〇、九六八
職業法適用	一七五	一五七
その他	七七	
任意包括保険者数	一〇、三三三	一〇、五三三
任意継続被保険者数	一五	一〇、五三六

業種別被保険者数 これを組合管掌（昭和十年）並に政府管掌（昭和九年）について見れば次の如くである。

業種	政府管掌（九年）	組合管掌（十年）
染織工場	五八、八二二	三三〇、六七七
機械器具工場	三三、四四九	二四〇、八二七
化学工場	三七、〇三〇	五五、三六六
飲食物工場	五〇、九六三	七、五九八
雑工業	一九、〇〇〇	二、三九〇
特別工場	三三、八三九	六、六七〇
金屑	二七、七〇〇	二九、九七〇
石炭	五〇、三九七	一四八、六五〇
石油	三、三二九	
其他の非金屑山	六、七三三	一、七四〇
金屑精錬工場	一、五三三	三、五三三
其他の職業法適用工場	九五九	
任意包括被保険者使用事業	六、三三〇	
仲仕業	一	二、六三二

五九〇

其他の事業

計 一、三三〇、四三五 八二、七三三

〔備考〕一本表は任意継続被保険者数を含まず。

給付の件数並に費用 昭和九年度（十年度はまだ発表されてゐない）における給付の総件数は七、四七七、二六九件にして、これに要したる総費用額は三一、一八五、九九二圓である。昭和八年度に比すれば、政府管掌、組合管掌、そのいづれも可成りの増加を示してゐる。

項目	政府管掌		組合管掌	
	件数	費用	件数	費用
傷病に關する給付	四、三三三、八三三	一六、四四五、〇四五	三、二二一、一六八	一三、〇一五、六三三
死亡に關する給付	一〇、三九五	七七、〇三六	五、〇九九	三三、七〇四
分焼に關する給付	八七、一五四	八六、三六〇	二四、六六〇	三九、五九三
計	四、三三三、八三三	一六、四四五、〇四五	三、二二一、一六八	一三、〇一五、六三三

尚ほ右件数並に費用額の被保険者一人當り平均を見るに、昭和九年度の一人當り件数三・三二五、費用一三圓八六錢九厘となつてゐる。いまこれを組合管掌と政府管掌とに分つて昭和八年度と比較すれば次の如くである。

項目	昭和九年度		昭和八年度	
	件数	費用	件数	費用
政府管掌	一、〇三八	三、〇三三	一、〇三三	三、〇三三
組合管掌	二、二四二	一三、四一七	二、一九四	一〇、〇〇〇

項目	組合管掌		平均	
	一人平均件数	一人平均費用	一人平均件数	一人平均費用
組合管掌	三・八二二	一六・三三七	三・三三三	一三・八六六
平均	三・九七〇	一六・一六二	三・三三三	一三・八六六

保険料率及び負擔割合 政府の管掌する保険の保険料は石炭の試掘、採掘及び之に附屬する事業に使用せらるゝ被保険者に關しては、報酬日額一圓に付八錢の割にして、内事業主は五錢、被保険者は三錢の割合に依り之を負擔し、其他の被保険者に關しては報酬日額一圓に付四錢の割合にして、事業主及被保険者折半して之を負擔す。

組合の管掌する保険の保険料率及負擔料の負擔割合は左の如くである。

項目	事業主負擔		計	
	二分の一	二分の一を超過するもの	二分の一	二分の一を超過するもの
總數（被保険者數以下同じ）	四三、三九九	三三、八四〇	八三、二一九	八三、二一九
一圓につき三錢以下	八四、九九〇	六三、三三八	一四八、三二八	一四八、三二八
同	三三、九九〇	七七、五三三	四〇一、四八八	四〇一、四八八
同	四錢以下	三三、五八六	一四四、二六六	一四四、二六六
同	五錢以下	一、八八九	三三、四七四	三三、四七四
同	六錢以下	一	三三、三三〇	三三、三三〇
同	七錢以下	一	三三、三三〇	三三、三三〇
同	八錢以下	一	三三、三三〇	三三、三三〇

第三部第二篇 社會政策的施設

項目	九錢以下		九錢以上	
	件数	費用	件数	費用
平均保險料率	三・三三三	一三・八六六	三・三三三	一三・八六六

健康保險事業收支 昭和九年度における政府管掌分の収入總額は二二、四四七、一六五圓、支出總額は一九、七三四、八〇五圓、收支差額の剰餘金二、七一二、三六〇圓は積立金に繰入れられた。收支、剰餘、いづれも増加を示してゐる。その内譯は左の如くである。

〔収入の部〕		〔支出の部〕	
總數	三三、四四七、一六五	總數	一九、七三四、八〇五
健康保險收入	三〇、七五〇、四九五	俸給	五五八、九四一
保險料	三〇、四三三、三三七	事務費	一一、九三三、七三三
利子收入	二五、二八八	保險給付費	一七、六九七、四四三
雜收入	七三、〇五〇	保健施設費	三九、五六〇
一般會計より繰入	一、六九六、六七〇	諸支出金	四四、六二八
國庫金負擔	一、六九六、六七〇	給負擔金	一〇、九七〇
同じく組合管掌の分を見るに、	収入總額一八、八七五、四九九	支出總額一五、三七六、一〇〇	差額剰餘金三、四九九
次年度繰越金として、	三九五、三九四	圓を處理）にして、	收支、剰餘、いづれも前年より増加してゐる。その内譯は左の如くである。

總數	一八、八七五、四一八	總數	一五、三六六、一〇〇
保險料	一四、四七、八四四	保險給付費	一三、五六二、二四五
その他	四、四〇七、五七四	その他	一、八〇三、八五五

四 労働者災害扶助責任保険法

労働者災害扶助責任保険法施行令及施行規則の改正（昭和十年三月二十三日勅令第二十七號及昭和十年三月二十六日内務省令第十六號）。改正の全文は附録「社會問題係法規」に記載されてゐるからこゝには之を省略する。改正の趣旨は保険料の算定の基礎となるべき請負金額には注文主より工事材料の支給ある場合に於ては其の價格を加算すること、又扶助を受けつゝある労働者が工事の主たる事務所所在道府縣外に移轉したる場合に於ける扶助方法の承認指示等を労働者の現在地地方長官をして爲さしめ其の適正を期せんとするものである。

五 國民健康保険

既に昭和九年夏その要綱が發表されたが、更に審議を重ね本年十二月十日の社會保險調査會第二回總會において修正案が可決された。これは一庶民の健康保険を目的とするもので、社會政策上劃期的な案として期待されてゐる。その要綱の要領は左の如くである。

國民健康保險制度案要綱抄

第一總說

一、本保險は庶民の健康保險を目的とし、二、本保險は被保險者の疾病、負傷及分焼を以て保險事故とするも被保險者の死亡をも保險事故することを得ること但分焼に付ては特別の事情あり組合に於ては保險事故となさざることを得ること、三、本保險は國民健康保險組合を以て其の保險者とする事。

第二 國民健康保險組合

一、總則 (一) 組合は普通國民健康保險組合と特別國民健康保險組合の二種とすること、(二) 組合は之を法人とすること、(三) 國、道、府縣及市町村は、豫算の範圍内に於て組合に對し補助金を交付することを得ること。

二、組織 (一) 普通國民健康保險組合は其の地區内に於て一戸を構ふる者又は一戸を構へざるも獨立の生計を營むる者又は以て組合員とする事、前項の地區は市町村の區域に依る事但し特別の事由あるときは此の區域に依らざることを得ること、(二) 監督官廳必要ありと認むるときは普通國民健康保險組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者を總て組合員たらしむることを得る事、但し其の世帯に被保險者たるべき者に付ては此の限に在らざること、(三) 特別國民健康保險組合は規約の定むる所に依り同種の業務に従事する者、同一の事業に使用せらるる者其の他の共同の利害關係を有する者を以て組合員とすること、(四) 組合は規約の定むるに依り其の事業に贊助する者を贊助組合員と爲すことを得ること。

三、設立 (一) 組合を設立せんとするときは發起人は規約を作り組合員たらんとする者の同意を得て監督官廳の認可を受けること。

四、被保險者 (一) 組合は組合員及規約の定むる所に依り組合員の世帯に屬する者を以て被保險者とする事、(二) 組合の地區内に定住せざる者其他特別の事由ある者に付ては規約の定むる所に依り被保險者と爲さざることを得ること、(三) 貧困の爲法令に依る救護を受ける者及法令に依り疾病及負傷に付療費に關する給付を受ける者は被保險者と爲さざること、(四) 多額の収入ある者及其の世帯に屬する者は被保險者と爲さざるを例とすこと。

五、保險給付及保險施設 (一) 組合は被保險者の疾病又は負傷に關し療養の給付を爲すこと但し特別の事情ある組合に於ては療費に要する費用を支給すること、(二) 療養の給付は右の範圍とすること、(イ) 診療往診を含む、(ロ) 藥劑賣藥を含む又は治療材料の支給、(ハ) 處置手術其の他の治療、(ニ) 入院、(ホ) 看護(一) 移送、(三) 療養の給付に付ては組合は特別の事情なき限り一般の醫師、齒科醫師、藥劑師其の他の醫療機關を組合の醫療機關として指定し被保險者に醫療機關選擇の自由を認むる事、(四) 分焼を保險事故と爲す組合に於ては被保險者の分焼に關し助産の給付を爲すこと但し特別の事情ある組合に於ては助産に要する費用の支給を爲すことを得ること、(五) 組合は被保險者の死亡に關し葬祭の給付又は之に要する費用の支給を爲す事を得ること、(六) 療養、助産又は葬祭の給付を爲す組合に於て其

の給付を爲すこと困難なる場合其の特別の事由ある場合に於ては之に代へて之に要する費用を支給することを得ること、(七) 組合は監督官廳の認可を受けて其の他の給付をも爲すことを得ること、(八) 組合に於て爲す保險給付の種類、範圍、期間、程度及受給條件は規約を以て之を定むる事、(九) 組合は療養の給付に要したる費用の一部を其の給付を受ける者(給付を受ける者組合員に非ざる場合に於ては其の屬する世帯の組合員)に負擔せしむることを得ること、(十) 組合は被保險者の健康を保持する爲必要な施設を爲すことを得ること。

六、費用 (一) 組合は組合費なり保險料を徴収すること、(二) 保險料の算定及徴収に關する事項は規約を以て之を定むること、(三) 贊助組合員の負擔に關する事項は規約を以て之を定むること、(四) 保險料其の他の徴収金の滞納に付ては滞納者の居住せる市町村又は其の財産のある市町村に對し之が處分を請求することを得ること、(五) 一定期間以上繼續して保險給付を受けざりし者に對しては組合は規約を定むる所に依り其の期間に拂込みたる保險の一部を拂戻すことを得ること。

第五節 労働者教育施設

茲に労働者教育施設として述べる範圍は、一般無産者を對象として行はれるものうち、政府並に公共團體の經營設置せるものに限る。謂ゆる労働學校は労働者自身の教育運動と

目すべきもの多きが故にこれを第二部第二節第五章中に記述した。

一 政 府

謂ゆる労働学校の活動が最近不振を續けてゐるに反して、この種政府關係の教育施設は可成り積極的に進められつゝある。少くとも、政府當局の意圖が積極的に轉じ來つたことは事實であらう。といつても、實質的には文部省の主催せる労働者輔導學校の施設がその主なるものであり、しかもその實效に至つてはどれほどのものであるか俄かに推定し難いが、恐らく未だ大なる期待はかけられないであらう。そしてその労働者教育の方針が一方においては、單に教育の機會に恵まれざる労働者階級の文化向上に資せんとするものであると共に、他方には、これをもつて労働者階級の急進的態度の伸長をはゞみこれを協調的方面へと導かんとする教化運動の意圖あることは窺知されるのである。いま、文部省の労働者教育の昭和十年中における概況をみるに次の如くである。

文部省發行「昭和十年度労働者教育實施概要」によると、その今日に至るまでの概況を次の如く述べてゐる。「本省に於ては昭和四年労働教育補助費(一萬圓)計上せられてより或は優良なる民間労働者教育團體に對し補助金を交付し、或は労働者の密集地帯を選び當該府縣市と協力して労働者輔導學校を開設したる處、年々

退ひ、新教育の進展を見、各地に之が修了者の修養機關設けらるゝに至り、之が連絡統一を圖ることの必要を生じ、世人亦漸く斯教育の重要性に覺め、遂に昭和六年九月之等全國各地の労働者教育施設を連絡輔導すべき中央機關として日本労働者教育協會設立せらるゝに至れり。昭和七年第六十二臨時議會開かるゝや労働者教育施設費(五萬圓)の成立を見るに及び、日本労働者教育協會其の他の優良なる労働者教育施設に對しては之が獎勵補助の途を講じ以て其の健全なる發達を勸奨すると共に、他面從來の労働者輔導學校に加ふるに労働者講座、労働者講習會、労働者教育協議會を開催せり。昭和八年以降は大體に於て前年度を踏襲して之を實施せしが各地共概ね關係者の熱心なる考究と幹旋とにより地方の要求に吻合せる適當なる施設を開き且官公私各種の團體、關係會社工場等より之に協力便宜を與へたる結果、概ね堅實なる效果を挙げ本施設に對する世人の要望益々著ねからんとする情勢に在り。本省主催の労働者輔導學校、労働者講座、労働者講習會に受講せるもの昭和十年度迄の累計一七、九一〇名、労働者教育協議會に出席協議せるもの累計二、七七六名に及びり。尙昭和十年度豫算に於て労働者教育團體事業補助として十五萬圓を計上せられたるを以て、同十年十一月財團法人労働者教育中央會設立せられ、日本労働者教育協會を合併して、工場鑛山等に於ける労働者のみならず會社、商店等に於ける一般労働者をも併せ教育することゝなれり」と。

労働者輔導學校實施事項 その大要は左の如し。
一、趣旨。一般労働者の教養の向上の爲中堅労働者をして更に

健全なる公民たると同時に優秀なる産業人たらしむるを目的とす。此目的を達成する一方法として輔導學校式教育方法により成る可く少數の生徒と講師指導員が長期間に亘り一體となりて人格的結合を計り教育の徹底を期するを本旨とす。

二、主催。本學校は文部省の施設にして、之を府、縣、市、學校に委嘱して實施するものとす。主催に關しては本省主催又は本省と府、縣、市、學校其他との共同主催となすこと。

三、場所。學校又は公會堂等適當なる場所を選定すること。

四、期日及會期。昭和十一年二月迄の間に於て適當なる時期を總び一週二回夜間三時間宛九週間合計五四時間授業をなすを原則とするも地方の情況に應じて本趣旨に背離せざる範圍に於て適當に定むるも差支なきこと。

五、生徒。本學校の生徒たる優秀労働者の選拔に關しては委嘱先に於て關係官廳各種團體、工場及鑛山等と緊密なる聯絡を保ち協議の上決定す。一組の生徒は二、三十名を以て理想とするも都合に依りては凡そ五十名迄は採用するも差支なきこと。

六、教授事項。時代の趨勢に鑑み國民の思想並生活の向上を期する上に緊密なる教養を授くることに留意し、單に抽象的知識を與ふる弊に陥ることなく實生活に即することを旨とし、左の八類中より地方の實情に應じ適當なるものを選びて教授科目となすこと。第一類日本精神、第二類國史、第三類適正なる時事解説、第四類道徳・宗教・藝術、第五類政治・法律・經濟、第六類自然科學、第七類生活及職業に關する指導、第八類趣味・娛樂・保健に關する指導。尙教授の前後に於て體操及音楽を適宜加味すること

第三部第二篇 社會政策的施設

と。

七、教授及訓練の方法。教授に當りては知識の注入に偏することなく、労働者の實生活に基く具體的事實を捉へて教授をなし、又授業中に必ず質疑應答の機會を設け、講師生徒相互の人格的接觸により生徒の精神的修養並其の天分の開發に努め、且講師以外に指導員を置き講師の輔佐をなし教授及訓練の徹底を圖ること。尙授業の外に茶話懇談會、映寫會、討論會、息學、遠足等を適宜開催すること。

二、授業料。授業料は之を徴せず。

労働者講習會 その實施要項は労働者輔導學校に準すべきもの故之を掲げず。

労働者講習會 本講習會は、「労働者に日々親炙し之が指導者たるべき労働擔當者に對し適當なる教育施設を講ずる」ために行はれたるもので、本年度の實施狀況は次の如くである。

大阪市——十一月四日より同八日まで大阪市立都島工業學校に於て開催。日數五日、科目數七、延時間三〇時間、講師七名、受講者一四五名。

福岡市——月四日より同八日まで九州帝國大學に於て開催。日數五日、科目數八、延時間三六時間、講師八名、受講者一五四名。

廣島市——三月十六日より同二十日まで廣島文理科學大學に於て開催。日數五日、科目數五、延時間三〇時間、講師五名、受講者九〇名。

労働者教育協議會——昭和十年度に於ける労働者教育協議會は

函館市、桐生市、富山市、岐阜市、京都市、高松市、別府市の七ヶ所に於て開催、その実施概況は左の如くである。

- 〔出席者〕 一、關係各省並に道府縣市勞務者教育主務當局者。
- 一、官業並に民業工業鑛山等に於ける事業主又は勞務擔當者。
- 一、其の他勞務者教育關係者。

〔協議事項〕 一、勞務者教育の普及發達方策如何、一、現下の時局に鑑み勞務者教育實施上特に留意すべき事項。一、勞務者教育指導者の養成に就て。一、勞務者に對する公民的教育と職業的教育に就て。一、勞務者に對する保健・體育・趣味・娛樂施設に就て。一、勞務者教育關係の各種團體の連絡提携に就て。一、勞務者の職業別に依る共同私立青年學校設置の件。一、工場に於ける青年學校設置經營に關する件。一、勞務者に對する青年學校教育施設に就て。一、私立女子青年學校教科書編纂方希望に就て。一、從業員稱呼方に就て。一、勞務者に對する宗教的情操を涵養する具體的方法如何。一、勞務者教育の徹底を期する爲從來指定されたる府縣以外の地方にも其の必要に應じ長期勞務者輔導學級を實施せられんことを其の筋に建議するの件。一、勞務者講座に出席する勞務者に對し工場主に於て特に便宜を與へられたる實例を承り度し。一、勞務者講座に於て工場勞務者に對し直接技術に關する科目を授けられたる御經驗あらば承り度し。一、青年を多數使傭せる工場會社等に於ける青年教育の振興方策如何。一、青年學校の設置狀況に就て。一、工場圖書館(文庫)の經營情況に就て。一、勞務者をして自發的に修養せしむる具體的方策。一、勞務者に對する宗教的情操の養成方策。一、中堅勞務者修養講座開設に

就て。一、其他出席者提出の協議事項に就て。

〔協議會の狀況〕 ▲函館市——九月二十七、八日、於函館市公會堂。協議九時間、出席者一七四名、函館船渠會社、帝國製菓會社を見學。▲桐生市——七月十二、十三日、於桐生高等工業學校。協議九時間、出席者一五六名、高工實修場、日本糊捲桐生機械、中島飛行機會社を見學。▲富山市——十月七、八日、於大正會館。協議九時間、出席者〇六名、吳羽紡績會社工場、廣實堂を見學。▲岐阜市——七月五、六日、於縣會議事堂。協議九時間、出席者一一一名、大日本紡績岐阜工場並に片倉製絲岐阜工場を見學。▲京都市——十一月十一、十二日、於奉公館。協議九時間、出席者一七〇名、京都御所、二條離宮を見學。▲高松市——六月二十八、二十九日、於讚岐會館。協議九時間、出席者六二名、高松市、專賣局出張所を見學。▲別府市——九月九、十日、於蓮田小學校、協議九時間、出席者一八〇名。

勞務者教育振興協議會——「我が國の勞務者教育施設は漸次其の體系を整備しつゝありと雖も未だその内容方法等の諸點に至つては尙改善考究の餘地なしとせず、勞務者教育の一層の振興を計るべく、三月三十一日、神田區一橋如水會館に於て、勞務者教育各關係官、學者經驗者等出席の下に開催せられた。

二 府縣及び公共團體

府縣においてこの種施設を獨立に行へるものも多少はあるが、その多くは小規模である。府縣における勞務者教育施設

としては前記文部省實施の勞務者教育施設の方針に則り之と共同の形において行はれるものがその主たるものであらう。

委囑先	開設地	會場	期間
桐生高工	桐生市	桐生高等工業學校	二日
埼玉縣	川口市	川口市隣保館	二日
東京市	王子區	王子區王子小學校	二日
	品川區	品川區第一日野小學校	二日
	城東區	城東區龜戸小學校	二日
横濱市	横濱市	神奈川區幸ヶ谷小學校	二日
静岡縣	濱松市	濱松高等工業學校	二日
清水市	清水市	清水市木材組合事務所	二日
愛知縣	名古屋市	昭和遊藝堂	二日
大阪府	都島	都島工業學校	三日
	西野田	西野田職工學校	三日
	今宮	今宮職工學校	三日
神戸市	神戸市	臨濱小學校	三日
福岡縣	福岡市	福岡男子高等小學校	三日
	久留米市	久留米高等小學校	三日
合計			二二日

文部省の委囑を受けて本年中各地に開かれたる勞務者輔導學級の實施概況を表示すれば左の如くである。

科目數	延時間數	申込者	許可者	修了者
七	六三	七〇	四〇	四〇
一三	五五	二九	五〇	五〇
八	四九	五二	三四	三四
一〇	四九	五〇	三七	三七
九	四九	五〇	五〇	五〇
三	五八	九六	五〇	五〇
三	五七	六二	六一	六一
二	四八	六〇	五五	五五
二	七八	五七	五五	五五
二	五五	八八	五五	五五
二	五五	九四	五五	五五
二	五五	八七	五五	五五
七	五四	六四	五二	五二
九	五四	四六	四六	四六
九	五四	四六	四六	四六
九	五四	四六	四六	四六
合計	一、〇三一	七三一	七三一	七三一

は確かに本年度の農村を好轉せしめた事は疑ふべくもない。だがそれは地主、富農層についてのみ云へることであつて、下層農民は益々高い米を買はされることによつて愈々窮乏への道を辿らざるを得なかつたのである。而も肥料の暴騰によ

第二章 農民に對する施設

凶作米高、藪高及び小麦高によつて流れ込んだ數萬の貨幣

り彼等下層農民においては却つて擴大した「シエーレ」はこの窮乏に拍車をかけた。かくて「農村哀話」は絶えることはなかつたのである。

かくの如く正に破局に立つ農村を前にして政府當局は第六十七議會に米穀自治管理法、産産處理統制法案、肥料業統制法案等の重要農村關係法案を提出したが、これらの規模はいづれも農村の窮乏とそれに立つ要望に比して餘りにも貧弱であり、むしろ資本と土地所有の擁護に偏するもの、如くであつた。だがそれにも拘はらず此等諸法案はいづれも議會において握り潰されたのである。この意味において今議會は稀にみる不作の議會であつた。これには色々の事情があつたが要するに吾々はこゝに現在の政治勢力における資本家的農村救済策の困難と限度とを觀取しうるのであらう。今期議會における農村關係法案の唯一の收穫は民事訴訟法中改正法律、即ち所謂飯米差押禁止法の制定であらう。だがこれとても農村側の一ヶ年間飯米差押禁止の要求に比して僅か三ヶ月間のみの差押禁止に過ぎないのである。

なほ政府當局の農村匡救對策として經濟更生施設なるものがある。このうち經濟更生計畫は昭和七年より五ヶ年計畫を以て全国的に農村を自治的に更生せしめやうとするものであるが、本年は既に實施四年目であるのに當局も自ら認める如く、「其の目標を完全に達成したものは未だ多くはない」ので

ある。負債整理組合の事業も豫定通り進捗しないもの、如く、早くも改正案の提出が傳へられてゐる。また農村工業も漸く實現の第一歩を踏み出したか、それは資本による農村の低廉なる過剰労働力の利用である以上、現に極度の生活低下といふ形でプロレタリア化されてゐる農民を更に現實に近代的なプロレタリアとして賃労働者化するものに外ならないであらう。果して然りとすれば農民は農村工業化によつて匡救され得るであらうか。なほ經濟更生施設としての農民道場に至つては、吾々はこれより幾何の匡救を期待すべきか甚だ疑問とせざるを得ないであらう。

之を要するに政府の農村對策は「農」を全うするものなきが如くであるが、以下においては本年度の第六十七議會に提出された法律案を中心として政府の農村施設を概観しやう。なほ府縣の施設としては府縣獨自のものではなくたゞ政府の經濟更生計畫の先鋒をかつぐ位のもの以外には特に述べる程のものはない。

又帝國農會も米穀問題、蠶絲問題を始めとして農村關係の重要問題について或ひは議會に對し或ひは政府當局に對して活潑な活動を行つてきたが、その在來の立場の故に一般農民は彼等の農村對策から閉出されざるを得なかつたことは例年と少しも變らない。

第一節 政府の施設

一 米穀對策

米穀問題は米穀統制法の實現によつて一應軌道に乗り上げたかの如くであつたが、それは早くも最初の施行年度たる昭和九年米穀年度においてその矛盾を暴露した。外地米の統制難及び飯米飢饉の深刻化が之である。政府當局はかくの如き米穀問題の重大化に直面して、これが根本對策のため米穀對策調査會を設置し、現行統制法の存続の方針の下にその補強工作をなすこととなつたが、右の詳細については既に昨年度本年鑑において記述したところである。

而して本年一月十九日米穀對策調査會の第三回總會において「米穀統制の徹底を期する爲左の諸方策を講ずること」が決定された。

- 第一 米穀統制法を左の如く改正すること(略)
- 第二 米穀の自治管理を圖ること(略)
- 第三 初の共同貯蔵を行ふこと(略)
- 第四 一、内地、朝鮮及臺灣を通じて米穀の生産統制、代作の奨励、海外販路の開拓、新規利用の増進に付適當なる方策を講ずる事。二、現行米穀需給調整特別會計は之を整理改善する事。かくて政府は右の調査會の答申に基き第一から第三までを

第三節 第二篇 社會政策的施設

夫々法律案として第六十七議會に提出したのである。この米穀自治管理法は米穀對策調査會の幹事試案に比すれば既に著しく妥協的となつてゐることは注意されねばならぬ。すなはち先づ移入外地米統制案が葬り去られ、次いで第二の幹事試案において米穀統制組合に一般的米穀統制の権能を與へ、最低價格による政府への賣渡申込は産業組合に限つて之を認めんとするところの産業組合を支柱とする米穀政策に對して、米穀統制組合が統制する米穀は單に過剰米のみとし、最低價格による申込は從來のまゝに開放するといふ大修正が加へられたのである。

今右三案の内容を見るに、先づ米穀管理法は六十七條より成る老大な物であるが、其要旨は要するに次の如くである。

- 一、政府は毎米穀年度の始めに内外地を通じてその年度の需給を推算し、過剰米を算定してこれを内地、朝鮮及臺灣に割當て、管理させる。
- 二、割當の決定は内地、朝鮮及臺灣に於ける管外移出數量の増加趨勢、管外移出數量、收穫の豐凶等を參照して行ふが、當分のうち内地百分の三五、朝鮮百分の四三、臺灣百分の二二とする。
- 三、自治管理は内地では市町村を區域とする米穀統制組合、道府縣を區域とする聯合會及内地を區域とする中央米穀統制組合聯合會を設けるが、統制組合及びその聯合會の義務は産業組合、法による販賣組合、道府縣米穀販賣組合聯合會、全國米穀販賣組合聯合會が夫々代行しうることになつてゐる。これ等の關設

のない市町村に於ては農會に對しても事務代行を認める。朝鮮臺灣に於てもこれに準ずる米穀統制組合を設ける。

次に米穀統制法中改正法律案の要旨は
一、米の出廻りに於ては最低價格に金利、保管料を加算する。
二、災害、事變その他特別の場合には最高價格以下に於ても政府所有米の賣渡をなし得る。

また親共同貯蔵助成法案は昭和八年の米について行はれた親の共同貯蔵を法制化したもので、要するに産業組合、農會等の團體が米の出廻數量の調節又は備荒貯蓄の目的で親を貯蔵する場合に政府は貯蔵團體に對して、金利及び保管料に相當する政府所有米を毎年三十萬石に限り交付する等の方法によつて之を助成するものである。

右の三法案は何れも米穀統制の強化を圖るものであるが、就中最も重要なものは米穀自治管理法であり、これは本年三月限り失効する臨時米穀移入調節法に代り現行米穀統制法の缺陷を補強する根本的解決策として立案されたものである。然るに一月十一日米穀對策調査會小委員會における本案の決定が傳へられるや、九年末以來待機しつゝあつた全國二十萬の米穀商は生活權擁護を叫んで果敢猛烈なる反對運動を開始した。すなはち一月廿日全國米穀商組合聯合會評議員會は

策に依り中小商工業者を死地に陥るゝものにして或は其の根本に於て商業を否認し之に代ふるに産業組合を以てせんとするが如き配給機構變革の意圖を以て産業統制を行はんとするに非ざるなきや疑はしむるものあり。左記商權擁護に關する主張に據ぐる方針に依り産業組合政策を是正して中小商工業者の壓迫を除去し商權を擁護するは産業政策調整の問題として最も急を要する所なり。政府、貴族院、衆議院當局に於ては深く上述の事情を考慮せられ速かに産業政策の調整確立の方途を講ぜられんことを。

商權擁護に關する主張

- 一、購買組合販賣組合に對する國費及び地方費の補助金助成金を廢止すること。二、購買組合販賣組合に對する各種免稅の特典を廢止すること。三、購買組合販賣組合の違法行為脱法行為及び不正行為の取締を斷行すること。四、購買組合販賣組合の事業に官吏の關與を嚴禁し官公衙の便宜供與を制限すること。五、購買組合販賣組合の事業の範圍及び取扱品目を適當に制限すること。六、信用組合の購買販賣事業經營を禁止すること。七、その他購買組合販賣組合に對する保護助長の特典を撤廢し營業者と均等公平の待遇を爲すこと。

かくの如く米穀商によつて火蓋を切られた反對運動は法案の内容から反産運動の役割を以て圖はれ、彼等米穀商は「生活權の脅威」を合言葉として眞正面から反對運動を展開したのであるが、その實この反産運動の中心をなしたものは米穀取引資本家に外ならなかつたのである。即ち、彼等取引資本家

本案反對の決議を行ひ、二月八日には全國米穀商大會が兩國の國技館において開催され「天下の惡法を屠れ」、「生業を奪ふ者は誰だ」等々の百餘に亘る大戦を掲げた會場は全國から馳せ参じた三萬の當業者代表によつて埋められた。當日の決議左の如し。

米穀自治管理制度は吾等二百萬米穀業者の生活權を剝奪し、吾等と密接不離の關係に在る各種の營業を脅かすは勿論、生産消費兩者に對しても亦何等の利益を齎らすことなく、徒に國費を増大し、國民の負擔を加重する有害無益の政策なりと確信す。吾等は絶対に本案の實現に反對し徹頭徹尾之が潰滅を期し、進んで米穀政策の全面的打開に向つて邁進せんとす。右滿場一致決議す。

また日本商工會議所を中心とする全日本商權擁護聯盟側よりの反對運動も之に加はり、同聯盟は三月十二日全國四十支部代表者協議會を開催し次の如き決議を採擇して各方面に陳情するところがあつた。

産業政策の調整確立に關する陳情請願

産業政策施設の實際を見るに一の産業に對する保護助成が他の産業に重疊を加ふるが如き事例少からず近時産業組合に對する過度の保護助成擴大強化の政策により産業組合の不自然なる發展進出を促したために中小商工業者が深刻なる打撃と壓迫とを蒙りつゝあるが如きは最も顯著なりとす。今期議會には更に米穀自治管理法及び産商處理統制法案を提出し産業統制に名を藉りて益々産業組合の擴大強化を圖らんとす。思ふに斯の如きは國家の政

は産業組合の進出による中間利潤と思取引に對する脅威のため、米穀小賣商を動員して法案阻止を圖つたものと見られるのである。

これに對して同法案を支持する産業組合側では三月四日千三百名の代表を擁して赤坂三會堂に第一回農村産業組合大會を開催し、米穀自治管理法及び産商處理統制法案の議會通過實現を期し併せて産業組合事業の制限に對する反對を表明した。當日の宣言及び決議は次の如くである。

宣言

今回米穀自治管理法その他米穀統制關係法案の議會に提出さるゝに當り全國米穀商組合聯合會はこれを以て産業組合を強化し忽ち米穀商を潰滅せしむるものなりとして世論を刺戟し政府に對して猛烈なる反對を試み且議會並各政黨に向つて強力なる運動を開始し進んで産業組合の事業を不當に制限しその進出を阻止せんとす。産業組合は農村の經濟活動を協同化しその經濟勢力を確立し且都市と農村との連絡を圓滑ならしめんとする物なるを以て政府が米穀統制を強化し生産者と消費者との利益を擁護せんとして特に米穀自治管理法において産業組合に對し重要な任務を負はしめたるは當然の事に屬す。然るに産業組合が擴充せらるゝ故を以て右法案の議會通過を阻止し且産業組合の事業を制限せんとするが如きは實に時代錯誤の主張と謂ふべし、若し此の如き主張にして實現することあらんか農村の更生に大なる支障を來し農村經濟を一層窮乏せしむるに至るべく國家將來の爲めに憂慮に堪へ

ず、依つて吾人は右法案が速に兩院を通過しその實現を見るに至らんことを要望すると共に我が産業組合の正當なる事業を制限せんとするものに向つては徹底的に之を排撃せんとす、右宣言す

決 議

- 一、米穀自治管理法の速に兩院を通過せんことを期す
- 二、産業組合事業の制限に對し絶對反對す。

産業組合は更に同月十一日第二回大會を開催して反産運動の猛運動に應へたが、この日は恰も米穀商組合の再度の大會と遭遇し、帝都の兩極に殺氣立つた對抗陣が展開された。また帝國農會も最初は政府案に對して、

- 一、統制數量の内外地割當に付ては割當決定前五年間に於ける管外移出量の増加趨勢のみを標準とすること。
- 二、内地に於ける米穀統制に付ては米穀統制組合及同聯合會又は事業を行ふ米穀販賣組合及同聯合會の事業に對し農會の意思を充分に實現せしめ得る方法を講ずること

の二點に關する修正を要求しつゝあつたが、三月八日の全國農會大會においては同法案が過剩米穀を内外地に割當て貯蔵せしむるに止まり農會從來の主張に副はぬところがあるが、それでも米穀政策の根本義たる外地米の統制に一步を進めるものであるといふ意味において同法案の議會通過を要望した。

かくして議會は院外の諸運動によつて引きづられ、議員は

議院の修正の趣旨を容れて、政府が道府縣に對し米穀の賣渡を爲すことを得る場合の條件中、「米價が最低價格と最高價格との平均價格以上に在り」を削除したのである。

二 蠶 絲 對 策

昭和九年春に始まつた空前の絲價慘落は益々養蠶經營の合理化を叫ばしめ、營業者をして種々なる更生策に向つて眞剣なる考慮を拂はしめた。すなはち産繭處理に就いても從來の如き應急策のみでは不可となし、更に徹底した恒久策の樹立が要望され、こゝに産繭處理統制の機運が擡頭して來た。かくて政府當局においても鋭意考究を重ねた結果同年十一月に至り漸く成案を得、一應日本中央蠶絲會へ諮問した後愈々本第六十七議會へ提出したのである。

この産繭處理統制法案の目的は、繭の處理に關する組織及び方法を合理化して養蠶業者の繭の處理を確保すると共に取引の公正圓滑を圖つて、斯業の基礎を堅實ならしめんとするにあり、そのために乾繭取引を強化し、特約取引については今までの届出制を廢して認可制とし、第三者による品質の強制検査を行はしめ、組合製絲及び乾繭組合については供繭の確保をなさしめるものである。

然るに同法案が議會に上提されるや、中間繭取引商と巨大製絲資本との猛烈なる反對に遭ひ遂に審議未了となつたが、

政黨を超越して都市、農村議員の對立を示し情勢は混沌として審議は容易に抄らす延引に延引を重ねたが漸く會期終了間際になつて米穀自治管理法及び米穀統制法中改正法律案は修正可決され、粗共同貯蔵助成法案はそのまゝ可決された。かくて右三案は直ちに貴族院に回付されたが遂に審議未了に終つた。

その後も米穀自治管理法をめぐつて反産運動並に「反」反産運動の抗争は依然として續けられつゝあるが、政府當局は議會の修正の趣旨を容れて之を次の如く修正し來議會に提出の準備を進めつゝある。而してこの修正は要するに産業組合の進出に對する抑制を意味するものに外ならないことを注意すべきである。

- 一、米穀統制組合の事業に倉庫證券の發行を加ふると共に、その事業の範圍を限定する趣旨を明かにした。
- 二、中央米穀統制組合聯合會、全國米穀販賣組合聯合會の右の事業に對する代行及び中央米穀商統制組合聯合會に關する事項を削除し、これに關聯する條文を整理した。
- 三、米穀販賣組合等の米穀販賣價格の制限に關する條文を削除。
- 四、米穀販賣組合聯合會の所屬團體に對する平均賣指令に關する條文を削除した。
- 五、米穀統制組合員たる資格をもたぬ小農に對して右組合へ任意加入の途を拓いた。

更に米穀統制法中改正法律案についても第六十七議會の衆

いまその間の経緯の概略をみれば大様次の如くである。

先づ同法案に對する反對運動は中間繭取引商によつて開始された。彼等の反對理由は、同法案による生繭取引の禁止によつて自己の「生業」を奪はれるといふにある。かくて彼等は右法案の要綱が日本中央蠶絲會へ諮問されるや間もなく全國的結成をなしこれが反對行動に出で、引き續き中央及び各地において大會を開き或ひは潜行的方法によつて議會通過阻止運動を行つた。一方製絲業者側においても猛烈なる反對運動が捲き起された。けれど特約取引の認可制と第三者による品質検査は彼等製絲業者にとつて決して有利ではないからである。尤も最初は製絲業者はその全國的利益代表團體たる全國製絲組合聯合會を通じて政府案の支持を聲明したのであるが、同法案が衆議院へ上提されて間もなく突如約變して反對決議をなすに至つたのである。これは一部製絲業者特に鐘紡の策動によるものであると云はれてゐる。けれど鐘紡は新進製絲家である關係上他の巨大製絲に比し特約組合網の結成において甚しく遅れてをり、目下特約組合への進出に急であるため同法案掘り潰しの急先鋒に立つたのであると傳へられてゐる。だがそれは兎も角、反對運動が最高調に達した頃は殆んどすべての巨大製絲業者が結束して之が反對行動に出で、或ひは大會を開き或ひは對議會工作に腐心したのである。かくの如き經過を辿つて同法案への二反對者は遂に合流してそ

の勢力を倍加した。元來中間商取引商は製絲業者と相容れない存在であつたが、同法案への反対なる意味においてのみ共同戦線を以て反対運動を行つたのである。而かも彼等は反対運動を効果的ならしめんが爲めに反産運動と結びつけんとした。日本商工會議所の同法案反対聲明は正にこの意味においてであつたが、事實はこの結合は米穀問題の場合ほど圓滑にゆかなかつたものゝ如くである。

これ等の反対運動に對して養蠶業者側は政府案支持の猛烈なる對抗運動を展開したが、巨大製絲資本の反対運動遂に効を奏し、同法案を審議すべき産蠶處理統制委員も彼等の策動によつて構成され、而して彼等委員は委員會において徹頭徹尾議事の引延しに専念したと傳へられ、遂に同法案は衆議院において握り潰しの憂目をみるに至つたのである。なほこの外にも蠶絲業關係の法案で流産したものゝ蠶絲業組合法中改正法案、蠶絲業中改正法案がある。

だがその後の状態は一變し、同法案が來議會に上提されるならば通過可能であると思はれるに至つた。而して政府當局も來議會に提出の意向あるものゝ如くである。その理由として挙げられるのは第一に中間商取引商の轉向である。すなはち本年の産出廻期において一般的産蠶減と、巨大製絲資本による特約取引の進出とのために、中間商取引商の取引が著しく制限されるに至つたが、このことは彼等中間商人をして特

約取引の恐るべきを悟らしめ、自己に對立するものが蠶絲業者ではなくして却つて巨大製絲業者であることを自覺し、むしろ産蠶處理統制法案の成立によつて之を牽制せんとするに至つたのである。すなはち全國蠶絲業組合聯合會は十月十二日次の如き陳情書を發表したが、これによつても彼等中間商取引商の苦しい立場が窺はれるのである。

全國蠶絲業組合聯合會陳情

- 一、産蠶處理は法律又は命令を以て強制せざるは勿論生蠶自由取引を認むること。
- 二、特約取引は之を許可制度とし充分なる監督をなし品質の検定は道府縣立産蠶檢定所の檢定に依らしむること。
- 三、生蠶處理に團體取引を強制せざること。
- 四、蠶絲業者の共同施設を認め産蠶組合組織と同等の保護をなすこと。
- 五、乾蠶組合の違法脱法行為に對し嚴重なる取締をなすこと。
- 六、蠶絲業組合法中に蠶絲業組合を認むること。
- 七、蠶絲業の對策には總て既存權益を尊重し考慮せられたること。

かくして遂に中間商取引商の巨大製絲資本の壓迫への反抗は同法案反對の一角を切崩してしまつたのである。

そのみではない。巨大製絲特に鐘紡を急先鋒とする積極的反対の裡にあつて以前は沈黙を守らざるを得なかつた中小製絲業者が轉向したことが第二の理由である。即ち、本年度において前述の如き一般的産蠶減と巨大製絲による特約養蠶組合の擴大強化により彼等中小製絲業者の手に入る原料蠶は同法案反對の一角を切崩してしまつたのである。かくの如くして猛烈なる反対運動の一角は極度に緩和されるに至つたが、先に反産運動と結びつけて同法案反對を表明した日本商工會議所も當業者の轉向にあつては如何ともなし難く遂にその態度を改めることとなり、十二月十三日意見書を發表して之を聲明した。

は甚しい困難に立至り、彼等は割高な原料蠶の購入を餘儀なくされたのである。こゝにおいて彼等はむしろ乾蠶組合の強化を規定してゐる同法案の成立を歓迎するに至つたのである。かくして中小製絲業者と巨大製絲業者との原料蠶を挿んでの對立が強化せられ製絲業者の内部分裂の發展により同法案への反對的氣勢は著しく殺がれることとなり、製絲業者の利益代表機關たる全國製絲業組合聯合會は十二月三日の總會において遂に次の如き決議をするに至つたのである。

全國製絲業組合聯合會決議

産蠶處理統制法案に對し本會は左の如く決定す。

- 一、決議事項 (一)産蠶處理形態中に生蠶取引をなすことを認め法文中に明記せられたること、(二)産蠶處理統制法案中第五條は各團體の自治統制を本旨とし養蠶業組合に強制加入せらるる個人に及ぼさず且つ之が運用に際しては各關係團體の意見を參酌せられたること、(三)蠶絲業法第十九條中産蠶處理に關する命令を削除せられたること、(四)蠶の檢定は産蠶の改善と製絲經營とに至大の影響を及ぼすものなるを以て別紙意見書を參考として設備、方法の完備するまで之を強制せざること。

- 二、希望事項 (一)乾蠶取引に依る乾蠶の賣買を認められたること、(二)特約取引は届出制度とせられたること、(三)乾蠶蠶倉庫は製絲業者の既設々備を利用せられたること、(四)蠶檢定の空閒利用に依り製絲業者に壓迫を加へざること、(五)蠶の檢定は産蠶組合製絲に對しても同一の取扱をせられたること。

第三部第二篇 社會政策的施設

三 肥料對策

同じく第六十七議會で流産したものに肥料業統制法案なるものがある。この法案には軍事的な意義も含まれてゐるが、その主たる目的は肥料の需給調節、價格の低廉、公正價格の維持を實現することにあり、その方法としてはかなり思ひき

つた強制カルテルの色彩を示してゐる。すなはち、肥料製造業は許可制度となり（差當り燐酸、硫酸、石灰窒素に適用）、製造業者は肥料別の製造組合をつくり、強制加入せしめ、この組合をして自治的に生産の割當、價格決定を行はしめる。而して政府の監督、干渉は強力で、不良工場整理の命令權を主務大臣に與へる等、カルテル統制は從來の統制に比して一段と強いのである。

これに對して帝國農會は現在肥料業者の多くが任意に組合をつくつて獨占價格を以て消費者農民に臨む場合、政府が之に何等の干渉權を有しない状態を願れば、法案の如き統制を加ふべきであるが、製造業者の許可制であること及び價格決定基準等に關しては深く考慮を拂ふ要ありとの意見を發表し、また産業組合側においても全購聯を中心とする肥料購買の全國的自主的統制確立を要望決議するところがあつたが、いづれも米穀、産前ほどの大なる運動をみるに至らなかつた。他方において肥料商はこの法案によつて取引が制限されやがては産業組合の進出助長となりその介在の餘地を極度に狭小ならしむるものなりとし、反産運動と合流して猛烈なる反對運動を行ひ、政黨またこれに追隨したことは云ふまでもない。かくて遂に本法案は衆議院において審議未了のまま、で終つたのであるが、これが裏面には巨大肥料製造資本の策動が最も與つて力あつたことを見逃してはならない。

右の如く本法案が第六十七議會において審議未了となるや、政府において同法案に對する各方面の意向をたしかむる爲に農林、商工兩省が各關係團體に對し意見を徴したが、肥料業者を代表して東京商工會議所のなせる答申の要點は、産業に對する國家權力の干與としては餘りに行きすぎなりとし、新興化學工業たる肥料工業の發達を阻止するものであり、從て價格を保證せらるゝ消費者と雖も供給不足を免れず、一方中間肥料商にとつてもその存在餘地が極度に制限される虞ありと云ふにあつた。

之に對し消費者側の意見を代表するものとして帝國農會は前述の如き要旨を繰返し答申するところがあつたが、政府當局はこれら各方面の事情を考慮して必要條項を修正し來議會に本法案を再提出せんとする企圖あるものゝ如くである。

四 農山漁村經濟更生施設

以下政府の農山漁村經濟更生施設として掲げるところのものは「農務時報」第九十一號所載「農山漁村經濟更生施設の概要」より摘錄せるものである。

1 經濟更生計畫の概況

(一) 經濟更生計畫樹立町村數

農山漁村經濟更生計畫は毎年一千町村宛を指定し其の經濟更生計畫を樹立實行せしめる方針で進んで來たのであるが、

地方の非常なる熱意に依り豫定計畫を突破し、昭和七、八、九十年度に於て五千六百六十八町村が計畫を樹立し目下實行に邁進しつゝある。

指定年度	内譯		
	計	農村	山村
昭和七年度	1,525	1,031	211
同八年度	1,727	1,110	377
同九年度	1,808	909	566
同十年度	1,008	643	333
計	6,068	3,884	1,177

(二) 政府に於ける經濟更生施設及指導狀況

第一 昭和七年農林省内に經濟更生部を設置し農林省訓令を以て經濟更生計畫樹立町村の計畫樹立の根本方針を公示し、其の具體的指針である「農山漁村經濟更生樹立方針」を決定し、之を全國町村を始め各方面に七萬五千餘配布し其の指導精神の徹底に努めたのであるが、爾來部内各課員總動員を以て更生計畫の指導獎勵に努めつゝある。又農林大臣、政務次官、次官、參與官、經濟更生部參與等も各府縣及指定村に出張して直接督勵するところがあつた。

此の如くにして農林大臣が出張し地方廳に於て地方經濟更生委員を召集し經濟更生の督勵をした府縣は二

十府縣、又農林大臣が直接經濟更生指定村に出張し町村民を召集し經濟更生の督勵をなしたる町村は約六十町村に及び次官以下職員の出張督勵したる指定村は約六百町村に及んでゐる。

第二 本省主催府縣聯合會經濟更生協議會

農林省は積雪地方農村經濟調査所を設置し、積雪地方の農村經濟更生計畫の樹立實行の綜合的調査研究を爲さしむると共に、昭和八年、九年、十年度の三回に亘り地方事情を同じくする府縣を單位とし全國一四區乃至五區に分ち地方聯合經濟更生協議會を開催した。各協議會は各地方事情に適切な諸般の事項に付協議を行つた。

尙農林産物の需給状態を調査し更生計畫中の生産計畫を徹底せしむる資料として帝國農會、道府縣、道府縣農會、農村更生協會等に之に關する資料調査を委託したのである。

第三 關係各省各團體の連絡協調

中央に於て内務、陸軍、文部等關係各省と連絡協調を圖るは勿論、地方に於ても教育敎化團體、青年團、婦人會其他團體の連絡協調を密にし更生計畫樹立實行の完璧を期してゐる。

尙内務、文部、農林三省聯合を以て經濟更生指定村

に付聯合指導を爲し又東北の農山漁村の經濟更生指定村に對しては内務文部農林三省の關係官及内閣書記官をも加へ班を分て指定村を指導督勵したのである。今後も此の種の指導を繼續する見込である。(以下略)

2 農村負債整理の概況

農村負債整理組合法は昭和八年八月一日實施以來、既に二年半餘を経過した。實施の當初に於ては法律の趣旨徹底を缺ける爲其の成績擧らざるの憾があつたが、本省に於て關係各省、地方廳及民間團體等と連絡をとつて趣旨の普及徹底、部落の實地指導に努め、且又本制度運用上の事務の簡易化をも圖つた結果、昭和十年の初頭の頃より負債整理事業の進捗状況は順調となり、昭和十一年一月末日に於て、千三百八町村に三千五百二十九の負債整理組合が設立せられてゐる。組合員の總數は約十二萬四千人、内負債整理を必要とする組合員は約十一萬二千人であり、整理を要する負債總額は約一億四千七百萬圓である。今試みに一組合平均を見るに組合員總數三十五人、要整理組合員二十九人、整理負債額四萬一千六百圓となつてゐる。さて右に述べた如き状況で、負債整理は目下進行中であるが、其の内既に負債條件緩和も終了し、必要なる負債整理資金の借入をも了する程度に事業進捗を示したるものは、千四百二十六組合(五百二十二町村)で、約千二百六十六萬圓の負債整理資金を借入れて、約四萬一千二百人

の負擔する負債約四千萬圓の整理が既に一段落を告げてゐる。

負債整理の實行の結果、農山漁村の經濟更生は着實に進行して居るが、特に負債整理に依つて、町村内の金融状態の改善上に顯著なる効果を見て居る。即ち負債整理に依つて、農山漁村の負債は元金に於て約三割餘の條件緩和が行はれ、元負債額の大體三分の一に相當する負債整理資金が貸付せられて居る。この資金は利率が四分五厘乃至四分八厘、償還年限は十七、八年である。

右述べたるが如く元負債額の三割餘が緩和せられ、且負債額の三分の一に相當する負債整理資金が融通せられる結果、舊負債権者に對する殘負債額は、元負債額の約三割餘に相當する金額となるのであるが、之の殘額も亦條件緩和の結果、平均償還期限は大體六年、利率は約年六分となつて居る。負債整理を行つた農山漁家の整理前の利子負債は大體年一割二分五厘であつたのであるが、整理に依つて五分五厘程度に低下して居る。

斯の如く農山漁家負債上の負債は軽減せられた。而も夫は各戸の經濟更生計畫に則り、各戸の生産力に照應して居るのである。従つて負債の償還計畫が確立して居るのであるから従來の固定負債が圓滑に回轉せらるゝに至るわけである。故に町村内に相當數の負債整理組合が設立された場合には其の

て順調に著々進んで居る。

3 農村工業獎勵施設の概況

農山漁村の經濟更生の爲には農村工業獎勵の要あるを認め昭和九年九月本委員會に農村工業普及發達上採るべき方策に關する諮問があり、其の答申に基き十年度より新に農村工業の獎勵に着手したのである。

(一) 農村工業の獎勵金交付、昭和十年度に於ける農村工業獎勵に要する經費は總計七十三萬圓である。其の内全國各道府縣に對する獎勵費は三十萬圓、東北六縣に對する獎勵費は四十三萬圓餘である。而して全國各道府縣に對する獎勵金は各道府縣の農村工業專任者の設置費及農村工業經營主體の農村工業用建物、器具機械又は工作物の設置並農村工業に對する技術習得又は製品の販売に關する施設費に對して交付するのである。東北六縣に對する分は縣の農村工業品販賣指導職員設置費及農村工業經營主體の農村工業用建物、器具機械工作物の設置費、専門技術者の設置費、經營主體の區域内に於ける共同作業場の設置費及農村工業品販賣幹旋機關の事業費に對して交付するのである。

(二) 農村工業の種類と多角形化の方針。農村工業の獎勵に當りては經濟状況の同一なる數ヶ町村又は數郡を選んで一つの經濟「ブロック」を組織せしめ其の「ブロック」内の各種の原始生産物を原料とする工業を興し農村工業の多角形化を圖り、以て年内を通じて動力、勞力、原料、材料の過不足を調節し其の無駄を除き農山漁家の收得する利益を確保するの方針を採つて居るのである。

町村内の梗塞せる金融打開に寄與する所大なるものがある。尙其の上に、本制度が農村金融上に及ぼす効果の顯著なる點としては、負債整理資金の供給の結果、當該町村の資金を潤澤にすることである。殊に當該町村の信用組合の資金を潤澤ならしむることに付ては相當著しきものがある。

従來の例を見ると負債整理資金の融通額の六十五%は村内に於て支拂はれ信用組合に對しては、貸付の回收、貯金の増加の形に於て約五〇%以上の資金が流入する状況である。従來の例の平均を見るに一町村に對し供給せられる資金額は約二萬五千圓程になり、其の内一萬四、五千圓は信用組合の資金となつて現れるのである。一町村の大部分の部落に負債整理組合が設立されて居るやうな所では、その爲に信用組合の資金が數萬圓増加致して居る事例が少くないのである。而して従來貸付の固定、資金の枯渴の爲めに經營意の如くなかつた信用組合にして、之に依つて活潑なる活動を始めるに至つたものも甚だ少くないのである。

負債整理組合員は協力一致、經濟更生計畫負債償還計畫の實行に邁進して居るのであるが、多くの組合は日掛又は月掛貯金の實行、共同開墾、共同耕作共同經營等を行ふことに依つて組合の積立金造成又は償還財源の確保を圖るの状態にあり、且經濟的に結ばれたる組合員の團結は頗る固きものがあり、經濟更生の進展にも與つて大なる力がある様な次第で極め

る。従つて農村工業は数ヶ村又は一郡以上を區域とする産業組合聯合會(特別の場合には産業組合)を經營主體たらしめることを原則として居る。之等經營主體は其の區域内に於ける各種農林水産物其他を原料とし餘剩勞力を全面的に活用して各種の工業生産を綜合的に行ふことを目的とし、以て工業生産に依る企業利益勞賃收入等農業工業に伴ふ直接的利益を廣く農村山漁村民全般に分配すると共に之等原料品の出荷調節並新規需要増加等に依る農村工業の間接的利益を農村に留保し農山漁家の収入を増加し之を農山漁村經濟の更生に資する様に努めて居る。尙東北六縣に於ける農村工業は農村工業の種類を多角形化し、且「プロック」經濟の目的を徹底せしむる爲「プロック」經濟の中央に精製品の中心工場を設置し、其の周圍の各農村に粗製品の分工場二十乃社三十ヶ所を設け、其の粗製品工場にて製造せるものを更に中心工場に送りて完成せしむることとした。従つて獎勵すべき農村工業の種類は地方によりて夫々異なり多種多様であり、一つの農村工場でも各種の工業を行つて居るのであるが、其の主なるものは果實、蔬菜、野菜類の罐詰、果汁の乾燥其の他の加工、菜種油、桐油、漆油、其の他油類の製造、澱粉、蒟蒻粉其の他の製粉、製茶、製材、木竹加工、魚油魚油其の他の水産物加工、兔肉、豚肉其の他の肉類加工、兔毛皮其の他の毛皮の加工、牛乳加工、カゼイン、菌糸加工、ホームスパン製織、和紙製造、魚網、軍手軍足製造等である。

(三) 農村工業に対する配電設備 助成。東北六縣の農村工業に

對しては逓信省より其の配電設備に對しては中心工場及分工場に助成することとなつて居る。

(四) 農村工業の技術の傳習施設。農村工業の技術の傳習指導の爲に山形縣最上郡新屋町に在る積雪地方農村經濟調査所に特に農村工業傳習設備を爲し技術者の養成に努めつつあるのである。

(五) 農村工業に對する低利貸金の融通。農村工業資金に關しては農村工業用建物、器具機械工作物等の設備資金は大藏省預金部より低利資金融通の途を講じ、原料購入及販賣資金等の運轉資金は産業組合中央金庫に特に農村工業資金貸付規定を設け特に低利なる農村工業資金の貸出をして居る。

4 農民道場の概況

農山漁村經濟更生の徹底を期するが爲には眞に農民精神を體得し勤勞主義に徹底したる農山漁村中堅人物を養成し、斯る人物を農山漁村に送り自ら農漁業に従事し乍ら地方の儀表となり、卒先して經濟更生に活躍せしむるは最も緊要とする所であるから、昭和九年度に於て國庫補助に依り修練農場、(農民道場)十九ヶ所漁村道場一ヶ所の設立を見、更に昭和十年度に農民道場二ヶ所の設立を見たのである。今其の各施設概要を示せば左の如くである。

府縣別	名	稱	設置場所	執務人員	農場面積
府縣別	名	稱	設置場所	執務人員	農場面積
青森	修練農場		北津輕郡金木町	二人	九〇〇〇
岩手	六原青年道場		陸奥郡相去村	二人	五九〇〇

府縣別	名	稱	設置場所	執務人員	農場面積
宮城	農學寮		宮城郡廣瀬村宇愛子	三人	六六三〇
秋田	青年修練農場		南秋田郡天王村及豊川村	三人	六八〇〇
福島	修練道場		西白河郡矢吹町	三人	九〇〇〇
茨城	農道場		東茨城郡長岡村及石崎村	三人	五七〇〇
群馬	箕輪青年道場		群馬郡箕輪村	三人	一四六〇〇
千葉	漁村道場		夷隅郡勝浦町	三人	〇〇〇〇
富山	農道場		東礪波郡北越若村	三人	二二八八
長野	御牧原修練農場		北左久郡川邊村御牧原	三人	一〇一〇〇
岐阜	集約農業實習所		稲葉郡古村新加納	三人	五七五
愛知	道場		岡崎市美合町	三人	二九〇〇
大阪	農道講習野塾		三島郡三島村大字大田	三人	一〇三〇
鳥取	修練農場		東伯郡南谷村大島居	三人	一三〇〇
山口	奉禮農道場		佐波郡奉禮村字坂本	三人	一〇二〇
香川	農事講習所		仲多度郡榎井村	三人	二二三
愛媛	農事修練場		周桑郡庄内村	三人	一三二〇
長崎	農業訓練所		南高來郡湯江村	三人	一〇二〇〇
熊本	農道場		球磨郡木上村	三人	一七七〇
宮崎	茶臼原農道場		兒湯郡上穂北村茶臼原	三人	四三〇〇
三重	農林勸修場		飯南郡朝見町	三人	三三〇〇
鳥根	農道場		安濃郡佐比賣村	三人	二四〇〇

第三部第二篇 社會政策的施設

が代を合唱し、陽のある間は農場に出て各種の農業經營——即ち耕作家畜の飼育、畜産物の加工は勿論銀冶屋、大工、左官等迄實習するのである。殊に開墾作業を最も重視し、農を以て我家の更生計畫を完成し、農を以て農山漁村の更生計畫を樹立し、農を以て國に報ゆる精神を徹底的に植付けんとするものである。此の農民道場は斯くの如き長期生の訓練と同時に短期生の訓練を重視し、特に農村の指導者階級の再訓練に力を注いで居る。岩手縣の如きは管下農村より青年男女其の他指導者を入場せしめ長期短期の訓練を行つたもの總計三千百九十名に達し殊に經濟更生指定村では一町村平均十三名の道場修練生が居る。是等修練生は歸郷の上は部落の實行組合に配属され實行組合長を補佐すると共に一般青年の活動指導の任に當つて居る。

五 民事訴訟法中改正法律

これは所謂飯米差押禁止法で第六十五議會に於ける貴族院の決議及び政府の公約に基いて今回の第六十七議會に提出され議會の協賛を経たものである。その要旨は(一)從來債務者及其の家族に必要な一ヶ月間の食料及薪炭は差押ふることを得ずとされてゐたが、今回右の一ヶ月を三ヶ月と改め、生活保障の限度を擴張したこと、及び(二)誠實な債務者が差押により生活上回復すること能はざる窮迫の状態の陥る恐ある場合には、裁判によつて必要な限度において財産を保留することの出来る途を拓いたことの二つであつて、要するに

窮乏せる農業者（勿論小商工業者其他にも適用されうる）の救済のため、民事訴訟法中強制執行に關する規定を改正し、有産動産差押禁止範圍の擴張を圖つたものである。本法は三月十八日公布され五月一日より實施された。

六 東北振興調査會

東北振興調査會の設置理由及び設置期日については既に昨年度本年鑑に記述したところであるが、右調査會の第一回總會は本年一月十日首相官邸に開催され、更に東北振興調査事務局の設置が四月二十六日の閣議で決定された。爾來數回の東北振興調査會總會と幾多の委員會とが開かれたが、八月十六日の第六回總會では一般的振興策が決議され、次の九月十九日の第七回總會では特殊的振興策が決議された。即ち、東北興業株式會社の設立、東北振興電力株式會社の設立、金融施設の整備改善の三である。金融に關するものは極めて抽象的であるがために問題とされるには至つてゐないが、東北興業株式會社と東北振興電力株式會社に關するものは具體的であるだけ多くの問題を提供了。特に後者は影響する所も大であり最も問題となつた。いま此等二會社について概説すれば次の如くである。

東北興業株式會社は特殊な會社で、事業は肥料その他の電化工業、水産、鑛業、水面埋立、農村工業等の直接經營又

は投資或は助成である。資本金は三千萬圓で、その一半は東北六縣で平等に引受け、他の一半は東北一般住民に引受けしめ六縣の株式引受資金としては預金部の低利資金と簡易生命保險積立金を融通し、萬一會社の配當が年六分に達しなれば、政府は創立當初から十五ヶ年間配當補給をする。又會社は社債の發行も可能である。役員を選任には政府の干渉がなされ、會社の業務に對しては政府は嚴重なる監督をすることゝなつてゐる。

東北振興電力株式會社も特殊な會社で、東北地方の水力を利用して低廉なる電氣を供給することを目的とし、資本金は三千萬圓で同じく資本金三千萬圓の東北興業株式會社に優先的に株を持たせ、その他は地元たる東北地方既設電氣事業者及び東北住民一般に持たせることになつてゐる。又政府は會社創立より十ヶ年間配當金の補給をする。會社の重要地位を占める人物の人选には政府が干渉し、監督も亦政府が嚴重に行ふ。東北地方における發電用水利權は將來同會社の獨占となり東北六縣へ數ヶ所の發電所をつくり電力は一部電氣化學工業へ、一部は既設電氣業者に利用せしめ、農村工業、東北住民への配電等を目的とするものである。

なほ此等二會社については政府は既に法案を作成し、所要經費各十萬圓、合計二十萬圓を追加豫算として議會へ上提する運びとなつてゐる。

七 地方財政改善對策

政府は本年十二月十二日、内閣審議會の地方財政改善に關する答申を採擇して、臨時町村財政補給金制度要綱を決定した。その要領左の如し。

- 一、目的 財政特に窮乏せる町村に對し國庫より財源を補給し以て窮乏緩和を圖るものとす
- 二、總額 二千萬圓
- 三、補給すべき團體 (イ) 住民の資力薄弱なる各税源乏しき町村 (ロ) 特別の事情あり財政特に窮乏せる町村
- 四、配分標準 (イ) 補給金總額の八割五分は標準財政力（直接國稅及道府縣稅の全國町村一人平均額により之を算定す）に依り (ロ) 兩餘の額は窮乏の事由及程度を調査して配分する。
- 五、使途、過重なる税負擔の軽減（明示されてゐないが事實上六割見當まで戸數割の軽減に用ふるもの）
- 六、財源、(イ) 市町村立尋常小學校費臨時國庫補助金九百萬圓の振替充當 (ロ) 剩餘の分は結局赤字公債

だがこの要綱は内務省が既に昭和七年に立案した地方財政調整交付金制度に比べるならば、根本的に後退的修正がなされてゐることが指摘されねばならない。即ち、先づ第一に財源を第二種所得稅、資本利子稅、相續稅の増徴、及び奢侈稅の新設に求めることをやめたことであり、次に交付金總額六千六百萬圓を僅か二千萬圓に引下げたことである。なほ右法

案は來議會に提出される豫定である。

第二節 府縣の施設

農民に對する府縣の施設としてこゝでは窮乏の一途を辿る農山漁村の經濟更生施設を農林省調により再録することとする。(農務時報、第九十一號所載「農山漁村經濟更生施設の概要」参照)

町村に於ける經濟更生計畫樹立實行の進捗に伴ひ、地方廳總動員に依つて計畫の綜合的統制指導を爲し、進んで縣全體の統制計畫を樹立せんとする傾向が最近特に著しく感ぜられる。

其の第一は縣廳内に經濟更生の企劃統制を圖る制度を設置しやうとする傾向である。經濟更生に關する獨立の主管課を設けた府縣は二十數府縣に及ぶが最近長野縣、廣島縣、宮崎縣では經濟更生課を改めて規畫課を作り、静岡縣では經濟更生課を經濟統制課に改め又山口縣も近々中に經濟更生課を規畫課に改組する豫定である。之等の規畫課に於ては、産業經濟の規畫統制に關する事項、經濟部に關する豫算の編成に關する事項、生産販賣統制に關する事項、經濟部内各課の連絡に關する事項等を主たる所管事項としてゐる。

第二に斯の如く經濟更生の企劃統制を司る施設をなすと共に岩手縣、長野縣、千葉縣、群馬縣その他各府縣に於ては縣全體の産業經濟の統制計畫を樹立せんとする幾運を生ぜしめつゝあるのは注目すべき現象である。

岩手縣振興綜合計畫。長野勸業五ヶ年計畫。千葉縣産業伸展標準。群馬縣産業組織革新に關する計畫。

第三に其の他綜合指導を徹底せしめる爲、各府縣に於て行ひつゝある方策を示せば左の如くである。

(イ) 地方廳管内を數區の指導區に分ち、各區母に課長、事務官等を配し當該地區の指定村の督勵に責任を持たしめる組織(ロ) 町村長等の經濟更生計劃樹立實行の體験を有する者を一縣二名乃至三名を指導者として囑託し農山漁村を巡回指導せしめつゝある(ハ) 經濟部の出張所を設け、或は郡單位の經濟更生に關する委員會議會等を設置する方法(ニ) 知事、部長等自ら陣頭に立ち指定村を巡視し座談會を開催し宣誓式に參列する等各般の方法を講じ指導の完璧を期してゐる。(ホ) 尙昭和十年度に於て知事及各部長が巡回指導した指定町村數は四百二十二ヶ町村に及んだのである。

なほ参考までに同じく農林省訓によつて「町村に於ける經濟更生施設」をみるに左の如し。

町に於ける經濟更生計畫の樹立實行の進捗に伴ひ臨時的施設とせられた經濟更生施設が恒久化せんとする傾向にあるは注目すべき點であると思はれる。

其の第一は町村内各種産業、經濟の團體の連絡協調を圖らんとする傾向である。町村に於ける經濟更生計畫の樹立及實行を總括する機關は町村内に設置せらるゝ經濟更生委員會であるが、此の委員會は役場、農會、産業組合、小學校その他町村各種産業及教化團體の中心人物を網羅し眞に當該町村の産業自治の機關たるの

實を具備して居る。尙町村經濟更生委員會の委員又は顧問には村民のみでなく、其の地方の營林署職員、稅務署職員、警察官、課長、郵便局長等を加へあらゆる方面の協力を充分取り入れることに努力してゐることは特に注目すべき傾向である。此の經濟更生委員會は農山漁村の經濟、精神の各方面に亘つて根本的診斷をなし、當該農山漁村の缺陷を明かにし其の更生を樹立するのみならず、當時其の町村長の産業經濟諮問機關として、計畫實行の指導督勵をなして居る。今之を例示すれば次の如くである。

町村經濟更生委員會

- 統制部—村長—各部の連絡統制
- 經營部—農會長—生産、經營の改善統制
- 技術員—生産、經營の改善統制
- 經濟部—産業組合長—金融、負債整理、販賣購買利用
- 教化部—小學校長—教育、衛生、生活改善共済施設

第二は町村經濟更生計畫の實行組織として個人、部落、町村の連絡統制を圖らんとする傾向である。經濟更生計畫は當該町村の實狀を綜合診斷して相當詳細な計畫を樹立したのであるが、當初は多くは町村計畫にのみ終つた爲、部落に徹底せず、更に進んで各戸農山漁家の生活の安定向上を期し得られぬ點があつた。此の點を考へて特に各府縣廳に通牒を發し督勵すると共に、機會ある毎に其の必要を説示した爲、現在に於ては孰れも、部落計畫及各個計畫を樹立し、經濟更生計畫の實効確保、負債整理計畫實行の重要な一手段となりつゝある。部落の隣保共助の精神により經營せんとする主なる施設項目は左の通りである。

備荒共済施設。更生基金の造成。共同牧草地の設置。共同耕作。共同作業場、共同施設の利用。共同勞力奉仕による土地水面の整備。共同開墾、管理による土地分配の公平。耕地の交換集團。

斯の如く經濟更生計畫實行の爲め部落を重視するに、一面に於ては販賣、購買、加工、利用計畫は極力町村又は數町村の「プロツク」計畫として之を行はんとする傾向は注目すべき點である。

第三に農山漁村更生計畫の進捗に伴ひ各戸計畫の樹立迄進みつゝあるは既に説明した通りであるが、更に更生の目標を定め其の目標の達成の爲にあらゆる努力を計るに至つて來たのである。而して其の目標は農山漁家の收支の均衡を得せしめ赤字を黒字となし公債を整理し其の狀態を將來恒久的に繼續せしめんとするに在る。

第四は經濟更生計畫の進捗に伴ひ産業の共同化、多角化と共に之が生産技術の指導者を重要視し、部落、町村に於ける統制力あり經濟更生に熱意ある中心人物を要望しつゝある事は極めて熾烈なるものがある。經濟更生の指定村に於ては小學校、青年學校の教育教化の機關が町村技術員と共に經濟更生運動に協力し、青年男女の自發的研究を奨励し農民精神作興に資せんとしつゝある指定村も多々ある。

第三節 農會

帝國農會は第六十七議會に上提された米穀關係三法案(但し米穀自治管理法案は希望條件付)及び産滿處理統制法案に

第三部第二篇 社會政策的施設

つき農林當局を支持して之が議會通過を期するため、先づ一月二十八、九日道府縣農會長協議會を、次いで二月二十一、二日同上實行委員會、同二十七、八日同上協議會(後出)、三月八日同上協議會を、また同日全國農會大會(後出)を開催して大いに運動するところがあつたが、それにも拘はらず此等農村關係諸法案はいづれも審議未了に終つたことは既述の如くである。右の事實に直面してか帝國農會は「農村窮乏の深刻なる現狀に鑑み眞に農村更生の重大使命を達成せんには」今後農會事業に一層の馬力をかける必要ありとし、そのため農會事業進展調査委員會が設けられることになり、七月十二、三日の二日間右第一回準備會が開催された。引續き八月に小委員會、第二回委員會總會が開かれ、農會の事業進展上執るべき方策に關する件」を可決し、これを九月の道府縣農會長協議會に附議することゝなつたが、同協議會では後述の如くこれを決議した。なほ帝國農會では豫てから農山漁村經濟更生事業促進に關して關係中央各種團體と隔意なき意見の交換を行つて、相互の連絡協調を圖るため協議會の設置を企圖し、關係方面と交渉を重ねつゝあつたが、遂に經濟更生中決協議會の設置をみるに至り、十月二十二日、十一月二十一日及び十二月十八日の三回に及んで協議會を開いた。而して本協議會における協議事項は「農山漁村經濟更生指導に關する件」であるが、それは(一)、經濟更生計畫指導の再検討、

(二) 經濟更生計畫並に實行の指導と一般的産業行政との關係の二項目より成り、今後數回の會合において繼續協議される筈である。右參加團體は、帝國農會、産業組合中央會、帝國水産會、中央畜産會、帝國山林會聯合會、帝國養蠶業組合聯合會、農村更生協會の七團體である。なほ以下においては通常總會において決議された諸建議をも併せ再録し、その活動の一斑を窺ふことにする。

△帝國農會第二十七回通常總會 十月二十八日より三十一日まで四日間、帝國農會事務所に於て開催

農林大臣諮問 畑地利用増進上採るべき適切なる方策如何。

(説明) 畑地の利用を増進し以て農業經營の改善に資するは桑園の整理並開畑に依る未墾地の利用等を必要とする農村の實情に鑑み剰下の急務とする所なり政府は從來此の點に關し施設する處ありと雖今後更に畑地利用増進上採るべき適切なる方策に付意見を諮ふ。

【答 申】 畑は適作物多く經營宜しきを得れば最も利用度の高き土地なれども水田の如く少數の作物を以て全般的に其の利用度を進むること能はず且つ需要の不確實なる作物に對しては増産を奨励し難きを以て經營の實行方法に付ては充分研究を要するも農村經濟更生上及農業經營改善指導上畑地の利用増進を圖らんが爲には左の事項を目標と爲すを必要なりと認む。

一、食糧自給の不安定なる町村に於ては畑の利用増進に依る食糧自給計畫を樹て食糧の充實を圖ること。二、最近に於ける養

鶏及養畜は購入飼料に依るもの多きが爲飼料の騰貴を促しつゝある現狀に鑑み飼料の自給化を奨励し畑の利用増進に依り其の増産を圖ること。三、輪作法地力維持増進等の主旨により特に綠肥栽培其の他自給肥料の増産を圖ること。四、輸入農産物中棉花、ラミー、大小豆、雜穀等の如き國內に於て生産し得る作物に對しては各増産計畫を樹て其の實行を促すこと。五、果實、蔬菜、花卉、農産加工品等の中輸出に適するものに對しては其の生産及加工を奨励して輸出の増進を圖り以て畑の利用増進に資せしむること。

以上各事項の促進を圖る爲政府に於ては速に左の方策を講ぜられんことを望む。

一、農業經營改善指導及農産物販賣斡旋の徹底に對し助成すること。二、畑作物の生産、加工、利用法並に貯藏輸送等の研究及之が改善の奨励に關する施設をなすこと。三、畑作改善指導の基礎として周到なる土性調査の普及を促進すること。四、畑地經營を合理的ならしむる爲特に家畜飼養を奨励すること。五、輸入農産物に對する關稅の引上をなすこと。六、棉、其他新規獎勵作物に對しては相當の獎勵金を交付して栽培を奨励すること。七、輸出農産物に對しては販路の開拓に付必要なる獎勵政策を講ずること。八、畑作物が滿洲國の農業政策の犠牲となるが如きこと無き様充分の考慮を拂ふこと。

右通常總會に於て決議されたる諸建議左の如し。

農政諸問題解決促進に關する建議

農村は昭和五年の農業恐慌以來依然として慢性的不況に災され剩へ前年來各種の災害頻出して其の窮乏は一層の拍車を加へられ

たり、而して此の窮乏を打開し農村を更生せしめんが爲には一面農業者自らの奮闘努力に依るべきは論なしと雖も他面政府の適切なる施設に俟つべきもの亦頗る多し、農會は從來米穀、蠶絲、肥料、農家負擔、農業保險、農會技術員給國庫補助等に關し政府に於て適切なる施設を講ぜらるゝ様建議し來れるが未だ所期の實現を見ざるは誠に遺憾とする所なり、依つて政府は速に左記各事項の實現を圖り如上諸問題を解決せられんことを望む。

一、米穀自治管理法案外二案。第六十七議會に提出せられたる米穀自治管理法案、米穀統制法中改正法律案及租共同貯藏法案は外地米の統制其の他の點に於て現行制度に比し改善せらるゝこと少なからざるを以て米穀自治管理法に付いては米穀の割當は統制組合又は販賣組合が農會と協議の上之を行ふ旨の規定を加へ、他の二案と共に來るべき議會の劈頭に提出せられたきこと。

二、産前處理統制法案。第六十七議會に提出せられたる産前處理統制法案は産前處理方法、商品質の檢定、特約取引の弊害防止等に於て現狀に比し改善せらるゝこと少なからざるを以て來るべき議會の劈頭に提出せられたきこと。

三、肥料業統制法案。第六十七議會に提出せられたる肥料業統制法案は肥料の價格其の他に對する肥料業者獨占の弊を矮むる趣旨にして、肥價暴騰に對し何等有權的措置を執り得ざる現狀に

第三部第二篇 社會政策的施設

比し改善せらるゝこと少なからざるを以て一層其の内容を完備し來るべき議會の劈頭に提出せられたきこと。

四、地方財政調整國庫交付金制度の樹立並に稅制の根本的改正。地方財政調整國庫交付金制度を樹立すると共に、國稅及地方稅を通ずる稅制の根本的改正を爲し以て農業者と營業者との負擔均衡を是正せられたきこと。

五、農業保險の制定。農業保險制度は農家經濟安定上極めて適切なる施設にして特に最近各種災害の頻出により一層其の必要を痛感するを以て之が制度を圖られたきこと。

六、農業技術員給國庫補助。農村の更生は直接農業者指導の任に當る農會技術員の活動に俟つに非ざれば其の實現を期する能はざるを以て、技術員の生活を保障し地位の安定を圖り獻身的活動を爲さしむる爲、其俸給全額を國庫より補助せられたきこと。

土地賃賃價格調査に關する建議

地租は農業者の負擔する租稅の根幹を爲すものなるを以て地租の課稅標準たる賃賃價格の決定は農業者の負擔に極めて重大なる關係を有するは論を俟たざる所なり然るに現行賃賃價格は大正十四年以前五ヶ年平均の米價を基準として定められ昭和六年より實施せられたるものなるが、昭和六年以降連年一般農産物價格暴落し田畑所有者は減少せる爲右賃賃價格に依る地租及其の附加稅の課稅は農家に對し極めて過重の負擔となり、農家の疲弊、農村の不況を深刻ならしめたのみならず、商工業者の毎年の収益を基準とする負擔に比し一層甚しき不均衡を來すに至れり。依て政

府は来るべき賃賃價格第一回改訂の調査に於ては、最近數年産物價格の低落せる實情に照應せしむる様左の點を骨子とし賃賃價格を算定せられんことを望む。

一、米價は最近五ヶ年の農家庭産價格の平均に依ること。二、小作料は最近五ヶ年の實收小作料の平均に依ること。右建議す。

水害防除に関する建議

省 略。

製油用大豆輸入税免除率改正促進に関する建議

省 略。

五穀關稅戻税に関する建議

省 略。

水害及冷害地方救済に関する建議

連年累加せる農村の不況深刻を窮むるの秋、本年亦全国的に水害冷害交々至り其の被害激甚を極め今や初冬を向へて失意窮乏に備む農家の窮狀眞に慘憺たるものあり、依つて政府は速に左記各事項を實施し應急救済の實を擧げられむことを望む

- 一、災害地方民の食糧米缺乏に對し政府米の無償交付又は廉價拂下せられたきこと。
- 二、巨款農業土本事業を施行せられたきこと。
- 三、種苗費に對し助成せられたきこと。
- 四、荒廢せる農耕地、農道、林道、灌排水、井堰、溜池等の復舊に對し助成せられたきこと。
- 五、災害防備施設に對し助成せられたきこと。
- 六、肥料其他農業經營所要資金を簡易迅速に融通せられたきこと。
- 七、各種低利資金償還を延期せられたきこと。
- 八、災害地方農會活動費に

對し助成せられたきこと。九、災害地方市町村に對する義務教育費國庫補助配當を増額せられたきこと。十、免租地の認定範圍を擴張せられたきこと。右建議す。

△道府縣農會長協議會 二月二十七、八日 於帝國農會事務所

【決 議】

一、米穀問題 目下衆議院に於て審議中の米穀三法案の實現を期す、但し米穀自治管理法に於ては左の趣旨の修正あらんことを望む。(一)統制數量の内外地割當に於ては割當決定前五ヶ年間に於ける管外移出數量の増加趨勢のみを標準とすること。(二)内地に於ける米穀統制に於ては米穀統制組合及同聯合會又は其の事業を行ふ米穀販賣組合及同聯合會の事業に對し農會の意思を充分に實現せしめ得る方法を講ずること。

二、蠶絲問題 今回議會に提出せられたる産繭處理統制法案は我國蠶絲業の現狀に鑑み極めて適切な施設なるを以て其の實現を期す。(三、四省略)

△全國農會大會 三月八日 於日本青年館

【宣 言】 目下衆議院に於て審議中の政府提出米穀自治管理法案及産繭處理統制法案は農村關係の重大法律案にして其の成否は實に農村の更生に甚大の關係を有す。

米穀自治管理法案は農會從來の主張に副はざる所ありと雖米穀政策の根本たる外地米の統制に一步を進めたるのみならず、國庫負擔の緩和、生産消費兩者の利益増進に寄與する所亦渺しとせず。産繭處理統制法案は養蠶業者多年の要望たる産繭取引の公正圓滑を圖らんとするものにして悲況に沈淪せる蠶絲業更生に貢獻

する所大なり。然るに右兩案に對し熾烈なる反對運動の惹起を見たるは寔に遺憾とする所なり、若し夫れ一部營業者の運動に依り兩案の實現を阻止せられんか、農村の正當なる輿論は蹂躪せられ農業者の思想上に及ぼす影響極めて甚大にして眞に憂慮に堪へず。故に全國農會大會を開催し兩案に對する農村の意思を闡明し目的の貫徹に邁進せんとす。右宣言す。

【決 議】 一、米穀自治管理法案の速に兩院を通過せんことを期す。二、産繭處理統制法案の速に兩院を通過せんことを期す。

△道府縣農會長協議會 九月十一、二日於帝國農會事務所

農會の事業進展上執るべき方策に関する件

系統農會は多年農業者の利益代表並に指導獎勵機關として農村振興に努力し來り、其の業績大に見るべきものもあるも、農村窮乏の深刻なる現狀に鑑み眞に農村更生の重大使命を達成せんには、各級農會一致結果して左記各項に準據し以て其の任務遂行に邁進するを緊要なりと認む。

- 一、利益代表機關たるの任務遂行の爲執るべき方法。(一) 農業者の政治的自覺促進。イ、一般農業者特に農會總代、農家組合幹部等に對し農政時事問題の内容及経緯を理解せしむる爲、平易に記述せる印刷物を配布し、講演會、懇談會等を開催すること。ロ、農村問題解決の根本は帝國議會及道府縣會に農村の實情を反映せしむるに在るを以て、一般農業者に選舉に對する自覺を促し、選舉の修正を圖り以て農村に理解なる者を選出する様適切なる方法を講ずること。ハ、各級農會技術員は單に技術的事業の指導獎勵のみ備せず常に重要農政問題の推移を熟知し一般農家の自覺促進

農村幹部の指導誘掖に努むること。(二)農村に於ける輿論喚起

イ、帝國農會に於ては常に農政問題の趨勢を調査研究し、輿論喚起の必要を認めたる場合は時期を逸せず地方農會に對し其の發動を指導すること。ロ、道府縣農會以下各級農會に於ては中央及地方に於ける農政諸問題に對し常に深甚なる注意を拂ひ大會、講演會、協議會等の開催、又印刷物の配布等に依り極力輿論の喚起高調を圖ること。ハ、地方に於ける輿論喚起に關しては各地方相互に其の情勢を通報し、講師の派遣、資料の交換等を行ひ其の歩調を一にすること。ニ、帝國農會は講師の派遣、資料の提供其他適切なる方法に依り全國的輿論の統制強化に努むること。(三)中央に於ける農政運動。イ、帝國農會は農政委員若干名(道府縣農會長中より之を選ぶ)を常置し、農村問題の審議並に運動に關し時期を逸せざる様機宜の措置を執ること。ロ、帝國農會は政要に應じ農政運動に關し關係團體と聯絡協調を圖ること。ハ、輿論の喚起並に實行運動の促進を圖る爲新聞雜誌との聯絡に關し特に留意すること。(四)地方に於ける農村運動。イ、中央に於ける農村運動に準じ、道府縣農會は農政委員を設けると共に必要に應じ關係團體と聯絡協調を圖ること。ロ、中央に於ける農村運動を促進せしむる爲、政府、政黨等に對し地方輿論を強く反映せしむるの方法を講ずること。ハ、地方選出貴衆兩院議員の農政問題に對する理解を深め其の實現に關し一層努力せしむる様適切なる方法を講ずること。ニ、中央に要望すべき農政問題には常に地方官の理解を充分ならしめ、要望の達成に協力せしむるの方法を講ずること。ホ、地方に於ける農政問題に關しては夫々各地方毎に輿論の喚起

統一を圖り要望の貫徹に邁進すること。へ、地方新聞及雜誌との聯絡に關し特に留意すること。(五)農政に關する事務の充實帝國農會に農政部、道府縣農會に農政係を設け農政問題の調査研究、地方輿論の指導統制、講師派遣資料の供給時事問題の速報等の事務に當らしむること。

二、指導獎勵機關たるの任務遂行の爲執るべき方法。(一)農業經營の改善。系統農會の農業經營改善に關する指導獎勵は農家全體の福利増進を目的とし特に左の事項の實行を期すること。イ、各地方の自然的及經濟的事情に適應する農業組織を研究し指導すること。ロ、簡易なる經營設計に依り集團的に經營改善を指導すること。ハ、中堅農家に對しては特に經營設計並に簿記を基礎とする經營改善を獎勵すること。ニ、簡易なる共同經營を獎勵すること。ホ、農家の綜合的指導に關し各級農會は必要に應じ夫々其の區域内に於ける關係團體と打合を爲すこと。(二)農産物の生産調整及販賣統制。農産物の生産と販賣とは不可分の關係に在るを以て系統農會に於ては左の方針に依り生産と販賣の綜合的指導を爲すこと。イ、農産物の生産調整に關しては、系統農會専ら其の衝に當り、生産者の指導訓練に努むること。ロ、農産物の販賣統制に關しては農會と産業組合とは地方の事情に應じて適當に事業の分野を定め、且相互に聯絡提携し就中農會は出荷の統制及配給の調節に努むること。ハ、生産調整及販賣統制を爲す左の方針を講ずること。(1)帝國農會は生産調整及販賣統制に關し中央又は適當なる地域に委員會又は協議會を設け、必要事項を審議研究し計畫を樹立すること。(2)道府縣農會は前項の委員會又は協議

會の決定に基き生産時期又は作付面積の調節出荷の時期又は數量の調節其の他必要なる事項に計畫を樹て其の實行を期すること。(三)農家の生活改善。農家の福利増進の爲には消費方面に於ても改善を行ふを必要とするを以て一層消費經濟知識の普及徹底を圖り生活改善を行はしむる様適切なる方法を講ずること。(四)農民教育。農村青年男女及一般農民に對し適切なる教育施設を爲し、特に農民精神の作興に努むること。(五)農村指導者の充實及訓練。指導獎勵事業の效果的遂行は指導者たる農會技術員の活動に俟たざるべからざるを以て技術員を普及充實せしむると共に其の訓練を怠らざる地位の安定を圖る様留意すること。

(六)農家組合の普及充實。指導獎勵事業の徹底的實行は農家組合の活動に俟たざるべからざるを以て左の事項に留意し其の普及充實を圖ること。イ、各級の指導に於て市町村農會は其の計畫樹立の衝に當り、農家組合は其の實行の衝に當るを方針とする。ロ、農會員農家組合を設けたる場合に於ては其の組合は事業の實行に關し農會の指導統制に服すべき旨を農會々員中に規定すること。尙農家組合と農會との關係を一層緊密ならしむる爲、法令上適當なる規定を設けること。ハ、農家組合は其の事業に關し必要ある場合は、養蠶に關しては養蠶實行組合、金融其の他に關しては農事實行組合を組織して其の利便を受くるを可とするも農業一般の指導獎勵に關しては農會の實行團體として活動せしむること。

三、各級農會の聯絡統制の爲執るべき方法。(一)各級農會間の事業分野。イ、市町村農會。(1)、諸級の指導獎勵事業を一般農業者に

徹底せしむるを以て最も主要なる使命とし併せて青政時事問題に付常に周知理解せしむるの方法を講じ各種農政運動に際し輿論喚起の素地涵養を怠らざること。(2)、當該市町村内に於ける各級の事情を充分調査し其の實情に適應なる指導計畫を樹て特に重點を置くべき指導事業を選び農家組合の活動を相俟ちて指導の効果を收むる様最善の方法を講ずること。ロ、郡農會。1、諸級の指導獎勵事業を一般農業者に徹底せしむる上に於て町村農會、農家組合の活動を助成することに特に留意し一面各種農政運動に關しては郡内輿論の喚起統一努力すること。(2)、町村農會の統制及上級農會と町村農會との聯絡を圖ると共に、町、農會單獨にて行ふに適應する事業及び區域に於て行ふを效果大なりと認むる事業を選擇實施すること。ハ、道府縣農會。(1)、中央の方針に基き道府縣内の指導方針を確立し郡市町村農家及農家組合を助成督勵して、之が實施に協力せしめ其の聯絡統制を圖ること。(2)、各種農政問題の解決促進に關しては其の道府縣内の輿論喚起統一並に實行運動の中樞機關として各級農會の統制活動を圖ること。ニ、帝國農會。(1)、系統農會に於ける各級の事業の指導方針を確立し之に基き全國的統制を圖ること。(2)、諸般農政問題に對し全國的輿論の喚起統一並に實行運動の中樞機關として各級農會の統制活動を圖ること。(3)、各級の指導に關し必要なる調査研究を爲し地方農會に資料を提供すること。(二)各級農會と其の會員たる農會との聯絡。イ、各級農會は會員の總意を基調として事業を計畫し其の内容を會員たる農會又は農業者に徹底せしめ、其の他各級の事項に互り聯絡を一層緊密ならしむるに努むること。ロ、各級農會

會則中に其の會員に對し總會の決議を以て命じたる事項に付ては強制を爲し得る規定を設けること。ハ、各級農會に對する國庫補助は帝國農會を通じ、道府縣費補助は道府縣農會を通ずること。四、その他農會事業の進展上執るべき方法。(一)中央地方を通じ農村關係指導獎勵事業は農會を中心として之を行はしむるを以て行政官廳の方針とせられたること。(二)農會技術員の供給全額を國庫より補加せられたること。(三)道府縣農會に農會主任官を設置し農會の事業進展に資せられたること。(四)系統農會職員は舉つて帝國農會退職死亡給與金制度に加入する様極力勸奨すると共に右制度に對し國庫より補助せらるる様要望すること。

農業者の政治的自覺促進に關する件
農業者の政治的自覺を促し、農村に於ける理想選舉の實を舉ぐる爲、各級農會は一般農業者に對し左記事項の實行を期すること
一、通俗平易なる講演文書其他の方法に依り農政時事問題の内容を理解せしむること。二、選舉に際し時に左の趣旨を徹底せしむること。(一)誘惑、情實、壓迫を排し選舉公正の實を擧げること。(二)眞に農村の味方たる士を選舉すること。(三)選舉權を尊重し棄權せざること。

農政諸問題解決促進に關する要望
省略
土地貨賃價格調査に關する要望
省略
中央卸賣市場に於ける荷卸料に關する要望
省略

農産物販賣統制施設に對する要望
農に政府に於て農産物販賣統制に關する豫算を計上せらるゝや其の使途に付帝國農會は諸協議會に於ける決議を以て再三希望意見を具陳せるに不拘今回其の新規増額經營の大部分を産業組合に助成し殘餘の僅少なる經費を農會と産業組合との事業聯絡を目的とする中央機關の設置に充つるに決議せられたるが如きは全然農會の主張を無視せられたるものにして此の影響は獨り中央のみに止まらず直ちに地方層にも波及すべく惹いては系統農會の配給統制事業の將來に對し不安を懷かしむるの虞大なるものあり。仍て政府は如上の狀勢に鑑み右計畫を實施せらるゝに當りては中央地方を通じ之れがため新たなる混亂を惹起せざる様特に留意せらるゝと共に明年度に於ては斯くの如き不安を一掃する爲系統農會の企圖しつゝある配給統制計畫に對し特に増額助成の方途を講ぜられんことを要望す

省 略
尺貫法存続に關する要望

第三章 中間階級者に對する施設

中間階級の失業と窮乏とは依然として深化する一方である。軍需景氣の活況は本年の學校卒業生、その他を相當吸収し、この方面の就職難は昨年、一昨年に比し緩和されてゐるものと見られるが、中間階級全體の問題からすれば微々たる

一局部の改善に過ぎないであらう。本年も智識階級の失業救済については地方當局の努力するところであつたが、未だその實際的效果を収めるまでには至らなかつた。

政府の中間階級者に對する施設としては、主として對官吏施設であるが、この種のもので警官優遇については毎年中央並に地方を通じて種々對策が講ぜられてゐる。即ち地方的なものとしては大阪府における府警官救護會の新設金融部による低利月賦貸付制度の實施並びに同じく大阪府における警察病院の建設決定等が挙げられるが、中央においても内務省警保局では最近の警察官演職事件の頻發に鑑み、この程永年の懸案たる警官優遇問題を一氣に解決せんとし、取敢ず警視警部を増員し且つ全國二千二百人餘の警察署長の平均給年額八百九十圓を一齊に一千百圓に昇給せしめることとなり、その總額十五萬圓を豫算に計上、消防士消防機關士の増員費二萬五千圓と共に新規事業として大藏省に要求することとなつた。なほこの外、警保局では警官の待遇改善のため警官共済組合規則の改正を斷行したが、これは共済組合の剩餘金年額約三十萬圓を利用して組合員の福利増進のため、特別給與金分挽給與金及び學費補助金等の新規事業をなす外、組合員の範圍を擴大して警部、消防士等も之に加入し得ることとし更に天災等の非常災害に罹つた場合の罹災給與金最高月俸の二ヶ月分を三ヶ月分に増額し、また廢官廢廳等のため組合員

の本意によらずして組合脱退を餘儀なくされた場合には特に相當額の金を贈與する等、共済組合の利用につき大改正を加へたものである。なほこれ等の事業は本年十月一日から實施されるに決定したが、その内一部は準備の都合上來年四月一日から實施される筈である。

なほ文部省では小學教員の俸給未拂問題の深刻化に鑑み、(最近文部省の調査したところによると、本年六月末における全國の教員俸給未拂狀況は、七百九十二ヶ町村、九十六萬八千六百餘圓で、昨年の同期よりも更に二百十三ヶ町村、三十三萬三千餘圓の増加を示してゐる)義務教育國庫負擔法並に小學校費臨時國庫補助法による九千四百萬圓の外、更に第二豫備金中からの支出によつて教員俸給未拂町村を救済せんと着々準備をすすめてゐる。この外、小學校教員に對する施設として、文部省では、最近教員の間から自らの手で療養所を建設する氣運が全國的に起り且つその計畫は續々具體化しつつある、更に全國五千名を超える教員が肺結核に罹病してゐる現狀に鑑み、全國二十萬の小學校教員の過去數年間における病氣療養狀態、醫療費、疾病の種別等につき調査を開始し來年夏までに教員醫療制度の對策を確立することとなつた。

第四章 婦人労働者及び職業婦人に對する施設

婦人労働者に對する政府の施設は、大體労働者に對する一般的な施設對策のうちに含まれてをり、特に婦人労働者に對するものとしては本年も舉ぐべきほどのものがない。職業婦人についてもまた同様である。たゞ各地方府縣では女工並に職業婦人に對して諸種の施設をなしつつある。いま、この種の施設の若干を示せば左の如くである。

▲兵庫縣——縣工場では縣下一千名の和服縫業の徒弟所謂針娘のため、労働適正化の目的から十一時間労働と月二回公休制度の確立を期すべく、同業者と懇談することとなつた。(一月)。
▲大阪府——府工場課では無届労働時間延長を防止し、虚使に泣く女工を救ふ手段として工場施行細則中の第十八條の第二項を改正し、一日の就業時間を二以上に区分し、十六歳未満の者や女子を交替で就業させるときは作業衣の左腕に赤、青、黄三種の標章をつけさせることになつた(一月)。△府工場衛生研究會では女工の完全な健康保持により大阪の生産能率を高めることが必要であるといふ見地から一日平均三十錢程度の食費で最大限度にカロリーを攝らしめる方法をとることに決定、同時に毎日三十分間女工に體育ダンスをさせることになり、府工場課では右女工保護の二方針を極力行はしめることになつた(三月)。

▲神奈川県——横須賀市財団法人横須賀婦人會館經營婦人授産場は横須賀工廠従業員の家族の副業機關として工費一萬五千圓を投じて竣工(四月)。

▲東京市愛國婦人會の隣保館女中養成所が主體となつて女中の共済會を組織し全國的團結を圖ることに決定、家庭勤勞婦人共済會と命名(七月)。

▲青森縣——縣社會課では豫算四萬圓を計上して青森市榮町に授産所を建設し、身實防止の婦女子、傷病廢兵、救護法により救護されてゐる家庭、失業者等にミシン作業や縫製作業の授産を開始することとなつた(七月)。

▲秋田縣——身實婦女子防止の徹底を期するため出稼労働者保護組合に女子部を新設することが縣社會課主體の身實防止保護打合せで決定した(十二月)。

第五章 少年労働者に対する施設

少年労働者に対する政府の施設としては本年も特に擧ぐべきものはなかつた。たゞ、地方當局は本年度も少年の職業輔導或ひは職業紹介に努力し、この種の施設としては可成り見るべきものがあつたやうである。その若干は次掲の如きものである。

▲名古屋市——名古屋市社會部では明年竣工する社會館内の青年指導事業の前提として市内各種業界組合の徒弟達に精神的並に

職業上の輔導をなすこととなつた(八月)。

▲大阪市——大阪の各種社會事業團體では冷害飢饉の東北少年少女のため就職の斡旋などを行つて來てゐたが今回東北少年少女就職共済會を設立することになりその準備會が開かれた(九月)。

▲神戸市——神戸市中央職業紹介所の首唱で神戸市内八高等小學校の校長、職業係主任および履修主らが協議の結果フオーロ・アップシステムに準じ、就職兒童に就職手帖を必携せしめ、職業紹介所には輔導臺帳を備附けることにし、來春の卒業生から實施することになつた。

▲兵庫縣——大阪地方職業紹介事務局ならびに加古郡高砂町職業紹介所主體の管内二府四縣(大阪、京都、兵庫、和歌山、徳島高知)第十四回少年職業紹介實務研究會が高砂町役場で開かれた(十月)。△内務省社會局の指示に基き縣では職業職線に入る少年群の激増に備へ少年職業紹介並に職業指導打合せを開いた(十一月)。

第六章 商業使用人に対する施設

商業使用人の労働條件に対する取締的施設は從來全く閑却されてゐたものであるが、内務省社會局は昭和八年漸く之に對する一施設として商店法の立案に着手し、商店法案要綱の成案を見るに至つたが、昭和十年に至るも未だ議會に提出されるに至らず、その實現はなほ將來に屬するものゝ如くであ

る。しかし、商店法の制定問題は商業使用人の保護上長く放置することを許さざる重要問題であるので、當局においてもこれが基礎資料の蒐集に努め、本年度においても、或ひは閉店時刻特に遅き地方の百八市につき各種の小賣商店一、七〇七を選んで、三月二十日現在の夜間營業状況を調査し、或ひは七月二十五日付をもつて地方長官宛に「商店の夜間營業時間制限に関する意書聴取の件」につき通牒を發して、商店主團體並に商店従業員の意書或ひは要望をきくところがあつた。

第七章 海外移民に対する施設

一 政府

我が海外移民の重要な捌け口の一つであるブラジル國が昨年の憲法改正によつて移民制限を行ひ、我が移民事業に大きな打撃を與へたのであるが、最近ブラジル政府では労働力不足補整の目的をもつて昨年の憲法改正による移民二分制限條項の解釋並に適用を緩和することに方針を改め本年内入國移民約一萬人増加を決定するに至つた。

本年拓務省では移民國策の恒久的施設として南米移民會社の設立を新に計畫南米移民の開發に積極的に乗出すことにな

つた。また滿洲移民に対する施設としても本年は從來の施設のほかに対滿移民國策遂行の中心機關となるべき日滿合辦の滿洲移民會社を起すこととなり拓務省、關東軍及び滿鐵の間で具體策考究中のところ、本年十二月十二日付をもつて滿洲拓殖會社法の公布を見るに至つた。

次に政府の行へる常設的施設の概要を見ることとする。(昭和十年「拓務要覽」に據る)

宣傳に関する施設 大正十二年度以降昭和十年十一月末迄に於て、各府縣又は團體に於て開催したる講演會又は講習會にして政府の講師を派遣したるもの、開催日數は總計四、五八五で九年度より遞減の傾向にある。政府に於ては移民民状況を活動寫眞に依つて紹介し或はラヂオを通じて移民民思想の宣傳普及に務めて居る。

獎勵に関する施設 政府に於て施しつゝある移民獎勵施設としては移民民の汽車賃割引、渡航船賃の補助、移民取扱手数料に對する補助支度金の補助等があるが、是等は就れも移民の渡船費を軽減し以て移住を容易ならしめんとするものである。是れに付て主なる點を述べれば、

イ、汽車賃割引。ロ、渡航費補助——近年盛んに移住する南米殊に伯利西爾の如きは邦人の移住に適し、且つ邦人の入國を歓迎して居る等の事情にあるが、遠隔の地であり従つて多額の渡航費を要するを以て同地への移住者には渡航船賃を補助し、其の經費輕減に依つて移民民の獎勵を爲して居る。渡航費補助は大正十二年

度に始まる。即ち同年關東大震災の罹災者で伯國に移住する者に對して其の船賃を補助した。翌十三年度よりは一般移住者にも或一定の條件を以て補助することゝなつた。補助移住者人員は大正十二年度以降昭和 年度末迄に移住十三萬七千八百二十四人に達し、其の總金額は一千九百二十萬九千五百二十二圓に上つて居る。ハ、移民取扱手数料全廢報償金—此の報償金は大正十二年より交付した。爾來昭和十年末迄に報償金の交付を受けたる者は八萬六千三百五十八人であり、其の金額は二百八十九萬八千九百七十三圓に上つた。報償金は移民取扱人の取扱に係る移民に對して交付されるのであつて、家族、夫婦、單獨移民には三十五圓、呼寄渡航者及再渡航者に對しては十五圓宛報償される。二、支度金補助—政府は昭和七年九月より農林救済對策として、一層海外移住を奨励する爲め伯國西爾移住者に對し、渡航船賃の外新に一人に付滿十二歳以上五十圓、滿七歳以上二十五圓、滿三歳以上十二圓九十錢の支度金を補助することゝなつた。

拓殖訓練に關する施設 政府は昭和八年度より文部省所管として海外に移住せんとする意志鞏固にして身體強健なる青年に對し須要なる技能の修得、堅忍不拔の精神及勤勉力行の習慣の涵養並に心身の鍛鍊を目的として左記 箇所に拓殖訓練所を設置した。
イ、第一拓殖訓練所—盛岡高等農林學校内。ロ、第二拓殖訓練所—三重高等農林學校内。ハ、第三拓殖訓練所—宮崎高等農林學校内。第一、第二拓殖訓練所に於ては滿蒙方面の移住者を入所せしめ、第三拓殖訓練所に於ては南米方面の移住者を入所せしむる各所共昭和八年六月の開設で、訓練期間は一年にして入所資格は

中等學校（實業補習學校を含む）卒業程度以上の學歷を要し、年齢は滿十八歳以上滿三十歳以下である。收容人員は一所約三十名である。而して第三拓殖訓練所では第一回卒業生の内十二名は既に渡伯し夫々活躍して居る。

渡航前に於ける救護保護に關する施設（移住救護所）昭和二年七月勅令第二百二十九號を以て移民收容所官制の公布を見、昭和三年二月建築費二十三萬圓を投じて完成した移民收容所は昭和二年三月開所以來伯國行渡航者に對し無料で約十日間宿泊を許し、専ら移民の衛生救養に努めて居る。收容開始以來昭和十年十一月末迄の收容回数は百五十八回、其の收容總日数は一千二百四十九日に及び、收容人員は十一萬二千八百七十一に上つて居る。昭和七年十一月十一日、従来の移民收容所は神戸移住救護所と改稱せらるゝに至つた。神戸の方は主として南米方面への渡航者を收容するのであるが、昭和八年一月よりは南洋方面への渡航者の爲に長崎市にも移住救護所が設置せられた。

輸送に關する施設 鐵道、移民船等についての特別の施設を行ふはか輪送途上における救護保護施設を行つてゐる。これについては現在海外興業株式會社をして當らしめて居るが、政府は此の費用に對しては補助して居る。移民監督は海外興業株式會社の社命又は委託に依つて各移民船に一名宛乗船し、助手及船船職員と協力して移民の救護保護に關する事務を主管する。

移住地に於ける救護保護施設 教育施設としては在外教育機關に對する補助がある。昭和十年四月一日現在に於ける邦人の經營する小學校は伯國西爾に二百九十九校、職員六百十九人、生徒一

尙之を支持する民間移民團體としての滿洲移民協會を創設することゝなつた（十月）

二 府縣及び公共團體

府縣の施設としては海外移住組合が主である。いまその聯合會の活動狀況を見るに次の如くである。

海外移住組合聯合會 海外移住組合聯合會は昭和十年十一月末現在で、會員數五十六にして海外移住組合は四十二其他は一般會員である。聯合會の伯國に於て取得したる土地の面積は二十一萬九百六十五歩餘で、外に五萬二千四百三十二町歩のコンセツションがある。是等は所在地に依りバスタス移住地、チエテ移住地、アリアンサ移住地、ピラノイ移住地、トレスベラス移住地、サスイグランデ移住地と稱し、就中バスタス、チエテ兩移住地は最も重要なものである。又アリアンサ及ピラノイ移住地は信濃、富山、鳥取、熊本の四海外協會の創設に係り、海外移住組合の成立に依り之に肩持されたものであつて、是等の移住地には協會時代既に入植したる者が相當ある。トレスベラス移住地は既に伯國に移住せる小作農が獨立して入植するを原則とし内地よりの入植は例外である。昭和四年四月より同七年十一月迄に内地より入植したる移住者を移住地別に示すと次の如くであるが、尙此の外に在伯邦人入植者が相當あり、上記協會時代の入植者と合せて總體にて約一千八百家族、八千七百人ある。

ベ	レ	ス	ト	移	住	地	家族數	人員
							二二三	一、三三三

萬六千四十三人があり、ベルに三十一校、職員百十九人、生徒二千九百七十一人がある。南洋には三十一校、職員九十三人、生徒二千八百八十八人あるが、是等に對して政府は其の創立費、經營費を補助し來つた。保健衛生は移住地に於ては困難なる問題である爲、政府は南米、南洋に於ける病院其他醫療機關に對し或は創立費を或は經營費を補助し來つた。

民間團體に對する指導助成 民間に於ける移民の宣傳獎勵機關として其の沿革も古く數に於ても多い團體に、海外協會及之に類似のものがある。現在此の種の團體は四十二を算し、各移民思想の普及發達を圖る爲講演會、講習會を催し雜誌其他の印刷物を發行し、海外渡船の指導斡旋に努むる等移民の指導保護の方法を講じて居るので、政府は是等の團體の事業を助成する目的を以て夫々若干の助成金を交付して居る。

尙本年中この方面に關する施設活動として主なるものを擧ぐれば左の如くである。

▲拓務省では移民民事業の打開策を協議のため全國移民民事務處管理長會議を開催（五月）▲拓務省では陸軍省と交渉の上滿洲移民の根本策として資本金五千萬圓の移民會社設立の具體案を作成明年度豫算に實現を期すこととなつた（五月）▲海外拓殖事業の振興を圖るべく拓務省内に新設されることになつた海外拓殖委員會の官制並に會長以下委員が公布發令された（六月）▲對滿移民問題に關し拓務省、朝鮮總督府、滿洲國側と協議の結果拓務省側は一千五百萬圓の日滿合併の移民會社を創立することに内定、

チエテ	移住地	四四	三、〇〇六
アリアン	移住地	二九	一、五八二
ピラノ	移住地	一六	一〇五
トレス	移住地	一	二
計		九七	六、〇一一
協會時代入植者及在伯邦人入植者		一、八〇〇	八、七〇〇
合		二、七七七	一四、七一一

聯合會は是等の入植者の爲に種々保護、指導並に教養等の任に當つて居るが、現在バストス、チエテ兩移住地の主なる施設は土地の區劃、道路の築造、市街地區劃の外小學校、病院、移住者宿泊所、製材所、煉瓦工場、精米所、倉庫、製糖所、製絲場、製氷場、瓦工場、電話、製粉場、製油場、精糖工場、蠶種製造所、煙草乾燥場等があり、就れも皆移住者の爲裨益するところが少くない。又巡查駐在所、公設役場、郵便局、旅館、墓地等の施設も終り、既に創業の時期を脱しバストス移住地の如きは殆んど滿植を告げ、今や移住地は著々其の完成に向つて居り、更に新移住地を物色して居る。

其の他の施設 其他公共團體としては、一、海外興業株式會社、二、南米拓植株式會社、三、アマゾン産業研究所及アマゾン産業株式會社、四、移住民學校（一、海外植民學校、二、日本植民學校、三、日本力行海外學校、四、長野縣青年講習會、五、エスパニヤ語學校、六、日本高等拓植學校、七、八植學院、八、サンパウロ農事實習所）五、海外協會其他、六、神戸協和寮及財團法人海外渡航助成會等がある。

次に本年中に於ける移住組合並に海外協會關係の動靜の主なるものを見れば左の如くである。

- ▲海外教育協會は海外在留邦人第二世の教育のため神奈川縣生田村多摩川畔に海外教育協會附屬學園を建設（四月）▲東北六縣海外移住組合では凶作東北人の南米行奨励のため事務協議會開催（五月）▲廣島縣海外協會では渡航の宣傳、斡旋、滿洲國への發展策等新計畫を樹立（五月）▲中國四國八縣移住組合では協議會を開催組合員移住奨励方法其他に關し協議（六月）▲九州各縣海外移住組合協議會、移住相談並に渡航斡旋其他につき協議（六月）▲渡航不能移民の救済保護事業を目的とする財團法人海外渡航助成會が創設された。（十月）

第三篇 労働者運動対策

第一章 工・鑛 交通業労働者

運動対策

第一節 労働争議対策

政府の労働争議対策は表面上は明白に争議調停に重心が置かれてゐる。しかるに、その具體策として制定されてゐる現行労働争議調停法は適用極めて稀であり、屢々その缺點を指摘されてゐる有様であるので、早くよりその改正が企圖され第五十九議會に於ては改正法案の上程をみたが貴族院において審議未了のまま葬られた。昨九年内務省はその全面的改正を断行することに決しその原案を完成したのであるが、本年の第六十七議會には遂に提出されるに至らなかつた。因に改正原案は利益事業に對しても強制調停を可能ならしめる外調停官に法律上の権能を附與して意見の開陳をなさしめ、また第三者の誘惑煽動を禁止するに嚴罰主義をもつて臨むもので、要するに現行法の権能を擴大強化せんとするものである。然し政府當局としては調停が最上の策ではなく、争議を

未然に防止することが眼目であることは云ふまでもない。

而してこれが爲には政府當局は、勞資双方に對して道義的精神の發揚を強調すると共に勞資懇談會の開催其他適切なる施設を講ぜんとしてゐるのである。即ち政府の労働争議対策は争議調停よりもむしろ争議防止に重點が置かれてゐるのであるが、特に本年における傾向として争議防止の實踐的方策を講ずることに政府當局自らが積極的に乗り出して來たことが注目される。なほ右の如き政府對策の一端として調停事務打合會議及び争議調停の趨勢を述べれば左の如くである。

労働争議調停事務打合會議 十月二十五、六の兩日内務省第一會議室に於て開催、數縣の不參を除き殆んど全國の關係官吏四十六名及社會局側より長官以下出席した。第一日は午前九時開會、直ちに左の如き長官の訓示があつた。

【社會局長官訓示】「……我國に労働争議調停制度が布かれてより既に十年に垂とするのでありますが、調停委員の開設に依つて争議の解決を見ましたことは法制定以來僅かに數回に過ぎないのであります。之は種々原因の存するものがある様であります。近時労働争議の當事者にして法に依る調停を希望する者が漸次多からんとする傾向があるのであります。各位は機會ある毎に勞資兩當事者に法の精神を理解せしめ努めて法に依る公正にして合理的なる争議の解決を圖らんとする氣風に馴致し以て勞資双方並に國家社會の蒙る損失を可及的に少からしめる様努力せられたいと思ふのであります。最近我國産業界の好轉と社會情勢の變化に伴

ひ労働争議の發生も昭和五、六年頃に比すれば多少減少を示しては居りますが又一面賃銀増額要求の如き積極的争議が次第に多からんとする傾向に在るのでありまして我國産業界に於ける労働不安は猶依然として尠からぬものがあると思ふのであります。而して又現在の産業界好況の原因を省察しますれば斯る好況が果して何時まで繼續すべきや洵に疑ひなき能はざるものがあるものでありまして他日の反動期に於ける大量解雇、失業不安等に思を致せば今日より深く國民の戒心を要するものが存するのであります。此の秋に際し各位は其の職責の一層重大なるものあるを自覺せられ既發の争議の迅速圓滿なる解決を圖ると共に平素より労資の債和協調を奨めて争議を未然に防止する襟更に一段の努力を致されたいと思ふのであります。之が爲には労資双方に對し道義的精神を發揚せしむると共に勞資懇談會の開催其の他適切な施設に依り之が實踐的方策を講ぜしめ以て勞資關係の改善、産業協力の實現を圖らるる襟切望する次第であります。……複雑錯綜せる労働争議の妥當適正なる解決を圖る爲には平素より各種經濟事情労働事情等に關し周密なる調査研究を積みて調停對策に付き充分なる知識と用意とを有すると共に動もすれば感情的に走らんとする勞資の間に立ちて其の融和親善を奨むる爲には調停の内外を問はず常に至公至平なる態度を以て臨み克く勞資双方より信頼と尊敬とを集むる様心懸けられたい……」引き續き労働部長から左の項目に就き指示があり、終つて左の如き諮問事項があつた。

【指示事項】一、勞資關係の調整に關する件。一、勞資懇談會に關する件。一、労働争議調停委員會の開設に關する件。一、臨時工解雇手當に關し御意見を承り度し(大阪府)。一、争議發生に際し關係府、互報連絡に關する件(兵庫縣)。一、労働争議調停法の改正促進方社會局に稟請の件(同)。一、調停官吏の教養訓練方に關し社會局の考慮を煩し度し(同)。

時職工に關する件。

【諮問事項】一、現下の社會情勢に鑑み産業協力を促進せしむべき方策如何。第二日は左の如き諮問事項の討議によつて始められたが地方の實情を説明報告するものが多く、續いて各府縣の提案事項の審議が行はれて終了した。

【諮問事項】一、労働争議の調停解決に當り解雇手當に關する適當なる標準を設くる方法なきや。

關東八府縣労働争議調停事務打會會議 九月二十七、八の兩日千葉縣主催の下に開催。警視廳、神奈川縣及主催縣等より保官二十名、社會局より森部勞政課長外一名が出席した。第一日は千葉縣圖書館に於て開會、警察部長議會席に着き左の如き事項を審議した。第二日は銚子市所在銚子醬油會社、ヤマサ醬油株式會社の各工場等を視察した。

【審議事項】一、労働争議調停法改正に關する件(警視廳)。

一、調停主務課に勞務相談係を設置する件(神奈川縣)。一、賃銀支拂保護の制定を考慮され度し。(栃木縣)。一、労働争議調停に關する各府縣の體験を承り度し(埼玉縣)。一、勞資懇談會に關する各府縣の概況を承り度し(千葉縣)。

近畿地方労働争議調停事務打會會議 十月一日、二日の兩日兵庫縣主催の下に開催。關係各府縣より保官十五名、社會局より森部勞政課長が出席した。第一日は兵庫縣會議事堂に開會、警察部長を議長として左記事項につき審議した。尙ほ「軍需工」を初め所謂インフレ工場に對し之が反動期に處する意見」「勞資懇談會

に對する其の方法並効果につき忌憚なき意見」の二項につき意見の交換を行ひ、議事終了後神戸港内を視察した。第二日は労働會館、神戸製鋼所濱工場、森永製菓工業等を視察した。

【審議事項】一、臨時工解雇手當に關し御意見を承り度し(大阪府)。一、争議發生に際し關係府、互報連絡に關する件(兵庫縣)。一、労働争議調停法の改正促進方社會局に稟請の件(同)。一、調停官吏の教養訓練方に關し社會局の考慮を煩し度し(同)。

争議調停の趨勢 昭和十年においては調停委員會の開設を見たものは一件もなかつた。調停委員會開設のかくの如き不振は例年のことであるが、調停官吏は専ら争議調停のために活動をつゞけてゐる。その單獨による調停は左表の如く八五件、調停總件數の一三%に當り、調停官吏がその他のものと協同して調停したもの八二件(一一%)で、この兩者を合計する 一六七件(二四%)となる。

	昭和八年	昭和九年	昭和十年
調停委員會	二	一	一
調停官吏	一〇三	三三	六五
調停官吏と其の他の者と協同したる場合	四九	六六	六三
警察官吏	三八	二四	四六
其の他の官吏	一	九	三
市町村長其他の公務員	七	六	三
第三部第三篇 労働者運動對策			一
			1%

其の他の 一七四 一六 一八
計 六〇一 七四六 一〇〇

なほこれらの所謂事實調停においては、勞資の何れからも申立なきに拘らず、調停者の側より積極的に乗り出して之を調停に導いた場合が最も多く、調停總件數七四六件のうち五六一件(七五%)に達してゐる。昭和十年中における申立に關する統計は左の如くである。

當事者より申立ありたる場合	件	%
事業主よりの場合	一八三	三三
労働者よりの場合	三三	五
内 労働者よりの場合	六六	一一
勞資双方よりの場合	三三	五
何れよりも申立なかりし場合	五六一	七五

第二節 労働運動對策 (並に労働組合對策)

労働運動に對する對策は、運動のもの、趨向によつて變轉する。そして政府の認めるところによれば最近の労働運動は全般的に之をみるならば「穩健なる運動」であり、之は試みに喜ぶべき傾向であるのである。こゝに「穩健なる運動」とは一般的には云ふまでもなく合法的労働組合運動、具體的には日本労働組合會議の運動に於ける産業協力主義的傾向であることは今や疑ひない。かくて政府當局の労働運動に對す

る政策はこの限界線の上に確立されてゐる物の如くである。即ち一般的に労働運動に對する政府の對策の基準はこゝに與へられてゐると云つて差支へないであらう。だからこの線の上に立つ労働運動は勞資の對立よりも勞資の協調融和を強調昇騰せしめるものであることは云ふまでもないが、特に本年度に於ける新たな傾向としては、既に爭議對策の項において述べたやうに、勞資懇談會其他の實踐的方策によつて産業協力の實現を圖らんとするにある。いま、右の如き政府當局の労働運動對策を表明せる一資料として、本年度の特別高等課長會議における社會局長官の訓示の一部と指示事項とを掲げることとする。(因に五月二十九日より四日間内務省に於て開催、社會局關係の會議は三十一日開催された。參會者は社會局長官、労働部長、社會部長、勞政課長以下係官、地方よりは警視廳の特高、労働、内鮮等の各課長外各府縣特高課長並朝鮮、臺灣其他各殖民地の係の係官等であつた。)

【社會局長官訓示】「……現今社會の情勢を見ますに獨り我邦のみに限らず世界各國共に經濟的にも政治的にも非常なる難局に際會致しまして之が打開に關し政府も國民も均しく勤なからぬ備みと努力とを致してゐるやうであります。我邦産業界の情勢は諸外國に比して相當好況にありまして特に軍需品工業を中心とする重工業及輸出向産業の如きは寧ろ股販を極めてゐるものが多いのであります。労働者數の如きも近年著しく増加致しまして昨年末

には五百七十六萬餘人の未曾有の數字を示し又失業者の數も漸減を示して居りますが、之等諸産業の將來を考ふるときは必ずしも樂觀を許さざるものがあるのみならず、部産業は未だ深刻なる不況を脱するを得ない情態でありまして、好景氣の影響は労働者全般に浸潤したと云ふことは出来ません。却つて労働時間の延長其他労働強化の傾向さへ見へるのであります。更に農村問題の如きは深刻化の傾向益々濃厚なるものがあり此際之等に善處致さなければ悔を後に残すことを保しません。現在こそ國民が一致協力し、我國運の伸張に努むるの最も必要時ではないかと思ふのであります。最近の我邦の労働運動は一部の例外はありましたが全般的に見ますならば從來の階級闘争の方針を緩和或は放棄致しまして或は産業報國、産業協力を叫び、或は労働争議の最少化を唱ふる等國家産業人としての地位の自覺の上に發奮なる運動を進めんとするの風があらまして之は誠に喜ぶべき傾向であります。然し未だ充分其の實績を擧ぐるの域に達してゐない様にも見受けられます。労働争議に付て見ますに労働者乃至労働組合の穩健なる態度と産業界一部の股販なるに伴ひまして争議は數年前に比べますと稍減少の傾向にはありますが、然し最近に於ては賃銀の値上其他待遇改善に關する積極的要求に基き争議が漸く多きを加へつゝあります。一方事業主中には現在の社會情勢を利用致しまして態度強硬なるもの多しあります。元來勞資双方が私利の爲に相争ふと云ふ風では産業永遠の平和は固より國運の隆昌も又延ては國民一般の福祉の増進と云ふことも期して望み得られないのであります。現今我國の情勢は勞資或は地主小作人が議に

開いてゐる時ではなく兩者は正に渾然一體を爲し其の産業の發展伸張に付て各々其の分を盡し互に苦樂を共にし國家産業の發展に力を致すの覺悟を要すること益々緊切なるものがあります。各位は常に社會の第一線に立つて労働行政の要務に携つて居られますから平素より克く社會情勢の推移と勞資或は地主、小作人の動向なり態度なりを究明せられまして關係各方面とも緊密なる連絡の下に、若し國家産業の健全なる發展の上に兩者に非がありませんならば之を亂し、良き傾向は益々之を助長せらるゝ等適當の方法を講ぜられまして勞資が眞に理解と信頼とに基き産業報國の實を擧げしむるやう一層の力を希望する次第であります。」

【指示事項】一、勞資關係の調整に關する件。一、労働争議の激化防止に關する件。一、農村問題に關する件。一、労働組合、小作人組合等の政治運動に關する件。
 【附問事項】一、現下の社會情勢に鑑み労働關係(地主、小作人を含む)の改善を圖り勞資一體となりて産業の發達と労働者の福祉とを併進せしむべき方策何如。

第二章 農民運動對策(小作爭議對策)

農民運動(小件爭議)に對する對策は、直接には小作調停法あるのみであつて、小作法は未だ制定されてゐない實狀にある。併しながら政府は從來小作法の制定に無關心であつた

譯ではなかつた。即ち政府は大正十五年五月小作調査會を設置し、小作法の審議に當らしめ、同調査會の答申せる「小作制定上規定すべき事項に關する要綱」「舊慣永小作整理要綱」及び「小作中永小作關係に關し規定すべき事項要綱」の趣旨に基き昭和二年三月小作法案(八章附則七十六條條より成る)を起草して社會に發表し輿論の歸趨を計らんとした。その後政府は昭和四年七月社會政策審議會を設置するや、之に「小作問題の對策として速かに實施を要すると認むる事項如何」を諮問せるに、同審議會は先に發表せる小作法を制定すべきものなる旨を答申したので、再び該法案を小作調査會の審議に附し、その後の小作事情の變遷、草案發表以來の贊否の意見を參酌して多少改訂を加へ、法制局の審議を経て昭和六年二月第五十九議會に八章附則七十四條より成る小作法案を提出した。衆議院は之れに二三の地主的修正を加へて通過せしめたが、貴族院は之を握りつゝ遂に實現の運びに至らなかつた。次いで昭和七年においても政府は窮乏の極にある農村の現狀に鑑み、小作法の制定は緊急且つ重要な問題なりとし、第六十四議會に提出する意圖の下に立案しつゝあつたが同議會には提出を見るに至らなかつた。然るに最近小作爭議の激増、農村の不安に鑑みて農林省小作官會議は既に小作法制定を要求してゐるし、また農政學者その他の方面においても小作法を制定すべしといふ意見が起

つてをり、その制定への氣運は醸成されつゝある。なほ農民組合の側においてもその独自の立場よりする小作法の實現を期しつゝあり、本年の第六十七議會においては全國農民組合中央委員長杉山元治郎氏によつて耕作權の確立と小作料低下とを主要内容とする小作法案が提出されたが審議未了に終つた。全農ではこれに屈せず來議會を目指して日常闘争によつて之が實現に努めつゝある。

次に小作調停法についてみるに、政府は大正九年設置の小作制度調査委員會の答申せる小作調停法案に多少の修正を加へて第四十六議會に提出したが審議未了に終り、ついで政府は同十二年五月設置の小作制度調査會の答申に基き、第四十七議會に再び小作調停法案を提出し協賛を経、同十三年七月法律第十八號を以て之が公布をみた。かくて同十三年十二月より始めて三十八道府縣に實施されるに至つたが、大正十五年六月及び昭和四年七月に施行地區が擴張されて現在では未施行地は沖繩縣一縣のみとなつてゐる。

本年度における小作調停法に依る調停の概要については第一部第一篇第二章「小作爭議」の第三節「小作調停」の項目に之を記述した。

なほ特に本年度における小作爭議對策として注目すべきものは小作爭議防止委員會或ひは農村問題對策懇談會が全國的に設置せられたことである。この種委員會は昨昭和九年末青

森、新潟の兩縣において始めて設置されたが、以來昭和十年に入つては殆んど全國的に之が設置をみんとするに至つたのである。これは府縣特高課或ひは地方警察署、市町村等を中心として組織されたもので、地主及び小作人も加へて適宜に懇談會を開催して常に地主、小作人相互の理解を深からしめると共に兩者の意志の接近に努め爭議を未然に防止すると共に、爭議が発生したる場合においても直ちに調停の任にあたり、爭議をして最少限度の紛議に止めしめ、兩者の損失を可及的少からしむるべきものであるが、これに對し全國農民組合においてはその性質上爭議に對する干渉、強制及び彈壓の強化を招來することゝなるのは疑ひなきところで却つて有害無益なるものとして斷乎反對を表明してゐることは既述の如くである。かくの如く政府當局の小作爭議對策が從來の調停本位の政策より豫防鎮壓主義の保安政策に轉換したことは本年度において特記すべきことであるが、農村における治安維持の立場からであれば兎に角、複雑な小作關係を調整する専門的智識を有しない警察官吏が單に拙速主義で爭議解決をはかることは農村社會經濟問題としての小作爭議の解決といふ點からみれば多大の疑問をさしはさまざるを得ないであらう。

第三章 社會立法協會

社會立法協會の前身たる國際労働協會は大正十四年三月二十二日に創立された。協會創立の主なる動機は社會主義實現を念としつゝ、而も餘りに高遠架空の理想に走らずして現實に即したる當面の社會政策を講じ、殊に労働立法を促進することため輿論の源泉たらんことを期するにあつた。その後協會は昭和四年九月の總會において名稱を社會立法協會と改め從來の趣旨を踏襲しながら、一方國際社會進歩協會の日本支部として加盟することになつた。そして會名の變更と共に協會内部に從來存続した各種委員會を次の五委員會に變更した。

- (イ) 一般委員會 (ロ) 大阪委員會 (ハ) 婦人委員會

(ニ) 議會委員會 (ホ) 國際連絡委員會

なほ協會理事長は現在下村宏氏であるが、氏は昨年一月故矢作榮藏氏の後をうけて理事長に推薦されたものである。

協會は本年四月十二日一般委員會及び婦人委員會の聯合會合を開き、女子坑内労働禁止及び女子年少者の夜業禁止の徹底に関する件につき協議したが、その結果協會の趣旨に鑑み、また第十九回國際労働總會において一切の種類の鑛山に於ける婦人の地下労働禁止に関する條約案の採擷が豫測されつゝある時に當つて、右禁止を徹底せしむることを必要なりと認め、これが決議を發表し

た。

- ▲一般委員會及婦人委員會の聯合會合——四月十二日、東京市神田一ツ橋學士會館。出席者二十六名、議事——一、女子坑内労働禁止の徹底に関する件、一、女子年少者の夜業禁止の徹底に関する件、なほ右に關し決議を發表。
- ▲大阪委員會第五十一回會合——十一月十四日、大阪市朝日ビル八木信一氏の第十九回國際労働總會に關する講演及び鮎澤巖氏の國際労働局東京支局長就任の挨拶を兼ねて英國の民主政治其の他の感想談。
- ▲第十九回國際労働總會三代表團朝觀懇談會——十二月十一日、東京市神田一ツ橋學士會館。右三代表赤松小寅氏、渡邊福雄氏及び八木信一氏の歸朝挨拶の講演。

第三部 (勞働施設及對策) 統計表

第一表 工場扶助給與統計 (工場監督年報ニ據ル)

第一表 (其一) 昭和九年工場種別扶助件數

第三部統計表	負傷												小計	官營工場	合計			
	未治ノ爲翌年へ繰越ノ者						治療シタル者											
	治癒セザリシ者		障害ヲ殘シタル者		障害ヲ殘シタル者		障害ヲ殘シタル者		障害ヲ殘シタル者		障害ヲ殘シタル者							
合	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
六三七	八八	八八	二	二	三	三	一七	一七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
	九、一八	九、一八	三	三	二	二	一、一九	一、一九	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	二、九三	二、九三	二	二	三	三	二七	二七	八	八	六	六	六	六	六	六	六	六
	二八	二八	一	一	一	一	七	七	七	七	九	九	九	九	九	九	九	九
	七〇	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	三、一八	三、一八	四	四	六	六	七〇	七〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
六三七	一、〇〇	一、〇〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
	二、三三	二、三三	六	六	八	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一、六三	一、六三	六	六	九	九	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
	一、六三	一、六三	六	六	九	九	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三

病 疾	治癒者										未治ノ爲翌年へ繰越ノ者	合 計	
	治癒セザリシ者		障害ヲ殘シタル者		障害ヲ受ケタル者		工場法施行令ノ受給者		第五條ノ受給者				
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男			
染織工場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
機械及器具工場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
化学工場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
雑工場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特別工場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小 計	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
官營工場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

第一表(其二) 昭和九年工場扶助金額及休業扶助料支給延日数

負 傷	療養費		休業扶助料	障害扶助料	遺族扶助料	葬祭料	工場法施行令第十四條ニ依ル切扶助料
	計	計					
染織工場	6,779	4,071	7,100	2,870	2,285	3,910	2,326
機械及器具工場	4,071	3,910	2,870	2,285	3,910	2,326	8,237
化学工場	3,910	2,870	2,285	3,910	2,326	8,237	4,933
飲食場	3,784	1,078	5,379	7,743	1,415	6,551	6,551
雑工場	6,456	4,676	2,911	2,911	3,910	1,415	1,415
特別工場	1,523	3,037	2,676	2,676	6,812	1,415	1,415
小 計	28,878	17,872	24,771	17,872	24,771	17,872	17,872
官營工場	1,488	2,533	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
合 計	30,366	20,405	26,259	19,360	26,259	19,360	19,360

(四) 額金助扶

疾 病	療養費		休業扶助料	障害扶助料	遺族扶助料	葬祭料	工場法施行令第十四條ニ依ル切扶助料
	計	計					
	男	女					
染織工場	9,318	5,369	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
機械及器具工場	5,369	4,071	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
化学工場	4,071	3,910	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
飲食場	3,784	1,078	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
雑工場	6,456	4,676	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
特別工場	1,523	3,037	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
小 計	28,878	17,872	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
官營工場	1,488	2,533	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
合 計	30,366	20,405	7,488	7,488	7,488	7,488	7,488

第二表 労働者災害扶助統計 (昭和九年)

(1) 労働者災害扶助法適用事業及労働者数 (労働者扶助年報ニ據ル)

業 種	数
土石砂鑛採取業	1,761
計	6,339

(昭和九年十月一日現在) 一〇人未満 一〇—四九人 五〇—九九人 一〇〇—四九九人 五〇〇—九九九人 一〇〇人以上

事業	總數		勞働者數		扶助件數	扶助金額	扶助金額(圓)
	男	女	男	女			
土木建築工事	九六六	二,七五五	二,一六六	一,〇七九	一	三,五〇〇	二,一六六
交通及運輸事業	三,三三三	九,三三三	二,一六六	一,〇七九	一	三,五〇〇	二,一六六
貨物積卸事業	三,三三三	九,三三三	二,一六六	一,〇七九	一	三,五〇〇	二,一六六
船舶解體事業	三,三三三	九,三三三	二,一六六	一,〇七九	一	三,五〇〇	二,一六六
土石砂鑛採取業	六,〇〇〇	一,五〇〇	五,〇〇〇	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一,〇〇〇
土木建築工事	五,〇〇〇	一,〇〇〇	四,〇〇〇	五〇〇	一	一,〇〇〇	五〇〇
交通及運輸事業	八,〇〇〇	一,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一,〇〇〇
貨物積卸事業	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一,〇〇〇
船舶解體事業	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一,〇〇〇
總計	二〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	七,〇〇〇	一	一,〇〇〇	七,〇〇〇
治癒シタル者	一〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	八,〇〇〇	四,〇〇〇	一	一,〇〇〇	四,〇〇〇
治癒セザリシ者	一〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	七,〇〇〇	三,〇〇〇	一	一,〇〇〇	三,〇〇〇
死亡者	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇
未治ノ者	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇
合計	二〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一四,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一四,〇〇〇

(2) 結末別扶助件數

事業	總數		扶助件數		扶助金額	扶助金額(圓)
	男	女	男	女		
土木建築工事	九六六	二,七五五	一,一七六	一,五七九	三,五〇〇	二,一六六
交通及運輸事業	三,三三三	九,三三三	一,一七六	一,五七九	三,五〇〇	二,一六六
貨物積卸事業	三,三三三	九,三三三	一,一七六	一,五七九	三,五〇〇	二,一六六
船舶解體事業	三,三三三	九,三三三	一,一七六	一,五七九	三,五〇〇	二,一六六
土石砂鑛採取業	六,〇〇〇	一,五〇〇	一,一七六	一,五七九	三,五〇〇	二,一六六
總計	二〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五,八〇〇	七,八七六	一七,七七八	一〇,七〇〇

(3) 扶助件數及扶助料金額

事業	總數		扶助件數		扶助金額		扶助金額(圓)	
	男	女	男	女	金額	金額	金額	金額
土木建築工事	九六六	二,七五五	一,一七六	一,五七九	三,五〇〇	二,一六六	三,五〇〇	二,一六六
交通及運輸事業	三,三三三	九,三三三	一,一七六	一,五七九	三,五〇〇	二,一六六	三,五〇〇	二,一六六
貨物積卸事業	三,三三三	九,三三三	一,一七六	一,五七九	三,五〇〇	二,一六六	三,五〇〇	二,一六六
船舶解體事業	三,三三三	九,三三三	一,一七六	一,五七九	三,五〇〇	二,一六六	三,五〇〇	二,一六六
土石砂鑛採取業	六,〇〇〇	一,五〇〇	一,一七六	一,五七九	三,五〇〇	二,一六六	三,五〇〇	二,一六六
總計	二〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五,八〇〇	七,八七六	一七,七七八	一〇,七〇〇	一七,七七八	一〇,七〇〇

死亡	終身保險		小兒保險		滿期	解約		失救		其他ノ事由ニ因ル増減	現在契約
	終身保險	小兒保險	終身保險	小兒保險		終身保險	小兒保險	終身保險	小兒保險		
終身保險	105,833	15,277,350	98,426	14,070,457	88,551	13,328,807	11,731,008	8,437	11,731,008	1,947,991	9,033
小兒保險	140,037	18,847,000	131,263	17,850,684	129,081	16,407,297	115,078	15,709	115,078	1,947,991	9,033
終身保險	11,789	1,533,631	8,588	1,165,635	4,933	705,770	705,770	933	705,770	1,947,991	9,033
終身保險	1101,212	35,233,831	138,688	14,808,921	113,033	10,719,500	10,719,500	55,303	10,719,500	1,947,991	9,033
終身保險	58,091	8,182,688	73,260	10,182,833	112,882	15,390,016	133,943	16,834	133,943	1,947,991	9,033
終身保險	343,600	33,935,711	274,330	27,998,626	398,333	54,970,306	438,376	63,766	438,376	1,947,991	9,033
終身保險	14,500	1,876,156	11,216	1,473,765	6,881	912,803	1,733	228,037	1,733	1,947,991	9,033
終身保險	83,266	13,786,934	108,897	16,895,757	168,832	24,950,500	24,950,500	32,621	24,950,500	1,947,991	9,033
終身保險	349,433	45,657,744	438,845	58,340,022	608,208	75,822,036	749,987	98,626	749,987	1,947,991	9,033
終身保險	50,194	6,244,455	53,491	6,911,640	49,955	5,631,160	112,066	1,599,961	112,066	1,947,991	9,033
終身保險	△35,000	△8,777,853	△33,232	△7,993,559	△36,622	△8,710,488	△42,055	△8,833,496	△42,055	1,947,991	9,033
終身保險	39,900	△1,555,187	38,333	△8,435,835	34,756	△8,370,156	37,266	△6,306,638	37,266	1,947,991	9,033
終身保險	△1,699	△8,344,588	△1,255	△4,458,350	△6,655	△3,684,400	△3,833	△8,356	△3,833	1,947,991	9,033
終身保險	4,600,477	65,870,834	4,436,834	63,933,333	4,566,403	57,800,877	4,808,282	57,073,399	4,808,282	1,947,991	9,033
終身保險	14,955,577	19,977,921	13,879,921	18,456,677	13,748,021	16,888,456	13,050,931	15,988,333	13,050,931	1,947,991	9,033
終身保險	2,386,500	33,000,600	1,700,000	22,000,000	1,700,000	22,000,000	56,281	80,788,557	56,281	1,947,991	9,033

第六表 (其二) 簡易保險契約狀況 (昭和九年度末)

終身保險	個人契約		團體契約		個人契約	團體契約		個人契約	團體契約	
	個人契約	團體契約	個人契約	團體契約		個人契約	團體契約		個人契約	團體契約
終身保險	4,576,690	1,037,782	4,680,477	2,980,000	70,755	3,077,066	647,000	4,992	656,808	8,330

第六表 (其三) 簡易保險事業各月狀況 (簡易生命保險事業概況ニ據ル)

昭和十年	新契約	消滅件數				月末現在		人口千人ニ對スル割合
		死亡	滿期	解約	失効	件數	保險料	
一月	15,123	2,348	30,603	29,083	77,800	2,960,308	2,977,991	
二月	14,659	3,088	11,253	33,509	59,382	2,919,338	2,988,266	
三月	19,495	3,146	30,633	34,373	39,173	2,936,652	2,988,266	
四月	45,573	20,699	33,387	30,107	42,483	3,377,996	3,032,123	
五月	47,655	10,853	30,859	33,812	40,433	3,694,989	3,032,123	
六月	37,922	24,044	33,638	24,655	33,156	3,914,600	3,032,123	
七月	28,076	33,540	29,613	19,733	29,273	3,102,156	3,032,123	
八月	19,384	30,995	22,391	20,569	28,110	3,004,818	3,032,123	
九月	24,133	33,133	15,176	30,487	26,190	3,359,068	3,032,123	
十月	29,450	34,500	40,445	21,954	33,597,219	3,597,219	3,032,123	
十一月	27,933	33,933	30,000	33,410	33,000,000	3,300,000	3,032,123	
十二月	17,694	33,715	28,871	21,673	35,094	3,745,419	3,032,123	
計	2,011,045	268,915	274,663	282,335	424,708	33,745,419	3,032,123	

第三部 統計表

日本勞働年鑑

事業名	件數	金額	死亡	解約	法定解除	件數	金額	月末現在
水利事業	1	1,000	0	0	0	0	1,000	11,000
普通水利組合事業	1	1,000	0	0	0	0	1,000	11,000
公設防火設備	6	131,000	0	0	0	0	131,000	5,000
道	13	4,874,100	0	0	0	0	4,874,100	1,133,000
農村電氣事業	2	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	9,900,000
公營共同基地	1	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	1,000,000
河川改修事業	13	3,500,000	0	0	0	0	3,500,000	1,290,000
港灣修築事業	3	2,300,000	0	0	0	0	2,300,000	1,290,000
公立圖書館	1	400,000	0	0	0	0	400,000	0
公地整理事業	8	2,712,000	0	0	0	0	2,712,000	0
市町村廳舍	15	1,138,600	0	0	0	0	1,138,600	0
三等郵便局	5	1,011,000	0	0	0	0	1,011,000	0
府縣農會事務所及商會事務所所用建物	1	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0
公立中等學校	3	1,976,300	0	0	0	0	1,976,300	0
公營自動車事業	2	2,506,700	0	0	0	0	2,506,700	0
地方自治體各種公共事業	7	25,833,000	0	0	0	0	25,833,000	0
合計	64	66,088,400	0	0	0	0	66,088,400	15,266,450

第七表 郵便年金各月狀況 (郵便年金事業概況ニ據ル)

備考 一、事業名中括弧アルハ現在存在セザルモノ
二、年度ハ貸付内定年度、償還済額ヲ控除セズ

第八表 (其一) 被保險者月表 (昭和十年)

昭和十年	強制保險		任意包括		任意		計		健康保險組合	
	被保險者	月末現在	被保險者	月末現在	被保險者	月末現在	被保險者	月末現在	組合被保險者	組合被保險者
一月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
二月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
三月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
四月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
五月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
六月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
七月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
八月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
九月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
十月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
十一月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
十二月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000

第三部 統計表

第八表(其二) 健康保險事業成績累年表

月	總計			政府管掌			健康保險組合管掌		
	總數	強制被保險者	其他	總數	強制被保險者	其他	總數	強制被保險者	其他
二月	五九,七五八	一,四四九,八四一	一,三三三	三三三	六,一〇一	一,六三一	一,三三三	一,四五六,〇〇五	三〇九
三月	六〇,四五六	一,四九七,三〇〇	一,三六六	三二八	六,三六三	一,六三一	一,三〇七,三三三	一,五〇三,七〇八	三〇九
四月	一〇三,三三七	一,九三三,八二八	二,〇〇二	二〇八	一,六九八	一,〇三三	一,〇三三,六六九	一,九三九,六一九	三六三
五月	一〇四,六二四	一,九二七,八〇七	四,六六七	二〇四	一,八四六	一,〇七	一,〇五,〇八一	一,九三九,七六〇	三六三
六月	一〇五,七一九	一,九七三,三三三	四,六四	三三三	一,九三三	八〇	一,〇六,一八三	一,九七四,三三五	三六三
七月	一〇六,六九二	一,〇一九,一二六	四,九三	三三〇	二,一八六	六五	一,〇七,一八七	二,〇二二,三七七	三六三
八月	一〇六,六九三	二,〇三六,八〇八	五,三六	三三七	二,四一六	六三	一,〇八,〇六一	二,〇三九,二八六	三六三
九月	一〇八,八八四	二,〇五八,九三七	五,六一	四〇五	二,六五五	五七	一,〇九,四四五	二,〇六一,六四九	三六三
十月	一一〇,三三九	二,〇七二,九三八	五,六一	三六九	二,七三七	七〇	一,〇九,八〇〇	二,〇七四,七四五	三六三
十一月	一一一,七六四	二,〇九六,六六五	五,七二	三〇七	二,八九一	八四	一一,三三六	二,〇九九,六四〇	三六三
十二月	一一二,二四八	二,〇〇七,〇五六	五,七六	三二一	三,二八九	一,六三	一一,七三三	二,〇一〇,五〇八	三六三

(1) 被保險者數

(2) 保險給付ノ件數、日數及費用額

昭和五年度	總計			政府管掌ノ分			組合管掌ノ分		
	件數	日數	費用額	件數	日數	費用額	件數	日數	費用額
昭和五年度	六,五九七,一〇三	八五,〇三三,七三六	三,七三三,〇〇四	三,五五三,九八五	五三,三〇七,三三三	一,七五九,三三三	三,〇四五,一一八	三五,七六六,三三〇	一,五二九,七六二
同六年度	五,八三三,三九九	七四,九九九,四四五	三,六三三,九九三	三,三二四,六四二	四六,九九七,一一八	一,四八五,二七二	二,五五〇,七四七	三五,〇〇〇,七四七	一,六五八,六九〇
同七年度	五,六七六,七七〇	七二,三三三,八八七	三,三三三,〇〇五	三,二五三,七四五	四三,六六七,七三三	一,三六八,四三三	二,四二四,六〇五	二六,〇〇〇,七四七	一,〇二五,八九三
同八年度	六,四九三,六九九	八二,三七八,七四五	三,六六六,九九三	三,七〇〇,六六二	五一,八九七,三七七	一,五二二,八七七	二,七九三,〇三三	二九,四八八,五八八	一,一四八,八五一
同九年度	七,〇七七,三六九	九三,九八五,七〇〇	三,一八五,九九二	四,三三三,三三二	五九,二九五,九九八	一,七六九,四三三	三,一四四,八八七	三三,六八九,七三三	一,三〇八,五〇九
總計	七,三六〇,一〇一	九二,五三三,八〇一	二九,四六九,三二八	四,三三三,八三三	五八,一六〇,五〇八	一,六四五,〇四五	三,一三三,一六八	三五,五六三,三九五	一,五〇五,八八三
療養給付業務上	六,六〇四,六四〇	七七,三六〇,三〇八	一九,三六六,五八三	三,六六六,三六五	五〇,六一五,九五四	一,七〇七,七〇八	二,七三三,三七五	二六,七四四,三四四	七,五五八,八七五
療養給付業務外	五九七,〇五五	六,八七六,九〇五	一,〇〇〇,七四五	三,五二一,六三三	三,九五一,九三四	三,七〇〇,〇〇〇	二,四四二,三三三	二,二五八,四〇三	—
療養費業務上	七,七七七	一四四,四四七	一四六,六五三	一,七三三	一五,三七一	一四,九七九	—	—	—
療養費業務外	二,五六八	二七,七六三	二九,三八七	一,一八四	五,二六五	六,二五二	—	—	—
傷病給付業務上	一,一四九	一六,六八四	一七,三六六	—	—	—	—	—	—
傷病給付業務外	七四七,六四四	一〇,〇一九,一四六	一〇,〇五六,一九二	四三	一〇,一〇六	八,七三六	—	—	—
手當業務上	三〇六,六四四	三,一〇九,六四七	三,一〇六,一三二	三六六,七三三	二,三三九,八三三	四,七三三,三五九	—	—	—
手當業務外	三〇六,六四四	三,一〇九,六四七	三,一〇六,一三二	一〇四,四七八	一,四八五,三一一	一,八〇七,八二五	—	—	—
金業務上	一〇,〇一〇	一〇,九九九,九九九	七,五九一,三六〇	二六二,三五五	六,〇四三,八〇三	三,六三三,五四四	—	—	—
金業務外	一〇,〇一〇	一〇,九九九,九九九	七,五九一,三六〇	一〇,〇一〇	一〇,〇一〇	一〇,〇一〇	—	—	—
計	一五,四四四	—	六,〇一〇,六二二	一〇,〇一〇	—	三,七三三,八三三	—	—	—
業務上	一五,九八四	—	五,〇七〇,四五五	九,一五五	—	三,四四三,三三三	—	—	—
業務外	一三,七三三	—	六,〇九三,九八三	一,五五五	—	三,〇九〇,五〇〇	—	—	—
料埋葬	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業務外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	三三,二二二	—	五〇,〇〇〇,〇〇〇	八,六一四	—	三三,一五〇	—	—	—

日本労働年報

給付	分焼ニ 關スルニ		計	付給ル 費埋非		計
	出產手當金	助產ノ手當		業務外	業務上	
三、五九三	三、三二四	四二	一〇、八二四	一、三六七	一〇三	一、七〇〇
一、四六一、九〇九			一、四六一、九〇九			
五四七、四一三	一六八、九四四	七三	一、〇五、九三三	三六、九九七	三、一七一	四〇、一五八
二八、五三四	二八、二七五	一四	八七、五三四	一、八六	五四	一、三三〇
一、一三三、四八〇			一、一三三、四八〇			
四〇九、〇六七	一五、七二八	四〇〇	八八六、三六〇	三、一七七	一、六〇九	三、七八六
六、〇五八	二、九三九	三八	一四、六三〇	一八一	四九	三三〇
三六、四三九			三六、四三九			
一、八、三四八	一六、二二六	三三	三、五九、五九三	三、八一〇	一、五六三	七、五七三

第四部 社會事業

<p>第一篇 社會事業行政……………六五七</p> <p>第一章 社會事業行政一般……………六五七</p> <p> 第一節 社會事業行政機關管掌事務……………六五七</p> <p> 第二節 社會事業行政費並公的施設費……………六五八</p> <p>第二章 私設社會事業……………六五九</p> <p> 第一節 私設社會事業統制……………六五九</p> <p> 第二節 私設社會事業の經費……………六五九</p> <p> 第三節 私設社會事業の獎勵助成……………六六〇</p> <p>第二篇 社會事業施設……………六六一</p> <p>第一章 救護事業……………六六一</p> <p> 第一節 救護法による救護事業……………六六一</p> <p> 第二節 特殊救護事業……………六六三</p> <p> 第三節 方面委員……………六六四</p> <p>第二章 失業保護事業……………六六六</p> <p> 第一節 職業紹介事業……………六六六</p> <p> 第二節 失業救濟事業……………六六七</p> <p> 第三節 失業共濟事業……………六七一</p> <p> 第四節 その他の保護事業……………六七二</p> <p>第三章 經濟的保護事業……………六七三</p> <p> 第一節 住宅……………六七三</p> <p> 第二節 公益質屋……………六七三</p> <p> 第三節 公益市場……………六七四</p> <p> 第四節 公設食堂……………六七五</p>	<p>第四章 醫療保護事業……………六七五</p> <p> 第一節 無產者診療……………六七五</p> <p> 第二節 施療病院及診療所……………六七六</p> <p> 第三節 特殊施療施設……………六七八</p> <p> 第四節 其他の醫療事業……………六八〇</p> <p>第三篇 兒童保護事業……………六八一</p> <p>第一章 妊産婦並乳幼児保護……………六八一</p> <p> 第一節 妊産婦並乳幼児保護施設……………六八一</p> <p> 第二節 乳幼児保護運動……………六八二</p> <p>第二章 貧兒保護事業……………六八三</p> <p> 第一節 不就學兒童……………六八三</p> <p> 第二節 缺食兒童保護……………六八三</p> <p> 第三節 兒童虐待防止事業……………六八五</p> <p>第三章 少年職業紹介……………六八六</p> <p>第四章 虛弱兒保護事業……………六八八</p> <p>第四篇 社會教化事業……………六八九</p> <p>第一章 社會教育……………六八九</p> <p> 第一節 教化事業……………六九一</p> <p> 第二節 隣保事業……………六九一</p> <p> 第三節 婦人保護……………六九二</p>
---	---

第四部 (社會事業) 統計表

- 第一表 社會事業施設累年表
- 第二表 社會事業費統計
- 第三表 職業紹介統計
 - 其一 職業紹介所經營主體別數
 - 其二 職業紹介所一般職業紹介數月別表
 - 其三 職業紹介所業種別職業紹介數
 - 其四 日傭労働者職業紹介數月別表
 - 其五 俸給生活者職業紹介數月別表
 - 其六 營利職業紹介數月別表
- 第四表 住宅統計
 - 其一 住宅組合統計
 - 其二 共同宿泊所統計
 - 其三 借地借家調停件數月別表
- 第五表 公益市場統計
- 第六表 公益質屋統計
- 第七表 公設食堂統計
- 第八表 公益浴場統計
- 第九表 隣保事業調査表
- 第十表 少年審判所保護處分統計
- 第十一表 起訴及刑執行猶豫者保護狀態調

第一篇 社會事業行政

第一章 社會事業行政一般

第一節 社會事業行政機關管掌事務

社會事業行政事務は中央にあつては、主として内務省社會局社會部に於て管掌し、地方にあつては道府縣社會課及び主要都市に於ける社會課に於て事務規定に従つて管掌してゐる。社會局に於ける社會部の管掌事務は左の如くである。

内務省社會部分掌事務

保護課 一、罹災窮民救助其他救恤に關する事項。二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事項。六、震災救護業務に關する事項。

福利課 一、住宅の供給改善に關する事項。二、公設の浴場、屋及簡易食堂、宿泊所其他福利増進に關する事項。三、社會教化に關する事項。

職業課 一、職業紹介其他失業救済及防止に關する事項。

道府縣の社會課に於て所管する事項は、地方社會事業の監督指導、窮民救助其他賑恤救済、軍事救済、行路病人並行旅死亡人取扱、兒童保護、感化事業、公益住宅及住宅組合、公益質屋、浴場市場、食堂、宿泊所、融和事業、生活改善、勤儉獎勵、社會教

第四部第一篇 社會事業行政

化、職業紹介並に失業の救助防止、移住民の保護獎勵等である。又都市社會課、特に大都市の社會課に於ては、近時公私社會事業の勃興に伴つて、管理事務の範圍が次第に擴張されて來た。現在市營事業の主なるものを舉ぐれば、窮民救恤、救療、職業紹介、公益質屋、公設市場、簡易食堂、簡易宿泊所、託兒所、兒童相談所、産院、住宅供給、投産場、隣保事業等である。

次に本年に於ける政府の社會事業方針を示すものとして、本年六月七日に開催された學務部長會議に於ける内務大臣の訓示概要並に指示事項を掲げて置く。

内務大臣訓示概要 我邦經濟界の不況既に久しく続近一部稍好轉を見るに至れりと雖も全般を通じて之を見るときは依然として不況を續け殊に客方に於ける各種災害の被害は極めて甚大なりし爲、農山漁村及都市中小商工業者の疲弊困憊は尙甚だ深刻なるものあり。幸に各位の協力に依り災害復舊に關する應急的善後施設は各地概ね遺憾なきを期し得たるも、今日の社會事業に鑑みれば今後益各般の社會立法を整備し各種の社會施設を擴充するの急務なるを痛感す。此の點に關しては政府因より努力を怠らざるべきも各位亦克く地方の實情を精査し以て適切なる施設の擴充に勉めらるゝと共に、其の運営に就ては益工夫を凝らし改善を加へ以て社會行政全般の健全なる發達を期せられんことを望む。

謂ふ迄もなく國民生活の安定を圖り社會福祉の増進を期するには更に其の根本として自力更生の意氣を全國民の間に擴充振起せしめざるべからず。従來國民更生の意氣を全國民の間に擴充振興

せしめざるべからず。従来國民更生運動に關しては各種の努力と國民の自覺と相俟て到る處漸次其の實績を挙げつゝありと雖も經濟界の不況と災害頻至とに因る物質上の損害は勿論精神的打撃は極めて深刻なるものあるを以て各般の對策の實施と共に國民更生運動の趣旨を一層徹底し以て自力更生の意氣を振起し更生計畫の樹立と其實行とを促進するの要緊なるを認む。而して本運動實施上特に留意を要するは各種更生施設の計畫並に實行に當り精神教化生活改善等更生の基幹たるべき方面に於て、分なる力を致し遺憾なきを期せざるべからざること是なり。要するに本運動は汎く國民の間に自力更生の意氣と氣魄とを強調鼓吹し精神的更生を基調として生活全般の一新を圖り以て國民生活の安定向上を實らさんとするものなるを以て各位は克く地方の實情を究め關係部課は勿論各種關係團體とも連絡提携を圖り相率ひて地方民生の福社増進に遺憾なきを期せられんことを切望す。

我邦に於ける失業状況は最近一部産業の好況に伴ひ稍緩和を見るに至りしも日僑労働者、知識階級等に在りては尙失業の數甚だ多数を算するのみならず殊に其久しく失業の境遇に在る者は動もすれば自奮自立の意氣を喪ひ依然として救済を要するの狀態を脱却し得ざる傾向に在り、斯の如きは國民をして有教なる經濟的社會的活動を爲さしむる目的に副はざるを以て政府は鋭意各種産業の進展に努むるの外失業應急事業の助成等の方法に依り能ふ限り此等失業者の減少に努力しつゝあり、各位に於ても常に管内に於ける失業状況の査察を密にし必要に應じて適當なる對策を講じ以て失業の防止救済に當らんことを望む。尙之に關し特に各位の留

意を求めたきは失業對策の要諦は單に失業者の生活を救済するに止まらず失業をして常に激刺たる勤勞の精神を保持せしめ、之をして失業者たらざらしむるに在るを以て此等失業對策の實施に當りても特に失業者の精神的訓練に重きを置き自奮自動更生の機會を得しむるやう特段の工夫を凝らし指導宜しきを制せられんことを期望す。

【指示事項】 一、神社に對する公費供進に關する件。一、神職の素質向上に關する件。一、選挙公正に關する件。一、醫療保護に關する件。一、救護法施行に關する件。一、児童虐待防止法に關する件。一、方面委員制度の擴充に關する件。一、私設社會事業の指導監督に關する件。一、農村社會施設の振興に關する件。一、國民更生運動に關する件。一、公益質屋の整備充實に關する件。一、地方改善應急施設に關する件。一、職業紹介機關の普及充實に關する件。一、失業者更生指導訓練に關する件。一、職業指導の徹底に關する件。

【注意事項】 一、失業應急事業に關する件。

第二節 社會事業行政費並公的施設費

昭和十年年度に於ける内務省並に司法、逓信各省所管の社會事業局は第五十四回帝國統計年鑑によれば左表の如くである。

社會事業費（單位千圓）

内務省所管	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度
	司法省所管	一四、二六六	一六、六四四	一九、九三〇	三三、三〇〇
逓信省所管	三三六	一一一	五〇九	六三三	五六三
計	一四、六〇二	一六、七五五	二〇、四三九	三三、九三三	六三、八二三
道府縣費	一四、五八八	一六、七九一	二〇、四三一	三三、九一八	六三、七九〇
市費	一四	六四	八	一五	三三
町村費	一四	六四	八	一五	三三
計	一四、六〇二	一六、七五五	二〇、四三九	三三、九三三	六三、八二三

【備考】—内務、司法、逓信各省の所管のものは昭和十一年度は豫算九年度は現計、八年度以前は決算である。地方費に依るものは各年度豫算である。

第二章 私設社會事業

第一節 私設社會事業統制

昭和九年度の内務省所管社會事業施設は、第十四回社會事業統計要覽によれば八、一二八となつて居り、うち私設社會事業が幾何を占めてゐるかは不明であるが、昭和七年度に於いては施設數は公設二、六三九 私設三九二〇、昭和六年度は公設一、七三七、私設三、五八五、その前年は公設一、四九五、私設二、九七九となつて居り私設は公設施設數の略々二倍弱に當つてゐる。昭和九年度に於いても大體此傾向が持

續されてゐるものと見て大過なからず。私設社會事業は各官廳の監督を受け各事業施設相互間の連絡統一は中央及び地方社會事業協會によつてなされてゐる。これらの連絡統一機關は私設四八にて公設のものは存しない。而して近年大阪、東京、京都、廣島、岐阜、千葉、兵庫、三重、鹿兒島、福井、徳島の各府縣に私設社會事業聯盟が結成され、昭和四年以降之等府縣單位の聯盟が相寄つて逐次西日本、關西、東日本各私設社會事業の三大地方聯盟が組織された。次で昭和七年中には更に之等地方聯盟の所屬構成聯盟として石川、奈良、栃木、富山、宮城、茨城の各縣に私設聯盟が創立された。而して昭和六年には右三大地方聯盟を包括する全日本私設社會事業聯盟の結成をみた。同聯盟は私設社會事業の特色を發揮し、私設團體本來の使命を達成せんがために協會の事業及運動をなすを以て目的として居り、その加盟團體は八百に達してゐる。以上の私設社會事業の聯盟の外に公私社會事業を打つて一丸とせる中部日本社會事業聯盟がある。同聯盟は静岡、三重、愛知外中部日本の十縣から成るものである。公私設の別は事業施設の項に各文を掲げた。

第二節 私設社會事業の經費

第十三回社會事業統計要覽に依れば同年の私設社會事業費は三七、七六三、七八九圓にて公設社會事業經費の五倍に當

つて居り、昭和六年度に於いては私設社会事業費三二、八七二、一九五圓、同五年三二、五〇六、九四一圓にて兩年とも公設の経費の三倍餘に當つてゐる。

第三節 私設社会事業の獎勵助成

一 御下賜金及政府の獎勵助成

御下賜金 長き邊りでは紀元節の佳辰に當り御恒例により左記全国私設社会事業七百八十六團體に對し事業御獎勵の思召を以て金一封（總額二十萬圓）下賜あらせられた。

内閣所管——一四團體、内務省所管——二八二團體、司法省所管——二一〇團體、文部省所管——五八團體、逓信省所管——三團體、拓務省所管——一一九團體。

内務省の獎勵 内務大臣は紀元節の佳辰に當り社会事業獎勵のため全国社会事業團體中特に優良なる五百二十團體に對し獎勵金十五萬七千六百圓を交付した。

二 恩賜財團慶福會の獎勵助成

私設社会事業の助成を使命とする恩賜財團慶福會は紀元節に於て内地植民地に亘る私設社会事業二百五十三團體を選び總額十二萬二千二百圓の助成金を交付した。その内譯は左の如くである。

一、社会事業の建築助成	五五圓體	五四二〇〇圓
一、乳兒保護事業助成	八圓體	二、四〇〇圓

第二篇 社会事業施設

第一章 救護事業

救護事業といふのは官公費の救護、院内及院外救助、一般窮民救護、特殊救護及び方面委員の事業等を總稱するものである。

これらの救護に對しては從來幾多の缺陷を有してゐたのであるが、昭和四年四月二日法律第三十九號を以て救護法が公布され、昭和七年一月一日より實施せられるに至つて從來の救護制度は根本的に改善される事となつた。然るに同法の救護手續の煩瑣なると、地方自治體の財政難とのため、所期の効果を擧ぐるに至らなかつたので、政府は昭和七年罹災救助基金法の改正を行つて運用上の不備を除去した。以下救護法による救護を中心とする一般救護事業特殊救護事業並に方面委員事業の概況を記述しよう。

第一節 救護法による救護事業

昭和十年自四月至九月分の救護状況を見るに、被救護者總數は一七〇、七五二人にて、うち居宅救護を受けたもの一五〇、七二九人、收容救護を受けたもの二〇、〇〇三人に

一、社会事業經營費助成 一九〇圓體 六五、六〇〇圓

三 低利資金

大正八年度以降社会事業資金に對し大藏省預金部積立金並に簡易保險積立金より低利資金が融通せられてゐる、昭和十年度において内務省を経て社会事業に融通せる低利資金割當額は左の如くである。

昭和十年割當額（社会局福利課）

住宅資金	一、八三、二〇〇圓	勞銀繰替	三、八〇〇
公益質屋	七〇一、〇〇〇	融利促進生業資金	一三、五〇〇
公益市場	三六、三〇〇	地方改善地區整理	三三〇、六〇〇
公益浴場	八、二〇〇	紹介所	七三、〇〇〇
不良住宅改良	三三〇、〇〇〇	救護施設	七五、〇〇〇
		融通決定總	五、四三三、二〇〇

尙簡易保險の積立金の社会事業施設に對する貸付は昭和八年度に於ては公立結核療養所、公益食堂、公設職業紹介所公益浴場實費診療事業公營兒童保險施設等に對し計四〇一、五〇〇圓であつたが、昭和九年度に於ける社会事業施設に對する貸付金額 八七、二〇〇圓にてその内譯は左の如くである。（額簡易生命保險積立金貸付状況「昭和十年」）

簡易食堂	五、〇〇〇	實費診療事業	二、二〇〇
公益質屋	六〇、七〇〇	公益浴場	一九、三〇〇
計	六七、二〇〇		

て、之を昨年同期に比すれば總數において八、九六一人、居宅八、七四七人、收容二一四人といづれも増加を見てゐる。之を救護種類別に見れば例年の如く生活扶助費を受けたもの最も多く一四九、八七七人、醫療一九、九四五人、助産七五一人、生業扶助一七九人の順となつてゐる。次に同期における救護費總額は二、八九七、〇三五圓にてうち生活扶助費が二、五四七、八五五圓にて最高を示し、次で醫療費三四三八九一圓、助産費三、五二一圓、生業扶助費一、七六八圓となつて居り、之を前年同期に比較してみれば、總額において三八六一圓、生活扶助費において五二、〇一五圓の増加を示してゐるがその他はいづれも若干の減少となつてゐる。更に救護費を救護方法別に見れば、居宅救護費總額二、一九五、六四七圓、收容救護費總額七〇一、三八八圓となつて居り、之に埋葬費（二三、四三二圓）委員費（三三三、九〇圓）、救護施設事務費（四四、四七九圓）を加へた經費總額は二、九八八、二三六圓である。その一ヶ月平均は四九九、七一〇圓となつてゐる。

昭和十年度自四月分救護状況調(社会局保護課)

項目	道府縣		市		町		村		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
生活扶助費	908	10,245	56,075	1,046,101	76,540	1,046,010	17,333	21,144	908	11,014
醫療費	93	3,339	10,441	56,130	9,648	29,774	3,333	11,771	93	33,012
助産費	126	1,945	7,846	5,184	1,948	1,771	1,333	1,110	126	10,234
計	1,127	15,569	74,361	1,118,015	97,467	1,132,755	23,007	34,196	1,127	1,300,214
生活扶助費	1,127	15,569	74,361	1,118,015	97,467	1,132,755	23,007	34,196	1,127	1,300,214
醫療費	93	3,339	10,441	56,130	9,648	29,774	3,333	11,771	93	33,012
助産費	126	1,945	7,846	5,184	1,948	1,771	1,333	1,110	126	10,234
計	1,346	20,853	92,656	1,189,099	110,063	1,173,700	27,673	47,077	1,346	1,369,880
生活扶助費	908	10,245	56,075	1,046,101	76,540	1,046,010	17,333	21,144	908	11,014
醫療費	93	3,339	10,441	56,130	9,648	29,774	3,333	11,771	93	33,012
助産費	126	1,945	7,846	5,184	1,948	1,771	1,333	1,110	126	10,234
計	1,127	15,569	74,361	1,118,015	97,467	1,132,755	23,007	34,196	1,127	1,300,214
生活扶助費	908	10,245	56,075	1,046,101	76,540	1,046,010	17,333	21,144	908	11,014
醫療費	93	3,339	10,441	56,130	9,648	29,774	3,333	11,771	93	33,012
助産費	126	1,945	7,846	5,184	1,948	1,771	1,333	1,110	126	10,234
計	1,127	15,569	74,361	1,118,015	97,467	1,132,755	23,007	34,196	1,127	1,300,214

一ヶ月平均所要額

〔備考〕—救護人員は救護種別に總件数を掲げ同一人にして二種以上の救護を受けたものは括弧を附し再掲。

第二節 特殊救護事業

1 行旅病人及行旅死人救護

昭和七年に於ける行旅病人の救護人員は六、七一五人、救護費は五〇五、五〇五圓にて、前年に引續き稍や減少してゐる。行旅死亡人は昭和七年四、三九六人、辨償金四九、三四六圓にて前年に比し死亡人は増加してゐるが辨償金は減少を示してゐる。

行旅病人救護累年表 (第四十七回内務省統計報告)

項目	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年
救護人員	六、七一五人	七、三二六人	七、三九九人	六、五五一人	五、八五五人
死亡者	二、二六四	二、四八八	二、五五六	二、三三三	二、三三九
年度末現在	二、八六三	二、九八五	三、一三六	二、九九九	二、五八五
救護費	五〇五、五〇五	五七、七八七	六〇三、〇八八	五七四、五九七	五七、四三三
行旅死亡人取扱累年表 (同上統計報告)					
死亡者	四、三九六	四、三〇〇	四、二六六	四、一〇七	三、七九八
辨償金	四九、三四六	五三、七六一	五三、一九二	六〇、〇四四	三三、三二六

第四節第二篇 社会事業施設

2 軍事救護

軍事救護法は大正六年七月公布、同七年一月より施行せられたのであるが、昭和六年三月改正公布を見、同七年一月より実施せられ今日に至つてゐる。

第四十七回内務省統計報告によれば昭和八年度並びに最近五ヶ年間に於ける軍事救護成績は左表の如くである。

昭和八年度軍事救護成績表

項目	戸数	人員	金額
生活扶助	1,046	11,195	1,046,101
醫療	10,441	11,771	56,130
助産	7,846	1,771	5,184
計	19,133	24,737	1,107,415

〔備考〕—括弧内の数字は同一人にして二種以上の救護を受けたものを示す。

軍事救護成績累年表

昭 和 年 度	救護人員	金 額
昭 和 四 年	四四、四三	一、四九八、〇二四
同 五 年	(六六)	一、五八六、七六七
同 六 年	(七七五)	一、七三二、六二四
同 七 年	七一、六四三	二、四二七、四九六
同 八 年	(八八一)	二、七〇三、九三三
	九九、〇三三	
	(一、四三四)	
	九八、九〇五	
	(一、七三六)	

〔備考〕一括又は家族を有する傷病兵を示す。

3 其他 救助

昭和七年度に於ける上記以外の救助につき表示すれば左の如くである。(同上統計報告)

施設	施設数	経 費	救助人員
院外(居宅)救助	一九五	三三、七、八〇一	一、四、七、七六
院内(收容)救助	二二	一、三、四、六五九	一、三、五、九七
不具養疾保護	三六	一、七、七、七二	五、五、五
軍人遺家族後援	二四八	九〇三、四九五	四〇、五、八八
			二、七、〇

第三節 方面委員

1 方面委員概況

方面委員施設数は、昭和九年三月末現在において、公設七八、私設三、計八〇にして、その方面数九、二三九、委員数三六、四四九、取扱件数五、二八四、一七〇、経費は六五、一〇四圓となつてゐる。最近四ヶ年の委員数、取扱件数及経費を示せば次の如くである。

昭 和 年 度	委員数	取扱件数	経 費
昭 和 五 年	三、七〇八	一、二七、一八一	四、三、七三三
同 六 年	三、七〇七	一、八四〇、七四九	六〇八、三三八
同 七 年	三、一〇七	三、七〇七、六八〇	七、五〇、六九
同 九 年	三、四四九	五、二八四、一七〇	八、六五、一〇四

尚ほ社会局「方面委員制度概況」(昭和九年度)に據つて左に現況の若干を窺ふこととする。

施行地世帯数人口 方面委員制度施行地区世帯数は逐年増増の傾向を示しつつあり、昭和九年度に於ては、世帯總数一一、二三七、七四〇、其の人口五七、三七一、八四九人を算し、内方面カードに登録せられたるものを見るに第一種カードに属する世帯数一七〇、六一二(人口六四二、八〇一人)、第二種の世帯数三二四、九五一(人口一、三四七、二七三人)合計四九五、五六三世帯(人口一、九九〇、〇七四人)に上り、以て其の活動範圍の擴

大を知り得る。更に市部、郡部別に設置區域世帯数及人口に對するカード登録世帯数並人口の割合を見るに、昭和九年度に於ては市部に在つて世帯五・九二%、人口五・〇一%、郡部に在つては前者三・三八%、後者二・五一%に當る。然も之を累年の見るにとき世帯に於て、人口に於て郡市を問はず、逐年此の比率の上昇しつつあるを見る。特に市部に於て郡部より遙に高率を呈し且つ上昇率のより高きことは注目すべきである。向カード登録世帯の最も多きは東京市の一六七、〇六一(人口六八九、三〇八人)にして大阪府、横浜市、廣島縣、岡山縣、兵庫縣等に次ぎ、何れも一萬世帯以上を算す。最も少きは高知縣の町村管施設にして何れも五十世帯以下を算するに過ぎず。又各施設に付カード登録世帯と其の地區總世帯の對比を見るに最も高きは東京市の一一・四九%にして、石川縣の六・三七%、山形縣の五・二%、岡山縣の五・〇%等に次ぎ、最も低きは岩手縣の〇・六五%、沖縄縣の〇・三〇%等である。

委員の擔當世帯数 委員一人當り擔當世帯数は第一種、第二種を通じて平均市部にありては二〇世帯(人口七五)、郡部にありては一〇世帯(人口三九)、計一五世帯(人口五七)となる。次表の結果年比較に於て見らるゝ如く一人當り擔當世帯数は漸次減少しつつあつたが、昭和九年度に於ては此の傾向を破り市郡共若干の増加を見た。

市 部	昭 和 六 年	昭 和 七 年	昭 和 八 年	昭 和 九 年
市	一九	一四	一四	三〇

第四部第二篇 社会事業施設

一六、〇三〇圓之次ぎ、事務費八六、七二八圓、委員費九八、三四五圓、指導費五四、五六〇圓、其の他一〇七、六六八圓等となる。最近四ヶ年の経費を示せば左の如くである。

昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
六〇、二二八	八七、五六四	九四、五七九	一、一三〇、〇九八

2 方面委員の活動状況

第六回全国方面委員大會 全日本方面委員聯盟主催第六回全国方面委員大會は内務省、中央社会事業協會、熊本縣熊本市の後援の下に四月二十五日より二十七日に至る三日間、熊本市公會堂に於て開催せられた。出席者二千五百名、赤木社会局長官、清浦會長等臨席。三日間に亘る協議に於て別項の如き決議をなした。以上の他都市部會、農村部會に別れて報告並に意見の陳述があった。

尙同大會に於て議決せられた宣言並に決議左の如し。

【宣言】我等刻下の状態を觀るに、思想の混濁甚しく生活の窮乏を訴ふる者愈々衆からんとす。吾等任を方面委員の重責に受け夙夜奮力を同胞の救済教化に致すと雖も制度の完壁、事業の充實は一に社會の協賛に俟つの外なし乃ち吾等は此際一層廣く世間の理解と支援とを喚起すると共に、常に自ら省みて徳性の涵養に勉め國民福祉の増進に盡瘁し新業の爲に吾等の生涯を献げんことを誓ふ。右宣言す。

【決議】一、吾等方面委員は赤子愛慕の至仁を奉體して廉潔

なる志操を涵養し大に社會奉仕の精神を振作せむことを期す。

一、吾等方面委員は常に救済教化の實修録を積み以て最大の能率を發揮せんことを期す。一、吾等方面委員は「胞相扶の國民性を發揚すべき委員制度の強化徹底を期す。一、吾等方面委員は共存共榮の理念に基きて時弊を啓導し方面事業助成機關の普及を促進せむことを期す。

【決議】一、方面委員制度の徹底強化に關する件（第一委員會決議事項）二、方面委員助成事業普及發達に關する件（第二委員會決議事項）。

第二章 失業保護事業

世界大戰後我國經濟界も世界的不況の影響を受けて、失業者の續出を見るに至つてから、それ等失業者の保護施設は急激に増加するに至り、政府始め各社会事業團體によつて廣汎な範圍に亘る失業者保護事業が行はれてゐる。茲にはそれ等多數の事業のうち主要なる施設として職業紹介事業、失業應急事業及び失業共済事業の現況を概観することとする。

第一節 職業紹介事業

1 職業紹介所經營主體數

大正十四年四月職業紹介法の發布以來政府は公益職業紹介

所の設置を勸奨して來たのであるが、昭和十一年三月末日現在に於ては公立六四〇、私立四一計六八一ヶ所となつてゐる。尙参考に之を昭和九年末の數と比較すれば公立において九〇の増加、私立において一七の減少となつてゐる。

2 職業紹介取扱成績

昭和十年十二月末現在における取扱成績は次の如くである

(1) 一般職業紹介 是れ求人數一、九一七、九八三、求職者數一、六七九、五六八、就職者數七四一、六四二であつて、之を前年末と比較すれば、求人數において一二三、九四一、求職者數において一〇九、五八六、就職者數において六九、一八二の各増加を示してゐる。更に求人數百に對する求職者數の割合は前年の八八に對し同じく八八であり、求職者數百に對する就職者數の割合は前年の三七に對し四四である。尙ほ月別についてみれば、求人は前年同様十一月が最も多く、三月、一月、十二月の順序になつてゐる。求職者は三月、一月、十一月に多く、就職者は三月、十一月、一月に多い。

(2) 日傭労働者職業紹介 是れ求人數一二、九八八、七一、求職者數一四、四六三、七三〇、紹介員數一二、八六七、二九五であつて、求人數百に對する求職者數は一一一、求職者數百に對する紹介員數は八九である。之を前年と比較すれば求人數において一、三七九、〇六七、求職者數においては二、二六〇、三七二紹介員數においては、一三、三六四、五八一といづれも可成りの

減少を示してゐる。尙ほ月別についてみれば、求人數、求職者數紹介員數ともに三月、二月、一月、十月に多い。

(3) 俸給生活者職業紹介 是れ求人數三〇、五二六、求職者數八〇、九五三、就職者數二四、三四〇であつて、之を前年と比較すれば、求人數においては三、二〇〇求職者數においては五、一一八、就職者數においては三、六五一と各増加を示してゐる。而して求人數百に對する求職者數の割合は二六五、求職者數百に對する就職者數の割合は三〇となつてゐる。尙ほ月別についてみれば、求人數は十一月に最も多く、四月、七月の順となつてゐる。求職者數は四月に多く九月、三月と之に次ぎ、就職者數は四月、十一月、二月の順である。

第二節 失業救済事業

1 一般状況

大正十四年以來財界の不況につれて失業者が簇出したので政府はこれが救済の爲め同年冬期に失業者最も多き六大都市關係地方公共團體をして、主として日傭労働者の施設を目的とする公營事業を振興せしめその財源を地方債に求むるものに對しては従前通り地方債許可方針の例外を認め特に之を許可し、又労働賃銀に對しては國庫よりその二分の一以内を補助し専ら失業の緩和に努めた。しかし依然として失業者は漸増の状態にあるので、政府は右と同様の計畫を以て、毎年冬

期に於て六大都市関係地方の公共團體をして失業労働者救済事業を施行せしめ、昭和二年には新に預金部低利資金融通の途を拓いて助成に努めた。昭和四年度においては社會政策審議會の答申に基き、その施行を必要とする場合には必しも冬期に限定せず又六大都市関係地方公共團體のみならず失業労働者多き地方に對してもその施行を認め事業の對象は日傭労働者のみならず一般労働者の救済を圖る等其範圍を擴張し、労働賃銀のみならず労働手帳作製費に對してもその二分の一を補助することになつた。又一般労働者のみならず知識階級の失業者所謂小額給料生活者にして失業困窮せる者に對する授職施設を六大都市関係地方公共團體に限り認め、官廳の依託により係る事務に對しては就職手當の全額、公共團體の事務については就業手當の二分の一、就業手當以外の經常費及び労働手帳作製費に對しては各その二分の一を國庫より補助することになつた。更に昭和五年度に於ては失業救済事業の施行地域を擴大して單に六大都市に止めず、失業労働者多き地方においては起債し得るに至り事業施設時期も冬期に限らないことになり、且つ救済事業の對象が擴大せられた。

昭和七年度に入つても窮迫せる農民及び失業労働者の數は減少せず、却つて激増したるを以て政府は道路、河川、港灣等の公共土木事業及び開墾、耕地整理等の農業土木事業を起興して時局匡救、産業開發等に資すると共に、これによつて窮農

及び多數の失業労働者を使用し以て失業の緩和に資し、又軍需品の註文老朽船の解体新船建造の補助助成、税關專賣局官衙の建設、飛行場の設置等により工場及び建築土木等の熟練労働者並びにその他の労働者の需要増加を圖つたが、しかもこれら諸事業の起興及び民間事業の勃興等によつて失業防止救済又は緩和を期するも尙救済を要すべき失業労働者多數存する場合には従来の失業救済事業に代るべき失業應急事業を起興せしめ國庫補助をなすのみならず預金の都合の許す限り低利資金を融通するの途を講じてゐる。又小額給料生活者授職事業は引續き失業應急事業に包含し施行せしめてゐる。

尙右失業應急事業の實施に當つては、これを使用すべき要救済失業労働者の認定を適正ならしめ、就労を統制し本事業をして眞に失業救済に役立しむるの要あるため、政府は昭和七年度以降本事業を起興する公共團體にこれが専任職員を置かしめ、その經費に對しては國庫より半額の補助を與ふることとしたが、昭和八年度に於ては本事業の起興をして失業數に適應せしめ、その施行監督を統制するために要する職員を社會局及び各職業紹介事務局に配置し本事業をして失業救済上一層有効適切ならしめんとしてゐる。

2 失業應急事業現況

政府は大正十四年末實施して來た失業救済事業を昭和七年

その名稱を失業應急事業と變更の上繼續しつゝあつたが、同年下半年より農村の困窮は益々深化し、従つて都市失業労働者數も亦必然的に増大するに至つたため、同年八月開會の第六十三議會に時局匡救のため失業應急事業補助の追加豫算を提出してその増額を行ひ、且つ新に要救済失業労働者就職統制の爲設置する専任職員に要する經費の二分の一を補助し労働者の統制を完全ならしむる事を期した。

さて昭和九年度に於ては一般労働者失業應救事業は補助、起債並臨時冬季失業應急事業等を合してその施行團體數は六

一團體、これが事業計畫は次表に示す如くであつて、これを前年度繰越事業と合した九年度事業計畫と八年度事業計畫を比較すれば事業費六七・六%、勞力費六四・一%、使用労働者六七・三%に當り約三三%の事業量を減少し、七年度のそれと比較すれば殆んど半減するに至つた。しかして右計畫に對する實際施行額は比率において見れば事業費六四・四%、勞力費六四・六%、使用労働者六六・六%であつて、事業計畫の約三三%は翌年度に繰越施行となつてゐる。

昭和九年度一般労働者失業應急事業施行成績

(昭和九年職業紹介年報)

業種別	施行年度	事業費		勞力費		労働者使用延人員	一日平均使用人員
		豫算額	支出済額	豫算額	支出済額		
一般補助事業	年度繰越	11,041,677	8,805,476.70	3,019,807	2,650,638.98	1,945,775	5,385
	九年度	11,041,677	13,755,545.26	6,909,100	3,977,451.44	1,695,682	4,455
	小計	22,083,354	22,561,021.96	9,928,907	6,628,090.42	3,641,457	9,840
起債事業	八年度繰越	6,080,031	3,331,111.26	9,335,000	6,608,090.42	4,455,658	11,100
	九年度	6,178,101	3,331,111.26	1,277,331	585,321.66	1,561,105	4,077
	小計	12,258,132	6,662,222.52	10,612,331	7,193,412.08	6,016,763	15,177
臨時冬季事業	八年度繰越	9,566	9,566	—	—	—	—
	九年度	35,000	34,945.92	—	—	—	—
	小計	44,566	44,511.84	—	—	—	—
計		359,566	359,566.84	14,941,238	14,821,502.46	111,468	25,000

八年度繰越	一七,一〇三,三三三	一三,三九三,三九六	四,七〇九,九三六	二,一七五,一七三	六,二三三
計	三九,〇六六,三三三	一七,七七八,八三三	八,三七七,七七一	四,八八一,二五五	一,八五二,七六七
九年度	四六,七三三,四八六	三〇,〇六八,一七二	一三,七五七,七〇〇	六,一三三,三六〇	二,一〇〇,六三三
計	八五,八〇〇,〇〇〇	四七,八六六,〇〇〇	二〇,九一五,四〇〇	一〇,九一四,六一一	三,九五三,四〇〇

〔備考〕一、一日平均使用人員は労働者使用延人員を三六五日にて除して算出せり。

二、労働者使用延人員並一日平均使用人員の括弧内の数字は右側数字中に含まれる職業紹介人員を示す。

次に知識階級失業者の救済を目的とする所謂小額給料生活 大阪市、京都市、神戸市、名古屋市等において実施せられ者失業應急事業も亦前年に引續いて東京府、東京市、横浜市 た。その昭和九年度の事業成績は左の如くである。

昭和九年度小額給料生活者失業應急事業施行成績 (上掲年鑑)

施行年度	事業費 算額	事業費 支出済額	就業者手 當算額	就業者手當 支出済額	就業者 延人員	一日平均 就業人員
八年度繰越	一,六四四,九七五	一,五七〇,三三三	一,四九〇,〇三三	一,四七二,一九五	一,一五〇,三三三	一,一五〇,三三三
九年度	一,六四四,九七五	一,五七〇,三三三	一,四九〇,〇三三	一,四七二,一九五	一,一五〇,三三三	一,一五〇,三三三
計	三,二八九,九五〇	三,一四〇,六六六	二,九八〇,〇六六	二,九四四,三九〇	二,三〇〇,六六六	二,三〇〇,六六六

〔備考〕一、一日平均就業者延人員を三六五日にて除して算出せり。

二、就業者延人員並一日平均就業人員の括弧内の数字は右側数字中に含まれたる職業紹介所の紹介人員を示す。

3 應急事業以外の施設

昭和七年六月失業救済の資に充當の趣旨を以て三井家より三百萬圓の寄附あり、政府は之を失業労働者の救済施設の資に充當し現に事業實施中にして、實施狀況は左の如くである。

一、事業主體 六大都市及堺、川崎、福岡、門司、小倉、八幡、

戸畑、若松。
二、事業對象 前項各都市に於ける日傭労働者にして生活困難となり特に救助を要するもの(労働共済組合加入者を除く)。
三、事業種類 一、無料宿泊所の設置經營(東京五、京都一、大阪二、横濱二、名古屋二、神戸二、八幡一、計十五) 無料宿泊所に於ては輕易労働を課し得る設備を設け、適當と認むるものには十圓程度の生業資金を貸付けてゐる。ロ、生活扶助。獨身

者に対しては一日一人十錢の食券を、家族を有するものは一日一人米二合五勺の割で現物を給與する。

第三節 失業共済事業

労働者の自治的或は相互共済施設としての失業共済施設は

財團法人大阪市労働共済會、東京市労働者共済會、名古屋市労働者共済會及び神戸労働保險組合の四施設があるが、大阪市労働共済會は目下失業給付を休止してゐる。その他三共済會の昭和八年度末の事業成績は左の如くである。

施設團體名	年度末 組合員數	總額	収入金(圓)			失業給付			事業費(圓)			
			組合員 掛金	御下賜金 及補助金	雑收入	總額	人員	金額				
東京市労働者共済會	八,六五五	三三六,六一一	三三,一九六	一八,三〇〇	六,八九四	一九六,七四七	一五八,五八一	一〇八,三三九	三六,九九二	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇
名古屋市労働者共済會	五,〇〇一	二六八,四四三	二六〇,〇八八	五,七〇〇	二,六四五	一六一,四三七	一四八,三〇六	一〇三,八八四	一五,元九二	一〇,九二八	三,三三三	三,三三三
神戸労働保險組合	五,九三五	八,八三三	一,三三四	五,九〇〇	二,五五九	三,〇〇〇	七,三三三	三,〇〇〇	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三
日傭労働者失業共済事業成績 (自昭和八・四至同九・三)	二,八二九	六八,五五五	五九,九八四	六,八〇〇	一,七七一	三,二二二	三,〇三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三
施設團體名	月未現在 入者數平均	出 人員	延 人員	就 業人員	失 業人員	延 人員	延 人員	延 人員	延 人員	延 人員	延 人員	延 人員
東京市労働者共済會	三,五四六	一,二八三,二八二	八七八,六六〇	四〇四,六〇〇	一四八,八〇〇	一四八,八〇〇	一四八,八〇〇	一四八,八〇〇	一四八,八〇〇	一四八,八〇〇	一四八,八〇〇	一四八,八〇〇
名古屋市労働者共済會	三,三三三	二,一〇〇,〇〇〇	一,三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三
神戸労働保險組合	一,九八八	五三三,〇一〇	四九三,七四七	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六
日傭労働者失業共済事業成績 (自昭和九・四至同一〇・三)	一,九八八	五三三,〇一〇	四九三,七四七	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六
施設團體名	月未現在 入者數平均	出 人員	延 人員	就 業人員	失 業人員	延 人員	延 人員	延 人員	延 人員	延 人員	延 人員	延 人員
東京市労働者共済會	四,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	六六六,六六二	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三
名古屋市労働者共済會	四,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	六六六,六六二	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三	三三三,三三三
神戸労働保險組合	一,七四七	四三三,三三三	三三三,三三三	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六	一〇三,四七六

〔備考〕—内務省社会局職業課の調査に依る。

第四節 その他の保護事業

日傭労働者以外の普通通労働者を対照とする失業保険は昭和七年六月一日財団法人大阪市労働共済會に依つて創始された。被保険者たり得る者は大阪市立職業紹介所の紹介に依つて大阪市内に就職した者に限られ保険契約者は被保険者本人又は其の雇主とされてゐる。加入者一ヶ年以上を経過し失業した場合に保険給付を受け得るのである。其の給付額は失業保険料月額五十銭の場合に月額五十銭、保険料月額七十銭の場合に月額七十銭、保険料月額一圓の場合に月額一圓の三種である。給付額は保険料納付一年以上二年未満のものは二五日、同じく三年以上五年未満のものは四〇日、三年のものは六〇日と規定され、三年を越え十年迄のものは一年を加へる毎に二〇日を増し、十年を越ゆるものは一年を加へる毎に五日を増すことになつてゐる。昭和七年六月事業開始以來昭和九年三月末日迄の加入者總数は五〇一人で内一五九人の脱退者あり、昭和九年現在加入者数は八一九人である。尙昭和九年度の保険料納入額は五、三八八圓、保険給付額は八七九圓である。

第三章 經濟的保護事業

經濟的保護事業の主なるものは、住宅供給、公益市場、公設食堂、公益質屋等である。之等の施設は經濟的不況の深刻化に伴ふ一般の窮乏化の甚しい現状において、尙幾多の不備と缺陷とを有つてはるるが量的には年々各地方に増加してゐる。只公益市場及公設食堂は本年も引續き多少減少の傾向にある。以下各項に亘つて昭和十年度の概況を見ることとする。

第一節 住宅

住宅組合 昭和十年十一月末日現在における組合数は二、七七〇、組合員は三一、〇七二人、住宅建設費は六八、四八五、六六六圓にして、大正十年七月本法施行以來毎年多少の増加を示してゐる。

共同宿泊所 自昭和九年四月至昭和十年三月における共同宿泊所經營總数は一五四（内、公設六五、私設八九）にして内無料のものは七九である。次に宿泊延人員は合計三、四七六、六五九人にして、上下兩半期に分つて見れば、上半期宿泊延人員は一、六五八、二八〇人、下半期は一、八一八、三七九人であつて冬期において比較的よく利用されてゐることが分る。尙一ヶ月平均延人員は二八九、七〇六人となつてゐる。

不良住宅地区改良法による不良住宅地区改良事業の實施狀況は左表の如くであつて、昭和十年度の國庫

不良住宅地区改良事業計畫及成績概況

地 區	事業施行者	地區指定年月日	事業方法認可年月日	事業費(圓)	買收土地面積(積アール)	住宅戸數	昭和九、一〇末迄の完了事業
東京市荒川区三河島町地内	東京府	昭和三、三、三六	昭和三、三、三六	一、三三〇、一九〇	(六、七二七)	三三〇	昭和八、三完了
東京市豊島區西葛西町地内	東京府	昭和三、三、三六	昭和三、三、三六	八九九、九三〇	(二、四九〇)	三三八	昭和七、末完了
東京市荒川区日暮里町地内	同 會	八、二二、三三	九、三、三六	七〇八、三三三	(三、四〇一)	一八三	土地八〇アール買収
大阪府天王寺區下寺町地内及其附近	大阪府	三、二、九	三、三、三三	三、九六、八七七	(二〇、九八一)	一、三三八	七二八戸
名古屋市中區奥田町地内及其附近	愛知縣社會事業協會	三、三、三六	三、三、三〇	一、八六六、七六六	(二、四五五)	二〇三	木 一四六戸
神戸市吾妻通五丁目地内及其附近	神戸市	三、一〇、三三	六、三、三三	二、一九八、六七九	(五、七五四)	七三	事業完了精算中
横濱市中區南太田町地内	同 會	三、三、三三	四、四、一五	七三三、七五九	(五、七三九)	三二六	昭和五中完成

備考—(1)、買收土地面積欄中括弧内の數字は坪數、住宅戸數欄中鐵筋コンクリート建住宅、木は木造建住宅を示す。(2)、昭和九年一〇月末迄の完了事業は内務省社会局福利課の調査に依る。(3)、地區面積、地區内總人口及同總世帯數を本表記載順に示せば次の如し。(1)四、三五八坪、一、六一七人、四二二世帯、(2)二、三五四坪、九一七人、二三四世帯、(3)三、一一二坪、九四〇人、三〇五世帯、(4)一八、七九六坪、六、〇七二人、一、六八八世帯、(5)一三、九三〇坪、二、四五九人、五三七世帯(一〇、二八九坪、三、五六三人、七〇一世帯、(7)六、四四九坪、一、一一七人、二八五世帯。

第二節 公益質屋

社会局調査によれば自昭和九年四月至昭和十年三月の公益

質屋数は九九九（年度内業務取扱質屋數）であつて、貸付金額は一五、六九〇、一三一・七九圓である。而して同年度における利用者数は二、三八一、三六二人である。以下貸付、

辨済、流質の各状況を昭和八年度と對比して見れば次の如くである。

一、貸付状況		二、辨済状況		三、流質状況	
昭和八年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和九年度
年度内業務取扱質屋数	七六五	年度内業務取扱質屋数	七六五	年度内業務取扱質屋数	七六五
貸付口数	二、二五〇、三三〇	貸付口数	二、二五〇、三三〇	貸付口数	二、二五〇、三三〇
貸付金額	一、七九六、七六三、〇〇	貸付金額	一、七九六、七六三、〇〇	貸付金額	一、七九六、七六三、〇〇
平均	五、三三	平均	五、三三	平均	五、三三
年度末現在の貸付金額	五、三三六、〇七、〇三	年度末現在の貸付金額	五、三三六、〇七、〇三	年度末現在の貸付金額	五、三三六、〇七、〇三
貸付口均	二、二五〇、三三〇	貸付口均	二、二五〇、三三〇	貸付口均	二、二五〇、三三〇
平均	五、三三	平均	五、三三	平均	五、三三
貸付金に對する 利息收入金額	八、三三三、七九四、一三	貸付金に對する 利息收入金額	八、三三三、七九四、一三	貸付金に對する 利息收入金額	八、三三三、七九四、一三
平均	五、三三	平均	五、三三	平均	五、三三
平均	五、三三	平均	五、三三	平均	五、三三
平均	五、三三	平均	五、三三	平均	五、三三

第三節 公益市場

社會局調査によれば自昭和九年四月昭和十年三月の公益市場数は二七七にして昨年比し一一の現少である。

賣上高は總計五二、九三九、四三三圓、一ヶ月平均四、四一〇、六一一圓である。これを前年度と比較すれば、總計にお

年度内業務取扱質屋数	流質したるもの		賣却處分		廢棄處分	
	口数	貸付元利金	口数	貸付元利金	口数	貸付元利金
昭和八年度	七六五	九八、五五六	七六、一六二	三九、六七七	三〇	二九五、二五
昭和九年度	九九九	一四九、九九五	七、九〇九	三六、九三〇、八	三三	一、四六三、五六

更に賣上高を上下兩半期に分つて見れば、上半期二五、四一九、〇九六圓、下半期二七、五二〇、三三六圓にして、下半期における賣上の方がやゝ大である。

第四節 公設食堂

社會局調査によれば自昭和九年四月至昭和十年三月の公設食堂数は六八にして、これを經營主體別に見れば次の如くである。

府縣市營	町村營	其他	計
三三	三三	二	六八

次に利用者は總數一〇、五八六、二九六人、一ヶ月平均八八二、一九一となつてゐる。
賣上高は總額一、一五四、四〇三圓、一ヶ月平均九八、〇九一圓である。

第四章 醫療保護事業

醫療保護施設としては市民病院、施療院、診療院、巡回診療班、巡回看護班等公私の無料又は輕費の診療機關が存在してゐる。その多くは都市に存在し、農村に於ける此方面の施設は從來閑却されてゐたが、昭和七年度後半より政府が御下賜金並國費をもつて農山漁村に於ける時局匡救醫療救護を實施するに至つてから斯く農村方面にて醫療保護施設が普及するに至つた。匡救醫療救護費豫算は昭和八年度九年度各一二〇萬圓にて、九年度をもつて打切りの豫定であつたが、その

繼續施行が承認され昭和十年度は一般豫算一、八〇〇、〇〇〇圓を以つて繼續施行された。この救護事業開始以來昭和九年七月末迄の取扱患者数は合計實人員一、七二六、〇〇〇人延人員一九、三二三、〇〇〇人上つてゐる。
匡救醫療救護の方法としては道府縣に於て直接行ふものと濟生會に委託して行ふものと二種であつて、その實施に就ては委託診療、出張診療の三種を行つて居る。同事業の成績は、昭和七年度取扱患者數五四五、九五〇人、同八年自四月至九月取扱患者數は四六九、八四九人となつてゐる。
更に農村に於ける醫療施設としては、九年三合資會社々長よりの百萬圓の寄附により、醫師なき地方に醫療施設を普及する目的をもつて、九年度以降三ヶ年に亘り診療所の建設に對し奨勵金を交附する事となつた。
尙近年無産者諸團體が此の方面の事業に積極的に進出し、自らの手によつて無産大衆の醫療保護施設を經營し、注目すべき実績を挙げつゝある。以下無産者診療一般並に特殊醫療保護の各項につきその概括を述べよう。

第一節 無産者診療

ブルジョアの醫療保護事業に對抗して醫療の社會化の旗幟の下に労働者農民が自らの手で醫療事業に着手するに至つたのは最近の事に屬するが、經費、一般醫師の反對等種々の困

難あるに拘らず、各施設とも何れも相當の成績を擧げてゐる。尙昭和八年には社會大衆系の港南診療所が、九年二月には同系統の大衆診療所（井上良二氏經營）が、一月には大衆病院（田萬明子氏經營）が何れも大阪に開設され、昭和七年創立

にかゝる無産婦人同盟經營の無産者病院と、もに何れも此種病院としては最上の設備をもつて診療に従事しつゝある。主なる無産者診療所の現況は左表に示すが如くである。

名稱	所在地	開始年月	經營責任者	關係團體	被診療者數	診療科目、設備その他
大衆診療所	大阪市此花區吉野町一丁目	昭和九・三・一	井上良二	大衆醫藥	自昭和九・二、至昭和十・一（但し第二回日曜全休、他日曜祭日半休を除く） 總數 四六、三九人 一月平均 三、八五〇人 一日平均 二八人	内科、外科、皮膚科、花柳病科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、小兒科、牙科、藥劑科、物理療法科、X線室、レントゲン室、手術室、研究室、等
大衆病院	大阪市港區市場通二丁目	昭和九・二・〇	田萬明子	社大黨・全國労働組合その他	概算 二一〇、〇〇〇人	内科、外科、小兒科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、小兒科、牙科、物理療法科、X線室、レントゲン室、手術室、研究室、等
港南診療所	大阪市大正區中通四丁目	昭和八・二・三	荒木則敏 田萬清臣	社會大衆黨 全國労働組合その他	概算 三〇、〇〇〇人	内科、外科、小兒科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、小兒科、牙科、物理療法科、X線室、レントゲン室、手術室、研究室、等
無産者病院	大阪市東區南玉造町	昭和七・九・七	無産婦人同盟（理事制）	社大黨、全國労働、その他	一ヶ年延人員 六九、六三三人 （内、三、三八人無料患者） 概算 五〇、〇〇〇人	内科、外科、小兒科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、小兒科、牙科、物理療法科、X線室、レントゲン室、手術室、研究室、等
大衆診療所	大阪市港區夕風町二丁目三六	昭和五・三・六	田萬清臣	社大黨、全國労働、その他	一ヶ年延人員 五〇、〇〇〇人	内科、外科、小兒科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、小兒科、牙科、物理療法科、X線室、レントゲン室、手術室、研究室、等

名稱	所在地	開始年月	經營責任者	關係團體	被診療者數	診療科目、設備その他
社民病院	大阪市浪速區	昭和六・三	（組合員數以下同じ）	同上	同上	内科、外科、小兒科、婦人科、花柳病科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、小兒科、牙科、物理療法科、X線室、レントゲン室、手術室、研究室、等
神戸大衆診療所	神戸市東區西瓦池町二丁目一〇ノ三（西）	昭和九・五	（經營責任者） 永江一夫 中川光太郎 （總理事務者） 高野岩三郎 森戸辰男 河上丈太郎 松澤兼人 阪本勝人	全日本労働總同盟兵庫縣聯合會 社會大衆黨 神戸支部	一ヶ年延人員 一七六、三八人	内科、外科、小兒科、婦人科、花柳病科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、小兒科、牙科、物理療法科、X線室、レントゲン室、手術室、研究室、等
大衆診療所	大阪市南區	昭和六・三		社會大衆黨	一ヶ年延人員 七、三〇〇人	同上
同	大阪市浪速區	昭和七・二		同上	同上	同上
同	大阪市此花區	昭和六・三		同上	同上	同上
同	西ノ宮市	昭和七・六		同上	同上	同上
民衆保險組合診療部	西ノ宮市	昭和七・六		同上	同上	同上
東勢實費診療所	岩手縣千厩町	昭和七・六		同上	同上	同上
薄衣實費診療所	岩手縣東勢井町	昭和七・五		同上	同上	同上

以上の他日本労働救済會（準備會）がプロレタリア醫療制度確立のために活動しつゝある。労働救済會は相次で左翼化團體が崩壊して行つたにも拘らず、獨り残存し左翼の孤壘を

る。學校所屬診療所は東京、大阪に數ヶ所存するが、彈壓のため相次で閉鎖されてゆくものが多い。

第二節 施療病院及診療所

第十四回社會事業統計要覽によれば、昭和六年度における我國の施療を取扱ふ病院は、一四二ヶ所あり、うち公設は三五、私設は一〇七である。收容定員は合計五、八五七なるに對し、現在の患者數は入院三、七六三、外來二五、〇一三にして、これが經費は六、一八八、四四八圓である。このうち百人以上の收容定員を有する規模の大なるものは、

- 函館慈惠院附屬大森病院(一〇〇)、東京慈惠會醫院(一五〇)、泉橋慈惠病院(一〇〇)、東京市立築地病院(二三〇)、實費診療所(一一七)、恩賜財團濟生會牛込病院(一〇〇)、恩賜財團濟生會病院(一七五)、養育會病院(一三三)、東京同愛記念病院(二四八)、東京市立廣尾病院(二四〇)、東京市立大塚病院(一五五)、至誠會病院千歲村分院(一三一)、京都施療院協會京都施療院(一三〇)、弘濟會救療部大阪慈惠病院(七〇〇)、日本赤十字社大阪支部病院(一二八)、恩賜財團濟生會大阪病院(一一〇)、大阪市立市民病院(二七〇)、日本海員救濟會神戸病院(一〇〇)、前橋積善會(一三二)等である。

次に診療所は前記無産者診療所を除き三一〇(内、公設五五、私設二五五)、外來患者實人員は七五七、七六三人にして延人員は九、二四二、五六二人を示してゐる。診療所全體の

經費は合計一、六六四、四一八圓である。

第三節 特殊施療施設

昭和八年における施療施設を有する精神病院數は公立六、私立三八、計四四にして收容定員は合計九、〇二二人である。次に彌療養所の昭和九年度の狀況は左表の如くである。

Table with columns: 道府 (Prefecture), 名 (Name), 收容人員 (Admission Staff), 入院人員 (Inpatient Staff), 延人員 (Outpatient Staff), 經費 (Cost), 組織又主體 (Organization/Body). Rows include 東京 (Tokyo), 大阪 (Osaka), 群馬 (Gunma), 静岡 (Shizuoka), 山梨 (Yamanashi), 青森 (Aomori), 香川 (Kagawa), 熊本 (Kumamoto), 神奈川 (Kanagawa), 兵庫 (Hyogo), 長崎 (Nagasaki), 新潟 (Niigata), 栃木 (Tochigi), 愛知 (Aichi), 静岡 (Shizuoka), 岐阜 (Gifu), 福島 (Fukushima), 石川 (Ishikawa), 岡山 (Okayama), 広島 (Hiroshima), 福岡 (Fukuoka), 熊本 (Kumamoto), 計 (Total).

計 公設 七、三、八、一〇 七、三、八、一〇、〇〇〇、九、五、八、六、八

(備考)一、外島保養院、草津鈴蘭園、身延深敬病院、九州療養所の數は前年度調。二、本表の外、群馬に栗生樂泉園、(官、ホーリネス教會、岡山に長島愛生園(官)鹿兒島に星塚敬愛園(官)、沖繩に宮古療養所(縣)の施設あり。結核療養所の昭和九年度の施療施設狀況は、左表の如く公設一九、私設一〇、計二九にして收容定員は合計三、三八七人である。

Table with columns: 道府 (Prefecture), 名 (Name), 組織又主體 (Organization/Body), 收容人員 (Admission Staff), 入院人員 (Inpatient Staff), 延人員 (Outpatient Staff), 經費 (Cost). Rows include 北海道 (Hokkaido), 東京 (Tokyo), 京都 (Kyoto), 大阪 (Osaka).

第四節 第二篇 社會事業施設

Table with columns: 道府 (Prefecture), 名 (Name), 收容人員 (Admission Staff), 入院人員 (Inpatient Staff), 延人員 (Outpatient Staff), 經費 (Cost), 組織又主體 (Organization/Body). Rows include 神奈川 (Kanagawa), 川崎 (Kawasaki), 横濱 (Yokohama), 兵庫 (Hyogo), 長崎 (Nagasaki), 新潟 (Niigata), 栃木 (Tochigi), 愛知 (Aichi), 静岡 (Shizuoka), 岐阜 (Gifu), 福島 (Fukushima), 石川 (Ishikawa), 岡山 (Okayama), 広島 (Hiroshima), 福岡 (Fukuoka), 熊本 (Kumamoto), 計 (Total).

備考一、本表には一、社会事業調査表に依るもの、二、内務省衛生局調のもの、三、内結核療法第六條に依り設置せられたるもの、(X印)及一年中入院患者の延数凡そ三分の二以上に對して治療を行ふと認めらるるものを掲ぐ。三、自費患者は出来得る限り除きたり。四、△印は右施設欄下の數が昭和八年調なることを示す。(大阪市立刀根山療養所の經費は昭和六年度調なり)五、日本赤十字社京都支部結核患者診断所の數、京都市立宇多野療養所の經費、弘済會救療部生野療養所の數は昭和七年度調なり。

第四節 其他の醫療事業

以上の他醫療保護事業につき注意を要するは産業組合法に依る醫療利用組合の最近における發達である。醫療組合は最初大正十一年頃産業組合が兼營事業として醫療部を開設せるに始まり、主として農村のみに限られた小規模のものに過ぎなかつたが、近年都市小市民にして開業醫若しくは無料又は輕費の診療機會を利用し得ざるものが、組合組織による醫療施設を利用せんとする傾向を見るに至り、單に農村のみでなく諸都市にもこの種組合の設立を見るに至つたのである。

全國醫療組合の現況については昭和十年十月現在九十一組合を算し聯合會加盟組合をも含めれば百四十八組合に達してゐる。その分布狀況は一道二府二十七縣に及び、岩手十一、青

森、秋田各八、新潟、臺灣各五、長野、愛知、三重、島根、群馬各四、静岡、熊本各三、栃木、東京、山梨、岐阜、兵庫、岡山、高知、福岡各二、北海道、埼玉、神奈川、岐阜、滋賀、奈良、京都、鳥取、廣島、長崎、佐賀、鹿児島各一となつてゐる。總組合員數二十五萬、一ヶ年利用額二百五十萬圓以上つてゐる。之等組合の連絡統制機關としては北海道東北六縣醫療利用組合協議會、關東地方醫療組合協議會、青森縣醫療組合協會、岩手縣醫療組合聯合會、新潟縣醫療組合聯合會、群馬縣醫療利用組合協會、全國的機關として全國醫療組合協會が在る。左に青森、秋田、岩手の三縣につきその醫療施設の現況を掲げて置く。

組合數	組合員數	區域内總戶數に對する割合	全縣總戶數に對する割合	所屬病院數	所屬診療所數	合計員當り利用料
青森縣	八	三・四〇	三・三九	三	一三	三・一六
秋田縣	八	五・八八	五・〇〇	九	三六	六・六六
岩手縣	一三	三・〇〇	三・五	二	六	二・七
三縣合計	二九	一三・九	一三・七	一四	五五	二・六

第三篇 兒童保護事業

我國に於ける兒童保護事業は各種社会事業中最も重要な部門をなすものである。然しその施設の内容に於ても亦法制としても未だ社會の要求に充分副ひ得るものと言ひ難い。只昭和八年十月より兒童虐待防止法が實施せられ、更に九年には少年救護法が實施せられるに至り、兒童保護事業に關する法制上の不備は此點に關する限りには除去されるに至つた。昨年設立された恩賜財團愛育會では本年に入つて積極的な活動を開始し、保育事業に關する講習會、愛育展覽會の開催、愛育事業功勞者の全國的表彰等を行つた。更に愛育會では赤十字、愛國婦人會、醫師會、齒科醫師會、佛教社會事業產婆會、國防婦人會その他婦人團體と協力して全國各府縣に母子愛育聯盟を結成することゝなつた。同聯盟は母子保護に關する事業並に施設の相互連絡を計り、一般母子愛護に關する知識の普及を目的とするものである。

第一章 妊産婦並に乳幼児保護

第一節 妊産婦並に乳幼児保護施設

第四部第三篇 兒童保護事業

我國に於ける妊産婦保護は法令に依るものとしては、工場法による産後六週間の就業禁止、健康保險法に於ける分娩に對する手當及び分娩後の休養期間並に該期間中の報酬の規定に依るもの、外、救護法に於ては貧困のため生活する事能はざる妊産婦が救護の客體となつてゐるのみに止まる。乳幼児保護施設としては乳兒院、乳幼児健康相談所及保育施設等があるが、それ等施設の概要を「第十四回社會事業統計要覽」に據つて左に掲げる。

産院 昭和九年度における産院の數は四八にして、内、八は公設、四〇は私設である。而してこれが收容定員數は六九〇人である。これが分布状態を見れば、北海道二、東京九、京都三、大阪四、神奈川二、新潟一、埼玉一、栃木二、愛知一、福岡一、岩手一、石川一、岡山一、山口一、香川一、愛媛三、福岡四、佐賀一、熊本二であつて、比較的その收容能力の大なるものは日本赤十字社産院、恩賜財團濟生會乳兒院附屬産院、日本赤十字社大阪支部病院産部、松山醫師會附屬無料産院の八〇人乃至五〇人であつて、他は三〇人以下が多い。

産婆 助産事業として公設産婆、妊婦無料相談所及び巡回産婆等の設備は昭和九年度においては三二二あり、内公設二五〇、私設七二である。これら施設の最も多き地方は長野であつて、岡山、富山、山口等がこれに次である。

乳兒保護施設 乳兒院、乳幼児健康相談所及保育施設等がある。昭和九年度乳兒保護施設は二〇を算へるのみにして、内公設は五

私設は一四である。近年著しき発達を見せ、昭和六年度においては全国に五六七（前年より八五増）内、公設一一、私設四九である。收容人員は合計五九、四七五（内、公設一一、〇一一、私設四八、四六四）である。季節託児所は農漁村の繁忙期に設置せられるもの漸次多きを見るに至り、社会局昭和五年の調査によれば總數二、五一九、内、公設四五八、私設二、〇六一にして、公設中市設備に四〇にして他は町村管である。

第二節 乳幼児保護運動

前項に於ける乳幼児の保護施設の完備充實を圖ると共に、保育に關する正しき知識を普及徹底せしむるため多くの社会事業機關が一般に呼びかけてゐる。なかんづく中央社会事業協會では毎年五月五日を中心にその後一週間全国各地一齊に乳幼児愛護週間を催し、パンフレット、ポスターの作成頒布、ラヂオによる講演、講習會の開催、健康診査票の作成頒布その他を行つて有力なる宣傳を行つて來たが、本年より昨秋の全國兒童保護事業大會の決議に基づき、從來毎年十一月十五日より一週間行はれてゐた全國兒童榮養週間を初め、兒童保護に關する諸運動は、凡て此の週間運動に併合して兒童愛護週間の名の下に舉行された。左に第九回全國兒童愛護週間實施要項により中央に於ける實施事項を掲げて置く。

【實施事項】一、兒童愛護マークの作成頒布。二、兒童愛護に關するパンフレット「こどもの育て方」の作成頒布。三、育児カレンダーの作成頒布。四、乳幼児健康診査票作成配布。五、兒童愛護思想並兒童保護施設に關する參考資料の作成頒布。六、週間宣傳ポスターの圖案募集。七、週間宣傳ポスターの作成頒布。八、道府縣地方長官、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、關東州廳長官及地方社会事業協會長に對し週間實施につき盡力方を依頼すること。九、内務省（社会局、衛生局）文部省並拓務省に對し週間實施の趣旨に賛し道府縣地方長官並朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、關東州廳長官に對し夫々其管下に於ける右週間實施に付盡力相成る様通牒方を依頼すること。一〇、恩賜財團愛育會、恩賜財團済生會、日本赤十字社、愛國婦人會、大日本聯合婦人會、大日本聯合青年團、大日本聯合女子青年團、日本醫師會、日本齒科醫師會、藥劑師會、衛生會、學校衛生會、生活改善中央會、日本產婆會、帝國教育會、日本少年救護協會、日本少年保護協會、兒童擁護教會、全國育兒事業協會、日本榮養協會等に右週間實施に付協力援助を依頼すること。一一、兒童保護に關するラヂオ放送に付東京中央放送局へ交渉すること。新聞社、雜誌社等に依頼して兒童愛護に關する記事を掲載し週間實施の趣旨の宣傳をなすこと。一二、工場鑛山に於ける妊産婦保護及兒童保護促進の爲め大藏省、鐵道省、陸軍省、海軍省、産業福利協會、全國産業團體聯合會、協同會等に對し協力援助方を求むること。一三、兒童愛護に關する講演會、講習會、母の會等に對し講師の斡旋をなすこと。

第二章 貧兒保護事業

第一節 不就學兒童

1 不就學兒童數

昭和九年度における學齡兒童數は一一、一五〇、八二四名内不就學兒童數は四六、九〇四名であつて、就學歩合は九八・五八%である。貧兒又は病兒に對する就學猶豫若しくは免除が規定（小學校令第三十三條）されてゐるので、今尙ほ相當の數に上つてゐるのあらう。

種別	男	女	計
學齡兒童（昭和九年度文部省調）	五、六九、八一三	五、四四、一〇七	一一、一〇三、九二〇
不就學	三三、七二六	三三、一八八	六六、九一四
就學歩合	五、六五三、五三九	五、四〇七、三九五	一一、〇六一、八三四
	九八・五八	九八・五八	九八・五八

2 兒童就學獎勵概況

昭和八年度における兒童就學獎勵資金の國庫交付額は一、三二五、三二七圓であるが、その他の收入を含めて獎勵資金總額は一、六九六、八四九圓である。道府縣・市町村及び公益團體では兒童就學獎勵資金を次の如き項目で支給してゐる

る。即ち、教科書、學用品、被服、食料、生活費等の支給であり、中には交互に二項乃至五項の支給をなせるものもある。昭和八年度における道府縣、市町村及び公益團體の就學獎勵資金支出狀況は左の如くである。

道府縣の支給	支給人員	支給金額
市町村の支給	一、二七、四四元	三三、〇七
公益團體の支給	五、六四二	二、三二、〇四五
計	一、三三、〇八三	一〇九、三三八
		二、四四三、四〇〇

第二節 缺食兒童保護

昭和七年九月以來文部省は要給食兒童の榮養改善と就學獎勵のため、訓令「學校給食臨時施設方法」に據り、學校給食施設費として國庫より七ヶ月分五十一萬三千三百餘圓一ヶ年八十八萬圓が道府縣に交付せられ、當時文部省より發せられた通牒「學校給食施設方法に關する件」に則り、全國市町村立小學校をして一齊に學校給食を開始せしめた。その第三年たる昭和九年度給食施設費總計二百二十九萬五千六百六十九圓、實施市町村數は九千三百四十六であつて、その施設の概況は左の如くである。

昭和九年四月より同十年三月に至る滿一ヶ年間に於て學校給食を實施せる市町村數は七千四百七十七にして現品給與施設をなせる市町村數千八百六十九を合すれば總計九千三百四十六となり、

商	二二、三三〇	二一、八三三	三三、〇六六	七〇、七三三	三三、七五五	六〇、九七二	三〇、七三三	五、〇六六	三三、七八五	三〇、三
農	一一、一一一	五、一〇〇	一、三三三	八三三	一、七六六	六、五五五	三、三三三	一、三三三	五、〇七七	七、七一
水産	一、一〇一	一、三三三	一、三三三	九三三	三、三三三	一、〇〇〇	八、九三三	一、三三三	一、〇一〇	九、四〇〇
通信運輸	二、七〇二	二、三三七	四、九三三	三、二九七	四、三三三	七、六〇九	九、三三三	九、四三三	一、八八九	二、四〇八
戸内使用人	八、一一三	七、三三三	八、二二二	二、八四四	四、三三三	四、三三三	四、三三三	一九、八二二	三、四一五	三、四一五
計	三三、三三三	二八、三三三	四〇、七三三	三三、七三三	二八、〇三三	三三、七三三	三三、七三三	三三、七三三	三三、七三三	三三、七三三

第四章 虚弱児保護事業

虚弱児童のための施設は東京の日本栄養協会、児童愛護會（一ノ宮學園）、虚弱児童養護協會、東星學園、大阪の弘濟會養育部海養育會、神奈川の白十字會林間學校、千葉の日本赤十字社千葉支部富浦海兵學校、長野の上諏訪町児童愛護會、高山保養所の八ヶ所で、收容人員は合計五九八人である。

（昭和九年度）
病児保護施設は、公設三、私設一五、計一八にして、その收容定員は二〇五人ある。この内三〇人以上の收容定員を有するものは、東京の日本赤十字社産院乳兒科、恩賜財團濟生會赤羽乳兒院、大阪の日本赤十字社大阪支部病院乳兒部、愛知の日本赤十字社愛知支部産院乳兒科等である。（昭和六年度）

第四篇 社會教化事業

社會教化に關する施設は、之を大別すると消極的に教化手段に依つて社會の害惡を除去せん事を主とする融和事業、矯風事業の如きものと、積極的に智徳を涵養して庶民生活の進歩發達を圖る事を主とする隣保事業、教化事業等があり、之等施設は内務、文部兩省の管掌するところであるが、茲には文部省の管掌にかゝる社會教育施設と、社會局の管掌する隣保事業につき、その概要を述べるに止める。

第一章 社會教育

1 青年學校

青年教育は從來實業補習學校と青年訓練所とに分れてゐて統一を缺く憂ひがあつたので、多年文部省では之が統一を企畫しつゝあつたが、昨年十二月陸軍當局の諒解を得て兩者を合併し新に青年學校を設置することに決し、關係法令の改廢等具體案作成中であつたが、本年三月三十日勅令第四一號を以て公布、即日施行せられ、右に基づき文部省では省令第四

號を以て青年學校規程を制定した。同時に實業補習學校及び青年訓練所は廢止せられた。左に文部省の「青年學校令及青年學校規程」制定の要旨並に施行上の注意事項の中から抜萃して置く。尙「青年學校令」の條文は卷末附録に載録し置る。

一、青年學校の本旨に關する事項 青年學校は小學校卒業後直に社會の實務に従事する男女大衆青年に對して普く教育の機會を與ふると共に青年教育上最も重要な時期に於て其の教養に間隙なからしめんことを期するものにして其の教育の本旨は從前の實業補習教育及青年訓練の特質を融合して心身の鍛鍊及徳性の涵養と職業其の他實際生活に須要なる知識技能の修得とを主眼として教授及訓練を爲し以て健全なる國民善良なる公民たるの素地を育成するにあり而して此等男女青年は概ね業務の餘暇に於て修學するものなるに付學校の組織内容は通常の學校に比し著しく簡易自由を旨とし以て地方の情況、青年の境遇等に適應せしむるものとす。

一、入學に關する事項 青年學校の各科の入學資格に關しては普通科に在りては尋常小學校卒業者、本科に在りては普通科修了者又は高等小學校卒業者、研究科に在りては本科卒業者とする外夫々之に相當する素養ある者とせられたり是れ青年學校に於ては學歴のみに依ることなく平素の修養の效果、社會生活の體驗等を包含せしめたる資質を標準とする事を適當と認められたるに由る更に中等學校の半途退學者其の他特別の事情にある者に對しては其

の年齢及素養に應じて青年學校の各科の相當年に入學せしむることを得ること、せりされば入學資格に關しては青年學校の性質に鑑み嚴格なる制限を設けることなく他の諸學校に入學せざる男女青年の修學を容易ならしめんことを期すべし。

一、設備に關する事項 青年學校の設備に關しては校地、校舎其他必要な設備を爲さしめ且つ他の學校等に併設し得る事とせり而して學校の性質に鑑み其の設備は比較的簡易なるべき其の教育の實績を擧げんが爲には相當の設備を必要とするを以て一般に之を整備に力めしむると共に他の學校等に併設したる場合に於ても少くとも専用教室を備へしむること、し更に職業科等の教授及訓練に關しては實驗實習を必要とするが故に實習場等の適當なる設備を爲さしむべし尙夜間に於て教授及訓練を行ふものに在りては照明等の設備に留意せしめ教育上及衛生上支障なからしめんことを期すべし。

一、青年學校に於ける社會教育施設に關する事項 青年學校に於ては其の學校の生徒に對する教育の外進んで當該學校卒業者其他一般市町村に對して隨時講習を爲すことを得しむること、せり斯の種設備は公衆の教養に資する所尠からざるを以て各青年學校に於ては其の施設經營上常に一般の社會教化に意を致し以て地方に於ける社會教育の中樞たらんことを期せしむべし。

一、青年團體等との關係に關する事項 市町村に於ける青年學校の發達は市町村當局の努力市町村内各種團體との聯繫其他一般市町村民の後援等に俟つた所尠からず殊に青年學校と青年團體と

同事項並に答申及び協議事項並に決議を掲ぐれば左の如くである。

(決議)本案は文部大臣諮問事項に對する答申中に包含せらるゝものと認む。

一、農村都市の相互依存の精神を更張するの件。(決議)本件に關しては中央教化團體聯合會教化事業調査會の調査に委託すること。

(緊急動議)一、皇紀二千六百年(昭和十五年)に際し權原神宮外苑内建國會館に於て全國教化聯合會代表者大會を開催するの件。(決議)右は適切なる提議と認むるを以て中央教化團體聯合會に對し皇紀二千六百年大會を建國に最も由緒深き地に於て開催せられんことを希望す。

〔文部大臣諮問事項〕

一、國民精神を一層剛健ならしむる爲最も適切なる方策如何。(答申)多難なる現下の我が國情に鑑み國民精神を一層剛健ならしめんが爲には建國の大理想に基き特に左記事項の徹底的實行を期するを以て適切なりと認む。(記)一、神勅、歴代詔勅、宸翰、御製の奉體と其の御趣旨の普及徹底に必要な諸施設の實施。二、御陵、神社に對し崇敬觀念の高調と其の参拜の勸奨。三、神話、傳説、國史等の研究獎勵と我が國語、國文の尊重。四、忠臣義士、孝子節婦の事蹟顯彰と其の記念會、慰靈祭等の舉行。五、祝祭日の國民化、家庭化の徹底と其の儀式及國旗掲揚の勵行。六、武道及國技の練磨高揚と健全なる體育運動の獎勵。

第四部第四篇 社會教化事業

の關係に就きては青年學校の生徒は概ね男女青年團員たるべきを以て青年學校は青年團體の重要な教育機關として相互の聯絡を密接ならしめ以て兩者の調和的發展を期すべし更に教練科の指導は主として在郷軍人が之に當る關係上在郷軍人會との聯絡提携に留意すべし。

2 青年 團

昭和十年四月末日現在における男子青年團數は一七、七二五であつて、正團員數は二、四五四、三三七人である。之を前年度に比較すれば、團體數においては一、六二六の増加を示してゐるが、團員數においては八、五三六人の減少となつてゐる。同期における女子青年團數は一五、〇二一、正團員數は一、五六八、五六二人で、團體數において九六八、團員數において七、二〇五人の増加を示してゐる。

3 中央教化團體聯合會

教化事業の連絡統制の中央機關たる中央教化團體聯合會の本年度に於ける活動として第十二回全國教化團體代表者大會の概況を左に掲げる。

全國教化團體代表者大會 六月十二、十三日、大阪市大手前國民會館に於て開催。出席者に齋藤會長外六百名。文部大臣の諮

七、郷土文化の顯揚と其の醇風美俗の助長による健全なる町村風の樹立。八、宗教的情操の涵養及柔弱淫靡の毒風の排除。九、立憲治下に於ける自治公民の本義闡明による國民的自覺の強化。

一〇、不健全なる思想及社會事象に對する善導匡正。一一、國民精神を剛健ならしむるに適切なる冊子の編纂、配布並に講習會、講演會等の開催。一二、學生、生徒及青年團員の禁酒禁煙の勵行。

(協議事項)一、選舉肅正の實を擧ぐるに適切なる教化對策如何。(決議)選舉の肅正を圖り政治の公明と其の淨化を期せむとするは我等の素願にして又夙に微力を傾倒し來れる所なり。然るに近く府縣會議員並に衆議院議員選舉相次いで施行せられんとするに當り、茲に我等教化に携はる者は銳意率先之が肅正の實を擧げ範を垂るゝと共に一層全國的に相互の連絡提携を緊密にし左記方針に基き具體方策の實施に努め以て多年の情弊を打破し憲政の發展に寄與せむことを期す。一、國民思想を教化善導するに就て最も適切なる具體方策如何。

第二章 教化事業

第一節 保 事 業

昭和九年度における隣保事業數は市町村營四一、法人營五一、其他七七、計一六九であつて、その經費は一、二〇七

七六一圓である。これを前年度(昭和七年度)と比較すれば、事業数の増加したるに對し經費は可成り減少してゐる。隣保事業に於て行ふ施設事項の種類は近隣の事情によつて異なるべきものであるが、事業の性質上教育及修養に關する事項がその最も重要なものであつて、且つ通例行はれてゐるものである。即ち學級組織による初等教育、補習教育、勞働者教育等の外定期又は随時に講演會、講習會、討論會、讀書會、研究會等を開催し、俱樂部組織に依つて音楽會、文藝會、演劇等を行ひ、尙近隣の家庭訪問、健康訪問等に依つて社會調査をなし、託兒事業、圖書館、人事相談、救療事業、消費組合等の施設を設けてゐるものも尠くない。

第二節 婦人保護

昭和九年度における婦人保護施設は二六にしていづれも私設である。而してその經費は一八二、五六六圓であつて保護人員三、四三三、保護件數二二、〇四二件である。主なる婦人保護施設は左の如くである。

道府縣名 稱 組織又は經營主體 保護人員 經費 資産 職員

東京 救世軍警察及刑務所訪(財) 訪問數三三三 二、〇九八

山口 關門婦人同情會 件 二 一 一

大阪 大阪婦人ホーム(財) X 件一、〇三三 六、五七四

部	時	臨	部 常 經																								
			國立少年救護院費	傷兵院費	職業紹介事務局費	國立癩療養所	北海道土人保護救濟費	軍事救護費	少年救護院補助費	精神病院補助費	職業紹介所補助費	救護補助費	兒童虐待防止補助費	行旅病人及死亡人諸費	救護費補助給	醫療救護費	公益質屋設備補助	公益質屋獎勵費	公益質屋建設費補助	國民更生運動獎勵費	不良住宅改良費	濟生會事業補助	社會事業調查及獎勵諸費	沖繩縣癩療養所費	國立癩療養所新營費	傷兵院設備費	
第四部 統計表			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

六九七

地	(內務省所管)	(社會局費)	第二表 社會事業費統計 (第五回統計年度ニ據ル)																													
			司法保護	婦人保護	人保	醫療保護	救護	失防	及救濟	授	日本勞働年鑑																					
昭利十年度 (豫算)	昭利九年度 (現計)	昭利八年度 (決算)	昭利七年度 (決算)	昭利六年度 (決算)	昭利五年度 (決算)					
						
					
					
					

六九六

昭和十年計 一、〇七三、〇三〇 八四三、九六一、九七九、八八三、一、一四三、四二二 五三六、一五六、一、六七九、五六八 四七五、〇〇六 二六六、六三六 七四二、六四三
 昭和九年計 九八五、〇八九 八三七、九三一、七九四、〇三二 一、〇六八、二五四 五〇一、七八一、五九九、九八二 四三三、八六三 二四六、五九七 六三二、四〇〇
 比較増(△減) 二五、九三二 八、〇一〇 一三三、九四一 七五、二五八 三三、四三九 一〇九、五八六 四九、一四三 二〇、〇三九 六九、二四三

備考 求人求職ハ月中受數ヲ、比率、總數ニ對シテ示ス、以下同斷

第三表(其三) 職業紹介所業態別職業紹介數

昭和十年	求人數		求職者數(登錄數)		就職者數	
	男	女	男	女	男	女
工 業	三六七、三七七	三五九、九六九	七七七、一八五	四八八、二六七	六三三、三三九	一六八、七四七
土 木 建 築	一、八〇七	三〇、三三三	一、五九六、〇	一、四一七、八七一	一、二九、七七六	六四、九六八
商 業	二八〇、九七〇	三五、七三三	三三六、六九五	一、九七、三三一	二七、八八九	七、九五九
農 林 業	三二、七六六	五、五八八	三五、一九四	二〇、二二八	二二、二〇五	一七、九〇九
水 産 業	九、三三三	七、一四四	一〇、六八八	七、九六一	七、〇八七	二、七六九
通 信 運 輸	二七、九七七	五、四三三	三三、八一九	八、三〇〇	五、〇七二	一、四、五八五
戶 内 使 用 人	一九、九七七	三、八三三	二六、二二八	七、八八八	三三、七六一	一、〇、四九九
合 計	一、〇七三、〇三〇	八四三、九六一	一、一四三、四二二	一、一四三、四二二	一、〇七三、〇三〇	七四二、六四三

第三表(其四) 日傭勞働者職業紹介數月別表

昭和十年	求人數		求職者數		紹介員數	
	男	女	男	女	男	女
一 月	八四〇、八六八	二六〇、〇六四	一、〇〇九、九三三	一、一三四、二九五	一、三三三、三三三	一、〇九四、一三二
二 月	一、二二、三三三	一、一七九、八九三	一、一六〇、七九一	一、四八、四一〇	八八四、五九四	二八八、三三三
三 月	一、二二、三三三	一、一七九、八九三	一、一六〇、七九一	一、四八、四一〇	八八四、五九四	二八八、三三三
四 月	一、二二、三三三	一、一七九、八九三	一、一六〇、七九一	一、四八、四一〇	八八四、五九四	二八八、三三三
五 月	一、二二、三三三	一、一七九、八九三	一、一六〇、七九一	一、四八、四一〇	八八四、五九四	二八八、三三三
六 月	一、二二、三三三	一、一七九、八九三	一、一六〇、七九一	一、四八、四一〇	八八四、五九四	二八八、三三三
七 月	一、二二、三三三	一、一七九、八九三	一、一六〇、七九一	一、四八、四一〇	八八四、五九四	二八八、三三三
八 月	一、二二、三三三	一、一七九、八九三	一、一六〇、七九一	一、四八、四一〇	八八四、五九四	二八八、三三三
九 月	一、二二、三三三	一、一七九、八九三	一、一六〇、七九一	一、四八、四一〇	八八四、五九四	二八八、三三三
十 月	一、二二、三三三	一、一七九、八九三	一、一六〇、七九一	一、四八、四一〇	八八四、五九四	二八八、三三三
十 一 月	一、二二、三三三	一、一七九、八九三	一、一六〇、七九一	一、四八、四一〇	八八四、五九四	二八八、三三三
十 二 月	一、二二、三三三	一、一七九、八九三	一、一六〇、七九一	一、四八、四一〇	八八四、五九四	二八八、三三三
計	八、六三三、〇三〇	四、三三三、〇三〇	一、一四三、四二二	一、一四三、四二二	一、一四三、四二二	一、一四三、四二二

第三表(其五) 俸給生活者職業紹介所紹介件數月別表

昭和十年	求人數		求職者數		就職者數	
	男	女	男	女	男	女
一 月	一、三三三	九八二	三、二八二	二、三九七	九三三	六九七
二 月	一、四六六	七八八	三、五三七	二、一三三	九九九	七四三
三 月	一、四三三	一、〇〇七	三、二四七	二、六三三	九九七	七三六
四 月	一、四三三	一、〇〇七	三、二四七	二、六三三	九九七	七三六
五 月	一、四三三	一、〇〇七	三、二四七	二、六三三	九九七	七三六
六 月	一、四三三	一、〇〇七	三、二四七	二、六三三	九九七	七三六
計	一、三三三	九八二	三、二八二	二、三九七	九三三	六九七

第四部 統計表

道	支	市	町	村	組合數	員組數	住建設費
北海道	道庁	札幌市	旭川市	釧路市	65	7,977	1,694,833
東北	道庁	仙台市	盛岡市	水戸市	53	5,322	1,451,350
関東	道庁	東京市	さいたま市	宇都宮市	130	12,746	5,875,164
中部	道庁	名古屋市	岐阜市	豊田市	135	11,468	4,267,070
近畿	道庁	京都市	大阪市	神戸市	187	17,877	4,253,194
中国	道庁	広島市	山口市	徳島市	62	6,101	1,049,800
四国	道庁	高松市	松山市	高知市	33	3,277	671,775
九州	道庁	福岡市	北九州市	大牟田市	44	4,262	884,536
計					1,193	119,350	35,940,000

第四表(其一)住宅組合統計(社会局調)(昭和拾年十一月末日現在)

計

組合數 1,193 員組數 119,350 住建設費 35,940,000

第三表(其六)營利職業紹介數月別表(一般職業紹介)

昭和十年	求人職		求職者(登録者)		紹介件數		就職者數		取扱營業者數
	男	女	男	女	男	女	男	女	
一月	35,847	44,638	24,119	38,553	5,897	17,813	3,083	59,846	1,763
二月	38,386	44,626	33,326	30,028	5,188	17,136	3,838	58,974	1,099
三月	40,753	55,255	26,534	44,477	7,063	19,803	3,706	66,818	1,771
四月	42,357	55,715	27,401	49,066	7,445	21,744	2,853	50,007	1,769
五月	47,760	57,573	29,680	70,886	7,407	33,569	2,926	53,830	1,690
六月	48,075	60,130	32,396	63,687	6,944	30,157	2,516	45,326	1,625
七月	48,730	67,100	27,939	59,892	6,376	19,078	2,573	44,810	1,604
八月	51,945	67,755	27,975	65,892	6,637	19,078	2,573	45,431	1,655
九月	50,499	66,655	27,267	70,035	7,576	20,596	2,919	49,767	1,618
十月	41,390	59,170	26,654	65,546	7,537	20,933	2,838	49,150	1,577
十一月	56,284	52,159	33,453	58,303	6,675	18,168	2,621	44,349	1,493
十二月	50,844	49,854	20,366	55,636	5,870	16,736	2,596	42,233	1,568
計	500,751	628,818	308,879	740,321	81,856	234,965	35,137	550,100	1,700

日本勞働年鑑

第四表(其二)共同宿泊所統計 (社會局調) (自昭和九年四月至昭和十年三月)

道	公設	私設	計	宿泊延人員			平均月數	宿泊料
				四月-九月	十月-三月	計		
北海道	1	9	10	10,843	48,424	59,267	4,938	無料七、十錢—十五錢
東北	2	50	52	9,914	1,033,166	2,046,633	1,695	無料一八、二錢—四十錢
東京	1	6	7	1,653	3,378	5,031	3,370	無料一、七錢—十五錢
京都	1	2	3	1,711	1,765	3,476	2,063	無料一、十錢—三十錢
大阪	4	3	7	1,500	1,214	2,714	3,078	無料五、
神奈川	9	6	15	1,278	1,246	2,524	3,331	無料四、六錢—十七錢
兵庫	1	3	4	1,111	1,151	2,262	3	無料一、
新潟	1	1	2	60	71	131	11	十五錢
茨城	1	1	2	60	71	131	8	無料一、
茨城	1	1	2	60	71	131	8	無料二、
新木	1	1	2	60	71	131	8	無料一、
愛知	1	1	2	60	71	131	8	無料一、
靜岡	1	1	2	60	71	131	8	無料一、
山梨	1	1	2	60	71	131	8	無料一、
滋賀	1	1	2	60	71	131	8	無料一、
岐阜	1	1	2	60	71	131	8	無料一、
長野	1	1	2	60	71	131	8	無料一、
宮城	1	1	2	60	71	131	8	無料一、

第四表(其三)借地借家調停事件數月表 (官報ニ據ル)

備考	計	昭和八年	昭和九年	昭和十年	計	既	未済
岩手	1	1	1	1	3	3	0
秋田	1	1	1	1	3	3	0
福井	1	1	1	1	3	3	0
石川	1	1	1	1	3	3	0
富山	1	1	1	1	3	3	0
廣島	1	1	1	1	3	3	0
山梨	1	1	1	1	3	3	0
德島	1	1	1	1	3	3	0
愛媛	1	1	1	1	3	3	0
福	1	1	1	1	3	3	0
計	6	6	6	6	18	18	0

備考 報告未着ノ爲メ昭和八年度分ヲ掲出セルモノ大阪、岩手、山口

昭和十年	受理受數		計	既		未済
	舊受	新受		其他ノ處分ニ因ル終了	調	
一月	1,311	808	2,119	1,112	1,007	1,112
二月	1,311	1,712	3,023	1,480	1,543	1,543
三月	1,311	1,818	3,129	1,586	1,543	1,543
四月	1,311	1,307	2,618	1,307	1,311	1,311
五月	1,272	1,818	3,090	1,586	1,504	1,504
計	6,523	7,464	13,987	7,062	7,925	7,925

日本勞働年鑑		七〇八	
月	年	賣	高
六月	一、一八四	一、七三三	二、九六六
七月	一、二四五	一、六四〇	二、八八五
八月	一、三五四	一、七〇八	二、七三三
九月	一、五九三	一、〇九	三、四〇一
十月	一、四七四	一、九四八	三、四〇三
十一月	一、四五四	一、七九六	三、三〇〇
十二月	一、五四九	一、三三七	二、八六六
計	一、一八四	一、七三三	二、九六六
一ヶ月平均	一、一八四	一、七三三	二、九六六

第五表 公益市場統計 (社會局調) (自昭和九年四月至昭和十年三月)

道	府	經營主體別箇所數			賣		高	
		市	町	村	四月—九月	十月—三月	計	一ヶ月平均
北海道	一〇	一〇	一	一	四三三、二四一	四九九、三〇〇	九三二、四六一	七七、六三三
東北	一〇	一〇	一	一	三、七三四、七〇〇	四、一八二、九〇〇	七、九〇七、六〇〇	六五八、九九七
東京	三三	三三	一	一	一、一七八、六六九	一、二八七、二八八	二、四六五、九五七	二〇五、四九六
大阪	八	八	一	一	二、九三三、〇九六	三、八〇四、一五五	三、四七六、三二一	二、〇三二、一八四
神奈川	二	二	一	一	五三三、八七八	五五九、九五四	一、〇九二、八三三	九一、〇六九
兵庫	二	二	一	一	一、三六七、三〇八	一、三三七、二八九	二、七五四、五三七	三三九、五四五
長崎	一	一	一	一	一、二〇八、六六七	一、一六一、七五五	二、三六九、九二二	一九七、四九七
茨城	一	一	一	一	二〇,〇〇九	一一,二〇〇	三二,四六九	二,〇三三
奈良	一	一	一	一	一八九,三三〇	二二二,〇八〇	四〇一,四二二	三三,四六一
三重	一	一	一	一	一〇,七七一	八,五八七	一五,七〇七	一,三〇九
愛知	三	三	一	一	二,〇二〇,七七一	二,二三四,四四一	四,二八五,五五二	三三七,一〇〇
北陸	二	二	一	一	四八,九七六	三六,七〇七	八七,六七八	七,三〇七
石川	二	二	一	一	一七五,四六六	二二九,四六一	三九四,九二七	三三,九一〇
富山	二	二	一	一	一〇四,八八三	一一七,六五三	二二二,五三三	一八,五四五
岐阜	二	二	一	一	一八四,四六八	一八七,八六八	三七二,三三六	三二,〇二八
山梨	二	二	一	一	二八〇,〇三三	三二七,九八三	六〇八,〇二五	五〇,六六八
長野	二	二	一	一	三六,七〇六	四〇,一五五	七六,八六一	六,四〇三
徳島	三	三	一	一	九,四一六	六,七九七	一六,二二二	一,四五五
愛媛	一	一	一	一	二九,三三九	二八,四〇七	五七,六六六	四,八〇〇
高知	一	一	一	一	二〇八,七三三	一〇四,七〇七	二二二,九八〇	一七,七四八
福岡	八	八	一	一	六九四,七三三	八〇四,四九九	一,四九九,三三三	二四,九三三
大分	一	一	一	一	六九,九九九	八〇,〇七一	一五〇,〇〇〇	一二,五〇〇
佐賀	一	一	一	一	四八,一五八	五九,九五九	一〇八,一一七	九,〇〇九
熊本	一	一	一	一	一八,九〇八	一八,五〇五	三七,四二一	三,一一八
鹿兒島	一	一	一	一	二六四,七六四	三四八,四八三	四二二,三四七	三四,四三七
計	二〇	二〇	一	一	二五,四一九,〇九六	二七,五三〇,三三六	五三,九九九,四三三	四,四二一,六三三

道	府	市	町	村	計	賣		高	
						四月—九月	十月—三月	計	一ヶ月平均
北海道	一〇	一〇	一	一	一	四三三、二四一	四九九、三〇〇	九三二、四六一	七七、六三三
東北	一〇	一〇	一	一	一	三、七三四、七〇〇	四、一八二、九〇〇	七、九〇七、六〇〇	六五八、九九七
東京	三三	三三	一	一	一	一、一七八、六六九	一、二八七、二八八	二、四六五、九五七	二〇五、四九六
大阪	八	八	一	一	一	二、九三三、〇九六	三、八〇四、一五五	三、四七六、三二一	二、〇三二、一八四
神奈川	二	二	一	一	一	五三三、八七八	五五九、九五四	一、〇九二、八三三	九一、〇六九
兵庫	二	二	一	一	一	一、三六七、三〇八	一、三三七、二八九	二、七五四、五三七	三三九、五四五
長崎	一	一	一	一	一	一、二〇八、六六七	一、一六一、七五五	二、三六九、九二二	一九七、四九七
茨城	一	一	一	一	一	二〇,〇〇九	一一,二〇〇	三二,四六九	二,〇三三
奈良	一	一	一	一	一	一八九,三三〇	二二二,〇八〇	四〇一,四二二	三三,四六一
三重	一	一	一	一	一	一〇,七七一	八,五八七	一五,七〇七	一,三〇九
愛知	三	三	一	一	一	二,〇二〇,七七一	二,二三四,四四一	四,二八五,五五二	三三七,一〇〇
北陸	二	二	一	一	一	四八,九七六	三六,七〇七	八七,六七八	七,三〇七
石川	二	二	一	一	一	一七五,四六六	二二九,四六一	三九四,九二七	三三,九一〇
富山	二	二	一	一	一	一〇四,八八三	一一七,六五三	二二二,五三三	一八,五四五
岐阜	二	二	一	一	一	一八四,四六八	一八七,八六八	三七二,三三六	三二,〇二八
山梨	二	二	一	一	一	二八〇,〇三三	三二七,九八三	六〇八,〇二五	五〇,六六八
長野	二	二	一	一	一	三六,七〇六	四〇,一五五	七六,八六一	六,四〇三
徳島	三	三	一	一	一	九,四一六	六,七九七	一六,二二二	一,四五五
愛媛	一	一	一	一	一	二九,三三九	二八,四〇七	五七,六六六	四,八〇〇
高知	一	一	一	一	一	二〇八,七三三	一〇四,七〇七	二二二,九八〇	一七,七四八
福岡	八	八	一	一	一	六九四,七三三	八〇四,四九九	一,四九九,三三三	二四,九三三
大分	一	一	一	一	一	六九,九九九	八〇,〇七一	一五〇,〇〇〇	一二,五〇〇
佐賀	一	一	一	一	一	四八,一五八	五九,九五九	一〇八,一一七	九,〇〇九
熊本	一	一	一	一	一	一八,九〇八	一八,五〇五	三七,四二一	三,一一八
鹿兒島	一	一	一	一	一	二六四,七六四	三四八,四八三	四二二,三四七	三四,四三七
計	二〇	二〇	一	一	一	二五,四一九,〇九六	二七,五三〇,三三六	五三,九九九,四三三	四,四二一,六三三

備考 報告未済ノ爲昭和八年度計上ノモノ、大阪、山口、福岡、宮崎

第六表 公益質屋統計 (社會局調)

年度	年度内業務取扱質屋數	利用者數	貸付		貸付未現		貸付済		貸付金		貸付金=對入金	流賃	
			口數	貸付	口數	貸付	口數	貸付	口數	貸付元利金			
昭和五年	261	9,674	1,338	6,799,833	3,809,972	1,024,430	5,009,776	3,999,897	6,579	3,999,897	6,579	1,338	3,999,897
昭和六年	320	12,437	1,433	7,333,598	4,675,878	1,358,145	6,335,770	5,999,997	9,925	5,999,997	9,925	1,433	5,999,997
昭和七年	310	13,000	1,731	8,477,022	5,011,244	1,577,833	7,079,779	6,777,823	11,338	6,777,823	11,338	1,731	6,777,823
昭和八年	365	18,782	2,354	11,796,733	5,348,077	2,010,678	9,775,999	7,977,323	15,558	7,977,323	15,558	2,354	7,977,323
昭和九年	399	23,812	2,900	15,213,033	8,235,799	2,888,100	12,325,699	11,812,330	19,998	11,812,330	19,998	2,900	11,812,330

(2) 職業別利用者數

第七表 公設食堂統計 (社會局調) (自昭和九年四月至昭和十年三月)

年度	年度内業務取扱質屋數	勞働者	生活者	小工業者	小商人	農業者	漁業者	其他	總計		平均		朝	晝	夜
									口數	賃	口數	賃			
昭和五年	261	5,791	9,732	108,451	176,833	65,999	5,011	1,338	1,338	1,338	1,338	1,338	1,338	1,338	1,338
昭和六年	320	5,957	11,288	129,556	339,101	77,999	4,999	1,433	1,433	1,433	1,433	1,433	1,433	1,433	1,433
昭和七年	310	6,111	12,999	139,999	329,999	96,999	5,011	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731	1,731
昭和八年	365	7,333	15,110	200,000	399,999	110,000	6,999	2,354	2,354	2,354	2,354	2,354	2,354	2,354	2,354
昭和九年	399	7,711	18,711	258,333	500,101	130,711	8,711	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900

第八表 公益浴場統計 (社會局調) (自昭和九年四月至昭和十年三月)

都府縣	經營主體別		入浴人員		入浴料		入浴料金(錢)
	市町村	其他	延一年	延一月	總一ヶ月	平均一ヶ月	
東京	4	1	780,823	65,069	20,600	1,729	大人213, 小人1
京都	5	2	1,897,565	158,130	37,790	2,325	大人113, 小人1
大阪	13	6	4,101,957	340,913	63,788	5,189	大人0.8-1.3, 小人0.4-1.5
神戶	1	1	138,543	11,545	4,448	569	大人4, 小人3
兵庫	1	1	72,992	6,085	1,094	91	大人3, 小人1
新潟	1	1	337,515	28,226	2,021	71	大人0.6-1.7, 小人0.2-0.7
奈良	1	1	7,844,887	67,074	57,740	4,811	(無料) 大人0.5-1, 小人0.4-1
三重	1	1	108,193	8,766	1,600	133	大人3, 小人1
愛知	1	3	71,900	5,921	649	54	(無料) 大人1.3, 小人0.8
静岡	2	4	291,608	24,300	3,489	290	大人0.5-1.5, 小人0.5-1.2
滋賀	3	1	1,074,778	89,566	10,001	833	大人0.5-1.5, 小人0.5-1.2
岐阜	1	1	109,538	9,177	873	71	(無料) 大人0.5-1, 小人1
長野	1	1	793,113	66,093	6,850	570	大人3, 小人2
宮城	1	1	199,338	11,622	2,786	233	(無料) 大人2.3, 小人1.5
福島	1	1	84,823	8,023	999	76	大人3, 小人2
岩手	1	1	33,766	2,813	92	76	大人3
青森	1	1	216,400	18,033	2,905	242	(無料) 大人2.5-4
秋田	1	1	300,000	25,340	2,297	191	(無料) 大人2.5-4, 小人2.5-5

第九表 隣保事業調査表 (社會局調) (昭和九年四月至昭和十年三月)

都府縣	市町村	私法人	其他	經營主體個所數		市ニ所在 スルモノ	資産	經費
				延一年	延一月			
石川	1	1	1	36,905	5,659	5,326	428	(無料) 大人2, 小人1-2
富山	2	1	1	234,761	19,565	1,170	98	大人0.6-1, 小人0.3-0.5
鳥取	2	1	1	698,654	58,331	4,525	376	大人1-3, 小人0.5-1
岡山	1	1	1	299,588	24,966	3,000	26	(無料) 大人1, 小人0.5
廣島	1	1	1	115,733	10,477	2,556	22	大人2, 小人1
和歌山	1	1	1	944,732	78,731	2,681	1,053	大人0.5-3, 小人0.3-1
徳島	1	1	1	24,950	2,079	604	50	大人2, 小人1
高知	1	1	1	41,000	3,450	626	51	大人2, 小人1
熊本	1	1	1	891,856	74,331	11,449	956	大人3, 小人2
宮崎	1	1	1	24,539	2,044	499	41	大人3, 小人2
鹿児島	1	1	1	80,487	6,707	2,338	194	大人3, 大人1
沖繩	1	1	1	166	1,925,618	254,236	22,175	

備考 岩手、青森、鳥取、高知、宮崎ノ各縣ハ報告未着ニ付前年度分ヲ計上セリ

第四部 統計表

都府縣	市町村	私法人	其他	市ニ所在 スルモノ	資産	經費
北海道	0	0	2	2	0	9,457
東北	7	0	2	7	3,435,649	439,047
東京	2	3	3	2	1,681,591	0
京都	8	1	3	8	1,712	448,644
大阪	15	6	1	17	1,577,231	5,966
神戶	1	1	0	2	110	4,360
長崎	1	1	1	3	110	713

第五部 思想團體及思想運動

概說	七九
第一篇 社會主義的運動	三二
第一章 社會主義的團體の設立及解散	三二
第一節 社會主義的團體の設立	三二
第二節 社會主義的團體の解散	三三
第二章 社會主義的團體及個人の活動	三三
第一節 社會主義的團體及個人の活動	三三
第二節 其他の社會主義的團體及個人の活動	三六
第三章 特殊事件	三九
日本共產黨事件	三九
第四章 學生運動	四四
第五章 藝術家の運動	四八
第六章 婦人運動	五九
第七章 水平運動	六一
第八章 植民地に於ける運動	六四
第一節 朝鮮	六四
第二節 臺灣	六八
第九章 社會主義運動の取締及對策	六九
第二篇 國家主義的運動	七三
國家主義的及國粹團體一覽	七三

概説

我國に於ける左翼運動は昭和六年九月滿洲事變勃發以後の社會情勢の急激なる變化につれて急速に凋落して行つた。昭和十年に於てもたゞこの全面的後退が深められて行つたに過ぎない。此種運動の指導的地位にある日本共産黨は關斷なき彈壓のために一切の運動部面を奪はれて茲數年來僅かに地下に餘命を保つに過ぎない。ブルジョア新聞に散見する記事を綜合するに、昨年一月より五月に至る間の檢擧によつて宮本、秋篠等の組織再建運動が阻止されて以後は、反中央派の宮内勇、山本秋等が同年三月中央部反對の旗幟を掲げ中央奪還全國代表者會議準備會(多數派)を結成し、分派運動を開始すると同時に東京を初め京阪地方の組織再建を企て、殊に大阪に於いては關西地方委員會の支持を得て水害の混亂に乗じて京阪神地方の組織の擴大を計る一方、東北地方凶作に着眼し同地方の農民層獲得のために活躍した。然し乍らこの多數派の活動も本年三月の關東、關西、東北地方に及ぶ檢擧によつて再び中斷せられ再建組織も亦悉く破壊されるに至つた。多數派の再建運動と並んで、宮本等の指導部に在つた殘黨員袴田里見及び分派の神田茂夫等によつて中央部再建運動が進められた。昨年九月兩名は指導部を構成して地下の殘黨員の

糾合につとめ、本年三月袴田檢擧の後は神田首腦となつて某國共産黨の指導下に組織再建の運動を進めた。然しこの運動も本年七月東京に於て中心人物が檢擧されたため遂に挫折するに至つた。また黨外廓として、左翼文化運動を統一リードして來た日本プロレタリア文化聯盟(コップ)は、その加盟團體中最強力團體であつた日本プロレタリア作家同盟並に日本プロレタリア演劇同盟が昨年二月及び七月に自ら解體するに至つたためコップは實際的勢力の凡てを失つて遂に自らも解消するの已むなきに至つた。かくて本年は只勞農救援會のみが獨り左翼の孤壘を守つてゐるに過ぎぬ有様で文化運動の戦線もまた凋落の一色に閉されてゐる。作家同盟は本年「獨立作家クラブ」を結成し、劇方面では昨年舊プロットの村山知義の提唱によつて「新協劇團」が組織せられたが、もとよりその何れもナルブ及びプロットの再現ではなかつた。この左翼戦線の全面的後退は植民地の思想運動にも強く影響を及ぼしてゐる。殊に臺灣に於ては昭和六年以降の臺灣共産黨の檢擧の後はその影響下にあつた臺灣文化協會、臺灣農民組合とも徹底的に組織を破壊され、一切の解放運動は根こそぎ刈除されて了つた。只僅かに臺灣自治制の確立を單一目標とする臺灣地方自治聯盟のみがその目的のための運動を續けてゐる。本年自治制實施と同時に一般的解放團體への改組が問題となつたが、結局從來の單一目標に向つて邁進することゝな

つた。之に反し朝鮮に於ける運動は滿洲事變以後滿洲に於ける抗日運動に刺激されて年々相當の活潑な運動が繰返されてゐる。しかし本年も未だ從來の運動の分散的傾向が清算されず、本年も可成有力なる共産黨再建運動が行はれてはゐるが、その何れもが連絡統一を缺く地方的騷擾に止まつてゐる。次に學生運動を見るに茲にも左翼思想運動の凋落の強い影響が見受られる。學生左翼運動も昭和七年を最高潮としてその指導的地位にあつた共産青年同盟及左翼文化團體の崩壊によつて急速に萎微不振の状態に陥つたことは昨年より本年にかけての學内に於ける思想事件の激減、檢舉、起訴學生數の減少が之を實證してゐる。思想運動取締當局が、徹底的彈壓の方針を依然繼續する一方特に本年は轉向者に對する保護乃至救助の施設を種々考究しつゝある事實は、我國思想運動の没落の一面を語るものであらう。かくの如く左翼思想運動の凡てが沈滞の状態にある時、特記すべきは、昭和八年復興の聲を擧げた水平運動が、本年も興隆の一路を辿つてゐると數年來我國の思想運動から姿を消してゐたアナキストの一團が日本無政府共産黨の指導によつて再び思想運動の舞臺に登場せる事であらう。日本無政府共産黨は昭和九年六月二見相澤兩名の指導下に從來の地方分權的自由聯合的組織を捨て共産黨の組織と戰術とを多分に採り入れる事によつて樹立されたもので、結成以後東京及關西地方に組織の伸長を圖りつゝあ

つたが本年十一月各地の檢舉によつて破壊された。次に右翼思想運動、即ち我國國家主義運動を見るに、滿洲事變を契機として飛躍的發展を遂げた此種運動は翌年の五・一五事件を頂點として漸次鎮靜に歸し、以降各團體とも一歩後退して陣營の整備を計る如き有様で概して不振の状態を續けて來た。本年もまたその状態の繼續であつたと云ひ得るであらう。本年は各團體一齊に立つて全國的な國體明徴運動を捲き起したため一應從來の沈滞状態は打開されたかに見えたが此の明徴運動も各團體相互間には何等有機的連絡なく、沈滞の國家主義運動を轉回せしむべき力とはなり得なかつた。また今秋の府縣會議員選舉に際しては皇道會、明倫會、愛國政治同盟等の團體は夫々候補者を立て政治的進出を企て、もつて運動の行詰りを打開しようとしたが、見るべき結果は擧げられなかつた。政治的進出の意圖の下に改組を企てたものに國民協會があるが、來る可き總選舉を目標とする準備工作に止り本年は未だ積極的活動を展開するに至らなかつた。今年に於ける國家主義陣營内の變動として記すべきは、大川周明博士を首腦とし、五・一五事件に至る迄愛國團體の指導的地位にあつた神武會が本年二月所謂發展の解消を遂げ、大本教不敬事件のため昭和神聖會が瓦解したのと、舊神武會系青年分子を中心に全國青年同志の連絡を目的とする北斗俱樂部が結成されたことであらう。國家主義運動の不振打開策としての戰

線統一運動は從來各種の團體によつて繰返されて來たが何れも不成功に終り、本年も只關西地方に統一を目的とする八月會が結成されたのみで未だ具體化されるには至らなかつた。

第一篇 社會主義的運動

第一章 社會主義的團體の設立 及解散

第一節 社會主義的團體の設立

我國における一切の左翼運動は、昭和六年滿洲事變勃發以後の急激なる社會情勢の變化に因つて昭和八年をその頂點とし以後急速に衰退の一路を辿つてゐる。左翼の地下的運動に關する直接資料がないので的確なことはわからぬが、新聞通信に見える記事によつて推斷するに、此種運動の指導的地位にあつた日本共産黨は昭和八年より九年にかけて山本正美一派の再建運動、及び宮本、秋篠等を主腦とするリンチ共産黨が何れも徹底的彈壓の鞭の下に一とたまりもなく破壊されて以來執拗に組織再建の運動は續けられてはゐるが指導部の内部的分裂その他に禍されて未だ到底その再建の曙光をすら望

み得ない状態にある。コップ以下の外廓諸團體も客觀的情勢の變化に壓せられて昨年解體の悲運に遭つたまま活動はとだえてゐる。かくの如く左翼思想運動の全線に亘つて後退が行はれつゝある時、本年、社會主義的團體の設立皆無であつたことはもとより當然であらう。たゞ本年十一月に勃發した東京市豊島區に於ける高田農商銀行のギヤング事件から久しく衰微の状態にあつて我國思想運動からその存在を忘れられてゐた無政府主義者の一團が、昭和九年六月日本無政府共産黨を樹立し、テロ行爲による資金調達によつて組織確立の運動を進めつゝあつた事が判明した。

日本無政府共産黨の樹立

我國に於けるアナキズム運動は大正十二年大杉榮、和田久太郎等の指導的人物を失つてから、大正末年迄は福田大將狙撃事件その他のテロ行動によつて存在を示してゐたが、その組織が黒色聯盟以下無数の小團體に分裂してゐたので活動も稀薄で急速に凋落して行つた。その後左系團體の統一聯合體として自由聯盟が結成されたが、之も地方分權的自由聯合體と云ふその組織原則のために依然勢力は分散的であり運動は個人的であつたため依然として萎微沈滞の状態を續けるの他なかつたものである。

ところが昭和八年三月頃より從來の地方分權的自由聯合體の形式を捨て中央集權的な強固な中央指導部を組織し、その

指導下に運動を進めんとする組織改革論が擡頭するに至つた。かくて改革派の指導者二見敏雄、相澤尙夫等によつて昭和九年六月日本無政府共産黨書記局が樹立された。その組織並に綱領は左の通りである。

(報知新聞昭和十年十一月十三日)

【綱領】 日本無政府共産黨の組織は中央委員會の下に書記局、財政部、軍事部を置き書記局は更に組織部、教育部の二部に分れ中央委員長には植村、書記長には相澤、財政部長には二見、軍事部長に入江、教育部長は植村兼任し、組織部長は入江がそれぞれ擔當してゐる。

日本無政府共産黨の組織

中央委員會
書記局(書記長相澤)
組織部(入江)
軍事部(入江)
財政部(二見)
教育部(植村)
【綱領】 一、完全なる自治制の確立、一、私有財産制度の××、一、生産手段及び土地の××、一、賃銀制度の撤廃、一、労働者農民の生産管理、一、教育文化の享有、一、人爲的國境の撤廃

第二節 社會主義的團體の解散

我國に於ける左翼思想運動は昭和八年下半年より急速に衰微の傾向に向つた。従來日本共産黨の外廓團體として活潑な活動を續けて來た文化團體も其頃から客觀的情勢の急激な變

化に抗することが出来なくなり、昨年に入つてまづ日本プロレタリア作家同盟が、續いて同年七月には左翼文化運動の指導的中央部としてナルプ以下十團體の運動を統率しつゝあつた日本プロレタリア文化聯盟が正式に解散され、同じ月にナルプと共にコップ加盟の最有力團體として活動を續けて來た日本プロレタリア演劇同盟(プロット)が解散し、同年中に我國左翼文化運動の最前線を形成してゐた各勢力は全て解消し去るか、或は全く合法的活動を鎖されて了ひ何れも再起不能の状態に陥つた。従つて本年は此種團體の解散せるものとして茲に特に記録すべきものとてない。

第二章 社會主義的團體及び個人

個人

第一節 社會主義的團體及個人

日本共産黨は昭和九年宮本等によつて組織された中央部が五月の檢舉によつて破壊された後は、宮内、山本秋等の黨中央奪還全國代表者會議一派とリンチ事件當時の黨中央委員袴田及び之を支持する神山等所謂本部派との兩派によつて夫々黨指導部再建並に黨組織確立の運動が行はれてゐるが、その經過は次章に之を記述した。また上記多數派は昨年秋より本

年にかけて、かの東北の凶作に乗じ同地方の農民層を獲得する意圖をもつて東北各地を初め關西に於ても果敢な組織擴大の闘争を行つてゐるが、之等の運動は本章第二節に記載した。黨の外廓を形成するコップ並にコップ加盟の各團體は既に昨年中にその大部分が解消を遂げたので、之等の團體を中心に展開されて來た左翼文化運動は昨年來全く停滞の状態に陥つて了つてゐる。此種左翼文化團體のうちでは只日本労働救援會のみがよく命脈を保つてゐるやうである。昨年來不振の状態にあるとは云へ尙、その本來の活動たる犠牲者救援をはじめ警察託児等の事業を續けてゐる。今茲には救援會の本年に於ける活動と、昭和九年六月に樹立され、本年十一月東京初め全国各地の一齋檢舉によつて破壊された日本無政府共産黨の組織經過概要を記述する事とする。

日本無政府共産黨

本年十一月六日東京市豊島區高田町高田農商銀行を襲撃せる事件あり、犯人相澤尙夫は同月十六日神戸で檢舉されたが取調べの結果右銀行襲撃が相澤等日本無政府共産黨員の資金調達のためのテロ行爲なる事が判明すると同時に、昭和九年六月相澤、二見、入江等によつて樹立された日本無政府共産黨の全貌が暴露されるに至つた。かくて當局は十一月十一日より十二日にかけて、東京市を初め大阪、神戸の各都市に於て一齋檢舉を行ひ東京市五十三名、大阪市三十餘名、兵庫縣

第五部第一篇 社會主義的運動

十五名、静岡縣數名と夫々關係アナキストを檢舉した。引續き同月中に愛知縣、岸和田市、岡山市、倉敷市及び福島、三重、茨の各縣に檢舉が行はれ多數の關係者が檢舉せられた。同黨の組織並にその綱領は前章に之を掲げた。右の綱領によつて明な如く、今回の組織は多分に共産黨の組織方法及びその戦術を取り入れて居り、労働者、貧農及び小農の結合及びその豫備軍の集結を要求し、この情勢の下に労働者農民の××的黨として日本無政府共産黨の建設を企畫したものである。組織結成に至るアナキズム運動の經過は次の如くである。(東京日日新聞、十一月十三日)

大正十二年大杉榮の死後大正十五年の銀座街頭、谷中墓地爆彈事件、和田久太郎、古田大次郎の福田大將狙撃事件後一時沈滞の情勢にあり、更に昭和六年ごろ運動の自己批判の結果同系團體結合して自由聯盟に統一されたが、昭和七年五月のメーデーにおけるスローガンが排斥され、全く労働運動陣營から孤立的立場に陥り、その結果、一、自由聯合主義労働運動の再認識、一、その再認識の上に立つ戦略戦術の研究の必要、この二つの題目を中心として全国的に討論された結果從來の理想的觀念論を綜合統一化の方向に進ましめることとなり、昭和八年の三月アナルコ・サンデカリズムと人生アナキズム二潮流の合同問題が起つた。その結果機關として自由聯合新聞に根柢を置き、植村、二見、相澤、入江等が中心

となつて共産黨の長所を取り入れることとなり、杉並區馬橋の植村宅に昭和九年五月第一回の會合を開き、その後黨結成の準備會を數回開き、昭和九年六月末、東中野の相澤宅の會議以來、別項の如き日本無政府共産黨の組織を樹立するに至つたものである。そして本年に入つては梅本榮藏、高橋光吉、三村利員、尾村幸三郎等と共に活潑な活動を開始した。まづ關東地方に於ては相澤が中心となつて關東地方委員會の組織が進められ、大阪地方においては二見等の指導の下に志岐義勝、韓國東等によつて關西地方委員會準備會が結成された。また名古屋、豊橋市に於ても中央の戦線統一とともに夫々組織の再建が進められつゝあつた。これ等の組織確立のための資金調達のためから本年十一月の上記銀行襲撃を惹起するに至り、ひいて組織全貌の暴露となり、一齊檢舉となつて組織確立の運動は中道にして挫折するに至つたものである。尙黨首腦部の一人であり、銀行襲撃の首魁であつた二見敏雄は一齊檢舉の網を逃れ逃亡中であつたが、本年十一月二十四日東京市に於て檢舉された。

日本労働救済會

左翼運動の衰微と所謂非常時に當面して合法制を奪はれ、昭和八年には彈壓のため中央に於ける中心活動分子の多數を失つた労働本年頭初に於ける状態は、その自ら言ふところによれば「分散と沈衰のドン底にある」有様であつた。本年初

め支部として活動してゐるのは大阪、名古屋(準)、新潟醫療同盟と富山に存する一連絡團體のみであつた。然も之等の全體的組織は分散の状態に全く有機的連絡を缺いてゐる有様であつた。かゝる不振の状態を打開し、労働の組織を確立する意圖の下に本年初めから労働本部は「大衆的組織の上に立ち合法性を獲得して活潑なる救済活動を行ふ」方針を採り、一月の三・レデー闘争、三・一五記念日闘争等何れも超黨派的性質の鮮明、農村、工場、長屋への浸透による大衆性の獲得の強調を主眼として闘はれた。かく労働は本年何よりもまづその組織自體の確立に全力を傾注しなければならぬ状態にあつたので、本來の任務たる救済活動は本年もまた活潑に行はれたと云ふことは出来ない。本年中に於ける此種活動として見るべきものは、三月東京における東邦争議の犠牲者救済、大阪支部の東北地方救済運動、同大阪支部の中村、北野、井藤、垣見氏等に對する救済カンパ等と本年六月東京本部並びに大阪、名古屋兩支部が一齊に立つて健康保險暴露の運動を起し、之を同保險實施改善運動にまで發展せしめんとした事などであらう。

尙名古屋支部準備會は労働再組織問題を解決すべく本年五月全國代表者會議開催を提唱したが、實現の運びには至らなかつた。終りに労働が本年一月發表せる、昭和十年度事業方針草案

(抜萃)を掲げて置こう。

労働救済會は「無産者の救済は無産者の手で」のスローガンの實踐のために無産者の恒常的救済機關として各種の事業を經營する。

一、事業の種類

労働救済會は法律相談所、診療所、産院、託兒所、失業者の家、労働者クラブ、農民クラブ、食堂文庫、學校等の諸事業を労働者、農民、無産市民、失業者、無産婦人、無産兒童の救済活動として經營する。ブルジョア社會事業と異なり、労働救済會の事業はかゝる恩惠的社會事業と對立して、その××性を暴露し「眞實の救済は無産者自身によつてなされる」ことを具體的事實をもつて大衆の目にハッキリ認識させる。

一、事業の超黨派性

労働の超黨派性は事業を通じて最も明確、直截に表現されてゐる。労働の中心のスローガン「無産者の救済は無産者の手で」を貫徹した事業に於て、彼が社會民主主義者であれ、共産主義者であれ、ファッシストであれ、若しくはブルジョア政黨の支持者であらうと政治的意見の如何を問はず彼が無産者であり、救済を欲してゐる限り暖く包容して行かねばならぬ。此の事業の性質こそ無産者にとつて母の如く親しく慈しみ深い労働の性質であり、あらねばならぬ。

一、事業活動と組織活動との關係

事業の意義には救済活動の方面と組織活動の方面と二重の意義

第五部第一篇 社會主義的運動

がある。事業はそれ自體として一つの日常不斷の救済であり、同時に組織の最大の武器である。だが我らは今日まで事業經營にのみ籠々として追はれ通して今日迄事業を通じての組織活動を等閑に附して来た。事業によつて高められた關心、影響力を組織化することなくしては事業は大衆から浮上りブルジョアの慈善事業と揮ぶ所がなくなる。我等は單なる救済の爲めの救済に終つてはならない。

組織の發展は事業に負ふ所大であり、事業の繁榮は組織の活潑なくしてはあり得ない。現在の事業を見ると事業が膨脹してゐる割合に組織が延びてゐない。事業活動と組織活動の跋行、この組織の立遅れを克服するが當面の急務でなければならぬ。巡回法律相談、借家法、健康保險法、出張診療、健康相談、衛生講話、母の會、産兒制限の話、育兒相談等の事業の街頭進出が組織のために利用されなければならぬ。

一、労働とセクト主義

労働の事業といふことは事業が労働の専有物であるといふことを意味せずして廣く大衆の利用にまかせられてゐることを公示するものである。一定の組織の專屬の事業に非ずして、むしろ一切の無産團體、すべての組織全無産階級に事業が開放されてゐるといふことを明白にしてゐるものである。これこそ共同戦線體として超黨派性を高く掲げる労働の特殊性であらねばならぬ。色々な組織が労働の事業を利用するのは事業の超黨派性からして當然であり、色々な組織が事業を利用すればする程、労働の超黨派性が

事業を通じて愈々發揮されて来るのである。

第二節 その他の社会主義團體及個人の活動

日本共産黨及びその外廓團體が昭和八年を頂點とし爾來急速に凋落して行つてからは、此種團體にして活動を續けつゝあるものは、上來記述した通り極めて少數である。日本共産黨及び日本無政府共産黨は双つながら昨年来組織再建の闘争を行つてゐるが、この兩共産黨の概況は本論第二章第一節及び第三章に記述した。茲には昨年来主として東北地方に組織伸長の運動を續けた日本共産黨多數派の各地方に於ける運動にして各地方官憲によつて檢舉された事件および中央部と連絡なきかもしくは有無不明の地方團體若くはグループの活動の主なるものを列記することとする。

(東朝、大朝、東日、大毎、讀賣、報知等諸新聞記事に據つた)

▲東北九・一一事件

昭和九年九月十一日仙臺市内外を中心に東京、山形等各方面に渡つて日本共産黨並に共青同盟員の一斉檢舉が行はれ、爾來引續き半ヶ年に亘る檢舉によつて五十一名が檢舉せられ、仙臺地方裁判所には取調の結果本年三月指導者鈴木善蔵以下十三名が治安維持法違反にて起訴せられた。同地方に於ける組織再建の過程は次の如くであつた。

が組織され次第に強化しつゝあつたので、縣下の組織はその影響下に入り、多數派を支持するに至つた。

黨中央奪還派は昭和九年初夏早くも東北凶作の見透しを得るやこの機會に乗ずべしとなし、全農全會派再建の指令を發すると共に鈴木は佐竹金造、篠原源吉、菅原恂一、武山貞一等を通じて機關紙「多數派」その他の文書を縣下農村に流入して積極的働きかけを行つた。同年八月鈴木が奪還派中央部に入つた後は全農全會派本部書記原田密玄を東北オルクとして派遣、縣下では坂翁、光岡幹男、眞野正毅、武山貞一、菅原恂一、黒川利雄、杉山一郎渡邊孝次郎等と巧に聯絡し漸く活潑なる活動に入らんとした際、檢舉が開始され縣下全左翼組織はまたもや崩壊粉碎されるに至つたものである。

起訴者氏名は左の如し。(黨員)鈴木善蔵、内崎良雄、金矢俊男、佐藤敏也、小林六郎、黒川利雄、(共青)、岩間幹男、眞野正毅、友常武雄、高橋實、(全協、共青)、五島芳夫、阿部正。

▲青森縣下の組織再建運動

本年十一月六日縣下青森弘前兩市に於ける檢舉によつて大澤久明以下十四名が起訴された。大澤、杉沼秀七等全農系闘士が中堅となつて本年八月のコミンテルン第七回大會に於て決定された方針によつて黨再建を企て、青森地方が連年の打撃凶作に極度の飯米飢饉を告げてゐるのを機とし、九月初旬から社大黨準備會を組織して運動を開始し、凶作農村に喚び入つて、漸次活潑なる活動に移りつゝあつたものである。

昭和八年秋内崎、佐藤、金矢等は黨中央部の指導下に再建運動を開始し、先づ東北帝大、東北學院を中心に黨仙臺地方委員會を組織し、次で黨中央部と聯絡を保持しつゝその指導下にある日本共産青年同盟の組織を通じて仙臺市内の學内左翼細胞を指導せんとする意圖の下に、「共青仙臺學生對策部」を組織し、一方高橋、眞野、五島等の中樞として「プロレタリア科學同盟仙臺地邑書記局」を組織せしめ、同盟員をフラクションとして東北帝大、東北學院、二高、仙臺高工、宮城女專、尙綱女學校を初め街頭婦人等に迄働きかけ、更に同年暑中休暇を利用して五島を隊長とする突撃隊を編成し、旭紡、片倉製絲、キリンビール、東洋製物、三越、藤崎、市電、バス等あらゆる職場に突入した。

次で内崎は中央より仙臺における全協組織確立の指令を受け、五島、阿部等と會合の結果遂に「全協仙臺支部準備會」を結成し前記各工場はもとより一般労働者の左翼組織化を意圖して評定河原及び八幡町等の内洋人、土工飯場に屢々「居住委員會」を開く等積極的闘争を開始した。かくの如くして縣下左翼陣營の基礎工作完了するやいよいよ戦線の大統一を計るため、團體協議會を組織し、全協(五島、阿部、内崎)、仙消(鈴木)、コップ(黒川)、共青(友常、岩間)、が會同を續け、ここに縣下全左翼組織はその基礎を確立すると共に鞏固なる聯絡統制を獲得した。その後この運動方針に基き職場懇談會が持たれるに至り、縣下左翼戦線は猛然たる攻勢に展開したのであつた。

當時中央に於ては「黨中央奪還、全國代表者會議準備委員會」

▲福島縣一・八事件

縣下に於ては昭和七年十一月の全農全會派金子、後藤等の檢舉により一時左翼組織は潰滅の形となつてゐたが、山内二郎、栗城柴田等の殘存分子が昭和八年初めより組織再建運動を開始し、活潑に組織擴大の運動を進めつゝあつたところ本年一月八日縣下に於ける檢舉によつて山内はじめ二十五名が檢舉されて運動は阻止されるに至つた。事件は――

山内、栗城、柴田の三名は八年十一月若松市に會合協議し、會津コンミニストグループ(A・C)を結成し、會津地方各種階級闘争を統一し、活潑なる活動を申合せ廿九聯隊のエネルギーたる會津地方東電、東部各發電所の赤化運動、凶作農民の救済等を主たる闘争目標とし、それぞれ部署を定め、山内が昨年一月上京(A・C)と黨とを完全に連絡づけ、先づ會津消費組合に働きかけ、同組合を日本消費組合聯盟に結びつけ、柴田が責任者となり、高田町全農事務所を組合本部として多數のメンバーを獲得し、昨年五月に入り會津無産團體の協議會を組織し同年六月の若松市議選舉に際しては會津一般労働組合代表保志宗助を擁立して、選舉闘争で組織の擴大強化につとめると共に同年八月は黨中央奪還派の影響下に入り、山内、栗城、佐々木、佐瀬(重)、金子の五名が正式に入黨、同年十月には會津地方總本部派分子をも合同させることとしA・Cの會議を開き總本部派に働きかけて同派を完全に傘下に入れ合同による大業獲得に成功せるものである。

である。

全農縣聯組織部長山内二郎、會津消費組合理事長柴田清作、佐藤一郎、全農縣聯書記長栗城勇、全農縣聯常任執行委員佐々木喜左衛門、金子宗四郎、佐瀬重一。

▲北海道全農組織再建事件

北海道に於ける左翼組織は北海道全協系組合の組織が昭和八年四月の一斉檢舉によつて破壊されて以来潰滅の状態にあつたが、昭和九年一月頃より當時の残存分子洪達善等が中心となり北大を温床として再建運動が開始されるに至つた。即ち昭和八年の北大事件に連座して學園に復歸した北大生洪達善ほか二名が中心となつて同年末時限を治め九年一月全協中央部から派遣された全協オルフ須田朱八郎と共に同月末北大自治學生會を組織してシンパ網の確立に専念した結果、北大農科教授阿雅雅氏等三職員を獲得し、「北大助手團」を結成した。かくて前年の全協事件の残存分子を糾合して學外に進出し、全協札幌、函館兩地区協議會準備會を組織し、更に同年一月初旬には小樽高商を中心に全協小樽地区協議會が成り、前記地區を始め旭川、土別、釧路等道内重要都市に觸手が伸び着々組織化されて行つた。これを探知した道廳警察部では七月十日未明を期して一斉檢舉を行ひ札幌廿一名、小樽十名、函館十名、旭川三名、土別二名の中心人物を檢舉し遂に關係者百八十四名を檢舉するに至つた。うち洪以下左の九名が治安維持法違反として起訴せられた。起訴者氏名左の如し。

高松典三、金子健治、洪達善、武田文雄、横岡雅雄、笠原正雄、

月二十三日全農書記田島、永井が、十月十二日には東京市に於て多數派最高幹部にして縣下組織の指導者たる種村本近が檢舉され、引續き塚越以下六名、合計十名の檢舉を見るに至つた。

種村以下十名は本年四月コミンテルンに對しその屬する多數派を以て國際共產黨日本支部、日本共產黨と正式に認定せんことを求めるためアメリカ、ロサンゼルスに居住し同國共產黨員たる前記鞠子の實弟吉田弘を通じてコミンテルン西歐書記局にその旨を申込んだ外、本縣を中心として多數派のシンパ網並びに機關紙「多數派」の配布網を組織せんとしたものである。組織再建の經過は――

種村等は先づ本年七月神山茂夫を盟主とする再々建共產黨の大檢舉の後、再度農民層を主力とする黨の再組織を計畫し、その第一歩として日本共產黨埼玉地區委員會準備會を結成、運動の根本方針を決定した。即ち前記多數派の陣營にあつた種村一派は、去る七月神山等檢舉に遭ふや新運動方針による黨再建を決定し、八月四日北足立郡片山村吉村參貳方に種村、吉村のほか新井條治、北條英、田中正太郎の五名が參集、農民層を構成要素とする黨の再建を目的として、日本共產黨埼玉地區委員會準備會を組織し、引續き五日、六日、十六日と三回の會議により運動方針として次の「四根本原則」を決定、一、全然獨立した非合法組織内にあつて運動を續けることは再建共產黨に與へられたコミンテルンの指令に見ても誤謬故今後は合法團體の假面に隠れること、その手始めとして全農全會派は總本部派に復活しフラクシオン活動に全力を注ぐ。一、農民層を重視する黨の方針により、先づ農民調査委員會を設

第五部第一篇 社會主義的運動

佐賀徳義、遠山一郎、村上由。

▲茨城縣に於ける組織再建事件

茨城縣下に於ける全農全會派系の山口太一、寺神戸等が中心となつて加藤四悔一派の常南赤化事件の檢舉以來數次にわたる大彈壓により潰滅となつた左翼陣營、主として全農會議派系の組織再建を企畫し、昨年四月山口が上京し黨中央部内多數派上層部からの指令をうけて歸縣するや四月下旬筑波山上で再建運動會議を開き具體的な黨活動方針を決定し、寺神戸が水戸地方責任者となつて組織活動に移り、木村、大塚等を獲得し、山口は總本部派系の全農縣内的重要地位にあるを奇貨とし全農の全協化を企畫し、爲我井ほか八名を獲得し漸次廣範圍な全農を地盤とした黨活動に移り、折柄の冷害被害で痛手をうけ小作米減免要求が各地で農民の自主的な動きとなりつつあるに結びつき、縣下四萬の小作農民の赤化方針を樹立し實行に移らんとする矢先十一月八日一斉檢舉により廿五名檢舉された。

山口等檢舉の後を受けて武蔵谷次、小林貞一等が中心となり組織再建を目標に活躍を開始。縣下水戸地方專賣局、水戸交換局、東茨城郡助川製絲工場等に觸手を伸し、組織の再建を圖つたが本年一月十一日武蔵、小林等十五名が檢舉され、同地方の組織は全く破壊された。

▲埼玉縣下の組織再建事件

本年九月十八日埼玉縣下に於いて全農縣聯執行委員鞠子稔が檢舉され、同人取調の結果縣下に多數派の組織ある事が判明し、同

ける。一、財政の確立並びに各地方責任者の決定。一、出版活動の擴大強化。かくて田中は館林から深谷に移住し運動を開始せんとしつゝあつたものである。

第三章 特殊事件

日本共產黨事件

日本共產黨の組織は昭和七年十月山本正美一派の所謂非常時共產黨壊滅後は野呂、宮本、秋笹、大泉、小畑等によつて再建運動が續けられた。然るに昭和八年再建委員長野呂の檢舉後はインテリ派宮本、秋笹等と労働者派大泉、小畑の對立が激化し兩派別個の中央書記局を構成する有様であつたが、兩者の對立抗争は遂に昭和八年來の所謂リンチ事件に迄發展し、この事件を契機として行はれた一斉檢舉によつて兩派の指導者悉く檢舉され、之がため黨の表面的活動は全く終熄するに至つた。

黨のかゝる完膚なき迄の勢力失墜に對し一部黨員は之をもつて中央部の指導方針の設謬に基くものであるとなして、中央部否認の態度を示してゐたが果然反幹部派全國農民組合全國會議派フラクシオン宮内勇、日消フラクシオン山本秋等は昭和九年三月廿日に至り「中央部を信任せず」との聲明を發

し全的分派闘争を展開した。黨關西中央委員会まづ之に和し、同年五月二十五日日本共産黨史上未曾有の黨内分派運動となり、東京をはじめ京阪神、東北中國の反中央派によつて、遂に日本共産黨中央奪還全國代表者會議準備委員會（略稱多數派）なるものが結成され、機關紙「多數派」を發行、東京では地下鐵ストライキ、關西では昨年九月の風水害の混亂に乗じて街頭闘争を展開し、漸く階級戦上に登場するに至つた。關西中央委員会では京阪神にオルグを派遣、川崎造船所、神戸製鋼、神戸税關、大阪工廠、藤永田造船所に工場細胞を結成せんとし、更に京大、同大に働きかけ、大機争議、和氣鐵線争議、辰馬汽船永代丸船員誠首事件における反戦闘争等に活躍するに至つた。更に多數派は昭和九年初夏頃より東北凶作に着目此機に乗じて東北地方一帯の農民層を獲得して組織を擴大せしめんとし、本年十一月頃に至る間に北海道、宮城、福島、秋田、青森、茨城、埼玉、栃木の各地方組織確立の運動を展開したが、別項記載の如く關西地方では本年四月より八月に至る大阪、京都における検挙で、東北地方では昨年秋季より本年秋に亘る北海道、仙臺その他各地方に於ける検挙によつて再建運動は阻止されるに至つた。

一方リソチ共産黨壊滅後、舊全協刷新同盟指導者神田茂夫は逃亡中の黨中央委員袴田里見と共に昭和九年九月十二日再建指導部を構成し、地下の殘存黨員にその存在を示して之が

糾合につとめ、本年三月袴田検挙の後には鹿島、伊藤等刷同系分子を中心に米國共産黨より再建指導方針書を受け、その方針に従つてまづ關東地方の組織再建指導方針書を受け、その方針に従つてまづ關東地方の組織再建を計る一方モツブルその他文化團體の組織回復を企てつゝあつたが本年七月東京に於ける中心人物の検挙にてこの再建運動も挫折するに至つた。

更にコミンテルンより黨組織再建の指令を受けて歸國せる神達、飯塚の兩名は未だ運動に着手せざるうちに検挙せられ、兩名の袴田派並に多數派の兩幹部を罷免して全く別個の黨中央部を再建せんとする計畫も畫餅に歸した。

次に獄中の佐野、鍋山等の轉向首脳部は轉向と同時に一國社會主義を主張しつゝあつたが、本春舊黨員西村祭喜を中心にして舊黨員並舊共青同盟員等數名によつて日本政治新聞社が組織され、之が「一國社會主義運動の前衛隊」となつてその主張を實踐に移さんとし諸方面の注目をひいた。（此項主として大毎並讀賣新聞に據る）

1 共産黨關西地方委員会事件（多數派）

關で關西地方擴大執行委員会を開催、其の決議に基き京阪神にオルグを派遣、川崎造船所、その他阪神大工場に細胞組織の結成をもくろみ更に京都帝大、同志社大學に働きかけて、學生層獲得を企て大阪機械工作所等の争議には工場街のゼネストを畫策、殊に昨年九月の風水害にはその混亂に乗じて果敢な街頭闘争を展開してゐたが、本年三月まづ前記岩本が檢舉された。委員会ではこの檢舉をもつて黨内スパイの裏切り爲に基くものと見做し、その責任者伏見に對する査問が三月末に行はれ、茲に所謂第二の赤色リソチ事件を惹起するに至つた。このリソチ事件より運動の内容が暴露され、本年四月から八月に至る間大阪府特高課による一齊檢舉が行はれ、合計六十一名が檢舉せられ、内七名が起訴されたものである。事件の内容として傳へられるところは左の通りである。（主として八月十六日大阪毎日新聞による）

丸船員解雇問題をとらへて港灣従業員ならびに軍用船のゼネストを計畫、さらに同年七月の大阪機械工作所争議、本年二月の和氣鐵線争議には附近一帯の工場ゼネストを策し、また昨秋の關西地方風水害當時は人心の不安に乗じてアジ、ピラを撒布してその片鱗を見せる等、中央部奪還の旗幟をかかげつつ主として工場労働者の獲得に狂奔してゐたが、いづつれも失敗に歸した。

本年三月十八日岩本巖が市内に於て逮捕されるや、之を以つて黨員伏見史郎のスパイ行爲によるものと見て關西地方組織部長平葦信行は黨員、大谷、山道、李等と伏見の査問會を開く事を決定、三月三十一日より二日間岩本檢舉當時の状況を取調べつゝ暴行を加へ打撲傷を負はしめた。このリソチ事件を探知せる府特高課は四月三日檢舉を開始し、六月中旬に至る迄に大谷以下七十一名を檢舉した。かくして關西に於ける共産黨の陣營は根底から破壊し盡されたのであつた。檢舉された主要黨員は次の如くである。

前記多數派責任者宮内は昭和九年五月末來阪、川西、重松等の有力分子檢舉後の關西地方委員となつてゐた同組織部長平葦信行、同大衆團體及び財政係岩本巖、大谷兵吉等と北通中之島大ビル食堂屋上で協議を重ね、その結果阪神沿線濱甲子園で二日間にわたり「關西地方擴大執行委員会」を開催、大阪を中心に神戸、京都、中國、九州地方の工場地帯に組織を作る可く積極的活動に入り、大阪では大阪工廠、藤永田造船所の赤化、軍需、金屬、化學關係工場をはじめ辰馬汽船永代

黨關西地方委員会大衆團體及び財政係北地區オルグ、岩本巖、黨關西地方委員会組織部長平葦信行、黨關西地方委員会印刷局責任者京都市補助オルグ大谷兵吉、元黨中國地方吳地區オルグ黨關西地方委員会配布係山道繁、藤永田造船所オルグ共青大阪市委員キヤップ原金吾、元同志社文理同攻會オルグ本田鴻輔、同志社出身、神戸電氣製造所オルグ渡邊博。

一方同じく多数派の一員澤田平八郎は見解上對立的立場にあつた上記平葦、岩本等とは別個に、自ら責任者となつて本年二月下旬大阪港南地区、京都地区等の組織を作り、その擴大強化を圖るため漸次京都地方に進出し同志社大學、同高商、女專等の學校および市電、鐘紡、織物工場等に組織を伸長せしめんと努力したが、本年四月七日の檢舉によつて澤田以下十四名が檢舉され内澤田のみが治罪法違反にて起訴された。即ち澤田は同志社大學同高商、女專の赤化を計り夫々の學生を通じて校内に組織を結成する一方大丸その他の百貨店に於て女店員と連絡をとつて店内の赤化を計つたものである。更に澤田は同大學生の手を通じて機關誌「多数派」その他の印刷物を配布し、京都消費組合員宅をアヂトとなし労働者を糾合し、左翼組織の結成を目指して活動しつゝあつたものである。その他の多数派各地の組織再建運動の主なるものは前章第二節に之を掲げた。

2 共産黨再建事件

日本共産黨は昨年一月所謂非常時共産黨の一斉檢舉によつて組織を破壊され潰滅の状態にあつたが、その後をうけて同年末頃より、神山茂夫及びリンチ事件の殘黨員袴田里見等が指導者となつて黨再建の運動が開始された。

神山、袴田はまづ指導部の更生を計り、昭和九年十二月に

の間二回に互つて米國共産黨から日本共産黨再建運動方針書が國際通信日本版として送られて來た、三浦からこの方針書を渡された神山はこれミンテルンの方針が自己の考へるところと一致したの力を得自ら中心となつて黨再建を企圖する決意をかため川島治作、寺田貢、渡邊久男、望月二郎、磯部彰介、金仁瑞、狩野雅雄等を語らひ、自分は直接再建指導部に参加せず、指導部の顧問となり川島を責任者とし、まづ關東地方から組織化すべく、京濱地区(寺田)、城南地区(望月)北部地区(狩野)、江東地区(渡邊)と各地区の責任者を定め、これと並行的に長谷川忠は直接神山の指導下にあつて工場労働者の組織殊に大工場内の組織獲得に當り、吉富勇、鄭龍茂と共に特別な指導部を構成し、瀧野川區仲崎機械製作所經營者仲崎喜平治を同志に引入れこの工場を赤色労働者養成所としてここで工場労働者を養成し、軍需工場、大工場に送り込み組織扶植の手段とせんとし、現に長谷川忠、吉富勇の兩名が技術の養成に當り、またこの工場を種々の會合の秘密會合所に當ててゐた。このほか黨員小澤道子は獄外被告の獲得を擔任し、轉向者の再轉向を勧誘し廻り、三浦重道はモツブルの組織回復に當り、達林明は文化團體の再建を擔當し、かくて全面的に黨組織の再建を計らんとしてゐたところを探知され、六月二日から十五日までの間に神山以下中心物ごとごとくが檢舉されたものである。

労働者農民運動の大綱方針を樹立し殘存勢力の糾合に努め、本年三月袴田の檢舉後は神山が中心となつて、第二次の準備にかゝり、アメリカ共産黨の指令を受けて組織の確立およびその擴大に努力するところあつたが、今春より六月にかけての檢舉によつて神山、鹿島宗二郎、伊藤貞、等首脳部をはじめ百八十七名が檢舉せられ、再建運動は中道において挫折するに至つた。檢舉と同時に發表せられた再建運動の經過は次の通りである。(主として七月十七日東京日日新聞による)

昭和五年頃全協刷新同盟の指導者として全協本部派に對立して暗躍してゐた神山茂夫は、全協刷新同盟がプロフィンテールの指令に依つて解體後は一時運動から遠ざかつてゐたが、リンチ共産黨檢舉に依つて黨組織が潰滅するや同人は黨中央委員袴田里見と連絡をつけ、袴田と共に、黨再建に當ることになり、再建指導部を構成し、先づ再建の準備工作として各地に散在する黨殘存勢力に對し黨の新しき指導部の存在を知らしむるため、昭和九年十二月労働者農民運動の大綱方針を樹立し「幸運の手紙」を利用してこれを日本全土に傳へる手段を採つた。本年三月袴田が檢舉されるや神山は自己が黨再建の中心となるの外なしと考へ、鹿島宗二郎並に伊藤貞と三名で再建運動の最高指導部を結成し、本年四月「轉換點に立つ全労働者農民運動方針書」を發表し、黨の新しき指導部の存在を指示し、ひそかに同志の獲得に努めるうち二月から四月

3 共産黨事件公判

▲赤色辯護士團公判

昭和八年九月檢舉起訴せられた所謂赤色辯護士團の布施辰治氏外十二名の辯護士及びこれと連絡して赤色救授會に活躍した六名に對する治安維持法違反事件の公判は本年八月以來東京地方裁判所大塚裁判長、吉江檢事係りで審理中であつたが、十二月十七日次の如き判決言渡があつた。

- ▲徴役七年(未決拘留七百日通算)松尾茂樹 ▲同三年六月(未決通算六百日)太田慶太郎 ▲同三年(未決通算三百日)角田守平 ▲同二年(執行猶豫二年)梨本作次郎 ▲同二年(執行猶豫四年)推原操 ▲同二年(執行猶豫二年)俣野旭 ▲同二年(執行猶豫二年)青柳盛雄 ▲同二年(執行猶豫三年)松岡松平 ▲同二年(執行猶豫二年)窪田貞三郎 ▲同二年(執行猶豫一年)土屋英雄 ▲同四年(未決通算二百日)布施辰治 ▲同三年(未決通算百五十日)上村進 ▲同三年六月(未決通算二百日)瀧澤一郎 ▲同三年(未決通算二百五十日)神道寛次 ▲同二年(執行猶豫二年)三浦次郎 ▲同二年(執行猶豫三年)河合篤 ▲同二年(執行猶豫三年)大森詮夫 ▲同二年(執行猶豫一年)島海滋 ▲同二年(未決通算三百日)逢田武、

▲大森ギヤング事件控訴判決

昭和七年秋共産運動資金獲得のため川崎第百銀行大森支店を襲撃せる所謂大森ギヤング事件の控訴審は東京控訴院垂水

裁判長保りで審理中であつたが本年十一月三十一日強盜竊盜銃砲火藥取締違反、私文書並に有價證券偽造行使、爆發物取締違反及び治安維持法違反の罪名の下に左の如き判決言渡があつた。

▲假役十二年(原審は同十五年)久喜勝一 ▲同十三年(同十五年)今泉喜一 ▲同十年(同十年)石井正義 ▲同五年(同六年)三ツ木金藏 ▲同八年(同八年)中村經一 ▲同七年(同七年)西代表治 ▲同七年(同七年)根岸長造 ▲同四年(同四年)田村香磨 ▲同五年(同五年)大木利雄 ▲同五年(同五年)渡邊惣助 ▲同二年(執行猶豫五年)(一審同上)櫻井巧

尙立岡正秋は分離して假役六年(未決四百三十日通算)になつたが大塚有章も分離となり、前記の今泉以下實刑組には何れも百日以上四百日以下の未決通算があつた。

第四章 學生運動

1 學生左翼運動

我國に於ける左翼運動は昭和八年を頂點として以後急速に凋落に向つてゐる。學生左翼運動もこの一般の左翼運動不振の影響を受けて、昭和七年をその最高潮とし、茲兩年全く萎微不振の状態にある。學生社會科學研究會解散の後學生の此

種運動の指導的立場にあつた共產青年同盟及び左翼文化諸團體が活動力を全く失墜して了つたことが、學生左翼運動衰退の主たる原因であらう。殊に昨年から本年にかけて學内における事件数は激減して本年の如き僅かに弘前高校に於いて社會科學研究會組織のため三名の檢舉學生を出したことが傳へられてゐるのみである。文部當局は本年却つて轉向學生保護救済の方針を採り、各大學は何れもかつて左翼事件にて學籍を奪はれた學生にして轉向の實顯著なる者に對しては門戸を開放し再入學を許可しつゝある。高等學校に於ては高校再入學規定を緩和して轉向學生の再入學を容易なしてゐる有様である。(本編第九章参照)本年に於ける此種事件の數字は不明であるが、文部省思想局調査にかゝる昭和十年四月末迄の大學、高校、専門學校及び中學教職員等の全教育關係の思想事件数は學生左翼運動の最近の趨勢を示してゐるから茲に再録掲載して置く事としやう。

文部省思想局の調査によると、大學、専門、高校、中學、教職員等の全教育關係の思想(左翼)事件数は大正十四年一五、昭和四年一七、七年三〇八と激増し七年が最高潮となつて、これから漸次減少し、八年一五七、九年八三となつてゐる。これと共に檢舉者数は大正十四年四五、昭和四年二九二、七年一、一七〇、八年六七〇、九年三〇一となつてゐる。これを學校別にみると大學では事件数に於て七年度は帝大五七、官立三二、公立七、私立四

九、八年度は帝大四四、官立九、公立一、私立四三、九年度は帝大三九、官立一、私立二〇で、檢舉者数に於ては七年度帝大三二八、官立八一、公立二一、私立二〇二、八年度帝大二四七、官立三九、公立二三、私立一四四、九年度帝大九八、官立一、私立七三といふ状態で學校別にみても七年度最高位を示してゐる。高等學校では事件数、檢舉者数、處分者数、起訴者数とも大學と同じく七年から八、九年と下り坂である。即ち事件数は七年官立五五、公立九、

八年官立一二、公立二、九年官立五五で、檢舉者数は七年官立二四九、公立二七、八年官立一〇二、公立一七、九年官立八〇となつてゐる。本年四月末に至る迄の三ヶ年の大學並に高等學校に於ける事件数、檢舉者数、處分者数および起訴者数は左表の如くである。

校種	事件数			檢舉者数			處分者数			起訴者数		
	官立	公立	私立	官立	公立	私立	官立	公立	私立	官立	公立	私立
大學	三三	七	四九	三三	一	一〇二	一五九	一四〇	一	一	一	三三
高等學校	一四五	四九	一四四	一〇二	一三	一四四	三六四	九六	三三	一	一	一
合計	一四八	一四	一五三	一三四	一四	一四六	五二三	一三六	三三	二	二	三三
官立	三三	七	四九	三三	一	一〇二	一五九	一四〇	一	一	一	三三
公立	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
私立	一一四	六	一〇三	一〇〇	一二	一四一	三六四	九六	三三	一	一	一

2、學生自治運動

學生の自治要求を中心とする自主的運動は昭和四年から六年をもつてその頂點に達したが、爾來左翼運動同様萎微振は

ざる状態にある。文部省並に學校當局の學生ストライキに對する強壓的鎮壓政策及び嚴罰主義の採用、それに勞働運動殊に左翼運動の衰退などがその原因をなしてゐるのであらう。もとより年々學生自治運動、學校騒動は依然として相當數勃

發してゐる。然し乍ら此種運動は昔にその數に於て減少を見たのみでなく、その質に於いて著しく低下してゐる。近年の學生運動の多くは自由、自治の要求をめぐつての運動ではなく却つて學校當局者間の軋轢に基因する騒動とか、處分學生若くは罷免教員に對する同情罷校、理事、校長その他學校當局者の排斥の如きものがその大部分を占めてゐる。殊に昨年以來此特徴が顯著である。本年最大の事件であつた東京商科大學の事件の如きまたその一に過ぎない。本年における學生運動の主なものゝは悉くさうであつたと言つても大過ないであらう。

本年中に勃發せる此種運動の主なるもの並にその原因若くは要求等を示せば次の如くである。

- 瀧澤高等商業學校(三月、盟休) 學園淨化、更生のため、不祥事件を惹起せる理事長兼校長並に一教員の引責辭職を要求し、三月十七、八兩日全校生三百五十名盟休、府下長野町山林に籠城。要求事項——校長及一教員の即時辭職、理事長及理事の更迭、學校名稱の変更、理事長の校長兼任不可等。十九日校長の辭職承認により解決。
- 瀧澤高等商業學校(五月、生徒大會) 罷免四職員に同情し理事長排斥、學園淨化を要求。
- 帝國美術學校(五月、盟休) 校長北時吉氏排斥、經營方針の改革、校内自治制の確立等を要求して五月十五日同校生徒三百二十五名盟休、六月二十四日北校長の罷免と共に盟休解除。

基本問題」は審査委員高垣、山内兩教授の審査を通過し、七月九日開催の教授會に回附された。教授會では採決に二十一票中白票七票を算したため賛票は規定の四分の三に達せず遂に否決として葬られることゝなつた。この否決に憤慨せる杉村助教授は辭表を提出するとともに「通過せざりし願末」を序文に掲げ該論文を支持するに至り、茲に問題は初めて表面化されたのであつた。一方豫て同大學の學問的沈滞にあきたらず老朽教授連に不満を抱いてゐた山口、常盤、杉本氏等助教授、助手二十餘名は、この前例なき教授會の否決に對し、之をもつて不通過を策する一部教授の内部工作による所謂學問の惡弊なりとなし、「學問擁護」のため結束して主査高垣教授並に佐野學長問責の運動を起すに至つた。九月五日助教授は「學園刷新」方法につき協議會を開き、同月十二日如水館に於て杉村助教授の問題の著書に關する公開讀書會を、十四日には國立商大講堂にて學生を對象とする同著書の學術的批判講演會を開く事を決定した。越えて七日局面打開のため教授、助教授懇談會が開かれたが、徒らに激論に終始して何等の結論を見るに至らなかつた。此間校友團は同日一橋舊役員會を開き「學長の圓滿辭職要望」を貫徹すべき事を決議すると共にその趣旨の聲明書を發して校友並に學生に喚びかけるに至つた。學校當局は學生動搖防止のため新學期開講前に解決を計らんとし、堀首席教授以下長老教授連は學長、助教授團の間を種々奔走したが、助教授團の態度は依然強硬にて、未解決の儘休暇明けを迎へ事態は一層紛糾するものと見られるに至つた。十二日校友は公開讀書會の際緊急校

第五部第一節 社會主義的運動

高岡高等商業學校(五月、生徒大會) 罷免教官の解職理由明示要求。

中野高等無電傳習所(六月、盟休) 一理事二教授罷免に同情し生徒約八十名六月十五日より盟休。

應慶學校(十月、生徒大會) 十月十九日服裝規定の強制に反對して、要求事項——短髮令絶體反對、服裝に對する干渉反對。

以上の外同志社高商では六月新築武道場に部員生徒が神棚を無斷で設置したところ、學校當局が之が撤去を命じたため柔劍道部員は撤去反對の運動を起した。事件は一轉して配屬將校——十六師團對學校當局の問題となつて相當紛糾したが學校側奉祀を容認して解決。更に十月神戸高等工業學校では同校機械科長川井教授の解職問題より同科卒業生が憤起し古宇田校長不信任、排斥の運動を起した。運動は在校生をもまき込む形勢となり憂慮されたが、在校生は合流するには至らなかつた。

東京商科大学(十月十一日—二十五日盟休) 東京商科大学に於ては、同大學助教授杉村廣藏氏の學位請求論文をめぐり之に對してとられた教授會の處置並に佐野學長の彌縫的態度が問題化され杉村助教授を支持する助教授、助手團は九月初旬佐野學長一派の教授團に對し學園振奮のため奮起するに至り、學園内に紛擾を生ずるに至つた。更に休暇明けと同時に上京せる全學生は助教授團を支持して盟休を決定し、學園の紛擾は遂に學生運動にまで進展するに至つた。先に杉村助教授の提出せる學位論文「經濟哲學の

友大會を開き「一橋學園振奮同盟」を組織し助教授團を全幅的に支持し佐野學長及教授會の責任を問ふ申合せをなし、次の三項目の決議をなし前記一橋舊役員會を實行委員會として目的貫徹に邁進する事となつた。決議——一、學長、教授の引退を希望 二、學生運動彈壓の看視 三、如水會全體への運動の擴大。一方九月十一日新學期と共に上京せる本科、豫科、専門部の各學生はそれらクラス會を開き騒擾に對する態度並に對策を協議しつゝあつたが、十四日に開催された「杉村助教授近著研究會」閉會後引續いて開かれた學生有志大會によつて商大騒動は遂に學生運動へと進展するに至つた。即ち十四日午後國立商大講堂に開かれた新著研究會には學生約一千四百名出席、助教授團は夫々の立場より新著の專門的批判をなして助教授團の立場を闡明した。午後三時閉會となるや直ちに學生有志大會に移り「學園の振奮、明朗化のため學長並に教授の善處を熱望する」旨の決議を採決、實行委員三名は之を學長に手交すると同時に白票教授の公表を迫り、該教授の自決を要求した。次いで學生は十六、七兩日夫々クラス會を開いて學生の總意を纏め、更に十八日には第二回學生有志大會を開き「學長並に教授會の責任を追究する」意味の強硬なる決議を採決、之を學長に手交した。助教授團對學長教授の對立は教授側が杉村助教授の序文字句に關し問責狀を發したる事等から更に激化されるに至つたため、十八日學長は「助教授、教授の兩者が釋然と握手し學園のため盡力するならば全責任を負ふて善處」する旨提案した。この學長の辭意表明により助教授團側は從來の行應りを捨て

無条件で凡そ六長老教授に一任するに至り、茲に事件解決の曙光を望み得るに至つた。然るに圓滿解決を議すべき十九日の教授會では正教授側高垣教授以下十一名が、助教側陳者を要求して上記學長の提案に應ぜぬため事件は再び收拾困難の状態に陥つた。この教授會の結果に憤激せる全學生は二十日講堂前に集合デモを行ひ、二十日午前の教授會が再び決裂のまゝ解散されるや直ちに學生大會を開き長老教授並助教側陳者の支持を決議した。更に二十一、二兩日に亘り學生大會が開かれ助教側陳者の態度を強調すると共に運動を組織化するため統制部の他に交渉、情報、文書、會計の各部を訪れて陣容を整えた。豫科も亦本科、専門部と歩並を揃え全學を擧げて事實上の盟体を續けた。然るに佐野學長は二十日文部當局に辭意を表明し二十五日三浦新七博士後任學長就任を内諾するに及んで白票教授組も大部分は同博士を歓迎する意見を明したので事件は急轉直下解決に向ふこととなつた。即ち校友團よりなる振肅同盟先づ積極的活動を停止し、學生團は三浦博士の説得により同博士を信頼して二十六日より盟体を解き一齊に登校授業を受け、旬日に亘る學生運動は漸く終熄するに至つた。

第五章 藝術家の運動

左翼藝術家の諸團體は昭和七年十一月日本プロレタリア文化聯盟結成後はその加盟團體の一としてコップの統一指導下に闘争を展開して來た。そして同年末に於てはコップの主體

的勢力であつた日本プロレタリア作家同盟(ナルプ)、日本プロレタリア演劇同盟(プロット)の運動はその頂點に達した。然るに滿洲事變勃發以後の急速なる社會情勢の變化、運動の強力化と共に激化する彈壓、そしてかゝる受難期に處する各指導方針の誤謬等が原因となつて、ナルプ、プロット初め左翼藝術家の運動は漸次沈滞下向し、ナルプは遂に昭和九年二月、コップは同年七月何れも自發的に解體するの已むなきに立到つた。ナルプ解體後はナルプ作家は「文學評論」、「文學建設」、「現實」等の諸雜誌によつて夫々活動を續けてゐた。之等左翼作家は本年末林房雄氏の提唱により「獨立作家クラブ」を結成した。同クラブは單に舊ナルプ系の左翼作家のみでなく文藝系作家その他のプロ作家をも抱擁するもので所謂「プロ文學の同伴者」の團體であり、またその性質は「政治的主張」並に「組織的文學運動」を一切排する純然たる社交クラブであり、隨つて從來のナルプの如き運動は期待されないが、しかし文藝懇話會やペン・クラブ等ブルジョア藝術家の團體に對抗する一勢力として相當の活動を期待されてゐる。

ナルプと並んで昭和七年下半年まで華々しい活躍を續けた日本プロレタリア演劇同盟も上記の如く昨年遂に解體するに至つた。かくて左翼劇團としての活動は遂に封鎖されるに至つたが、昭和九年九月舊プロット村山知義氏の提唱によつて從來分立抗争しつゝあつた諸々の新劇團の大同團結なつてそ

の全體的機關としての日本新演劇協會が、單一劇團として「新協劇團」が結成せられ、舊プロット同盟員の一部はこの劇團にあつて「進歩的な、藝術的な新しい演劇の創造普及」の運動に邁進することとなつた。

ナルプの左翼作家群と相對峙するものに勞農藝術家聯盟がある。同聯盟は從來青野、金子氏等の左翼藝術家聯盟と前田河、葉山氏等のプロレタリア作家同盟の二派に分裂して對立を續けてゐたが、昨年二月荒畑寒村氏の斡旋によつて再び合流するに至り、茲に永年の内部的紛争を一掃し「新文戦」に據つて正しきプロレタリア藝術の完成を目標に一路精進することとなつた。ナルプ解體による左翼作家の全面的後退により勞農藝術家聯盟とのギャップも漸次狭められる傾向にあり、本年十二月に結成された「獨立作家クラブ」を通して舊ナルプ作家と或程度の接近が見られるに至つた。

第六章 婦人運動

無産政黨の一翼として階級的立場を標榜せる所謂、無産婦人團體の運動については之を第二部第三篇第四章の記述に譲り、茲には從來の所謂婦人團體にしてブルジョア・イデオロギーの上に立つて婦人参政權獲得を主要目標とする運動について記述するのである。我國婦人参政權運動に於いて從來主

要なる役割をつとめて來たのは婦選獲得同盟、婦人参政同盟、キリスト教婦人参政權協會、婦人矯風會等の團體であるが、昭和七年から社會大衆婦人同盟及び東京婦人聯合が加つて「婦選後援團體聯合會」が結成され、この各派の聯合會によつて運動が進められてゐる。然るに我國に於ける婦人参政權の問題は、近來所謂國家非常時の状態となつてからは、非常時重要事項續出のため、議會に於ても、一般社會に於ても兎角輕視されがちとなり、ために此種運動は直接その影響を受けて近年不振の状態を續けてゐる。この不振打開のために獲得同盟以下各團體は懸命の努力を續けてはゐるが、本年に於ける婦選獲得同盟の活動状況は次の如くである。

婦選獲得同盟の活動 十年度において婦選の獲得は勿論出来なかつたが、十年の初頭に於て金子しげり氏が記者として議會内の席を獲得し、更に十月同氏が東京市囃託に任せられ市政に直接關與し得たことは廣義の參政權の獲得と言ふことが出来やう。六月から起された選舉肅正運動に於て、婦人が選舉肅正中央聯盟の役員の椅子を獲得したのを初め、各地方町村に於て選舉肅正委員會委員に任命された事も事實上に於ての參政權の獲得であり、更にこの運動に各種婦人團體が動員された事は當局者が婦人の協力なくしては政治の肅正淨化の出来ないことを承認したとも見られやう。この事は日本婦選運動に於ては劃期的の事と言つて差支あるまい。東京都制案の立案には牛塚市長が婦人を公認すべき事の必要を内務省當局への意見書中に加へたが、婦人公認の問題が

實際問題として考慮されんとする傾向は本年において特記すべきとである。

婦選獲得同盟英文ニュース月刊 コロンビア大學で研究中の大月照江女史が昭和九年末百ドル寄贈し來つたのを基礎として同盟では毎月四六判八頁英文ニュース「ジャパニーズ・ウイメン」を出すことに一決、藤田たき、市川房枝兩女史編輯委員。

第六回日本婦選大會 於神宮外苑日本青年館、二月十七日、参會者約三百名、主催團體は「婦選獲得同盟」、「日本基督教婦人参政權協會」、「社會大衆婦人同盟」、「婦人参政同盟」の四團體であり、後援團體は日本基督教婦人矯風會、「婦人同志會」、日本紡織労働組合、婦人平和協會、東京基督教各派聯合婦人會、日本婦人記者俱樂部、東京婦人市政研究会、佛教女子青年會、東京府産婆會、基督教女子青年會日本同盟、東京聯合婦人會、全國小學校聯合女教員會、東京女子藥劑師會、青バスマニエール組合、友の會、全關西婦人聯合會、母性保護法制定促進婦人聯盟、東京婦人市政淨化聯盟、子供の村お母様學校の十九團體である。「議案」一、婦人参政權案、二、産師法案、三、母子扶助法、四、家事調停法、五、民法改正案、六、二十五歳禁酒法案、七、労働婦人保護法、八、學制改革案等。

〔決議〕我等は一九三五年の所謂非常時に立つて、婦選獲得の急務を痛感する。非常時とは何ぞや。我等は徒らに危機を叫ぶものに答へやう。女性に國民の半數を占むるもの、女性の力を充實せしめ、女性をして安じて本務につかしむる事こそ、眞に國家百年

右の四事項を協議せる後左の二つの決議を萬場一致可決した。

〔決議〕一、「我等は第六十七議會に對し母子扶助法並に家事調停法の制定せられん事を要求す」二、「我等は内務當局に對し母子ホームの建設助成並に婦人方面委員の任用を奨励せられんことを要望す」

第七章 水平運動

1 運動概況

我國に於ける被壓迫部落民解放運動としての全國水平社の運動は大正十一年三月全國水平社の創立とともに活潑に展開されて來たものである。然し乍ら初期の水平運動は主として差別的対象に對する糾弾に集中されてゐたため、近年差別対象が減少するにつれて運動は次第に沈滞の状態に陥つて行つた。而も運動のかゝる状態がその極に達した昭和七年には全水内部に水平運動の無産者運動への解消、水平社の××××××への解消論すら擡頭するに至つた。この解消論に對立する合法政黨支持、水平社第一主義等が三つ巴に入り亂れ政治的混亂期を齎し、ためにその組織は弱められ、運動は愈々不活潑の状態に陥つた。然るに昭和八年高松裁判所事件を契機とし

の計にして且つ非常時局下の最大急務であると。我等は女性を無視したる國家政策を斷乎として退ける。而して我等は第六十七議會に最小限度の要求として婦選諸案並に母性保護諸案、婦人労働立法の制定を迫る。

〔委員長〕金子しげり〔議長〕市川房枝〔副議長〕千本道子〔書記長〕堺眞柄の諸氏。

選舉公正共同機關 「選舉公正は婦人の手で」との標語で、婦選獲得同盟、参政同盟、参政權協會、社會大衆婦人同盟の諸團體は七月十二日東京日比谷松本樓に聯合女教員會、女性保護聯盟、婦人記者クラブ、聯合婦人會等二十四團體の代表者卅餘名を招待して肅正運動懇談會を開催。婦人團體全部が共同戰線を張つて實際運動を開始することを申合せた。出席者市川房枝、河口愛子、千本道子、山田わか、杉原鶴子、ガンドレット女史等。

上記各團體は婦選運動の他母性保護、母子扶助法制定要求の運動を續けてゐる。此の運動は最近の母子心中の激増に刺激せられ昨年来頓に活潑に行はれたものである。即ち昨年十月獲得同盟以下六團體によつて「母性保護法制定促進婦人聯盟」が結成され山田わか女史を委員長として新議會運動が進められてゐるが、同聯盟は本年二月十六日神宮外苑日本青年會館で婦選大會に先つて最初の全國代表者會議を開催した。協議事項は一、母子保護デー開催の件 二、母子ホーム増設に關する件 三、婦人方面委員任用の件 四、會名改稱の件。

て總本部は廣汎なる大衆的闘争方針を採用し、全國的動員によつてその糾弾闘争を開始するや、再び部落大衆の關心を喚起し、水平社自體を著しく強化し餘裕ある運動へとその歩を踏み出すに至つた。かくして昭和八年高松事件を契機に復興の波にのつた水平運動は本年も上向の傾向を續けてゐる。差別糾弾闘争の如き、本年は近年にその比を見ない程數多くそして活潑に展開されてゐる。而もその闘争の多くは本年度大會に於て確立された闘争方針に従つて政治的、社會的に發展せしめられて來てゐる。昨年来活潑に展開されて來た應急施設費廢止反對闘争、地方改善費増額要求闘争は共に本年も全水戰線の日常闘争として取上られて勇敢に闘はれ相當の成果をあげてゐる。その他糾弾闘争に關聯して闘はれた軍隊内に於ける融和政策確立の運動並に近年急激にその數を増した差別事件を取扱える映畫、演劇、小説を掲載せる新聞、雜誌に對する糾弾を融和方針に基く檢閲制度の樹立に迄で押進める運動は何れも大衆的動員に成効し、事件の政治的意義を大衆に實踐的に理解せしめたと云ふ點で、可成効果的に闘はれたと言ふことが出來やう。そしてこの大衆動員の成効は組織の擴大強力となつて現はれ、京都府、東京府大阪府、香川県その他では次々に支部が結成されてゐる。尙本年度第十三回全國大會に於ては全水三重縣聯の提唱によつて青年部組織の確立が提案可決せられ、大會直後に召集

された青年部組織確立準備会で活動準備につき種々協議が行はれた。

2 大會その他の會合

▲全國水産社第十三回大會——五月四、五日、於大阪市浪速區西濱第一小學校講堂。(出席代議員)百七十三名。(議長)松本治一郎氏。(副議長)三木静次郎、上田晋市、朝倉重吉の三氏。(大會スローガン)一、封建的身分制の廢止。一、一切の賤視差別を絶滅せよ。一、全額國庫負擔による徹底的部落改良施設の獲得。一、軍隊内の差別撤廃方針を確立しろ。一、差別を容認する檢閱方針を改正せよ。一、一切のファッショ運動を粉碎しろ。一、僞まんの反動融和運動を撲滅しろ。一、地方改善費の全額國庫負擔並に増額。

大會第一日は司會者泉野利喜藏氏によつて開會が宣せられ、總本部並に地方の情勢報告とそれに対する質疑應答がなされた。第二日は議事に入る。(議事)一、漆業社會課長糾弾に関する件(可決)。二、佐藤中將糾弾闘争に関する件(可決)。三、東西兩本願寺問責に関する件(可決)。四、差別素行調査事件糾弾に関する件(可決)。五、財政確立に関する件(可決)。六、部落改良施設費増額要求署名運動提唱に関する件(可決)。七、差別糾弾方針確立に関する件(可決)。八、青年部設置に関する件(可決)。九、呼稱統一、役員改選、一九三五年度豫算に関する件(一括上提、夫々決定)。十、地方協議會組織に関する件(可決)。(緊急動議)一、育

英資金増額による高等小學生の給與要求の件。一、高等小學生國史研究參考書内に於ける差別的な文字撤廢の件。一、部落婦人に適切な職業指導要求の件。(以上可決)(新役員)委員長松本治一郎

▲大會宣言第十三回全國大會代議員諸君の周到なる討議と、全國被壓迫部落大衆の熱烈なる支援の下に、本大會は勝利的に、戦ひ抜かれた。この成功は高松地方裁判所事件以來、大衆の間に盛り上つて来た自由と權利に對する要求、並にその獲得闘争が全國的に、如何に熾烈であるかと云ふことを現實に示すものである。全國水産社は部落大衆の總意を代表して、今後凡ゆる日常闘争を活動に展開するであらう。特に佐藤中將糾弾闘争を契機として、軍隊内の融和政策樹立要求闘争並に改善費増額要求署名運動を推し起し、部落大衆の日常生活の凡ゆる向上發展を計ることは、本大會の成果を生かし大衆の要求に答ふる所以である。差別と迫害によつて、その最低生活すら保證されなかつた部落大衆が、自分自からの力によつてその生活權を主張する時が来たのだ。この意義ある闘争に全被壓迫部落大衆を動員し、人民的協力によつてその完全解放を戦ひ取ることは、當面全國水産社に課せられた最大の任務でなければならぬ。この任務の勝利的遂行の爲に、大會は新らしき闘争への劃期的進出を宣言するものである。第十三回大會の勝利的遂行萬歳、全國水産社運動の進展萬歳、全被壓迫部落大衆團結萬歳。

▲第一回中央委員會——一月二十日、總本部。出席者 松本氏外十五名。議事——一、大會開催に関する件。一、大會中心議案決

定の件。一、佐藤中將糾弾の件。一、緊急動議(豊田巡査糾弾の件外四項)。

▲第二回中央委員會——八月二十日、大阪市浪速市民館。出席者 松本氏外十五名。議事——一、中央委員移動に関する件。一、松本強二糾弾闘争の件。一、犠牲者石碑建立の件。一、東西兩本願寺問責の件。一、佐藤中將事件に関する件。一、部落施設費獲得闘争の件。

3 差別糾弾闘争

昭和八年水平運動が數年の沈滞状態を脱して復興の軌道にのつて以來、一時行詰を懸念された糾弾闘争も同年の高松事件を皮切りに漸次活潑に行はれるやうになつた。本年も頭初の佐藤中將糾弾闘争をはじめとし全国各地に多くの闘争が行はれてゐる。そして之等の糾弾闘争を單なる個人的闘争にとどめず、之を社會、政治的闘争にまで高めると云ふ方針は本年も引續き實踐されてゐる。特に本年は五月開催の第十三回全國大會に於て之が議題にとりあげられ「糾弾闘争はその性質上、當に多分の政治的性質を具備してゐるから、苟も反社會的行爲を認められた場合、大衆動員による政治的闘争形態によつて執拗に戦はなければならない」と云ふ趣旨の差別糾弾方針が確立された。もとより本年闘はれた多くの糾弾闘争中には尙可成の自然發生的闘争に止まるものをも見るが、上記

佐藤中將糾弾闘争をはじめ、漆原京都府社會課長糾弾、奈良における松本辯護士糾弾、滋賀縣下の差別教員糾弾、東京市における神社合祀に関する差別事件等々重要事件に對する糾弾闘争はよくその方針に従つて實踐されたものとして注目されるべきであらう。

本年に於ける主なる糾弾闘争は次の如きものである。

- ▲佐藤陸軍中將の差別糾弾(一月) ▲漆原社會課長糾弾(三月) ▲東京市深草區今戸町白山神社合祀に関する差別糾弾(四月) ▲福岡縣糸島郡前原町板持區の高島更正組合長の差別糾弾(四月—七月)
- ▲滋賀縣犬上郡日枝村大町の日技小學校の差別暴行教員糾弾(六月)
- ▲奈良縣生駒郡片桐小學校内の差別事件(六月) ▲三重縣渡金郡西郷村乾蒸における差別區制糾弾(六月) ▲奈良市松本辯護士糾弾(七月) ▲西本願寺無本教區の石松管事糾弾(八月) ▲廣島縣双三郡三次町藤井商工會長の差別糾弾(八月) ▲京都府賀茂郡造賀村小學校長の差別糾弾(八月) ▲福岡市に於ける福岡署差別暴行警官の糾弾(八月) ▲久留米工兵大隊における差別事件糾弾(九月) ▲熊本市における九州日日新聞の差別小説連載事件糾弾(十月) ▲大阪府今宮警察署差別警官糾弾(十二月) ▲熊本縣菊池郡菊地村における同村助役の差別糾弾(十二月)

以上の諸闘争中佐藤中將の糾弾闘争は、糾弾を單に中將個人の問題として局限せず、かゝる行爲に出しめた當局の責任を糾弾するとともに、軍隊内に於ける徹底的融和政策の確立並に融和方針に基く檢閲制度の確立のための闘争にまで高め

られた點に於て上記諸闘争中最重要性をもつものと言はれてゐる。同事件の經過概要は次の如くである。

▲佐藤中將亂彈闘争 陸軍中將佐藤勝氏が昭和九年十一月二十日萬朝報紙に掲載せる「貴族と××」なる論文が踐視觀念を露骨に表示せるものとして全國水平社總本部は昨年末早くも之が亂彈を聲明し、更に九州聯合會、廣島縣聯、熊本縣聯等も總本部の運動に合流するに至り、中將亂彈闘争は全國的規模において展開されることとなつた。全水總本部にては、九年十二月二十日全國より委員を招集して中央委員會を開き次の如き闘争方針を決定した。即ち差別當事者が社會的に重要な地位にある事及び某團體に屬し社會改革の先頭に立つてゐる事などの理由によつてその社會的政治的重要性を認め之を單に中將個人の問題に止めず、進んでかかる差別問題を惹起せしめる要因となつた軍隊内差別の掃蕩のため徹底的融和政策の樹立を軍事當局に要求する方針、並にまた同中將の亂彈闘争は單に中將の個人的亂彈に止めず、最近續發せる文學、映畫、新聞、雜誌等による差別事件の本源は現行檢閲制度にあることを指摘し、支配階級が自らこれを容認して一般社會に各種機關を通じて差別觀念の助長をなせるものなるを追及し、これを政治闘争にまで發展せしむると云ふ方針でも。そして事件調査委員六名を選び本年一月二十四日東京調査の上江彈闘争の火蓋を切つた。調査委員は東京代表と共に二十五日まで本郷區の佐藤邸を訪問し正式會見を行つたが、中將は今回の事件が自己の不明に基く事を認め陳謝するところあつた。委員は之に對し、全水の

根本的態度は軍事當局が融和政策を樹立實施しない限り、佐藤個人の問題を切離して解決出來ぬ旨を説明したが、中將は問題の政治的擴大をおそれ、個人的範圍内に於て解決せんとし、左の如き解決案を提示し誠意をもつて實行すべき事を誓言した。一、萬朝報に陳謝文を掲載し、二、在郷軍人會機關誌「戰友」に事件の經過並びに陳謝の意を含めた感想を載せ、三、軍事當局に對して融和政策の樹立實行を懇請する。委員は之に對し「誠意は一應諒とするが、軍事當局が融和政策を樹立するまでは解決出來ぬ」旨を答へて引上げた。引續いて同日委員は、萬朝報社に於て長谷川社長と會見、差別論文を無條件で掲載したる責任を問ひ、更に翌二十六日は、林陸相と正式會見をなし「軍隊内に於ける融和政策の確立」を要求した。この佐藤中將亂彈を契機とする軍隊内の融和政策確立の運動は第十三回全國大會に議事として討議せられたのをはじめ各府縣聯の會合でも論議せられ、所定の方針に従ひ實踐せられた。即ち三重縣聯は三月「軍隊内に即時徹底的融和政策樹立の件」につき請願書を陸海軍大臣及政府に提出すべき運動を開始し、兵庫縣聯は五月「軍隊内差別撤廢要求」の決議文を姫路第十師團長參謀長に手交し、大阪府聯は軍部當局、旅・師團長に對する陳情運動を夫々行つてゐる。全水九州聯合會は實行委員を選出して第六、第十二師團當局と會見せしめ徹底的融和政策の樹立を要求し、第十二師團に於ては相當の成果を期待し得るものがあつた。

第八章 植民地に於ける運動

第一節 朝鮮

朝鮮に於ける思想運動は昭和七年に朝鮮唯一の合法的民族的解放團體であつた新幹會並にその系統の團體が解消された時運動の民族主義的傾向が清算されると同時に一切の左翼運動が非合法化されるに至つた。そして滿洲・上海兩事件の影響、當時の日本の國際的孤立の情勢、所謂一九三五・六年の危機等々の情勢は朝鮮に於ける此の種運動を刺戟し、昭和八年頃から本年にかけて年々全鮮各地に數多くの運動が起されてゐる。

然乍ら朝鮮には之等の左翼運動を統一指導すべき中心的力量が缺けてゐるので、年々繰返される各地の共產黨再建運動は何れも相互に關聯を有せざる地方的組織の盲動に止まるものが多かつたので、昨年は分散的左翼運動の統一を目標とする二つの重要な運動を見たが、無論本年は未だ何等の成果も挙げられてゐない。本年度に於ても慶州赤色労働組合再建(一月)、江陵の共產黨再建(一月)、平壤赤色労働組合運動事件(五月)、金泉に於ける共產黨再建事件等相當有力な運動が行はれてゐるが、何れもその範圍が各地方に限定されて居り

相互に有機的連絡はない。只茲に注目すべきは上記の各共產黨運動が何れも労働者農民層の組織を意圖し茲に運動の基礎を置こうと努力してゐる事である。従來朝鮮の思想運動は殆んどその凡てが少數インテリ層の秘密結社によるものであつたが、茲兩三年來此の秘密結社の色彩は次第に清算されて行きつゝある。以下本年行はれた此の種運動および前年の事件にして本年發表されるに至つたものゝ概要を記述すること、しよう。(尙次に掲げる諸事件概要は主として大朝、大毎、東日各地方版及び京城日報等諸新聞紙の記事に據つたものである)

▲慶州赤色労働組合事件 本年一月初旬より二十日に至る間に慶尙北道慶州、浦口、甘浦、迎日等に於いて李七星以上約五十名が檢舉された。事件の内容は、上記李が中心となつて昭和七年夏慶州赤色労働組合を結成し、宣傳、組織、連絡、交通の各部署を定め各責任者を置く一方、川北面には労働學校を設置して組織的に赤化運動を行ひつゝあつたが、九年末頃より農村振興組合、砂防工事人夫等に運動の手をのばし、一九三五・六年の國際危局を契機とする不穩計畫の準備工作をなしつゝあつたものと傳へられてゐる。

▲江陵共產黨再建事件(江原道) 昨春朝鮮共產黨事件に連座せる崔鐘容等は釋放後江原道江陵に至り江陵共產黨再建無名秘密結社を組織し港灣労働者及び農民に働きかけ、農村振興反對、港灣労働者の賃銀値上、學校ストライキ等の運動を展開しつゝあつたが、本年一月一齊檢舉により組織は破壊された。檢舉者中四十一名は

本年四月取調の結果治安維持法違反として送局された。

平壤赤色労働組合の組織並に朝鮮共産黨再建運動 本年五月十二、三兩日に亘り平壤府平川里兵器製造所初め府内数工場より労働者二十二名が、更に釜山浦より数名の労働者が檢舉された。これは朝鮮共産黨再建運動および太平洋赤色労働組合所屬平壤赤色労働組合を組織して労働者層の赤化を計畫したためであり、検束者中二十三名は本年九月治安維持法違反として送局された。事件の内容として發表されし所は左の如くである。ロシア共産黨大學卒業の金溶範、朴正愛の二名は昭和七年秋モスクワより朝鮮共産黨再建の指令を受けて歸朝し、平壤の自由労働者の赤化を試みたが失敗に歸し、本年春から工場労働者の獲得を目指し、先づ上記兵器製造所に働きかけて赤色労働組合の組織につとめ、さらに同地の靴下職工の組織、日本製鐵業二浦工場職工の組織に狂奔中發覺檢舉されたものである。尙一味の朴君心はプロフィンテンと平壤同志間の連絡に當り、朱寧川は金と協力して赤色組合の組織に當る一方モスコウの指令により朝鮮共産黨再建運動のため同志獲得に奔走しつゝあつたと言はれてゐる。

朝鮮共産黨再建運動(慶尙北道) 慶北金泉地方を中心とする朝鮮共産黨再建運動並に全朝鮮赤色労働組合建設、金泉地方グループ再建設等の運動のため本年五月十三日指導者李秉一、朴勝源以下六十二名が檢舉され、うち李、朴以下三十五名が本年十二月維持法違反として送局された。事件の内容は次の如くである。指導者李秉一は先に破壊された金泉グループの再建を企圖し、昭和七年

のである。

慶尙南道赤化事件(昭和九年) 昭和九年十月慶尙南北兩道に股がる工場農村の赤化運動を行へる李春根以下七十七名が檢舉され、うち李以下二十名が本年三月維持法違反として起訴された。事件は九年二月指導者李が釜山に潜入し鄭忠乾と協力し労働組合準備委員の組織を計り、鄭の檢舉後は成相鎬と提携して九年五月黨の金丹治の使命を受け組織を更に擴大強化せしめんと努力するに至つた。實行方法としては従來の既成労働者の赤化を廢し、先づ農村婦女子を教養訓練して工場労働者として送り出す事に努力し、多数女工を通じて労働大衆の獲得を計る一方、各工場内に労働調査會、工場研究會等を組織し、テキストを發行する等して工場内に漸次根幹を張らんとしたものである。

朝鮮共産黨再建同盟事件(昭和九年、京城) 在中國民族派の巨頭金元鳳及M.L共産黨の安光泉を中心とする朝鮮共産黨再建同盟事件は昭和八年九月より翌九年五月以降全道に亘る檢舉によつて、五百餘名の檢舉を見たが、取調の結果實に第四次共産黨事件の李載裕指導下の赤勞並に學生組織、權榮臺を中心とする赤勞組織もまた相互に關係を有する事が明にされ、同事件は全鮮的共産黨再建事件たる事が判明した。事件關係者百十一名にかゝる豫審は本年全部終結し、うち五十九名が治安維持法違反として京城地方法院の公判に付せられた。同事件關係者中城大教授三宅鹿之助にかゝる公判は昨年分離して行はれ、同年十二月徵役三年の刑の言渡を受けた。其他は本年上記法院にて公判の結果本年末判決言

第五節第一篇 社會主義的運動

羅弼雲、白樂道と共に、金泉グループ再建協議會を組織した。そして三名は各自分擔を定めて各々組織の擴大を計つた。即ち鐵道運輸交通關係方面を擔當せる李は朝鮮金泉機關庫に工友會を、金泉消費組合に使用人グループ及讀書會を各組織し、更に諸官署銀行會社の使用人に對し親睦會を組織して黨再建の準備運動に資せんとした。また農民、學生方面擔當の白樂道は金泉郡金陸面に農民委員會、農友夜學會、農民親睦會を組織して農民層の教化指導をなし、羅弼雲は學生、その他の労働者方面を擔當し、昭和八年女子労働者グループ並讀書會を組織、次に眞鎭工、大工グループ等を組織する一方金泉高等普通學校内に研究會を組織して夫々が指導に當つて組織の擴大強化につとめ、之を基礎として黨の再建を計らんとしたものである。他方京城に於いては丁吉成が朴勝源、徐丙民等と共に本年當初より京城内に全朝鮮赤色労働組合準備會、朝鮮共産黨再建準備會の中央機關を組織して活動しつゝあり、朴は金泉の上記諸組織を京城の中央組織に連絡せんとして奔命中一齊檢舉となつて各組織は破壊されるに至つたものである。全朝鮮赤色労働組合準備會は今年一月丁、朴、徐の三名が非常時に於ける共産主義者の任務として赤色労働組合の全鮮的結合集結を計らんとする趣旨の下に京城に建設委員會を組織して各自の分擔區域を定めて活動せんとしたものであり、朝鮮共産黨再建準備委員會は本年三月朴及徐によつて組織されたもので、目下の國際時局の危機を狙つて黨の再建設を實現せんとし、京畿、平南、江原、慶尙の各地に分擔區域を定めてまさに活動に移らんとしてゐたも

渡があつた。その主なるもの次の如し。▲徵役五年 權榮臺、鄭泰植▲同四年 李鎮相、▲同三年六月 安鐘瑞(以下略) 本年八月豫審終結と同時に發表せられたところによれば同事件の内容は左の如くである。

在中國民族派の巨頭金元鳳及M.L派共産黨檢舉當時逸早く國外に逃走した安光泉等中心となり同地方に散在する民、共兩主義者有力分子を糾合して昭和四年暮頃北平に於て『朝鮮共産黨再建同盟』を組織し鮮内に於ける共産運動を指導すべく企て其の附屬事業として『レーニン主義政治學校』を附設し青年主義者の教養訓練に當つたのである。之が訓練を受けた李康明、李鎮一、魚魯植、吳尙善、吳永甦、權五勳外數名は昭和五年秋頃から幹部の命を受けて漸次鮮内に潜入し京城、江原道江陵、平壤、新義州、大邱等に散在し工場、農村を基礎として細胞組織に着手し京城に於ては鄭東源、劉基春、李鎮一、李康明等中心となり工場、街頭、學校、農村等各其の部署を定めて既に十數名の同志を獲得してゐたのであるがまだ具體的組織を見るに至らずして檢舉せられ、李載裕は第四次共産黨事件で檢舉せられ昭和七年の十二月出獄したのであるが、出獄早々舊同志や左翼青年の糾合に奔走し、崔子福(京城電氣學校)邊雨植外二名、(培材高普)李行を手先として京城府内私立中等以上の學内組織に着手し檢舉當時迄に徵新、養成、中央高普、同徳女高普、京城女子商業等十數校に各數名乃至十數名の同志を得て反帝及モツブルの組織を進め一方に於て李載裕は昭和八年七月頃から李鎮相、下洪大、李順今等と共に赤色労働組合の組